

第1章 総 則

第1節 方 針

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、御嵩町（以下「町」という。）の地域にかかる災害の対策に関し、町及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

また、この計画は、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- (1) 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要地域の調査及び指定、その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害防除に関する計画
 - カ リ災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク 災害警備に関する計画
 - ケ その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

2 計画の性質

- (1) 御嵩町地域防災計画は、「一般対策編」と「地震対策編」の両計画をもって構成し、「岐阜県水防計画」とも十分な調整を図る。
- (2) 「一般対策編」は、風水害等災害に対し、町、県、及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものである。
- (3) 「一般対策編」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画を周知し効果的な運用ができるように努める。
- (4) この計画に基づく施策推進に当たっては、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会が丸一となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組を推進する。



3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

したがって、各機関は、毎年関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出する。

4 計画の構成

「一般対策計画」は、災対法第40条の規定に基づき、町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 事故災害対策
- 第5章 災害復旧計画

5 想定する災害

「一般対策計画」の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策計画」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 航空機事故による災害
- (4) 鉄道事故による災害
- (5) 道路事故による災害
- (6) 原子力事故による災害
- (7) 危険物の爆発等による災害
- (8) 可燃性ガスの拡散
- (9) 有毒性ガスの拡散
- (10) 林野火災による災害
- (11) 大規模な火災による災害
- (12) その他の特殊災害

6 県地域防災計画との関連

- (1) この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、抵触しないものとする。
- (2) この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

7 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町本部とは、御嵩町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部中濃支部をいう。
- (4) 町計画とは、御嵩町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、御嵩町災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部中濃支部長をいう。
- (9) 消防本部とは、可茂消防事務組合消防本部をいう。
- (10) 消防本部長とは、可茂消防事務組合消防長をいう。
- (11) 消防職員とは、可茂消防事務組合消防職員をいう。
- (12) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (13) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、その他異常な自然現象(地震を除く。)をいう。
- (14) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害、亜炭鉱廃坑跡の陥没災害、その他の大規模な人為的事故をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読みかえる。

災 害 対 策 本 部 設 置 時	災害対策本部不設置時(平常組織時)
県 本 部	岐 阜 県 (防 災 課)
県 本 部 長	岐 阜 県 知 事
県 本 部 ○ ○ 部 ○ ○ 班	岐 阜 県 ○ ○ 部 ○ ○ 課
県 現 地 災 害 対 策 本 部	岐 阜 県 (防 災 課)
県 支 部	県 事 務 所 (振 興 防 災 課)
県 支 部 長	県 事 務 所 長
県 支 部 ○ ○ 班	県 事 務 所 等
町 本 部	御 嵩 町 役 場
町 本 部 長	御 嵩 町 長
本 部 連 絡 員	本 部 連 絡 員 の 担 当 職 に あ る 者

第2節 防災に関する組織

1 御嵩町防災会議

御嵩町防災会議は、町長を会長として御嵩町防災会議条例（昭和37年条例第19号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 御嵩町長

(2) 委員

ア 国及び県の関係地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

イ 岐阜県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

ウ 町の職員のうちから町長が指名する者

エ 教育長

オ 消防団長

カ 可茂消防事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者

キ 指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関の職員のうちから町長が委嘱する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

(3) 専門委員

専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

2 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関と相互に協力して、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災活動を実施する。また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

(6) 住 民

大規模災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されたりすることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第3節 町及び防災機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 町

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町	1 御嵩町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 被害の調査及び報告と情報の収集等 5 災害の防除と拡大の防止対策 6 救助、清掃、防疫等被災者の救助、保護 7 災害復旧資材の確保と物価の安定 8 被災産業に対する融資等の対策 9 被災者の生活確保 10 被災町営施設の応急対策 11 災害時における文教対策 12 災害対策要員の動員、雇上 13 災害時の交通、輸送対策 14 被災施設の復旧対策 15 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用 17 その他災害対策

2 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
可茂消防事務組合 消防本部	1 町本部が行う防災に関する施設組織の整備と訓練の協力 2 災害による被害の調査と情報の収集 3 災害の防除と拡大防止 4 救助・救急及び被災者の保護 5 避難誘導 6 岐阜県防災ヘリコプター及び広域航空消防応援実施要綱によるヘリコプターの要請 7 緊急消防援助隊及び岐阜県広域消防応援協定に基づく応援要請 8 その他の災害対策

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 (中部地方整備局)	1 災害予防 (1) 所管施設の整備と防災管理 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 河川防災ステーション、緊急河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備 2 初動対応 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣 3 応急・復旧 (1) 水防のための警報等の発表・伝達と水害応急対策 (2) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 県からの要請に基づく災害対策用機材等の貸付
中部森林管理局	1 国土保全事業の推進 (1) 治山事業の充実 (2) 保安林の整備とその適正な管理 2 災害予防対策 (1) 森林施業の防災措置 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 3 災害応急対策 (1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 (2) 災害応急又は災害復旧資材の貸付 (3) 災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給 4 災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
東海農政局	1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導

	<p>4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導</p> <p>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導</p> <p>6 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</p> <p>7 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等</p> <p>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導</p> <p>9 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握</p> <p>10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</p>
気象庁（岐阜地方気象台）	<p>1 観測施設の整備、維持及び観測資料等の収集、整理</p> <p>2 防災気象情報の発表及び伝達</p> <p>3 情報伝達及び連絡体制の整備</p> <p>4 関係機関との連携による防災体制の強化</p> <p>5 防災訓練の実施及び関係機関との協力</p> <p>6 防災に関する知識の普及、意識の啓発</p>
岐阜労働局 多治見労働基準監督署	<p>1 事業場における労働災害の防止</p> <p>2 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備</p> <p>3 悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保</p> <p>4 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止</p> <p>5 労働保険料等の納付猶予の措置</p>

5 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第 35 普 通 科 連 隊	<p>1 防災に関する調査推進</p> <p>2 関係機関との連絡調整</p>
航 空 自 衛 隊	<p>3 災害派遣計画の作成</p>
岐 阜 基 地	<p>4 防災に関する訓練の実施</p>
小 牧 基 地	<p>5 災事情報の収集</p> <p>6 災害派遣と応急対策の実施</p>

6 警察

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可 児 警 察 署	<p>1 各種情報の収集・伝達及び民心安定のための広報活動の実施</p> <p>2 危険区域居住者の避難誘導、被災者の救出及び救助活動</p> <p>3 被災地における交通秩序の確保並びに不法事案等の予防及び取締り</p> <p>4 遺体の見分、検視等</p> <p>5 自主防災組織等に対する活動支援</p> <p>6 その他、町本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力</p>

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
御 嵩 郵 便 局 御 嵩 中 郵 便 局 上 之 郷 郵 便 局 伏 見 郵 便 局	1 災害時における郵便業務の確保 (1) 郵便の運送、集配の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策の実施 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便 等の料金免除 3 郵便局の窓口業務の維持
株 式 会 社 岐 阜 放 送 株 式 会 社 中 日 新 聞 社 N H K 岐 阜 放 送 局 株 式 会 社 岐 阜 新 聞 社	1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金の募集、配分 4 放送施設の保守
N T T 西 日 本 株 式 会 社 岐 阜 支 店 株 式 会 社 N T T ド コ モ K D D I 株 式 会 社 ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社 楽 天 モ バ イ ル 株 式 会 社	1 電話（通信）施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
日 本 赤 十 字 社 岐 阜 県 支 部 御 嵩 町 分 区	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中 部 電 力 株 式 会 社 中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 中 部 電 力 ミ ラ イ ズ 株 式 会 社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時の電力供給 3 被災施設の調査と災害復旧
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	1 鉄道施設の整備 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査及び復旧

8 医師会等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可 児 医 師 会 可 児 歯 科 医 師 会 岐 阜 県 薬 剤 師 会 可 茂 支 部	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

9 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J A め ぐ み の 可 児 本 部 み た け 支 店 中 支 店 伏 見 支 店 可 茂 森 林 組 合	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はあっせん 4 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又はあっせん
可 児 土 地 改 良 区	1 農業用ため池等の施設の整備と防災管理

	2 その他、町本部の行う農業関係の被害調査及び復旧対策についての協力 3 たん水防除施設の整備と防災管理 4 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
可児川防災等ため池組合	1 農業用ため池等の施設の整備と防災管理
御嵩町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進 3 義援金品の配分
御嵩町商工会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェーブ株式会社	1 町民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 放送施設の保守

10 災害上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医 療 施 設 の 管 理 者	1 災害時における病人等の収容及び保護 2 災害時における被災負傷者の治療及び助産 3 避難施設の整備及び避難訓練の実施
金 融 機 関	1 災害関係の融資に関する措置の要請 2 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請 3 手形交換、休日営業等に関する措置の要請 4 生保及び損保保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置の要請 5 営業停止等の対応に関する措置の要請
危険物、高圧ガス等取扱い機関、給油所等ガソリン取扱い機関	1 危険物、高圧ガス等の防災管理 2 災害時における高圧ガス、LPガス等の供給 3 ガソリン等危険物の防災管理 4 災害時におけるガソリン等の供給

11 地域住民の自主防災組織

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 主 防 災 組 織	1 自主防災組織の整備 2 防災思想の普及 3 防災資機材の整備 4 地震予知情報等の伝達 5 組織的初期消火 6 負傷者等の救出救護 7 組織的避難 8 給食給水活動 9 各種防災訓練への参加 10 要配慮者の支援及びその他の相互扶助
ゴ ル フ 場 経 営 者	1 災害時における防災情報通信機能の確保 2 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動

第4節 住民等の基本的責務

1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を推進する住民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、国、県、あるいはその他防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施など防災活動の推進に努める。

第5節 町地域の地勢と災害の概要

1 自然的条件

(1) 位置

町は、岐阜県の中南部、可茂地域の南部に位置し、町域は東西12.4km、南北8.9kmの広がりを持ち、面積は56.69km²を有している。

中部圏の中心地である名古屋市及び県都岐阜市まで35kmの圏域にあり、東は瑞浪市、西は美濃加茂市、可児市、南は土岐市、北は八百津町と接している。

位	置	北緯	35度25分52秒
		東経	137度8分1秒
広	ぼう	東西	12.4km
		南北	8.9km
		面積	56.69km ²

(2) 地形

町の周囲は山で囲まれており、面積の59.5%（約3.368ha・平成23年度）が山林である。山林は、希少動物が生育する貴重な里山であり、712haが保安林に指定されている。

また、町内の中央を可児川が東西に流れ、北部には木曾川が流れている。西には、美濃太田盆地の一角を担う平坦地が広がり、南は緩やかな丘陵地、北は小高い山が連なっている。

(3) 気候

町は、周囲を山で囲まれており、気候は内陸であるため、昼夜の気温較差はややあるものの、雨、雪のいずれも少なく、県下では降雨量の少ない温暖な地域である。

年間平均気温は、最近10年間は、15℃前後を推移し、降水総雨量は、年間1,500～2,000mm程度で推移している。

年 区分	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
降 水 量 (mm)	1,984	2,075	1,455	1,733	1,499	1,591	2,201	2,478	1,846	1,646
平 均 気 温 (℃)	14.9	15.9	14.9	15.2	15.2	15.0	15.3	16.3	15.0	14.8

(気象庁ホームページデータを集計)

2 社会的条件

(1) 人口

町の人口は、昭和15年～25年にかけて大幅に増加したものの、一時は減少傾向を示した。しかし、昭和45年以降は増加に転じていたが、平成22年度の国勢調査では平成17年度の人口19,272人よりも減少し、18,824人となっている。近年はその増加率がやや停滞のみからやや減少の傾向にある。一方世帯数は年々増加しており、昭和60年に1世帯当たりの人数が平均3.9人であったのが、平成22年には3.0人と減少し、核家族化・少子化の傾向が表われている。

また、65歳以上の高齢者の人口比率が増加しており、昭和60年には11.7パーセントであったものが、平成22年には24.2パーセントに上昇している。こうした高齢者人口の増加は、災害時に行動が不自由な避難

行動要支援者対策の必要性を示している。

(2) 土地利用

町の市街地は、用途地域が指定されている既成市街地と、東海環状自動車道の可児御嵩ICの開設及び国道21号バイパスの整備に伴い、周辺の宅地化が進み、発展途中にある新市街地により構成される。既成市街地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備は行われておらず、市街地の安全性と利便性の向上が必要とされている。

今後は、自然環境の保全と調和を考慮し、また防災上の視点を踏まえ、計画的な土地利用に基づいて整備を図ることが必要とされる。

町の総面積は5,669haで、その利用区分は、次のとおりとなっている。

地目別土地利用状況 (令和3年1月1日現在)

(単位：ha)

田	畑	宅地	池・沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
388	107	432	4	1,880	43	504	2,311	5,669

用途地域指定状況

(令和6年4月1日現在)

種類	面積 (ha)	構成率 (%)
第1種低層住居専用地域	約 128	24.7
第2種低層住居専用地域	9.1	1.8
第1種中高層住居専用地域	66	12.7
第1種住居地域	171	33.0
第2種住居地域	34	6.6
準住居地域	18	3.5
近隣商業地域	13	2.5
準工業地域	15	2.9
工業専用地域	64	12.3
合計	518.1	100.0

(3) 産業

町の農業は、水田農業が中心であり、水田調整作物としては加工用米や大豆、野菜等の栽培が行われている。認定農業者を中心に農地集積が進んでいるが、農家の多くは小規模の兼業農家である。

一方、主要産業である工業は、工業団地「グリーンテクノみたけ」「平芝工業団地」を中心に、無公害、研究開発型企業などの付加価値で技術力の高い企業を誘致しており、従来の窯業・土石製品製造業からプラスチック製品製造業への構造転換が図られている。特に、東海環状自動車道開通により、企業誘致が促進されている。

また、商業機能は、御嵩駅周辺や中山道、国道21号沿道にやや集積が見られる程度で、隣接の可児市への買い物が多くなっている。

観光については、中山道の御嶽宿、伏見宿をはじめ、歴史の道「中山道」や東海道自然歩道の街道ウォーキングに訪れる観光客が多い。

(4) 交通

ア 道路

町は、東西を走る国道21号や町を南北に貫く「東海環状自動車道」をはじめ、主要地方道の多治見白川線、恵那御嵩線、一般県道の井尻八百津線、御嵩可児線、御嵩犬山線、飛騨木曾川公園線、多治見八百津線、御嵩川辺線などにより道路網が形成されている。

特に、東海環状自動車道可児御嵩 I C が近接し、アクセス道路となる国道21号可児御嵩バイパスの整備により、交流圏域が広がった。今までも国道21号により岐阜市や犬山市など名古屋方面、土岐市方面と結ばれていたが、さらに東海環状自動車道により美濃市、豊田市方面などとの交通の利便が向上している。

国道・県道の整備状況

(令和4年4月現在)

種別・区別	路線名	道路延長 (m)	道路延長 (m)		幅員 (m)	舗装率 (%)
			本舗装	軽舗装		
一般国道	国道21号線 (旧道)	6,922	6,922	0	7.00~14.65	100.0
一般国道	国道21号線 (可児御嵩バイパス経由)	11,641	11,641	0	20.50~21.25	100.0
主要地方道	恵那・御嵩線	4,255	4,255	0	4.5~15.0	100.0
主要地方道	多治見白川線	4,354	4,354	0	7.1~36.4	100.0
一般県道	井尻八百津線	7,613	7,613	0	3.3~16.9	100.0
一般県道	御嵩可児線	3,510	3,510	0	4.5~27.8	100.0
一般県道	御嵩犬山線	973	973	0	6.4~19.2	100.0
一般県道	飛騨木曾川公園線	4,884	4,884	0	5.2~23.2	100.0
一般県道	多治見八百津線	2,422	2,422	0	6.0~17.7	100.0
一般県道	御嵩川辺線	1,623	1,623	0	7.5~24.8	100.0

国土交通省・可茂土木事務所

都市計画道路の整備状況

(令和6年4月現在)

御嵩町	路線数	計画決定延長 A (m)	概成済延長 B (m)	改良済延長 C (m)	進捗率 (%)	
					C/A	(B+C) / A
	12	25,810	13,170	7,330	28.4	79.4

イ 鉄道・バス

町と名古屋圏を鉄道で結ぶ名鉄広見線が町の中央部までを走り、町内には顔戸、御嵩口、御嵩の3駅が配置されている。同路線は通勤・通学のための重要な交通手段であるが、利用者は大きく減少している。名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の乗降者数は、平成9年度に約207万人あったのが令和4年度には約77万人となっている。

一方、町は交通不便地域の解消や高齢化に対応するためコミュニティバス（ふれあいバス、ふれあ

い予約バス)を運行するとともに、廃止された名鉄八百津線の代替バス(YAOバス)を可児市、八百津町とともに運行している。

3 災害条件

町は、地勢その他に恵まれた地であり、過去には1959(昭和34)年及び1961(昭和36)年の伊勢湾、第2室戸台風の上陸による災害に見舞われ、近年には2010(平成22)年7月15日、2011(平成23)年8月23日、2011(平成23)年9月20日に豪雨災害に見舞われた原因別の災害の概要と将来予想される災害の想定は、おおむね次のとおりである。

(1) 水害・土砂災害

水害は、町の地勢的条件から集中豪雨に伴う山腹の崩壊等による土砂の流出を伴う土砂災害(特に、地すべり)の発生が予想されるものの、低地帯のように広い地域にわたって長期間たん水による大規模水害が発生するものではないと考えられる。

(2) 火災

町の地域内においては、大火災の発生は近年少ないが、家屋が密集しているところが多く、強風あるいは大地震時においては、大火のおそれがある。また、町の林野面積は、総面積の約6割を有していることから、地形的条件や、水利の悪い地域にあっては、大規模な林野火災の発生が考えられる。

(3) 台風

風害のみによる直接の被害は、沿海地帯と比較すれば少ないが、昭和34年の伊勢湾台風あるいは昭和36年の第2室戸台風のように大型台風が琵琶湖上を北上する場合には、両台風時程度の被害の発生が予測される。

(4) 震災

町における地震による大規模被害は、濃尾大震災時のみであるが、他災害と異なりその発生予測あるいは直接的な予防対策がないことから、発生が憂慮されている南海トラフ巨大地震等が発生すれば家屋が密集しているところや、亜炭鉱廃坑で特に坑道の浅い地域では、濃尾地震以上の被害が予想され、急傾斜地を中心に地すべり、山くずれ、がけ崩れ等の大きな被害が予想される。

(5) 過去の災害履歴

本町に被害があったとみられる過去の災害は次のとおりである。

発 生 年 月 日	災 害 の 状 況
1707(宝永4)年	美濃の大地震
1750(寛延3)年	伏見宿火災
1791(寛政3)年	大風により御嵩村7戸、中切村3戸など倒壊
1799(寛政11)年	御嶽宿で大火
1802(享和2)年2月	御嶽宿で大火。本陣、脇本陣など32戸焼失
1824(文政7)年1月	大地震
1837(天保8)年8月14日	大風で伏見宿で54戸が倒伏など甚害
1838(天保9)年	伏見宿の大火で本陣を含め29戸焼失
1848(嘉永1)年	伏見宿で大火、23戸類焼、御嶽宿で大火、24戸焼失
1850(嘉永3)年7月	大風
1865(慶応1)年	可児川・木曾川の洪水
1866(慶応2)年	大風雨で伏見宿、56戸倒壊
1877(明治10)年2月27日	御嵩村まちなみ大火、40戸焼失
1891(明治24)年10月28日	濃尾大震災

1911（明治44）年7月3日	大雨洪水浸水により家屋多数被害
1934（昭和9）年9月21日	室戸台風
1937（昭和12）年6月18日	大雷雨
1959（昭和34）年9月26日	伊勢湾台風により各地に被害
1961（昭和36）年9月16日	第2室戸台風による大雨
1976（昭和51）年9月12日	豪雨災害、床下浸水4戸
1999（平成11）年9月15日	豪雨災害、軽傷1名、全壊1戸、一部破損3戸、床上浸水11戸、自主避難1世帯2名、避難勧告2世帯11名
2010（平成22）年7月15日	短期的局地的豪雨災害 全壊1戸、一部破損3戸、床上浸水28戸（住宅26戸、病院2棟、福祉施設1棟）床下浸水72戸、避難勧告132世帯480名（避難者 65世帯161名）
2011（平成23）年9月20日	台風15号 死者1名、軽傷1名、全壊1棟（倉庫）、半壊4戸、一部破損1戸、床上浸水18戸（住宅16戸、病院1棟、福祉施設1棟）、床下浸水68戸、避難指示8世帯21名、避難勧告2,328世帯6,506名、避難者153世帯355名、断水109戸

（御嵩町史ほかより）

4 複合災害対策

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図るものとする。

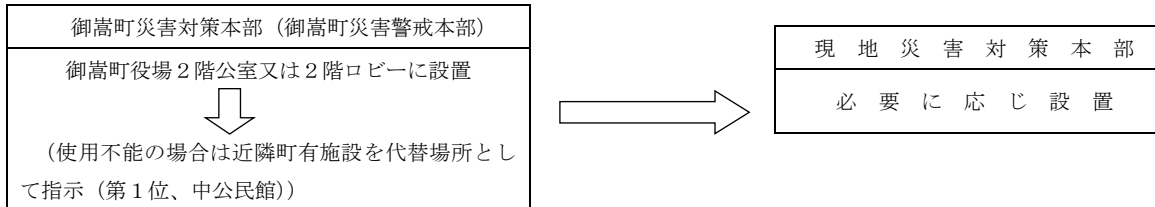
町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

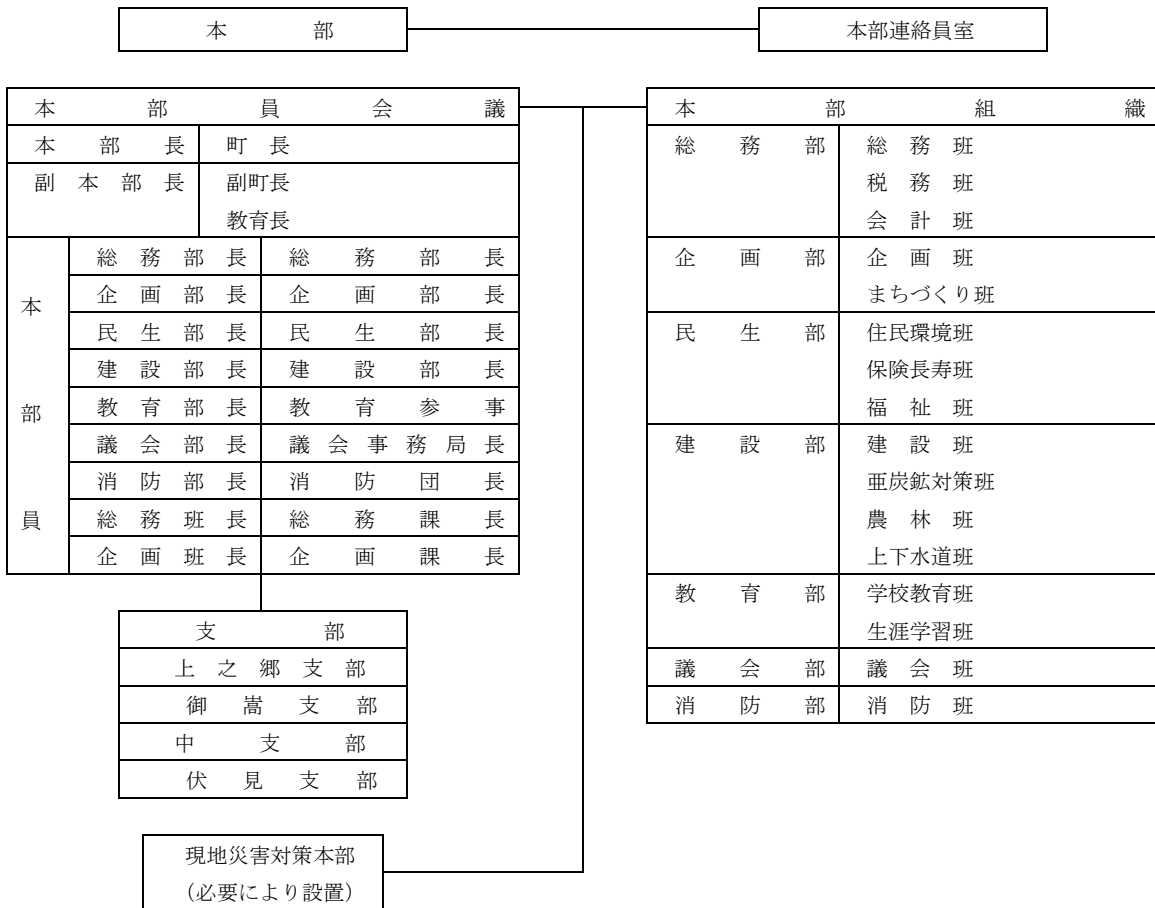
第6節 災害対策本部の組織

町本部は、御嵩町災害対策本部条例（昭和37年条例第20号）の定めに基づく次の組織によるものとする。なお、町本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、第3章第1節第1項「災害対策本部運用計画」による。

1 町本部の系統及び設置場所



2 本部編成



御嵩町災害対策本部 (御嵩町役場内)	支 部	
	名 称	区 域
	上之郷支部	上之郷出張所内
	御嵩支部	御嵩公民館内
	中支部	中出張所内
伏見支部	伏見出張所内	

3 分担任務

各組織の分担任務は、次による。

(1) 本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、必要があるときに開催し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進にあたる。

(2) 本部連絡員室

本部連絡員室は、災害対策について本部と各部班の連絡及び本部会議の庶務等に関する事務の処理にあたる。

(3) 本部組織

班長の属する係等の職員はそれぞれの班員となるものとし、各部、各班の分担任務は次のとおりとする。ただし、震度4以上の地震が生じたときは、地震対策編第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」に定める体制とする。

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	分 掌 事 務
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 災害対策本部の設置、運営等に関する事。 3 災害対策の全般、災害情報の収集、予警報の伝達に関する事。 4 職員の動員及び各班の連絡調整に関する事。 5 避難情報に関する事。 6 警戒区域の設定に関する事。 7 県、警察、消防機関その他関係機関との連絡調整に関する事。 8 自衛隊派遣要請に関する事。 9 被害状況の取りまとめ及び県への報告に関する事。 10 防災行政無線の管理に関する事。 11 災害関係文書の印刷、受理、発送、保存に関する事。 12 災害予算編成及び財政に関する事。 13 交通安全対策に関する事。 14 緊急通行車両の確認申請に関する事。 15 町有車両及び民間車両の借り上げに関する事。 16 町有財産の災害対策に関する事。 17 非常電話の増設及び管理に関する事。 18 総務部内の連絡調整に関する事。 19 本部長の秘書に関する事。 20 災害見舞金及び視察者等に関する事。 21 災害業務に従事した職員の公務災害に関する事。 22 被災職員の福利厚生に関する事。 23 技術員等の雇用の調整に関する事。 24 災害・被害状況の撮影及び保管に関する事。 25 報道機関との連絡調整に関する事。 26 他班の応援に関する事。
	税務班 (税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害の調査に関する事。 2 住家屋等被害の調査に関する事。 3 集積場所における食料、物資の仕分けに協力すること。 4 リ災証明に関する事。 5 災害による町税の減免措置に関する事。 6 他班の応援に関する事。
	会計班 (会計管理者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受付及び管理に関する事。 2 災害関係経費の経理執行及び物品の出納に関する事。 3 他班の応援に関する事。
企画部 (企画部長)	企画班 (企画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害・被害状況の広報に関する事。 2 電算機器情報の保全に関する事。 3 再生可能エネルギー等、循環型避難所の構築に関する事。 4 他班の応援に関する事。

	<p>まちづくり班 (まちづくり課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び観光関係の被害調査及び災害対策に関する事。 2 災害時における食料確保及び輸送に関する事。 3 生活必需品の確保に関する事。 4 被災商工業者に対する金融措置に関する事。 5 誘致企業の災害対策に関する事。 6 集積場所における食料、物資の仕分けに関する事。 7 応急仮設住宅建設の協力に関する事。 8 他班の応援に関する事。
<p>民生部 (民生部長)</p>	<p>住民環境班 (住民環境課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会との連絡調整に関する事。 2 被災者の相談に関する事。 3 災害時の環境衛生に関する事。 4 災害時における廃棄物の処理に関する事。 5 下水道共用区域以外の個人住宅の仮設トイレの設置に関する事。 6 他班の応援に関する事。
	<p>保険長寿班 (保険長寿課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助の全般的対策及び実施に関する事。 2 要配慮者の避難等安全確保に関する事。 3 国民健康保険の保険税の減免措置に関する事。 4 介護保険の保険料の減免措置に関する事。 5 後期高齢者医療の保険料の減免措置に関する事。 6 他班の応援に関する事。
	<p>福祉班 (福祉子ども課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 町社会福祉協議会、日本赤十字との連絡調整に関する事。 2 ボランティアの受け入れ及び調整に関する事。 3 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事。 4 要配慮者の避難等安全確保に関する事。 5 災害による遺体の収容及び埋葬に関する事。 6 生活福祉資金の貸付に関する事。 7 保育園児の避難等安全確保に関する事。 8 保育料の減免措置に関する事。 9 避難所開設に関する事。 10 食料及び生活必需品の配分等に関する事。 11 炊き出しに関する事。 12 救護所の設置に関する事。 13 食品、保健衛生に関する事。 14 医療、助産、防疫に関する事。 15 災害対策用医療品の確保に関する事。 16 医師会等の応援要請に関する事。 17 義援金の受付、配分に関する事。 18 他班の応援に関する事。

建設部 (建設部長)	建設班 (建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 地すべり、土砂災害等危険箇所の被害調査及び災害対策に関すること。 3 道路交通の応急対策に関すること。 4 応急復旧資材の確保に関すること。 5 土木施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6 建設業者との連絡調整及び労働者の確保に関すること。 7 水防計画に関すること。 8 災害輸送に関すること。 9 応急仮設住宅の建設に関すること。 10 被災者の住宅対策に関すること。 11 被災者への住宅金融支援機構の融資に関すること。 12 町営住宅の災害対策に関すること。 13 被災者の住宅対策に関すること。(町営住宅) 14 他班の応援に関すること。
	亜炭鉱対策班 (亜炭鉱廃坑対策室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 亜炭鉱廃坑による被害予防対策に関すること。 2 亜炭鉱廃坑による被害調査及び応急対策に関すること。 3 他班の応援に関すること。
	農林班 (農林課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。 2 家畜の防疫及び被害調査及び災害対策に関すること。 3 農地及び農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 農業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 5 被災農家に対する農業関係融資に関すること。 6 林道の被害調査及び災害対策に関すること。 7 林業、治山関係の被害調査及び災害対策に係ること。 8 他班の応援に関すること。
	上下水道班 (上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給・運搬に関すること。 2 臨時給水栓の設置に関すること。 3 上下水道施設及び管路の被害調査及び災害対策に関すること。 4 避難所、下水道利用住宅等における仮設トイレの設置に関すること。 5 災害における上下水道料金の減免に関すること。 6 生活用水の確保に関すること。 7 他班の応援に関すること。

教育部 (教育参事)	学校教育班 (学校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 教育関係義援金品の受付等に関すること。 3 避難所開設に関すること。 4 災害時における教育の確保に関すること。 5 被災児童の被害調査及び教科書等の支給に関すること。 6 各学校、幼稚園との連絡調整に関すること。 7 給食施設の被害調査及び災害対策に関すること。 8 学校給食の確保に関すること。 9 避難所開設に伴う給食に関すること。 10 他班の応援に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財、公民館、図書館等社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 社会体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 避難所開設に関すること。 4 災害活動に協力する女性・青年組織との連絡調整に関すること。 5 他班の応援に関すること。
議会部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡に関すること。 2 災害見舞及び視察に関すること。 3 他班の応援に関すること。
消防部 (消防団長)	消防班 (副団長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の活動に関すること。 2 消防活動に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 現地の情報連絡に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 遺体及び行方不明者の捜索に関すること。 7 災害警備に関すること。 8 他班の応援に関すること。
支部		<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整に関すること。 2 支部区域内の災害情報の報告に関すること。 3 支部区域内の他機関との連絡調整に関すること。 4 被害調査の協力に関すること。

- 1 各班は、本部長の命令により必要に応じ他班の行う事項について応援を行うものとする。
- 2 分担の明確でない対策は、本部長（軽微な事項については本部連絡員室）の指定する班において担当する。

4 本部連絡員組織と任務

(1) 組織

本部連絡員室に室長を置く。室長は総務課長の職にある者とする。

本部連絡員は、あらかじめ所属長の指名する者とする。

(2) 任務

本部連絡員は、次の事項を処理する。

- ア 本部会議の庶務
- イ 本部長の命令指示等の伝達及び連絡
- ウ 気象警報等の関係機関への伝達

- エ 被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の各部への伝達
- オ 総合（2部以上にわたって）実施を要する対策の連絡、調整
- カ 分担の明確でない軽易な事項の担当部の決定

(3) 勤務

本部連絡員は、本部を開設したときは本部室に勤務する。ただし、災害の規模、程度等により、その必要がないと本部長が認めたときは、それぞれの所属部において待機する。

第2章 災害予防計画

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していくことが必要である。

また、自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、県、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

町及び県は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても住民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標に基づき、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えを促進する。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町及び県は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、御嵩町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、町、県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

町は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして町民の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町及び県は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(8) デジタル技術を活用した防災対策の推進

町、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用の際には、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

町及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

町等は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、機能強化及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制を確立する。

特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、可茂消防事務組合に働きかけるなど、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 防災施設・設備等

県は、防災ヘリコプターを導入し、防災航空隊を組織して、緊急活動に備えた訓練を行い、有事の際の即応体制を確立する。

また、町は緊急離着陸場を設定するとともに、県が災害情報の収集、人命救助、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、町及び県は、防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図る。

4 通信施設・設備等

町等は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、自治会、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

なお、町は、県及び防災関係機関とをネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速かつ的確な応急対策を実施することのできる情報システムを整備し活用する。

5 水防施設・設備等

町等は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

6 救助施設・設備等

町等は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検を行う。

7 災害対策本部の施設

町等は、災害対策活動の中核拠点として、迅速かつ正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能

を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設を整備する。

また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう、燃料の備蓄等に努める。

8 迅速な参集体制の整備

町等は、災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

9 防災拠点施設の整備

(1) 町広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する町広域防災活動拠点施設の指定を行うものとする。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 物資配分活動拠点

県外から、又は町域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

(2) その他、防災に資する公共施設の整備

町及び県は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

10 その他施設・設備等

町等は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、指定避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的を実施するとともに、あらかじめ輸送ルート of 確保計画を策定とし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図る。

第3項 災害に強いまちづくり

町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

第1項 防災教養計画

1 方針

災害を最小限に食い止めるには、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から各種災害について認識を深め、「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を深め、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

また、町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

2 総合防災における教養普及

町計画の関係の機関及び職員に対する徹底は、町において計画書の配布をするなど、その徹底を図るものとする。また、町は、県による指導・助言を受け、危機管理の重要性を認識し、防災対策を推進していく。

住民に対する総合的な防災知識の普及は、パンフレットやチラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用の促進によるほか、防災知識普及のための広報については、総務課が次の方法によって行う。

(1) 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体を利用して行う。

- ア 広報紙（印刷物）による普及
- イ インターネット等による普及
- ウ その他講演会、展覧会等開催による普及

(2) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に災害関係職員及び町内住民に関して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 町計画の周知

災対法第42条第4項に基づく「御嵩町地域防災計画」の要旨の公表は、町計画を作成し、又は修正したときは、次の機関あるいは関係者に配布し、その内容の徹底を図る。

町内各機関、防災関係団体、町内の公共的機関及び防災上重要な施設の管理者、近隣市町、各地域奉仕団（ボランティア）

イ 説明会の開催

毎年度計画の検討をし、修正をしたときは、直ちに関係機関に対し説明会を開催し、特に総合的実施を要する対策に重点をおいてその徹底を図る。

ウ 災害予防の概要

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯まで徹底するように努める。

エ 災害時の心得

災害が発生し、又は発生しようとしたときにおいて、各世帯で承知しておくべきおおむね次の事項を徹底するように努める。

(ア) 気象警報の種別と対策

- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 正常性バイアスを克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (エ) 避難予定場所と経路等
- (オ) 山間部や河川沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動
- (カ) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (キ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 家屋が被災した際の片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活再建に資する行動

オ 防災訓練への積極的参加

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的な参加について啓発に努める。

3 災害救助等についての教養普及

町は、災害時における救助に当たって、住民に周知する事項等について次の方法により、普及に努める。

- (1) 町における広報紙、防災行政無線の手段による方法
- (2) インターネット等による方法
- (3) 講習会の開催及び自治会、PTA等の会合等の利用
- (4) 災害関連の手引書、パンフレットの作成

4 火災予防及び消防についての教養普及

本章第5節第1項「火災予防計画」の定めるところによる。

5 水防等についての教養普及

町は、警察その他関係機関と協力して水防その他土木災害に関連した対策で一般住民等に周知徹底を要する洪水時の避難、道路、橋梁被災時の通報等を通常災害が予想されるシーズン前に、次の媒体を利用して普及徹底する。

- (1) 広報紙等による普及
- (2) インターネット等による普及
- (3) 座談会等を利用する普及

6 火薬、ガスについての教養普及

本章第5節第3項「危険物等保安対策」の定めるところによる。

7 保健衛生についての教養普及

町は、防災対策に従事する職員及び住民に対し、次により防災に関する知識と教育と思想の普及徹底に当たる。

(1) 教養

町は、防災業務従事職員に対しあらゆる機会をとらえて町計画の内容を徹底するとともに、防災に関する保健衛生上必要な科学的、専門的な知識、技術の教育訓練に努める。

(2) 思想普及

町は、保健所及び関係の諸団体を通じ、梅雨期、台風期の前に重点をおいて住民に災害時における防疫、

環境衛生、飲料水の確保（飲料水の滅菌使用）、救急看護等について、次の媒体を利用して教育するとともに、保健衛生思想の徹底に努める。

- ア 広報紙及びリーフレットによる普及
- イ ポスター、パネルの掲示による普及
- ウ インターネット等による普及
- エ その他展覧会、座談会等開催による普及

8 林業についての教養普及

町は、県及びその他関係団体と協力して、災害による林業被害の軽減と円滑な災害対策を図るため、部内における活動の要領を作成するとともに関係職員及び一般林業家に対し、林業被害の応急対策等について平常時から防災知識の教養普及に努める。

教養普及は、あらゆる機会をとらえ、特に通常災害が予想される季節前及び緑化週間に重点を置いておおむね次の方法により徹底する。

(1) 技術的な対策の教養

林業改良指導員、自然保護員、山地防災ヘルパー等の講習会において災害応急対策に関する科学的、専門的知識、技術を習得する。

(2) 林業家に対する防災知識の普及

可茂森林組合、林業家等に対する風倒木の応急措置等林業に関する防災知識の普及徹底は、おおむね次のによる。

- ア 「森林のたより～岐阜県の森林・林業」等関係機関の機関紙等により林業研究クラブ員、森林組合員等を通じて普及する。
- イ 講習会、座談会等を開催して普及する。
- ウ 現地指導その他によって普及する。

9 防災知識の学校教育

町は県と協力して、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、災害の発生に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

10 職員に対する防災教育

町、県、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部署において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

11 災害伝承

町、県、防災関係機関等は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。あわせて、広く一般に閲覧できるよう地理情報その他の方法により

公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑を持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

12 企業防災の推進

町及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

13 防災訓練への積極的参加

町、県、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

14 「岐阜県防災点検の日」の設定と点検事項

毎月 28 日（明治 24 年 10 月 28 日発生の濃尾大震災にちなむ。）を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施している。

町においても「岐阜県防災点検の日」にあたり、町の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、住民等について点検を啓発する。

点検実施の例（10項目）は次のとおりである。

〈個人〉	〈家庭〉	〈地域〉
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防体制
2 応急手当ての処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 要配慮者の避難対策
4 非常持ち出し品	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡系統
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統
7 災害が発生した時の行動	7 お年寄り等の避難対策	7 消防水利・施設
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所
9 指定緊急避難場所	9 指定緊急避難場所までの危険箇所	9 危険箇所
10 避難路	10 指定緊急避難場所・避難路	10 指定緊急避難場所・避難路

第2項 防災訓練計画

1 方針

災害時において、町計画、県計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。

2 町の災害特性を考慮した訓練の実施

町及び町地域内の防災関係者、防災上重要な施設の管理者は、水害、火災、震災等それぞれ地域において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、災害予防責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処置すべき応急的な対策について実地又は図上においてそれぞれ機関別あるいは2以上の機関が合同して訓練を行う。

町において予想される災害と対象地区は、本章第3節「町土保全施設整備計画」に定めるとおりであり、各地区の災害要因に対応した訓練を実施する。

- (1) 火災の発生 ⇨ 消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取り扱い訓練、避難訓練等
- (2) 水害の発生 ⇨ 水防訓練、避難訓練等
- (3) 土砂災害等の発生 ⇨ 避難訓練等
- (4) 地震の発生 ⇨ 倒壊家屋からの救出訓練等

非常時に有効な実践的訓練例

(1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当て及び救命訓練
(4) 要配慮者の参加する避難訓練
(5) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
(6) 炊き出し訓練

3 訓練方法

町、県、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時期等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。あわせて、トイレカーやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。

- (1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

- (2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。

る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

4 水防等の訓練

町及び水防管理団体は、その地域における水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ水防管理団体又は県及び近県等関係団体が合同して実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される時期前(梅雨期前)の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川道路危険箇所等洪水その他による大災害の発生するおそれのある地域において実施する。

(3) 方法

実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを町長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告するものとする。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

6 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、社会福祉施設、事業所、作業場等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害時の指定避難所、避難(誘導)方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上(児童福祉施設においては月1回)の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

7 その他の訓練

町、県及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。

- (1) 災害警備
- (2) 気象警報等の伝達
- (3) 災害応急対策活動従事者の動員
- (4) 災害情報等収集及び伝達
- (5) 道路交通対策及び緊急輸送対策
- (6) 土砂災害対策
- (7) 情報連絡員や応援職員等の派遣
- (8) その他

8 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練

町は、自衛隊等の防災関係機関の協力のもとに、消防団、自主防災組織、住民、事務所等が一体となって参加の総合防災訓練を、9月第1日曜日（原則）に毎年度1回実施する。

また、訓練を実施するに当たり、災害応援協定に基づく関係者や、NPO・ボランティア団体に対しても、参加を求める。

訓練は大規模地震、風水害などの発生を想定したものとし、訓練内容は本項2の実践的訓練例に準ずる。

この防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能を確認、評価等を実施し、危機管理体制の実行性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図る。

また、住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により住民の防災意識の高揚と知識向上を図る機会とする。

(2) 災害図上訓練

町は、災害対策本部演習（ロールプレイング訓練）を必要に応じて実施し、非常時における災害対策本部の体制を検証するものとする。住民、消防団等には、実践訓練に比べ比較的簡単にできる災害図上訓練（DIG訓練）を積極的に推進し、防災意識の高揚を図る。

9 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

町は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性、子どもの参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

10 訓練の検証

町等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3節 町土保全施設整備計画

第1項 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業計画

1 方針

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害の危険性が高い土地における要配慮者利用施設や避難所等を保全する対策を重点的に実施する。

2 砂防事業

県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床や溪岸の安定を図るため、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定している。

このため砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

3 地すべり対策事業

地すべり崩壊による被害を除却又は軽減するため、県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき、地すべり防止区域を指定している。

町は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を県から受ける。

本町では、対策工事（集水井工等）の実施を県に要請するなど、予防措置を講じていく。

4 急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜角30度以上、高さ5メートル以上のもので、その崩壊により人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。）に著しい被害を及ぼすおそれのある地域を指し、指定地域内では、行為を制限するとともに防災措置の勧告、改善の命令を行い、必要な箇所については防止工事等次の対策を行う。

(1) 防災パトロールの強化

急傾斜地におけるがけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、まず事前措置として平素から危険予想箇所の把握と、この危険予想箇所に対する警戒体制、すなわち防災パトロールを強化する。

ア 実施機関

巡回による危険予想箇所の把握とこれに対する警戒措置は、町長が関係機関と協力して実施する。

イ 実施時期

最も警戒を要する梅雨期及び台風期の前の最も効果ある時期並びにその期間中はもとより、豪雨が予想されるとき等事前に適切な措置がとれるよう随時実施する。

ウ 実施内容

すでに把握した危険箇所については、その土質、地層、地下水、危険度等を重点に調査内容を再確認するとともに、必要に応じこれを修正するなど適正を図り、また新たな危険箇所については、同様に実態を把握し、これらにその改善措置あるいは避難措置等の対策を講ずる。

(2) 所有者等に対する改善措置の強化

防災パトロールの結果、必要に応じ危険予想箇所について、その所有者、管理者、占有者に対して十分

な擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを強力に指示する。

(3) 避難措置と防災知識普及の徹底

ア 避難措置

危険箇所に対する安全措置が不完全である間は、まず、その住民に対する避難措置の確立が最も必要である。がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合には、避難計画に定めるところにより避難させる。また、避難のための立退きの万全を図るため指定緊急避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に徹底する。

イ 雨量計の設置

緊急時に際して、危険地域の住民に対し、直接適切な措置がとれるよう雨量計を設置し、観測、予警報伝達、避難措置等の方法を定めて、警戒体制の整備を図る。

ウ 知識の普及

がけ崩れ災害の特殊性から、危険地域の住民に対するがけ崩れ災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項である。

この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとし、おおむね次のとおりとする。

(ア) がけを見回って、まず応急措置をする。

- a くずれそうな土砂は、取り除くこと。
- b がけ側（特に危険な箇所）に雨水や汚水が流れ込まないように板や土のうなどで排水路をつくって水はけをよくすること。
- c がけ上の地盤の割れ目には、雨が入らないようにモルタルなどで詰めること。
- d くずれそうながけ地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。
- e 木の仮土留で腐っている木材などは、取り替えて補強すること。
- f 石垣などできれつのはいつているところは修理し、くずれそうな石垣などは補強をすること。
- g がけの途中やがけ下で常に湧き水のあるところは、特に危険につき水はけの処置をよくすること。

(イ) がけ下の土地については、次のことに注意する。

- a がけ下を切土したままとなっているものは、仮土留をした上で安全な石垣などをつくること。
- b がけの根元は、雨水、汚水、湧水などが溜らないように水はけをよくすること。
- c 高いがけ下で、石垣などだけでは安全とまらない宅地は、防土堤をつくること。

(ウ) がけ上の土地については、特にがけの方に雨水や汚水が流れたり、しみ込まないように次のことに注意する。

- a 雨樋のない所には雨樋をつくること。
- b 家庭排水や雨樋からの雨水は、流し放しにしないで下水管、U字溝などで安全な場所に排水すること。
- c 埋込み排水管で細いもの、土のつまっているもの、勾配の悪いものは、修繕して水はけをよくすること。
- d 吸込みます、池、ごみ埋めの穴などは、つぐらないこと。
- e 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくるおそれのある箇所は、関係者が話し合っ安全な排水施設をつくること。

(エ) 降水量と地下水の監視

- a 過去にがけ崩れの起こった際の降水量を知り、降水量がそれに接近した場合は、第1級の警戒体制をとる。
 - b 降水が終わっても、なお、両3日は危険である。
 - c 豪雨の始まる前、数日にわたり小雨が続いていた場合には、基準とする警戒雨量は一層きびしくする必要がある。
 - d 降水量が増えてきたときは、がけの全体を監視し、湧水の有無について警戒を怠らぬこと。
- (ウ) 危険ながけ付近の居住者は緊急の場合のために次のことに注意する。
- a 消防団員や警察官が避難を指示したときは必ず従うこと。
 - b 降雨時には、高いがけぎわの部屋では就寝しないこと。
 - c 気象通報に注意し、大雨注意報のあったときは、老人や子供は早めに避難させること。
 - d 平時から避難について心がけ、準備していること。
 - e 緊急の場合は110番、119番へ電話すること。

5 土砂流出防止対策

(1) 措置命令、停止命令等

町は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

(2) 土採取規制条例施行の徹底

県は、条例指定地域内の土採取について、条例所定の届出を徹底させるとともに土砂の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせる。

(3) 岩石採取に伴う土砂流出防止

町は、県が採石法（昭和25年法律第291号）に基づく岩石採取に伴い、がけ崩れ、土砂流出のおそれが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、必要に応じ岩石採取について災害の防止を図るための連絡を受けた場合、これに協力する。

(4) 宅地造成工事の規制

町は県が宅地造成に伴いがけ崩れ、土砂流出のおそれが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、必要に応じ区域を指定して宅地造成に関する工事について災害の防止を図ることの連絡を受けた場合、これに協力する。

6 土砂災害防止対策

県は、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から町民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定しており、本町では195箇所が指定されている。町は、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を県と連携して推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次による。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア 危険区域の周知

町は、土砂災害警戒区域等の関係図書を町の事務所において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行う。

イ 警戒避難体制の整備

町は、避難情報の判断・伝達マニュアルにおいて警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災に努める。

町は、緊急時における避難のタイミングを知るために、岐阜地方気象台及び県が発表する雨の状況に基づく「土砂災害警戒情報」を県等から受ける。

7 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

(1) 町土保全事業の推進

要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の県土保全事業を積極的に推進するよう県に要請する。

(2) 情報の提供

土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者関連施設の調査結果に基づき、土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨の周知に努める。

町は、施設の名称、場所等を町及び県計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(3) 防災知識の普及

町及び県は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(4) 要配慮者関連施設における防災体制の整備

ア 施設等における対策

本章第12節「要配慮者対策」による。

イ 町と施設との連絡体制の確立

町は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制を確立する。

8 深層崩壊対策

深層崩壊とは、山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、表土層だけでなく、深層の地盤まで崩れ落ちる現象をいう。

国土交通省中部地方整備局による「深層崩壊に関する溪流（小流域）レベル調査」結果（平成24年11月8日記者発表）によると、町内においては、ほぼ全域で深層崩壊の発生危険度は極めて低い評価となっているが、ひとたび発生すると大きな被害を及ぼすことがあるため、警戒避難対策を国と連携して推進する。

9 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

町は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。

別表

土 砂 災 害 警 戒 ・ 特 別 警 戒 区 域 （令和3年9月24日告示）

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
1	井尻1	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
2	井尻2	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
3	井尻3	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
4	北切1	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
5	北切2	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
6	北切3	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
7	平	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
8	川南1	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
9	川南2	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
10	川南3	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
11	川南4	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
12	宿(羽根山)	可児郡御嵩町宿	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
13	美佐野	可児郡御嵩町美佐野	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
14	次月1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
15	次月2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
16	次月3	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
17	津橋1	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
18	津橋2	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
19	津橋3	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
20	小原1	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
21	小原2	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
22	小原3	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
23	小原4	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
24	小原5	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
25	小原6	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
26	小原7	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
27	西洞1	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
28	西洞2	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
29	西洞3	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
30	谷1	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
31	谷2	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
32	谷3	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
33	谷4	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
34	谷5	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
35	谷6	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
36	谷7	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
37	綱木	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
38	小和沢	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
39	大久後1	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
40	大久後2	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
41	大久後3	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
42	長岡1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
43	長岡2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
44	栢森	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
45	南山台西1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
46	南山台西2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
47	工業団地	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
48	送木1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
49	送木2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
50	送木3	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
51	送木4	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
52	送木5	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
53	南山	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
54	大庭台1	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
55	大庭台2	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
56	古屋敷南1	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
57	古屋敷南2	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
58	古屋敷南3	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
59	里	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
60	洞	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
61	柿田3	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
62	松野1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
63	松野2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒
64	松野3	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
65	松野4	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
66	道北	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
67	小和沢2	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
68	小和沢3	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
69	大久後4	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
70	大久後5	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
71	上之郷	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
72	伏見1	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
73	伏見2	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
74	伏見3	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
75	比衣1	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
76	比衣2	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
77	比衣3	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
78	比衣4	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
79	比衣5	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
80	比衣6	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
81	中1	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
82	中2	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
83	中3	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
84	中4	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
85	中5	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
86	中6	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
87	古屋敷4	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
88	古屋敷5	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
89	古屋敷6	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
90	古屋敷7	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
91	古屋敷8	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
92	御嵩1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
93	御嵩2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
94	御嵩3	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
95	御嵩4	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
96	御嵩5	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
97	御嵩6	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
98	御嵩7	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
99	御嵩8	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
100	御嵩9	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
101	御嵩10	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
102	井尻4	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
103	小原8	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
104	前沢1	可児郡御嵩町前沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
105	謡坂1	可児郡御嵩町謡坂	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
106	宿1	可児郡御嵩町宿	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
107	美佐野2	可児郡御嵩町美佐野	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
108	次月1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
109	次月2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
110	津橋4	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
111	津橋5	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
112	津橋6	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
113	古屋敷9	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
114	岩仙寺洞	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
115	正願寺洞北	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
116	正願寺洞中	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
117	天ヶ峰	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒
118	番上洞	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
119	南舳五山	可児郡御嵩町宿	土石流	警戒・特別警戒
120	不動洞川	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
121	正ヶ洞口	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
122	押山	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
123	正ヶ洞西	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
124	正ヶ洞南	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
125	正ヶ洞東	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
126	正ヶ高根	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
127	真名ヶ洞	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
128	井之平	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒
129	烏帽子岩	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
130	東川尻	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
131	東山	可児郡御嵩町前沢	土石流	警戒・特別警戒
132	桧ヶ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
133	ヲシヤ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
134	樋ヶ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
135	谷（大西）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
136	谷（下西ヶ平）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
137	綱木（牛巻）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
138	綱木（貝之洞）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
139	小和沢東	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
140	小和沢西	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒・特別警戒
141	水落	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒
142	釜坂	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
143	地藏根南	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
144	地藏根東	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
145	地藏根西	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
146	長岡上	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
147	長岡中	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
148	長岡下	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒
149	長岡裏東	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
150	長岡裏中	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
151	長岡裏西	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
152	板良洞	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
153	北山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
154	御嵩南山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
155	平芝山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
156	御嵩東洞	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
157	神ノ木	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
158	禅堂平東	可児郡御嵩町中	土石流	警戒
159	禅堂平中	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
160	禅堂平西	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
161	中南山	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
162	北山東	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
163	北山中	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
164	真名田洞	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
165	中大洞	可児郡御嵩町中	土石流	警戒
166	古屋敷東洞	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
167	二本木	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒
168	比衣大洞	可児郡御嵩町比衣	土石流	警戒・特別警戒
169	庵ヶ洞	可児郡御嵩町伏見	土石流	警戒
170	北洞	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒
171	道北1沢	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
172	宿	可児郡御嵩町宿	土石流	警戒・特別警戒
173	小和沢	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒・特別警戒
174	伏見	可児郡御嵩町伏見	土石流	警戒・特別警戒
175	顔戸	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
176	顔戸2	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
177	顔戸3	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
178	中7	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
179	古屋敷9	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
180	古屋敷10	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
181	御嵩11	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
182	御嵩12	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
183	御嵩13	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒
184	井尻5	可児郡御嵩町井尻	土石流	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
185	井尻6	可児郡御嵩町井尻	土石流	警戒・特別警戒
186	小原9	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
187	小原10	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
188	小原11	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
189	津橋7	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
190	津橋8	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
191	津橋9	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
192	久々利4	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒
193	愚溪	可児郡御嵩町中	地すべり	警戒
194	謡坂	可児郡御嵩町謡坂	地すべり	警戒
195	雨乞山	可児郡御嵩町大久後	地すべり	警戒

第2項 農地・林地・土地災害防災計画

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 農地防災計画

農地を主とする地域において防災に関する事業の実施を必要とする事業計画の概要は、次のとおりである。

(1) 防災ダム事業

町は、防災ダム事業の必要地区を調査するとともに、耐震対策並びに強化する必要がある等、緊急度の高いものから順次行うよう、県に要請する。(防災ダム設置箇所は別表1参照)

(2) ため池等整備事業

農業用ため池(災害防止用のダムを含む。)等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、地震・豪雨耐性評価を実施し、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。(農業用ため池状況は別表2参照)

町及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

(3) その他防災事業

町は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、県と連携して実施する。

3 治山事業

町域における林地の崩壊に伴う災害の予防のため、緊急かつ、計画的な実施を推進することにより町土の保全を図り、住民生活の安定と向上に資するため積極的な事業実施を推進する。

また、森林は、水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する。

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

各事業の概要は、次のとおりである。

(1) 山地治山事業

ア 山腹崩壊地、はげ山、侵蝕されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、地質、地形、気象条件等によって荒廃し、はげ山に移

行しつつある林地又は山腹の崩壊のおそれのある箇所及び溪流の侵食によって土石流が発生し、人命、財産に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区のうち緊急なものについて予防治山事業を行う。

イ 本町には山地に起因する災害危険地区が 54 箇所指定されており（別表 3 参照）、こうした危険地区に山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。

(2) 保安林の指定

本町は、土砂の流出、崩壊を防止する目的で保安林の指定がなされている。（別表 4 参照）

4 土地災害予防計画

町は、分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土採取事業等に伴う災害防止のため、土砂の流出、崩壊、垂炭鉞廃坑などによる災害が発生するおそれがあるときは、これら土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。

町及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく町内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

別表 1

農 業 用 防 災 ダ ム

(令和5年4月1日現在)

水系	河川名	地区名	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千トン)	堤体積 (m ³)
木曾川	可児川	前沢	御嵩町前沢	38.0	171.0	2,025.0	198,630
	〃	大洞	御嵩町宿	16.8	88.6	43.0	10,525
	〃	谷山	御嵩町御嵩	20.6	58.7	267.7	12,796
	〃	真名田	御嵩町中	17.0	98.2	284.6	17,200
	〃	比衣	御嵩町比衣	11.6	99.0	77.0	4,417

別表2

農 業 用 た め 池 状 況

(令和5年4月1日現在)

名称	所在地(代表地番)	所有者の名称(堤)	堤高(m)	天端幅(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)	防災重点ため池	特定農業用ため池
次月ため池	御嵩町次月烏帽子岩3421	自然人	7.20	2.00	45.00	12,000	○	○
田之頭ため池	御嵩町津橋田之頭3887	官有地	6.60	3.40	30.60	1,800	○	
前沢ダム	御嵩町前沢東山8078-3	官有地	38.00	8.00	171.00	2,025,000	○	
前沢ため池	御嵩町前沢東山8076	官有地	10.60	4.20	63.50	46,000	○	
順田ため池	御嵩町小原順田5603	官有地	2.30	3.60	56.70	8,900	○	
菅之洞ため池	御嵩町謡坂菅之洞4910	官有地	8.20	3.45	20.00	3,300	○	
池之田ため池	御嵩町謡坂字池之田4959の2	自然人	5.60	2.80	56.00	1,200	○	○
大西池	御嵩町上之郷大西6934	官有地	7.10	2.00	30.00	920	○	
西之洞畑池	御嵩町小原西之洞畑6294-1	御嵩町	4.10	1.00	32.00	1,400	○	
井尻ため池	御嵩町上之郷寺尾6704	御嵩町	13.40	4.00	61.84	26,200	○	
赤坂池	御嵩町井尻赤坂520-2	御嵩町	8.10	2.00	25.00	520	○	
岩仙寺池	御嵩町中切岩仙寺洞1288-7	御嵩町	2.70	1.60	38.00	750	○	
正願寺ため池	御嵩町中切正願寺洞1219	自然人	7.70	3.00	56.90	2,400	○	○
横枕ため池	御嵩町美佐野横枕3026	御嵩町	5.40	3.40	58.70	3,700	○	
正ヶ洞	御嵩町美佐野生ヶ洞13184	官有地	2.00	1.00	29.00	920	○	
多伊羅ため池	御嵩町美佐野多伊羅2511-35	法人	6.80	2.00	100.00	7,500	○	○
大洞山ため池	御嵩町宿大洞山2425	法人	16.50	2.00	84.00	72,550	○	○
大洞防災ダム	御嵩町中切字天王洞1714	官有地	16.80	2.00	88.60	43,050	○	
和智洞池	御嵩町井尻和智洞206	官有地	3.20	1.40	38.00	500	○	
板良炭焼ため池	御嵩町御嵩北山2874	官有地	6.20	2.60	30.50	8,200	○	
谷山防災ため池	御嵩町御嵩谷山1065	建設省	20.60	1.85	58.70	267,700	○	
東米山ため池	御嵩町御嵩東米山2674	官有地	7.00	3.00	43.00	9,620	○	
西米山池	御嵩町御嵩町西米山2667	官有地	2.30	1.80	29.00	3,000	○	
平芝池	御嵩町御嵩平芝2155	官有地	4.80	1.60	65.00	5,750	○	
永林寺池	御嵩町御嵩平芝2014	国	1.70	3.00	106.50	750	○	
秋葉ため池	御嵩町中南山2777-2	御嵩町	8.90	3.80	75.00	15,000	○	
南山ため池	御嵩町中南山2773	御嵩町	6.60	3.30	105.40	13,000	○	
東洞ため池	御嵩町古屋敷東洞71	官有地	7.15	3.50	17.00	30,000	○	
会所洞池	御嵩町古屋敷会所450	御嵩町	2.50	3.10	96.70	1,000	○	
栢ノ木池	御嵩町古屋敷栢之木651	官有地	3.50	2.00	36.00	630	○	
西門前ため池	御嵩町中西門前2641	官有地	6.20	3.40	52.00	2,000	○	
真名田防災ため池	御嵩町中真名田洞1710	建設省	17.00	4.00	98.20	284,600	○	
菖蒲ため池	御嵩町中真名田洞1651	官有地	4.10	3.40	124.00	11,200	○	
願浮ため池	御嵩町中北山中2750-2	御嵩町	11.60	4.10	36.50	7,200	○	
長瀬洞ため池	御嵩町中長瀬洞1456	御嵩町	9.15	3.90	38.00	1,100	○	
大洞池	御嵩町中大洞1439	官有地	2.70	1.60	24.00	300	○	
撫尾ため池	御嵩町中字撫尾2746-2	御嵩町	11.30	3.80	94.00	17,500	○	
撫尾新ため池	御嵩町中撫尾2747-3	官有地	11.90	4.40	37.30	6,000	○	
御手洗池	御嵩町御嵩町顔戸洞1135	官有地	4.60	2.00	84.00	1,100	○	
登立池	御嵩町顔戸登立1174	国	6.10	2.50	33.00	700	○	
味噌洞池	御嵩町比衣坂本116	国	3.10	2.00	64.00	670	○	
櫻ノ木ため池	御嵩町比衣坂本166	御嵩町	5.50	3.00	116.00	7,000	○	
打越ため池	御嵩町比衣打越1207	御嵩町	5.00	3.30	38.80	2,500	○	
大洞ため池	御嵩町比衣大洞1097-9	御嵩町	8.80	1.50	124.00	14,000	○	
比衣防災ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1061	建設省・内務省	11.60	4.20	99.00	77,000	○	
比衣第2ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1055-1	御嵩町	4.00	3.50	77.00	2,500	○	
堤上ため池	御嵩町伏見堤上1660-1	御嵩町	0.90	3.50	15.00	5,200	○	
鞍骨ため池	御嵩町伏見鞍骨1681-1	御嵩町	7.50	3.00	22.00	3,000	○	
山田ため池	御嵩町伏見笹尾1582-1	御嵩町	7.40	3.00	90.00	16,000	○	
余内ため池	御嵩町伏見信解1846	御嵩町	4.70	3.20	110.00	9,500	○	
赤羽根ため池	御嵩町大久後字赤羽根7976-2	自然人	4.00	2.00	28.00	8,000	○	○
西門前第2池	御嵩町中西門前2642	国	4.10	2.20	30.00	120	○	
禪堂平ため池	御嵩町中禪堂平2638-4	国	2.20	2.20	27.90	1,000		

※防災重点農業用ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき岐阜県が指定したもの。

※特定農業用ため池とは、農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき岐阜県が指定したもの。

別表3

山地に起因する災害危険地区数

(令和5年3月31日)

	危険度A		危険度B		危険度C		計		人家戸数		公共建物		道路	
	山腹崩壊	崩壊土砂	山腹崩壊	崩壊土砂	山腹崩壊	崩壊土砂	山腹崩壊	崩壊土砂	山腹崩壊	崩壊土砂	山腹崩壊	崩壊土砂	山腹崩壊	崩壊土砂
箇所数等	4	6	10	10	9	15	23	31	185	337	3	2	21	28
計	10		20		24		54		522		5		49	

(注) 山腹崩壊：山腹崩壊危険地区 崩壊土砂：崩壊土砂流出危険地区

別表4

保安林種類別面積

(令和4年3月31日)

市 町 村	総 数			水源かん養保安林			土砂流出防備保安林			土砂崩壊防備保安林		
	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民
御 嵩 町	(51) 731	7	(51) 724	399	—	399	319	7	312	9	—	9

干害防備保安林			なだれ防止保安林			落石防止保安林			保健保安林			風致保安林		
総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民
—	—	—	—	—	—	—	—	—	(51) 4	—	(51) 4	—	—	—

(注) 1 国は林野庁所管保安林、民は林野庁所管以外の保安林である。
 2 上段()は兼種保安林で外数である。
 3 岐阜県森林・林業統計書による。

第4節 建築物災害予防計画

1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するための平常時における建築物の予防対策は、次による。

2 建築物防災知識の普及

建築に関連した事業に従事する職員及び業者あるいは一般住民等に対する建築物に関する災害予防及び応急対策についての知識、技術等の普及徹底は、次による。

(1) 実施者

建築物防災知識の教養普及は、町及び県が関係機関の協力を得て行う。

(2) 実施の方法

建築物防災知識の教養普及は、あらゆる機会を捉え、必要に応じ災害の予想される季節前に重点を置き、おおむね次の方法によって行うものとする。

ア 写真等による方法

イ ポスター掲示による方法

ウ 広報紙による方法

エ インターネット等による方法

オ 講演会、説明会、座談会等による方法

(3) 教養普及事項

建築物の防災に関し必要な、おおむね次の事項について行うものとする。

ア 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

イ 建築基準法等の遵守

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合するよう県及び指定確認検査機関による建築確認審査業務を行っているため、町においても一般住民に対して法の遵守の広報を行う。

3 特殊建築物（建築基準法第2条第2項）の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第5節第1項「火災予防計画」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

(2) 防災診断の実施

町は、県が関係機関と協議して、既存の特殊建築物のうち一定規模以上のものについて、一定時期ごとに建築士に調査をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をすることに対し、要請があれば協力する。

(3) 確認検査の徹底

建築基準法第2条第2項で定められた学校、体育館、病院、劇場、集合場、展示場、旅館、共同住宅等特殊建築物の建築に当たっては、現場検査を強化し、確認検査を重点的に行い、関係法令の履行徹底を期する。

(4) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあつては、適法な防火管理者を選任し、その任務を明確にしておく。

(5) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあつては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておく。

(6) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期するものとする。

4 公共的建築物の防災体制等

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設にあつては、老朽化した建物の改築の促進及び補修等を次により実施する。

- (1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物に改築する。
- (2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

5 防災査察（可茂消防事務組合消防本部）

旅館、ホテル、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物は定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

住宅密集地等の火災危険度の高い地域

御 嵩 地 区	昭和町・元町・中本町・愛宕町
中 地 区	西之門・十日市場・西屋敷・春日町・顔戸南
伏 見 地 区	東町・中町・旭町・西本町・西町

6 空家等の状況の確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。また、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。

第5節 災害防除に関する予防計画

第1項 火災予防計画

1 方針

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、本計画の定めるところによる。

2 消防力の充実整備

町内における消防組織の確立と消防施設の整備並びに効率的な運用は次による。

(1) 消防組織の整備

ア 消防力の強化

町は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- (ア) 町消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- (ウ) 必要な資機材等の整備
- (エ) 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- (オ) 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

イ 消防水利等の確保

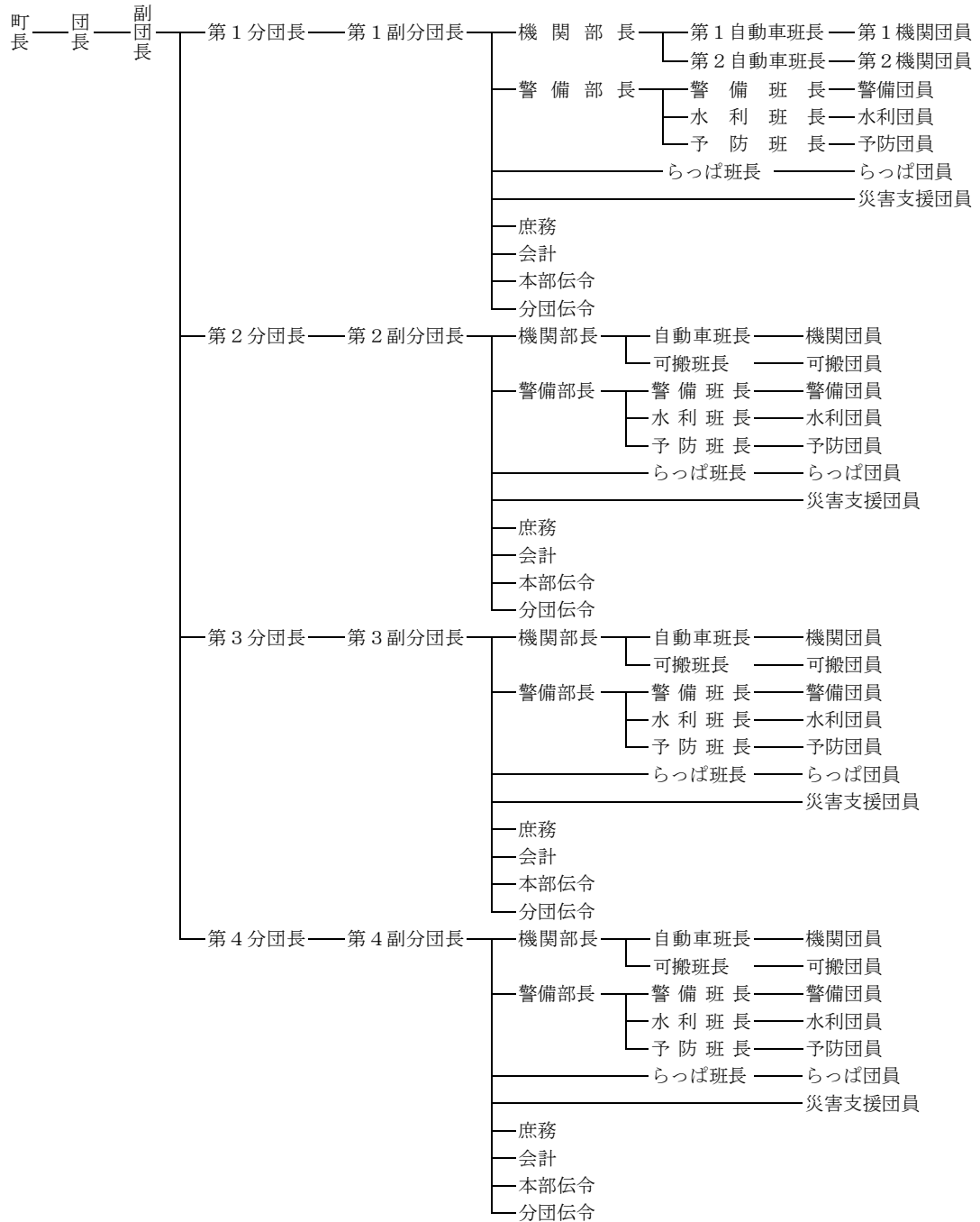
町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

- (ア) 防火水槽の整備
- (イ) 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- (ウ) 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議必要な資機材等の整備

ウ 消防体制の確立

町は、消防職員及び消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を確立するものとする。

(ア) 消防団組織



御嵩町消防団の編成及び担当区域

(平成25年4月1日現在)

編 成	区 域	分団詰所所在	人員	階 級 ご と の 人 員
本部	全 町	御嵩1239—1 御嵩町役場	14	団長1 副団長2 分団長4 副分団長4 部長2 可茂消防御嵩分署長1
第1分団	井尻、中切、小原、謡坂、西洞、 宿、美佐野、次月、津橋、前沢、 上之郷、大久後、小和沢	中切1397—2	40	分団長1 副分団長1 部長4 班長5 団員29
第2分団	御嵩	御嵩1131—2	39	分団長1 副分団長1 部長4 班長5 団員28
第3分団	中、顔戸、古屋敷	中707—4	39	分団長1 副分団長1 部長4 班長5 団員28
第4分団	比衣、伏見、上恵土	伏見987	39	分団長1 副分団長1 部長4 班長5 団員28

(イ) 消防水利の現況

a 消防ポンプ等

分 団	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車
第 1 分 団	2	—
第 2 分 団	1	—
第 3 分 団	1	1
第 4 分 団	1	—

b 水利施設

(平成25年4月1日現在)

	消 火 栓	防 火 水 槽		そ の 他	
		20m ³ 以上 40m ³ 未満	40m ³ 以上	河川・溝等	プ ー ル
公 設	451	25	105	8	6

エ 予防査察体制等の強化

可茂消防事務組合御嵩分署は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握し防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時検査、さらに特殊対象物（工場、店舗、学校、旅館、ホテル、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を定期的に行う。

オ 広域消防応援体制の強化

町は、「岐阜県広域消防応援基本計画」に基づき、応援隊の派遣、応援隊の受け入れ等具体的計画を整備し、広域消防応援体制の強化を図る。

(2) 消防施設等の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防施設及び資機材の整備に努めるものとする。整備に当たって留意を要する点は、次のとおりである。

ア 化学消防力の充実

町は、建築構造の変化及び危険物施設の増加等に伴う火災に対処するため、はしご付消防ポンプ自

動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車及び救助工作車等の整備を可茂消防事務組合に働きかけるなど、消防の近代化に努める。

イ 機械器具の整備点検

町は、非常災害時に消防用機械器具の最高能力を発揮するよう平常時から常に点検整備に努めるとともに定期的に性能検査を実施する。

(3) 消防通信の効率的運用

総務課及び消防団の各消防ポンプ自動車に可茂消防事務組合通信指令課を基地局とした無線受令器を備え付ける。御嵩町消防団本部及び各分団間は防災行政無線による交信を行い、分団内ではトランシーバーによる交信により行うものとする。

3 消防団員教養訓練計画

効果的な消防活動を確保するため消防団員の資質の向上と実践的技術習得のため、次により教養訓練を行う。

(1) 一般教養訓練

新たに任命した消防団員のすべてに対し、基礎的教育訓練を行う。

(2) 演習訓練

演習訓練は、次の種目を基準として実施する。

- ・人命救助・飛火警戒・通信連絡・破壊消防・出動・財産保護・山林火災防ぎよ
- ・災害応急対策 等

4 一般住民に対する火災予防の徹底

町は、火災の発生を抑止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、一般町民に対し、防火、防災に関する思想あるいは可茂消防事務組合火災予防条例（昭和 45 年条例第 18 号）の普及徹底に当たるものとするが、特に震災火災時の初期消火体制を確立するための心得等についても普及徹底する。

(1) 住民の火災予防

住民の火災予防の徹底は次による。

ア 実施の時期

住民一般に対する防火思想の普及は「全国火災予防運動（春、秋）」あるいは「文化財防火デー」の期間のほか適宜その期間を定めて行う。

イ 方法

火災予防の徹底、防火思想の推進を次の方法により普及する。

- ・広報紙・広報車・パンフレットの配布・ポスター掲示・ホームページの活用
- ・保育園等の防火教室
- ・住宅用火災警報器の設置促進

ウ 教養内容

- (ア) 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- (イ) 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- (ウ) 火災予防条例の周知・徹底

5 防火対象物の管理者等に対する指導

町は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- (1) 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- (2) 火気使用器具の使用法、周囲の整理整頓
- (3) 消防用設備の設置、整備点検とその使用法
- (4) 防火対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- (5) 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

6 初期消火体制の確立

町は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導するものとする。

- (1) 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用法及び組織的消火活動

7 総消防体制の確立

町は、消防思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基礎とした自衛消防体制の強化を図るため、民間防火組織である女性防火クラブ、自主防災組織の結成を促進し、「総消防体制」を確立するとともに、次により火災予防思想の普及あるいは自衛消防活動を確実に組織する。

- (1) 学校防火訓練、女性防火教室等を開催し、女性防火クラブ等を通じて防火思想の普及あるいは家庭防火知識の普及を図る。

第2項 林野火災対策

1 方針

町は、北部を東山高原、北山山地が占め、南部には南山丘陵地が広がり、標高 97 メートルから 465 メートルと起伏に富み、林野面積は町域の約 6 割を占めている。

山林において予想される火災は、本町においてはほぼ人為的なものと考えられ、林野保全のため関係機関との協力のもとに、次の事項を強力に推進する。

2 防火思想の普及

関係機関の協力を得て一般住民に森林愛護及び防火思想の普及を図るため、特に「山火事予防期間」に重点を置き、おおむね次の媒体を利用して行うものとする。

- (1) 展覧会、講演会等の開催による方法
- (2) 映画、スライド、ビデオ等の映写による方法
- (3) 看板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- (4) 学校その他の諸団体等への宣伝委託の方法
- (5) 林業労務者等を対象とした講習会を行う方法
- (6) 林野火災訓練等を通じて行う方法
- (7) 町広報紙、防災行政無線による方法

3 林野の所有（管理）者の管理上の指導

町は、林野火災予防に関し、林野の所有（管理）者に次の事項を重点に指導するものとする。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
- (3) 林道構築に当たっては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
- (4) 事業地には、防火処置を行う。
- (5) 火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づくほか消防機関と密接な連絡を図る。
- (6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

4 火災警報発令時の措置

町及び林野の所有（管理）者は、火災警報が発令された場合は、可茂消防事務組合火災予防条例の定めるところにより、おおむね次のとおり火の使用制限を行うものとする。

- (1) 山林、原野において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残り火（煙草の吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 山小屋など屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

5 監視の徹底

最近、林道等森林地帯への道路の開発とあいまって自家用車により無断入山し「山菜採り」などを行う者が非常に多くなり「たばこ」の投げ捨てによる山火事の危険度が大きいことから、山火事防止対策に努めるとともに、可茂森林組合御嵩支所、県自然保護員の指導により常に町内を巡回し、監視の徹底を図るとともに火災

の早期発見と早期通報に努めるものとする。

6 林野火災対策用資器材の整備

町及び林野の所有（管理）者は、林野火災を含めた災害対策用資器材などの整備に努めるものとする。

第3項 危険物等保安対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

2 危険物

(1) 町及び可茂消防事務組合消防本部の措置

ア 危険物施設に対する指導

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

(ア) 施設の耐火・耐震性の確保

(イ) 各種の講習会及び研修会の開催

(ウ) 防災訓練の徹底

イ 事務所、一般家庭への啓発

その他石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭には、灯油の適正な保管及び取扱い方法の指導啓発を行う。

(2) 危険物施設における措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策等を行う。

ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検

イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等

ウ 危険物施設の整理、清掃及び点検

(3) 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

危険物等の運搬等に関して、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導する。

(4) 高速道路上の危険物等事故対策

岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応する。

3 毒物及び劇物

毒物及び劇物を保管又は取り扱っている事業所に対しては、検査等を通じ県が指導を行うが、毒物及び劇物を取扱う事業者は、次の対策等を行う。

(1) 部門責任者（保管、販売、保安）の設置と管理部門の明確化

(2) 従業員に対する安全教育

(3) 事故時の通報体制の確立

(4) 転倒防止対策等施設の整備点検

(5) 事故拡大防止及び被災防止体制の確立

(6) 消火、吸着剤、化学処理剤等の整備

(7) 防災教育及び訓練の実施

4 高圧ガス

高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。

- (1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
- (2) 応急措置等についての保安教育
- (3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定
- (4) 防災協定などによる地域応援体制の確立
- (5) 防災訓練の実施等

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

ウ ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で町の必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町、県は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相

互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

町及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

町、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

エ 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備を努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知する。また、広域的な交通管理体制の整備に努める。

オ 危険物等の流出時における防除活動関係

町及び県は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

カ 避難収容活動関係

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努める。

キ 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備する。

ク 防災業務関係者の安全確保関係

町及び県は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

ケ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備する。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

コ 防災関係機関等の防災訓練の実施

(ア) 防災訓練の実施

消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。

(イ) 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等を改善する。

サ 災害復旧への備え

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

6 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町等は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙に努める。

町及び県は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第4項 渇水等予防計画

1 方針

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（町等が運営する飲料水供給施設を含む。以下「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めによるが、各施設の管理者等は、飲料水を確保するため、生活用水の需要計画を策定するとともに施設の改善整備に努める。なお、災害等による飲料水の供給は、第3章第6節第6項「給水計画」に準ずる。

2 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

3 水道等の普及

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の推進と普及に努める。

4 渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次による。

(1) 広報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

- ア テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- イ 広報車、掲示板等の活用
- ウ 自治会、大口利用者等に節水協力の要請
- エ Facebook、X（旧 Twitter）等のソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用

(2) 給水

あらかじめ策定した給水計画により実施する。

なお、給水計画の内容については、第3章第6節第6項「給水計画」5「給水の方法」の定めるところによる。

- ア 給水車（給水タンク車、給水タンク登載車）
- イ 街頭給水タンク
- ウ 各戸給水容器
- エ 共同給水栓の設置（暫定）
- オ 他の水源からの導水等

5 給水資機材の確保等

町では現在、次の表の通り応急復旧用資機材を常備している。

今後も、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、必要とされる資機材の確保又は備蓄に努める。

給水用資機材等

令和4年4月1日現在

種別	資機材名	規格・規模	数量	単位	備蓄場所	備考
車両	トラック	1.25t、軽17、軽ワゴン	3	台	本庁舎 車庫	
給水容器	車載式 給水タンク	1,000 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS
給水容器	加圧ポンプ付 給水タンク	500 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	FRP
給水容器	給水タンク	20 リットル	177	個	長谷P場内 資材倉庫	ポリ容器
機材	発電機（可搬式）	単相 100V/200V 5.5kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	発電機（可搬式）	単相 100V 1.6kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	280ℓ /分-3.3m 100V	4	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	190ℓ /分-2.6m 100V	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	投光器	100V 500W	3	台	長谷P場内 資材倉庫	
給水栓	仮設給水栓	Φ13	9	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS 各4口
給水容器	組立式 給水タンク	1,000 リットル	1	基	長谷P場内 資材倉庫	

6 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曾川水系緊急水利調整協議会（担当窓口、河川課）と緊密な連絡をとり実施する。

なお、木曾川水系以外の水系についても、木曾川水系に準じて実施する。

7 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に他の施設からの応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、町は第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき自衛隊の災害派遣を知事に要請するものとする。

第5項 観光施設等の予防計画

1 方針

町においては、宿泊休養施設（旅館等）及び運動施設（ゴルフ場等）、公園等（以下この節において「観光施設」という。）が存在している。

町は、利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）に対して、次の対策を講じるよう災害時に備えた体制の整備に努める。

2 責任体制の整備

管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備する。

また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備える。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

3 気象予警報等の把握と避難

管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

4 町との連絡体制

管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるときともに、町長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておく。

また、町が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努める。

5 周知徹底

町は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、3 から 4 までの対策を講じるよう指導する。

第6項 孤立地域防止対策

1 方針

町域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

2 通信手段の確保

通信手段については、本章第9節「防災通信設備等の整備計画」に定めるところによる。

町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

3 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町及び県は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

4 孤立予想地域の実態把握

町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。

5 備蓄

備蓄については、本章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」に定めるところによる。

町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

県は、孤立地域を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。

6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、町へ周知するものとする。

7 その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第6節 文教関係の予防計画

第1項 文教対策

1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保安全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 文教施設の不燃化及び耐震化の促進

学校等の経営又は管理者は、施設を災害から保護するため、次の事項に留意して施設の整備に努める。

(1) 学校等

学校等の建物、施設を火災、台風、地震等の災害から防護し、教育の確保と児童生徒等の安全を図るため、施設の建設に当たっては、適切な構造物により建築する。

3 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

4 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱い、あるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じる。

5 防災教養

町教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童生徒等の防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒等を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させる。なお、このため各学校は、次の諸点に留意してその普及に努める。

- (1) 児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、各学校において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練等とも関連を持たせながら、防災知識の普及を効果

的に行うよう配慮する。

- (2) 災害時においては、児童生徒等の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、地震、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を策定し、事前に児童生徒等に周知すること。この場合特に低学年の児童や身体的障がいのある児童生徒等にはよく理解させ徹底しておくものとする。
- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の意を用い、児童生徒等に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。
なお、町及び町教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- (5) 児童生徒等が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で実施すること。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重に扱うこと。

6 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒等の避難、誘導等防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 児童生徒等が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で実施する。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重に扱う。
- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動とあいまって十分な効果を取めるように努めること。
- (4) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。
- (5) 訓練は保育園及び幼稚園は月1回、小・中学校は毎学期1回実施すること。
- (6) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。
- (7) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

7 気象予報警報等の把握・伝達

各学校における災害に関する注意報、警報及び情報等の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努める。

(1) 町立学校

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努める。なお、気象情報等の伝達は、第3章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」に基づき、教育委員会が各学校長に伝達する。

(2) 組合立学校

可児市・御嵩町中学校組合教育委員会及び施設管理者は、中学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努める。なお、気象情報等の伝達は、第3章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」に基づき、教育委員会が学校長に伝達するものとする。

(3) 保育園及び幼稚園

園長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して、災害に関する気象の把握に努め、災害予防の適正を期するものとする。

8 臨時休業

災害の発生が予想される場合の町立学校、保育園及び幼稚園の臨時休業については、町立学校については教育委員会、保育園については福祉子ども課長、幼稚園については、園長が決定して行うものとする。

第2項 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

3 文化財施設の予防対策

(1) 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化・耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

(2) 町及び県

ア 国指定、県指定、町指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

エ 文化財保護巡視員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

4 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

5 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

6 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等と連絡・協力体制を確立するものとする。

教育委員会は、県と協力して、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第7節 防災上重要地域の予防計画

第1項 災害対策に関する調査研究

1 方針

災害による被害を最少限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

2 風水害対策基礎調査

本町は、地勢その他に恵まれた地であり、昭和34年及び昭和36年の伊勢湾、第2室戸台風の上陸以外は、大型災害は少ない。しかしながら、県内の他の地域に目を向けると、風水害とりわけ水害による災害が多い。

山間部の水害は、昭和40年の9.15集中豪雨、昭和43年の8.17豪雨あるいは昭和47年の47.7豪雨等にみられるように山腹崩壊、土砂流失、溪流氾濫等による被害が大きく、平野部の水害は、昭和34年8月の牧田川の決壊、同年9月の伊勢湾台風時における長良川、牧田川の決壊等にみられるように堤防の決壊、昭和49年7月豪雨による人口集中地区の岐阜、大垣地区の溢水、昭和59年9月の美濃加茂地方の溢水等による浸水、集中豪雨によるたん水による被害が多い。

そこで、風水害による災害を最少限度に防止する対策を樹立するため、町は、県と連携して、次の事項等につき基礎的調査及び研究を推進するものとする。

- (1) 町における既往の風水害
- (2) 降水量と山腹等の崩壊災害
- (3) 降水量と土石流・がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 降水量と河川災害
- (5) 浸水想定区域図の作成・公表
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

3 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっている。

幸い町内においては、近年、災害救助法の適用を受けるような大火は発生していないが、消防対策の樹立を図るため、町は、県その他関係機関と相互協力して調査研究を推進するものとする。

4 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施するものとする。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

5 リスクの評価

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第2項 災害危険地域の予防対策

1 災害危険地予察

町は、県、自衛隊等の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を町計画に反映するものとする。

2 水害予防対策

(1) 洪水対策

県が作成した「木曾川水系可児川浸水想定区域図」によると、名鉄御嵩駅付近の可児川沿いから可児市との境界に至る区間に、1メートルを超える水深の浸水想定区域が連続して存在する。

また、浸水想定区域外においても平成22年7月15日に発生した短期的・局地的な集中豪雨や平成23年9月20日の台風15号がもたらした豪雨では、井尻川や奥田川等で河川氾濫による甚大な被害が発生している。

このことから、町は、浸水想定区域図と過去の災害発生状況を基に、水位情報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた「想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ」・「タイムライン」の作成・周知に努めるとともに、護岸工事等の河川整備を図り、適切な河川管理に努めるものとする。

集中豪雨などによる洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

また、洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「岐阜県水防計画」によるものとするが、水害と関連のある道路対策については、次に定めるものとする。

(2) 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、施設点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路やアンダーパスの冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(3) 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

3 浸水想定区域の周知と伝達方法

(1) 上記2のとおり、本町には、浸水想定区域に指定されている区域が存在することから、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 水位情報等の伝達方法

イ 指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地

- (2) 上記ウの施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位情報等の伝達方法を定める。
- (3) 町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。
- (4) 町長は、水位情報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

4 浸水想定区域要配慮者施設

(1) 浸水想定区域内の施設等

要配慮者施設の範囲は、高齢者施設・保護施設・児童福祉施設・障がい児（者）施設等の社会福祉施設、病院・診療所の医療施設、幼稚園、保育園、学校とし、本町における浸水想定区域に存在する要配慮者施設は、次のとおりである。当該施設の管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、町長に提出するものとする。

施設名	所在地	電話番号
みたけ幼稚園	可児郡御嵩町中903-9	0574-67-4888
ふらっとハウス	可児郡御嵩町御嵩1512-1	0574-67-6359

(2) 洪水予報等の伝達方法

洪水予報又は特別警戒水位到達情報の伝達方法については、第3章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」3「警報等の伝達」のとおりとする。

(3) 指定緊急避難場所

洪水時の指定緊急避難場所については、本章第10節「避難対策」別表のとおりとする。

5 山地等崩壊防止対策

降雨及び融雪により山腹崩壊、土石流等の発生が予想される箇所については、本章第3節第1項「砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業計画」及び同節第2項「農地・林地・土地災害防災計画」により改修等を行うものとする。また、県は、町が「林地崩壊防止事業」及び「災害関連山地災害危険地区対策事業」を実施する場合には、これが円滑な実施を図るため積極的に指導、協力するものとする。

6 土砂流出防止対策

土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行された。

このことにより、宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂流出のおそれが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域については、宅地造成に関する工事における災害の防止を図るものとする。

土砂災害警戒区域指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア 危険区域の周知

町は、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。

イ 警戒避難体制の整備

町は、避難情報の判断・伝達マニュアルにおいて警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域での施策

ア 住宅等の新規立地の抑制

住宅宅地分譲や社会福祉施設等の特定の開発行為については、県の許可審査、検査及び監督処分を受けるとともに、居室を有する建築物の新築、改築に対して建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき土砂災害に対し安全であるかどうかの建築確認を実施する。

イ 既存住宅の移転促進等

土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物は、県から移転等の勧告を受けることがある。また、移転勧告による移転者に対し、県から融資、資金の確保に関してあつせんがある。

7 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

(1) 町土保全事業の推進

町は、要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の町土保全事業を積極的に推進するよう県に要請する。

(2) 情報の提供

町は、土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者関連施設の調査結果に基づき、土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨の周知に努める。

町は、施設の名称、場所等を町及び県計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

土砂災害警戒区域内要配慮者施設

危険個所の名称	施設名	所在	電話	区分	危険個所の範囲
長岡裏西	あんしんみたけ	御嵩358-1	68-0515	土砂災害警戒区域（土石流）	デイサービスセンター
井尻3	さわやか長楽荘	井尻65-1	67-8321	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地） 土砂災害警戒区域（急傾斜地）	養護老人ホーム デイサービスセンター グループホーム
長岡1	さわやかナーシングみたけ	井尻65-1	67-8325	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	特別養護老人ホーム
北切3	上之郷医院	中切1415-5	67-6077	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	病院
長岡裏東 長岡裏中 長岡上 長岡中 長岡下	御嵩クリニック	御嵩62	67-5757	土砂災害警戒区域（土石流）	病院
中大洞 神ノ木	デイサービスセンターはなたま	中1431-1	67-3939	土砂災害警戒区域（土石流）	デイサービスセンター

南舳五山	上之郷小学校	宿2002	67-2322	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎・体育館・グラウンド
天ヶ峰	上之郷中学校	中切1785	67-0431	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎
岩仙寺洞 正願寺洞北 正願寺洞中	上之郷保育園	中切1359-2	67-2322	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎

(3) 防災知識の普及

町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

町及び県は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

(4) 要配慮者関連施設における防災体制の整備

ア 施設等における対策

本章第12節「要配慮者対策」による。

イ 町と施設との連絡体制の確立

町は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努めるものとする。

8 老朽ため池対策

ため池の老朽化に伴う破堤等につき、被害の発生が予想される箇所に関する予防計画は、本章第3節第2項「農地・林地・土地災害防災計画」による。

第3項 自主防災組織の育成と強化

1 方針

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る。」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなっている。

したがって、町は、自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 住民の自主防災組織

(1) 自主防災組織の育成指導

町においては、各地区ごとに自衛消防隊が組織され、可搬式ポンプによる初期消火訓練、消火器の取り扱い及び初期消火訓練、消火栓使用による初期消火訓練などが行われている。また、女性防火クラブが結成され、活動を続けている。(別表参照)

しかし、地域防災活動のより一層の推進を図るため、自治会等及び各施設を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

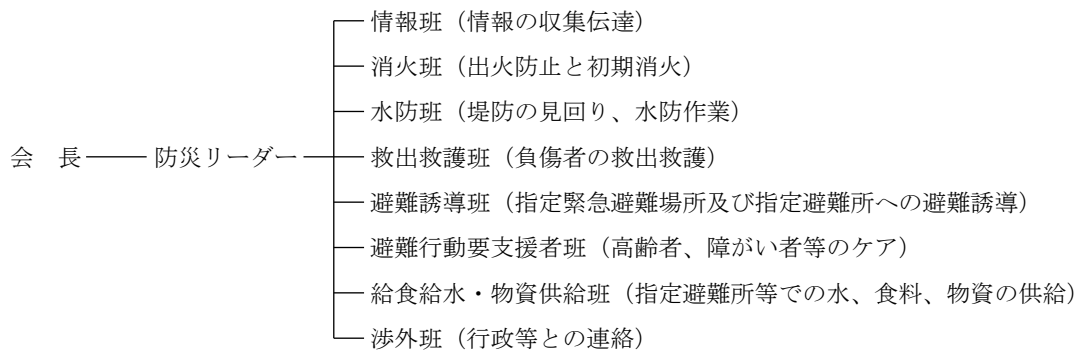
また、町は、自主防災組織の活性化を図るため、消防職員及び消防団員のOBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけるとともに、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催し自主防災組織を指導する。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

(3) 組織及び活動の内容(例)

ア 組織編成



イ 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発	消 火 班
	2 延焼危険地区、消防水利等の把握、点検	〃
水 防 対 策	河川、溪流等の見回り	水 防 班
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案	救 出 救 護 班
	2 建設業者などへの重機の事前協力要請	〃

救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班 " "
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町防災関係機関や隣接自治会との連絡方法の確立	情報班 "
避難対策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知	避難誘導班 "
避難行動要支援者対策	ひとり暮らし老人・障がい者等の要配慮者のうち自力避難が困難な人の把握	避難行動要支援者班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給食給水・物資供給班 " "
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各班 "
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各班 "
渉外	地域内の事業所、団体等関係組織との連携、総合的な自主防災活動の推進	渉外班

ウ 非常時の役割

対策	内容	担当
消火対策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全員 " 消火班
水防対策	水防活動の実施	水防班
救出対策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班 "
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各世帯 救出救護班 "
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接自治会との情報交換 4 重要情報の各世帯へ広報 5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各世帯 情報班 " " " "
避難対策	1 避難指示の伝達 2 避難路の安全確認 3 避難者の誘導（組織的避難の実施）	避難誘導班 " "
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給食給水・物資供給班 " "

避難行動要支援者 対策	ひとり暮らし老人、障がい者等の要配慮者のうち自力避難が困難な人の支援	避難行動要支援者 班
----------------	------------------------------------	---------------

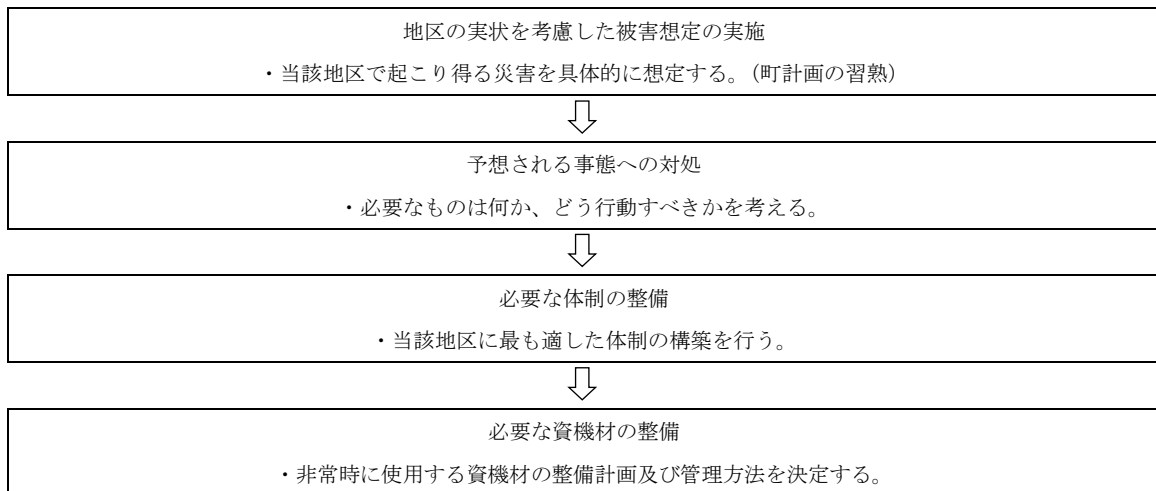
3 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、各地区ごとに地区の実状に合った防災マニュアルを作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。



4 自主防災資機材の整備

自主防災組織は、自主防災活動に必要な資機材を整備する。近年の整備状況は、次のとおりである。

情報伝達用具	ハンドマイク	救出・障害物除去 用具	バール、ジャッキ	救出・障害物除去 用具	大ハンマー
	携帯無線機		折り畳み梯子		片手ハンマー
消火用具	街頭用消火器		のこぎり	給食・給食用具	ロープ
	消火器格納庫		チェーンソー		ゴムボート
	バケツ、砂袋		掛矢		釜（釜戸付）
	可搬式ポンプ		斧		鍋
救護用具	担架		スコップ	その他	受水槽
	救急セット		つるはし		ろ水器
	毛布		鍬		テント・天幕
避難用具	投光機		もっこ、石み		ビニールシート
	標旗・腕章	なた	井戸		
	ロープ	ペンチ	リヤカー		

	発電機		鉄線ばさみ		燃料
	ヘルメット		軍手		簡易トイレ

5 研修の実施

(1) 御嵩町防災アカデミー・防災リーダーフォローアップ研修

町は、自主防災組織や地域の防災活動でリーダー的役割を担っていただける防災リーダーを養成するための研修及びフォローアップのための研修会を開催する。

(2) 自主防災組織リーダー研修会

町は、県その他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

(3) 各種団体における防災研修

町は、県と連携して、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導する。

6 消防団、交番等との連携強化

町は、県及び県警察と連携して、自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、町は、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織と連携を強化し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

7 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

一定規模以上の施設、事業等にあつては、消防法により、消防計画を定め、自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア 町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携強化を図る。

イ 施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努める。

(2) 安全協議会

ア 町が災害応急対策を実施する場合において、地域の建設事業者が、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防その他の行政機関と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する安全協議会の構築を進める。

イ 被災者救出支援に緊急を要するとき、又は災害により通信連絡が不能となり、町又は県が要請できないときは、安全協議会の判断により被災者救出支援を行う。

(3) 農業用ダム、ため池に関する自主防災組織の対応

農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、町、可児川防災ため池組合、土地改良区、受益者、地域住民による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流側住民の誘導等を行う。

8 県広域防災センター等の活用

町は、自主防災組織のリーダーをはじめ、広く住民に対して県広域防災センター、県防災交流センターの利用を促進することにより、自主防災組織を育成し、また住民の防災知識の向上に努める。

別表

地域住民による自主防災組織一覧

(1) 消防クラブ

名 称	結 成 年 月 日
御嵩町女性防火クラブ	昭和51年4月1日
上之郷保育園幼年消防クラブ	昭和58年4月1日
御嵩保育園幼年消防クラブ	〃
中保育園幼年消防クラブ	〃
伏見保育園幼年消防クラブ	〃
みたけ幼稚園幼年消防クラブ	昭和59年5月9日

(2) 自主防災組織等

No	自治会名	No	自治会名	No	自治会名
1	井 尻	23	若 松 町	45	顔 戸 区
2	北 切	24	愛 宕 町	46	古 屋 敷
3	川 南	25	元 町	47	西 田
4	平	26	若 宮 町 一	48	南 山
5	宿	27	若 宮 町 二	49	里
6	美 佐 野	28	昭 和 町	50	洞
7	次 月	29	木 の 下	51	稲 荷 台
8	津 橋	30	南 山 台 西	52	高 倉
9	前 沢	31	向 陽 台	53	高 倉 台
10	謡 坂	32	西 之 門	54	共 和 台
11	西 洞	33	十 日 市 場	55	山 田
12	谷	34	南 町	56	東 町
13	綱 木	35	西 屋 敷	57	中 町
14	大 久 後	36	春 日 町	58	西 本 町
15	送 木	37	北 屋 敷	59	西 町
16	長 岡	38	愚 溪 町	60	旭 町
17	城 町	39	大 庭	61	伏 見 台
18	南 山 台 東	40	大 庭 台	62	野 崎
19	栢 森	41	長 瀬	63	新 町
20	板 良 町	42	新 木 野	64	本 郷
21	上 町	43	中 二 区		
22	中 本 町	44	顔 戸		

第4項 地域別災害危険雨量等

1 方針

最近の災害は、集中豪雨等に伴うがけ崩れ、急傾斜地の崩壊、土石流の発生などにより多くの人命、財産を失っている。

これらの災害から住民の安全を図るため、町長は、次の事項について危険の表示を行い、住民による自主防災組織、自主避難等の体制（本節第3項「自主防災組織の育成と強化」参照）を確立し、災害による被害の軽減に努めるものとする。

2 地域別警戒雨量

降雨により災害が発生するおそれのある場合における地域別警戒雨量は、次表のとおりであるから、この雨量を目安として低地の浸水危険地区、土石流の危険地区ごとに警戒雨量を定め、情報の連絡、避難の体制等の確立し徹底する。

地 域 別 警 戒 雨 量

(単位mm)

地 区 名	注意を要する雨量		警戒を要する雨量			適 用
	前日までの雨量が	なお当日の雨量が	前日までの雨量が	なお当日の雨量が	時間雨量が	
東 濃 地 区	100以上で	50を越えたとき	100以上で	50を越え	40を越えたとき	加茂、可児、土岐、恵那の各郡市
	100以下で	50を越えたとき	100以下で	80を越え	40を越えたとき	

(注) 本雨量は、一応の目安であって、これ以下の降雨であっても災害の発生するおそれがあることに注意すること。

3 雨量計の設置

町長は、雨による災害を防止するため、庁舎並びに上之郷地区に雨量計を設置し、自ら観測を行うとともに、県のぎふ土砂災害警戒情報ポータル等により情報を収集し、山崩れ、がけ崩れ等集中豪雨等における住民の避難等が適切にできるよう努める。

(注) 「気象業務法」により、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、一部の測器（雨量計含む。）について技術上の基準に従って、検定に合格した測器を使用すること。観測施設を設置した場合はこれを届けることを義務づけている。

第8節 災害対策物資備蓄等の計画

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

2 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の住民の生活を維持するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、「岐阜県総合備蓄計画」の定めるところによる。

また、町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

3 災害対策物資の備蓄についての基本方針

(1) 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進める。

なお、町は、それらの啓発に努める。

(2) 町における初期対応について

災害発生後の物資及び食料の供給は、町においては備蓄品の放出のほか商工会、農業協同組合、業者等と協定を締結する等速やかな調達体制の整備を図ることを第一義とする。

(3) 公共備蓄の考え方

公共備蓄は次による。

ア 公共備蓄すべきもの

- (ア) 緊急に必要なもの
- (イ) 業者の在庫から調達が困難なもの
- (ウ) 流通在庫の不足量を補完するためのもの

(4) 町の備蓄の原則

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された指定緊急避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

(5) 緊急輸送拠点の整備

町及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

また、輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(6) 物資支援の事前準備

町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(7) 支援物資の輸送体制の整備

町及び県は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

4 食料及び生活必需品の確保

(1) 町は、災害が発生した場合、緊急に必要なとする食料及び生活必需品を確保・供給するため、予め次の措置を講ずる。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分配慮する。）

イ 町内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。

エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ 公共備蓄すべき物資の備蓄

カ 緊急物資の集積場所として、緊急輸送道路及びヘリポートとの位置関係から選定した一時集積配分拠点施設を利用

キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）、必要に応じ炊き出しに関する協定の締結

(2) 住民は、次のとおり、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）

イ アのうち、非常持出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）

ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）

- (3) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

5 物資の集積場所

物資の一時集積場所については、原則として以下のとおりとするが、大規模災害が発生した場合は被害の少ない地域の施設を利用し、すべて指定避難所として使用されるか又は施設自体が被災した場合は、比較的被害の少ない地域の公共施設を指定する。

なお、道路が寸断され輸送手段が確保できなくなった場合は、隣接市町への物資受け入れの応援要請を検討する。

物資の一時集積場所

種別	名称	所在地	連絡先
集積場所	御嵩町防災コミュニティセンター	御嵩町中切1437-1	0574-42-8233

6 飲料水の確保

- (1) 町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。
- ア 岐阜県水道災害相互応援協定に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成
 - イ 応急給水用資機材等の整備
 - (ア) 飲料水兼用貯水槽、鋼板プール
 - (イ) 給水タンク、ろ過装置、給水車
 - ウ 湧き水、井戸水等の把握
 - エ 水道工事事業者等との協力体制確立
 - オ 復旧資材の備蓄
 - カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導
- (2) 住民は、次のとおり、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努めるものとする。
- ア 家庭における貯水
 - (ア) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の1週間分を目標に貯水する。
 - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 給水班（給食給水・物資供給班）の編成
 - (イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質検査等による飲料水の確保
 - ウ 応急給水用資機材の確保
 - (ア) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

7 防災資機材の確保

- (1) 防災資機材の充実強化
- 町は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずる。
- ア 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄
 - (ア) 町が備蓄する資機材……情報通信機器及び防災・救助活動用資機材
 - イ 町における備蓄資機材の現況

現在、町においては、次のとおり備蓄を行っている。

御嵩町防災資機材・備蓄品状況

(令和7年4月現在)

	資 機 材 名	本 庁	長 岡	伏 見	中	御 嵩	上之郷	防災コミュニ ティセンター	B&G海洋 センター	計
1	油圧ジャッキ			2	2	2	2	2		10
2	発動発電機	4		2	2	2	2	1		13
3	投光器	6	5	4	4	4	4			27
4	投光器用三脚	3	1	2	2	2	2			12
5	コードリール	3	1	2	2	2	3	4		17
6	延長コード			2	2	2	3			9
7	チェンソー		1	2	2	2	2	2		11
8	発動発電機用エンジン オイル(1L)							1		1
9	ガス供給用ボックス							1		1
10	ガソリン(1L)							12		12
11	燃料携行缶(5L)	1		1						2
12	燃料携行缶(10L)	1			1	1	1			4
13	燃料携行缶(20L)			1	1	1	1			4
14	燃料缶詰(1L缶)	8		8	8	8	8			40
15	トランジスタメータガ ホン	1		2	2	2	2	2		11
16	懐中電灯	23		15	15	15	15			83
17	懐中電灯(ラジオ付)	3								3
18	懐中電灯(LED)	20								20
19	乾電池(単1)			20	20	20	20			80
20	乾電池(単2)	20		20	20	20	20			100
21	折りたたみ式リヤカー			1	1	1	1	2		6
22	バール(900mm)			4	4	4	4	5		21
23	バール(1800mm)			5	5	5	5	5		25
24	折込のこぎり			7	7	7	7	10		38
25	万能オノ	3		5	5	5	5	5		28
26	掛け矢	3		5	5	5	5	5		28
27	番線カッター			2	2	2	2	5		13
28	両口ハンマー							3		3
29	ボルトグリップ							5		5
30	大ハンマー			5	5	5	5	5		25
31	ツルハシ	3	19	5	5	5	5			42
32	剣スコップ	11	84	10	10	10	10	20		155
33	携帯用コンクリート破 壊器具			1	1	1	1	1		5
34	トラロープ(100m)	1		6	6	6	5	2		26
35	二つ折り担架		2	3	3	3	3			14
36	パック式毛布			38	70	80	86	40		314
37	アルミブランケット			240	280	240	240			1000
38	下水道直結型トイレ		4							4
39	トイレ凝固衛生袋セッ ト		9							9
40	マルチハウステント		13							13
41	緊急簡易組立式トイレ			35	35	35	35			140
42	簡易トイレセット		15							15
43	トイレ用パーソナルテ		9	5	5	5	5			29

	ント									
44	ボックストイレ用処理セット			225	225	225	225			900
45	炊き出し用かまどセット			2	2	2	2			8
46	寸胴鍋							4		4
47	木炭（9kg）							1		1
48	救急箱（50人用）		2	1	1	1	1	4		10
49	土嚢袋	500		800	800	800	800			3700
50	水土嚢		200							200
51	ブルーシート 5.4*3.6		60	5	5	5	5			80
52	粉末消火器（10型）			5	5	5	5			20
53	軍手（ダース）	10		5	5	5	5			30
54	アルファ米	335	2250	400	500	400	300			4185
55	サバイバルフーズ			180	240	180	120			720
56	ハイゼックス炊飯袋		7500							7500
57	飲料水 500ml	2016								2016
58	飲料水 1.5ℓ 2ℓ	15	10	10	10	10	10			65
59	車載用飲料水タンク （2t）				1					1
60	ビスケット（ビスコ）			240	240	240	240			960
61	一輪車	1	1							2
62	台車（イージーキャリー）		4							4
63	大人用紙おむつ（M） パンツ式		960							960
64	大人用紙おむつ（L） パンツ式		936							936
65	幼児用紙おむつ（S） テープ式		2352							2352
66	幼児用紙おむつ（M） テープ式		2048							2048
67	幼児用紙おむつ（L） パンツ式		1760							1760
68	おしりふき		2160							2160
69	生理用品（昼用ナプキン）		4320							4320
70	非常用飲料水袋（6リットル）		900							900
71	非常用吸水袋（4リットル）		120							120
72	ウォータータンク （8リットル）		60							60
73	テント		7	1	1	1	1	2		13
74	グラインダ		1							1
75	杭用丸太		36							36
76	避難所用パーテーション 4.4㎡（H=1.0m）		60							60
77	折りたたみ式アルミ マット 1.0*1.8*0.008		120							120
78	アルミヒートブラン ケット 132*213		500							500
79	バルーン投光器（40	4								4

	0 w)										
80	避難所用プライベートテント		16							16	
81	発動発電機 (カセットコンロ式)	1								1	
82	プロパンガス発電機	3						1		4	
83	LEDライト	4								4	
84	集会用テント (大)							1		1	
85	災害用車イス							2		2	
86	ガス炊飯器 (5.5升)							2		2	
87	食器セット (100人用)							3		3	
88	草刈機 (充電式)							2		2	
89	簡易段ボールベッド		20							20	
90	段ボール間仕切り		20							20	
91	クイックエアベッド (ポンプ内臓) (1900*970*150)		20							20	
92	災害敷マット (10枚入り) (70*200*15)		8							8	
93	使い捨て哺乳瓶240ml	300								300	
94	避難者用テント (270*270*170)		10							10	
95	避難者用テント (200*340*135)		10							10	
96	防災用マルチルーム (210*210*170)		10							10	
97	クイックパーテーション (270*270*180)		5							5	
98	エアーマット (2000*800*50)							50		50	
99	防護服 (濃厚接触者用)	M	30							30	
		L	30							30	
		XL	15							15	
100	防護服	M	2		2	2	2	2		6	16
		L	2		2	2	2	2		6	16
101	ゴーグル (濃厚接触者用)	75								75	
102	フェイスガード (濃厚接触者用)	140								140	
103	フェイスガード	13		18	11	18	14		22	96	
104	シューズカバー (濃厚接触者用)	150								150	
105	非接触式体温計	2		3	3	2	2		4	16	
106	マスク	8050		50	50	50	50		50	8300	
107	ビニール手袋	S		200	200	200	200			800	
		M	100	100	100	100		200	600		
		L	100	100	100	100		200	700		
108	アルコール消毒液 (ℓ)	420		23	20	2	3		24	492	
109	詰め替えボトル	10		10	10	9	10		7	56	
110	アルコール除菌ウェットティッシュ (枚)	50	8000	200	200	200	200		250	9100	
111	冷風扇		2							2	
112	コーンバー			1	1	1	1		1	5	
113	養生テープ	4		4	4	4	3		4	23	
114	ブルーシート (2m*2m)			2	2	2	2			8	

115	パーテーション (2200*2200*1800)	5		22	22	21	25		36	131
116	段ボールベッド	1		39	39	39	39		36	193
117	アルミ敷マット			4	4	4	18		4	34
118	ジョイントマット								16	16
119	座布団	40		40	40	40	40		40	240
120	ごみ箱			2	2	2	2		2	10
121	ごみ袋 (大)	11		10	10	10	10		10	61
122	ごみ袋 (小 (黒))			400	400	400	400		400	2000
123	くつ袋			200	200	200	200		200	1000
124	台ふき			20	20	20	20		20	100
125	雑巾			20	20	20	20		20	100
126	ビニールテープ (赤)	3		3	3	2	3		3	17
127	「こちらでお待ちください」テープ	2		2	2	2	2		2	12
128	Eco Flow ポータブル電源 EFDELTA 蓄電池	1		1	1	1	1			5
129	LIFE STOCKエナジータイプ グレープ		400							400
130	芝刈機 (充電式)							1		1
131	避難所トイレ開設セット		8							8
132	サニタクリーン		320							320
133	おにぎり		2000							2000
134	スキムミルク			伏保1						1
135	長尺トイレレットペーパー		120							120

御嵩町防災資機材 (水道)

(平成24年3月現在)

	資機材名	規 格	本 庁	長 岡
1	ステンレスパネル製給水タンク	1 m×1 m×1 m (V=1 m ³)		2
2	緊急時用連結給水栓 (仮設用)	4 口		2
3	レスキュータップ (仮設給水線)	4 口		1
4	水中ポンプ (飲料水対応型)	100V/0.4 k w		2
5	発動発電機	100V/04.5 k w		2
6	コードリール	100 V/50m		2
7	減圧弁	φ 4 0 ねじ込み形		1
8	圧力計	G-2 6 5 A		1
9	ブルーホース	6 5 A×5m マチノ金具付		1
10	継手	φ 40 オスねじ×φ 40 マチノ金具メス		2
11	継手	φ 65 マチノ金具オス×φ 40 マチノ金具メス		1

ウ 重機類借上げ等に関する協定の締結

建設業協会、土木建設業者等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結
安全協議会の協力

エ 化学消火剤等 (化学消火薬剤、空中消火薬剤等) の備蓄

(2) 地域における防災資機材の備蓄

町は、自主防災組織単位に防災資機材倉庫等の設置を指導し、自主防災活動の充実に努める。

第9節 防災通信設備等の整備計画

1 方針

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

2 町の通信施設の現況

町の通信施設については、防災行政無線のデジタル化を行ったが、引き続き衛星携帯電話の整備等、多種多様な通信網を整備し、合わせて非常用電源、予備機等の確保に努め、通信連絡機能の維持を図る。

町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

(1) 利用可能な通信施設

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 御嵩町防災行政無線
- ウ 防災相互通信用無線
- エ 携帯電話

(2) 関係機関との連絡方法

町←→可茂消防事務組合	電話、消防無線（受令機）、県防災行政無線、衛星通信回線、防災相互通信用無線
町←→可児警察署	電話、防災相互通信用無線
町←→御嵩町消防団	電話、防災行政無線（移動系）
町→住民（自主防災組織）	電話、防災行政無線（同報系）

（注） 防災相互通信用無線は上表のほか、次の機関との連絡が可能であり、また移動系については市町村共通波となっているので、受信地域であれば相互の交信が可能である。

- ・ 県事務所
- ・ 八百津町、可児市、川辺町
- ・ 可茂土木事務所
- ・ 土岐消防署
- ・ 加茂警察署

3 通信施設

(1) 御嵩町防災行政無線

ア 同報系

同 報 系 固 定 局 施 設	
本 部 施 設 (親 局)	設置場所：御嵩町役場2階 防災行政無線室 デジタル波周波数：55.35125MHz 0.01W アナログ波周波数：55.955MHz 0.05W 中継波周波数：407.25MHz (移動系) 0.1 W ：55.955MHz (同報系) 0.05W
本 部 施 設 (遠隔制御局)	設置場所：御嵩町役場1階 宿直室 地区設置場所：上之郷小学校、御嵩小学校、伏見小学校、上之郷中学校、 向陽中学校、共和中学校の各職員室
中 継 施 設 (中継局)	設置場所：御嵩町美佐野5376番地 デジタル波周波数：65.55125MHz 10W アナログ波周波数：69.48MHz 5W 通信波周波数：268.15625MHz (移動系) 20 W ：55.955MHz (同報系) 0.05W
受 信 施 設 (子 局)	設置場所：屋外拡声子局 町内17局 戸別受信機 全世帯 受信波周波数：69.48MHz
防災相互通信用無線 (他市町村、機関との連絡用無線)	
みたけ110	通信波周波数：466.775MHz (移動系) 5 W (市町村共通波)
県の機関、消防機関、他市町村等との防災相互通信用無線	
みたけぼうたい	通信波周波数：158.35MHz 10W

屋外拡声子局設置場所

1	御嵩町中切1358-1	上 之 郷 保 育 園
2	御嵩町美佐野2844-1	美 佐 野 公 民 館
3	御嵩町次月3351-1	次 月 公 民 館 南
4	御嵩町津橋4228-3	津 橋 公 民 館
5	御嵩町小原5852-2	小 原 公 民 館
6	御嵩町大久後7730-4	大 久 後 公 民 館
7	御嵩町御嵩116-5	長 岡 公 園
8	御嵩町御嵩1377-2	願 興 寺 駐 車 場 内
9	御嵩町御嵩2192-531	南 山 消 防 グ ラ ウ ン ド
10	御嵩町中812-75	西 田 中 央 公 園
11	御嵩町中1657-20	大 庭 台 北 公 園
12	御嵩町顔戸816-1	顔 戸 公 民 館
13	御嵩町伏見489	伏 見 小 学 校
14	御嵩町中切1431-3	防 災 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー
15	御嵩町中2777-28	B & G 海 洋 セ ン タ ー
16	御嵩町比衣560-124	稲 荷 台 公 園
17	御嵩町伏見763-3	あ つ と 訪 夢

イ 移動系

種類	呼出名称	出力	設置場所
固定局	ぎょうせい みたけ	0.03W	御嵩町役場庁舎内
基地局	みたけ ぼうたい	10W 10W	〃
基地局	ぎょうせい みたけとうざか	20W	謡坂中継所内
陸上移動中継局	ぎょうせいみたけ おおくごちゅうけい	0.5W 1W	大久後地内
	ぎょうせいみたけ ひえちゅうけい	0.01W 1W	稲荷台公園
陸上移動局 (車載型)	みたけ 1	10W	御嵩町役場消防指令車
	みたけ1 (防災対策用)		〃 常備消防部ポンプ車
	みたけ 2		〃 公用車
	みたけ 3		
	みたけ 4		
	みたけ 5		
	みたけ 6		
	みたけ 7		
	みたけ 8		
	みたけ 9		
	みたけ 10		
	みたけ 11		
	みたけ 12		
	みたけ 13		
	みたけ 14		
	みたけ 15		
	みたけ 16		
	みたけ 17		
	みたけ 18		
	みたけしょうぼうだん 11		
	みたけしょうぼうだん 12		御嵩町消防団第1分団2号車
	みたけしょうぼうだん 21		御嵩町消防団第2分団ポンプ車
みたけしょうぼうだん 31	御嵩町消防団第3分団ポンプ車		
みたけしょうぼうだん 32	御嵩町消防団第3分団積載車		
みたけしょうぼうだん 41	御嵩町消防団第4分団ポンプ車		
陸上移動局 (携帯型)	みたけ 101	5W	御嵩町役場庁舎内
	みたけ 102		
	みたけ 103		
	みたけ 104		
	みたけしょうぼうだん 201		御嵩町消防団第1分団詰所内
	みたけしょうぼうだん 202		
	みたけしょうぼうだん 211		
	みたけしょうぼうだん 212		
	みたけしょうぼうだん 221		
	みたけしょうぼうだん 222		
	みたけしょうぼうだん 231		
	みたけしょうぼうだん 232		
	みたけしょうぼうだん 241		
	みたけしょうぼうだん 242		
	みたけぼうたい 101		御嵩町役場庁舎内
	みたけぼうたい 102		
	みたけぼうたい 103		

	みたけぼうたい 104		
	みたけぼうたい 105		
	みたけぼうたい 106		
	みたけぼうたい 107		
	みたけぼうたい 108		
	みたけぼうたい 109		
	みたけぼうたい 110		
陸上移動局 (可搬型)	みたけ 301	10W	御嵩町役場庁舎内

(2) 岐阜県防災行政無線

県は、県防災情報通信システム（平成7年4月供用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保している。

ア 衛星通信回線システム

(ア) 構成

衛星通信回線 (地域衛星通信ネットワーク)	市町村、消防本部、総合庁舎、県事務所、古川土木事務所、衛星車載局
--------------------------	----------------------------------

(イ) 機能（特徴）

- a 市町村、消防本部等全端末局とファクシミリ通信可能
- b 通話中の回線を切ることなく一斉指令可能

イ バックアップ機能の確保

衛星通信回線のバックアップ回線としての専用有線回線の設置（2ルート化）

(3) 防災相互通信用無線等

町は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

町は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

なお、町内に所在する防災相互通信用無線局は、次のとおりである。

(平成25年4月1日現在)

免許人名	事業所名	設置場所	呼出名称	局種	目的
御嵩町	御嵩町役場	御嵩町	ミタケボウタイ	基地局	防災対策用
御嵩町	御嵩町役場	御嵩町	ミタケ110	陸上移動局	防災行政用
可茂消防事務組合	南消防署御嵩分署	御嵩町	カモミタケ1	陸上移動局	消防用
可茂消防事務組合	南消防署御嵩分署	御嵩町	カモミタケコウホウ1	陸上移動局	消防用
可茂消防事務組合	南消防署御嵩分署	御嵩町	キュウキュウカモミタケ1	陸上移動局	消防用

(4) 震度情報ネットワークシステムの活用

県は、県内全市町村に計測震度計を設置する震度情報ネットワークシステムの整備により、県内の震度情報を把握し、国に速報するとともに、観測データの蓄積により地震予知に役立てる予定であり、町も県と連携しシステムの活用に努める。

4 非常通信の利用

町は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第 52 条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

町、県、防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

5 その他通信網

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

(1) 移動通信（携帯電話）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

(2) アマチュア無線

平素から町内のアマチュア無線団体との協力体制を確立し、情報の収集、伝達体制の強化を推進する。

(3) インターネット等

町は、住民等へ被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(4) タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集を図る。

(5) 公共安全モバイルシステム

平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図るものとする。

6 その他通信システムを作動させるための人的又は物的備え

町及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多目的に整備する。

7 情報の収集・伝達方法の多様化

町は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努める。

8 情報システムの高度化等

(1) 道路被害情報通信システム

ア 道路管理者は、災害時の道路に関する被害及び規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。

イ 道路管理者は高度化したシステムにより、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(2) 情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

町及び県は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(3) 防災情報通信システム

県は、災害発生時における迅速かつ的確な情報の収集、共有及び提供等の機能を強化し、県全体の防災力の向上を図ることを目的に、「被害情報集約システム」を構築し、平成 22 年度から運用を開始している。このシステムでは、被害情報、避難情報等の防災情報を収約し処理している。

町でも、このシステムを十分に活用し、情報の収集、共有、提供等に当たる。

第10節 避難対策

1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された指定避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

町長は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導體制を整備する。災害時の避難対策については、本計画の定めるところによる。

2 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

また、町及び県は、子どもを含む住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより確実に避難ができるよう備える。

3 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、県の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中の被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。
- (2) 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (3) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

4 指定避難所

住家を失い、又は避難の指示等を受けた者を収容するための指定避難所の選定については、洪水、山津波、地すべり、がけ崩れ等に対して地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がなく、かつ、たん水、強風等に耐える建造物とする。

現在、町では別表に掲げるとおり、指定避難所の指定を行っている。平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図り、緊急時に備える。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホーム

ページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(1) 指定避難所の指定

町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ指定避難所を確保・指定し、住民に周知する。指定避難所の選定にあたっては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていることなど、環境衛生上問題のないことなどを確認しておく。

また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した施設を整備する。また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討するとともに、指定避難所が使用不能となった場合や感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮した上で、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

なお、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

さらに、住民の生活を維持するために必要な物資等の供給を持続的に行うことができるよう防災拠点との連携方策や指定避難所において安定したエネルギーの確保のための再生可能エネルギー技術（太陽光発電、燃料電池、蓄電池等）の導入及び活用を推進する。

(2) 指定避難所運営マニュアルの策定

指定避難所の運営体制を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、避難者（自主防災組織等）、町、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定する。この際、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する

役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、車中泊避難や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

《指定避難所運営マニュアルの内容》

- (1) 指定避難所開設・管理責任者
- (2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (3) 指定避難所生活の基本的ルール
 - ア 居住区画の設定・配分
 - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法
- (5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- (6) その他指定避難所生活に必要な事項
- (7) 平常体制復帰のための対策

(3) 指定避難所開設状況の伝達

町は、指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 指定避難所への避難

住民は、指定避難所へ避難する場合、自らの指定避難所生活に必要な最低限の物資、食糧等について、避難に支障のない範囲で準備し持参するものとする。

5 指定緊急避難場所

町は、指定避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織、自治会ごとに一時的に集合して待機する場所として指定緊急避難場所を災害の種類ごとにあらかじめ確保・指定し、住民に周知する。

《指定緊急避難場所の選定基準》

- (1) 災害が切迫した状況において、生命の安全を確保することを目的とした、危険から逃れるための避難場所として開放されること。
- (2) 異常な現象（洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事等）による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- (3) 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水等については、その水位よりも避難上有効なスペースなどがあること。

6 在宅避難者等の支援

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

7 車中泊避難者の支援

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応

じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

8 避難道路の指定

町は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知するものとする。

《避難道路の選定基準》

- (1) おおむね8メートル以上の幅員とする。
- (2) 相互に交差ししないものとする。
- (3) 道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
- (4) アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
- (5) 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。
- (6) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- (7) 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

9 指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、平時から指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路について、災害時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。

10 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備する。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川については、水位情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

11 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、共有及び避難支援計画の策定等、避難行動要支援者の避難誘導體制を整備する。

12 避難に関する広報

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動

を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。

13 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

14 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

15 避難情報の把握

町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

16 感染症の自宅療養者等の避難

町は、県との連携の下、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

17 デジタル技術を活用した被災者支援

町及び県は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じ

たきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。

町及び県は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、町民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。

別表1

指定避難所 兼 指定緊急避難場所 一覧

(令和7年4月1日現在) (20箇所)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容可能人数	摘要			備考
						浸水害	土砂災害	地震	
1	上之郷公民館	中切 874-4	67-0017	67-0017	205	S1	D1	J1	空
2	上之郷小学校	宿 2002	67-1338	67-6438	270	-	-	J2	暖
3	上之郷中学校	中切 1785	67-0431	67-6432	456	S2	D2	J2	注1 暖
4	上之郷保育園	中切 1359-2	67-2322	67-2322	130	-	-	J2	空
5	綱木グラウンド管理棟	上之郷 7112-1	67-0191	67-0191	48	S2	D2	J2	
6	御嵩公民館	御嵩 626-1	67-0507	67-0507	269	-	-	J1	空
7	向陽中学校	御嵩 1306	67-1331	67-1332	457	S2	D2	J2	非・暖
8	東濃高校	御嵩 2854-1	67-2136	67-6204	826	S2	D2	J2	非・暖
9	御嵩保育園	御嵩 689-1	67-2323	66-8990	125	S2	D2	J2	協定 空
10	中公民館	中 2171-1	67-4841	67-4841	241	S1	D1	J1	非・空
11	御嵩小学校	中 2628	67-1191	68-0062	393	S2	D2	J2	暖
12	B & G 海洋センター	中 2777-28	67-5196	67-5196	516	S1	D1	J2	非
13	ぼっぼかん	顔戸 1176-2	67-5221	67-5221	196	S2	D2	J2	非・空
14	伏見公民館	伏見 990	67-0502	67-0502	186	S1	D1	J1	空
15	伏見小学校	伏見 489	67-0530	67-6430	367	S2	D2	J2	暖
16	共和中学校	伏見 1875-1	67-2105	68-0066	416	S2	D2	J2	暖
17	東濃実業高校	伏見 891	67-0504	68-6412	1,200	S2	D2	J2	
18	伏見保育園	伏見 751-1	67-2325	67-2325	137	S2	D2	J2	空
19	伏見にこここ館	伏見 1311-1	67-3625	67-3625	78	S2	D2	J2	非・空
20	大庭台第一公園総合集会所	中 2678-137							一時避難施設 (協定)

指定避難所 一覧

(令和7年4月1日現在) (1箇所)

(指定緊急避難場所を兼ねるものとの合計 21箇所)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容可能人数	摘要			備考
						浸水害	土砂災害	地震	
1	御嵩町役場	御嵩 1239-1	67-2111	67-1999	92	S1	D1	-	北庁舎1階 空

S1：豪雨災害等浸水被害が想定され規模が小さい時

S2：豪雨災害等浸水被害が想定され規模が大きい時

D1：豪雨災害等土砂災害が想定され規模が小さい時

D2：豪雨災害等土砂災害が想定され規模が大きい時

J1：地震被害が想定され規模が小さい時

J2：地震被害が想定され規模が大きい時

非：非常用電源設備有り 空：空調設備有り 暖：暖房機器有り

注1：上之郷中学校校舎の一部は、土砂災害警戒区域内

注2：1～20全て緊急避難場所（大規模火災）の対象

別表2

指定緊急避難場所 一覧

(令和7年4月1日現在) (2箇所)

(指定避難所を兼ねるものとの合計 22箇所)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	対象とする災害	備考
1	サンクラシックゴルフクラブ	比衣 1097-1-1	67-6360		S・G・J・F	協定(クラブハウス・コース管理棟・駐車場)
2	新庁舎等建設エリア(予定)	中 58-1 他			S・G・J・F	防災広場等

S: 洪水(浸水害)

G: 崖崩れ・土石流・地すべり

J: 地震

F: 大規模火災

別表3

福祉避難所 一覧

(平成26年4月1日現在) (9箇所)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容可能人数	備考
1	老人憩いの家	中 2098-5	67-2477	67-6339	40	
2	あつと訪夢	伏見 800-2	67-1488		32	
3	特別養護老人ホーム さわやかナーシングみたけ	井尻 65-1	67-8325	67-8327		協定(慈恵会)
4	養護老人ホーム さわやか長楽荘	井尻 65-1	67-8321	67-8121		協定(慈恵会)
5	さわやかグループホームみたけ	井尻 65-1	67-8322	67-8121		協定(慈恵会)
6	さわやかデイサービスセンター伏見	伏見 1882-1	67-0581	67-8481		協定(慈恵会)
7	愛の家グループホームふしみ	上恵土 333	67-8526	67-8552		協定(メディカル・ケア・サービス(株))
8	ショートステイ プルメリアⅢ	上恵土 951-1	48-8311	68-1878		協定(DS TOKAI(株))
9	JAめぐみのデイサービスセンター あんしんみたけ	御嵩 358-1	68-0515	67-5252		協定(めぐみの農業組合)

第11節 緊急離着陸場等の整備

1 方針

災害情報の収集、人命救助、救援物質の輸送等、迅速な災害救助を行うため、町に緊急離着陸場を設定するとともに、町は、県や防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、整備を図る。

緊急離着陸場選定及び整備については、次によるものとする。

2 緊急離着陸場の選定

町は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地进行を選定・確保し、緊急離着陸場を設けるものとする。現在町では別表のとおり10箇所の離着陸場を設置している。

3 ヘリポート等の整備

町は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）、公共建築物の屋上ヘリポートの整備促進に努め、また緊急離着陸場においても、ヘリコプターの離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努めるものとする。

ヘリコプター緊急離着陸場

(平成19年1月1日現在)

施設名	所在地	地積 m×m	電話	座標	場外
上之郷小学校	御嵩町宿2002	140×67	0574 67-1338	E 137° 10' 00" N 35° 25' 00"	
上之郷中学校	〃 中切1785	110×60	〃 67-0431	E 137° 10' 00" N 35° 27' 00"	
向陽中学校	〃 御嵩1306	120×70	〃 67-1331	E 137° 07' 58" N 35° 53' 05"	
御嵩小学校	〃 中2628	110×85	〃 67-1191	E 137° 07' 40" N 35° 25' 50"	
南山公園野球場	〃 中2777-4	90×50	—	E 137° 07' 50" N 35° 25' 17"	
顔戸グラウンド	〃 顔戸820-60	80×80	—	E 137° 06' 35" N 35° 26' 00"	
共和中学校	〃 伏見1875-1	100×100	〃 67-2105	E 137° 06' 00" N 35° 26' 10"	
伏見小学校	〃 伏見489	57×115	〃 67-0530	E 137° 05' 20" N 35° 26' 00"	
南山消防グラウンド	〃 御嵩2192-531	90×75	—	E 137° 08' 23" N 35° 25' 08"	○
伏見グラウンド	〃 伏見751-1	90×100	—	E 137° 05' 01" N 35° 25' 56"	

※ ○：防災ヘリコプター「若鮎Ⅰ」、「若鮎Ⅲ」、飛行場場外離着陸場

第12節 要配慮者対策

1 方針

災害発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）、及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難が困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を保護し、安全の確保を図る。

近年の災害においては、避難行動要支援者や避難行動要支援者を支援する者が災害発生時に犠牲になるケースが多くなっており、本町においても、高齢化によって避難行動要支援者は益々増加することが予想されるため迅速な避難のための支援体制を確立しなければならない。

町及び要配慮者が利用する社会福祉施設の管理者（以下「施設等管理者」という）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を確立する。

2 避難支援等関係者となる者

町は、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）に掲載された者のうち、本人の同意が得られたもので、避難支援等の実施に必要な限度において、以下に定める避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し情報を提供するものとする。

また、要支援者名簿に掲載されたもので、情報提供について本人の同意が得られなかったものについて、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは本人の同意にかかわらず避難支援等関係者に対し情報を提供することができる。

ただし、提供する情報は関係地区分、又は関係者分とし、必要以上の提供を行わない。

避難支援等関係者となる者

庁内	高齢福祉担当課、地域包括支援センター、障がい福祉担当課、防災担当課
関係機関等	可児警察署、可茂消防事務組合、御嵩町社会福祉協議会、各地区自治会長、民生委員・児童委員、御嵩町消防団、御嵩町自主防災組織等

※ 地域の実情に応じ、共有する情報の範囲を決める。

※ 自治会長については、自主防災組織を有しない地区の自治会長に限る。

3 要支援者名簿に掲載する者の範囲等

町は、避難行動要支援者について、関係部局で把握している情報を集約するよう努め、要支援者名簿を作成するものとする。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報については、県に対して情報提供を求めるなど、積極的に情報の取得に努めるものとする。

(1) 要支援者名簿に掲載する者の範囲は、概ね次のとおりである。

- ア ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯の者
- イ 介護保険 3、4 又は 5 の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を有する者
- エ 療育手帳 A1 又は A2 を有する者
- オ 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を有する者
- カ 難病患者

- キ 小児慢性特定疾病児童等
 - ク その他町長が必要と認める者
- (2) 要支援者名簿に記載すべき事項は次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

4 要支援者名簿の更新

町は、要支援者名簿の登録事項について毎年度1回点検を行い、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

5 要支援者名簿に関する情報漏えいの防止

町は、避難支援等関係者への要支援者名簿の提供に際し、災対法、個人情報保護法及び御嵩町個人情報保護条例の定めるところにより正当な理由なく要支援者名簿に記載された情報を漏らしてはならないことを周知するとともに、適正な情報管理が図られるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は名簿のコピー等により無用に共有、利用しない。
- (2) 要支援者名簿はできる限り施錠可能な場所で保管する。
- (3) 要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち組織を有するものにあつては、要支援者名簿の取扱者を限定するなど適切な措置を講ずる。ただし、自治会及び自主防災組織において個別支援計画等の策定のため共有・利用することが適当であると認められる場合は必要な範囲において共有・利用することができる。

6 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備する。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において提供された要支援者名簿に基づき避難支援を行うとともに、支援に必要な協力を得るため避難支援実施に必要な範囲で避難支援等関係者その

他の者に対し応援を求めるものとする。

また、避難支援等の実施については、避難支援等関係者（応援を求められた協力者を含む。）又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、可能な範囲で避難支援を行うものとし、安全確保に十分に配慮する。

8 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 町

町は、災害発生時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、避難支援等関係者との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と避難行動要支援者支援マップの整備・充実による避難行動要支援者の実態把握につとめ、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進めるものとする。そのため、当該地区内の状況を把握しておく必要があり、次の事項に留意する。

ア 避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

イ 災害の発生時に避難の誘導、救出等を行う者を地区で複数指名しておく。（避難行動要支援者個別計画の策定）

ウ 指定避難所への避難を行った際は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

エ プライバシーの保護に十分留意する等の配慮を行う。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や民生委員・児童委員、福祉委員等による地域ぐるみの日常的な要配慮者の見守りネットワーク活動や助け合い活動、ふれあいサロン活動や避難行動要支援者マップづくり、住民向け講習会、地域座談会などを通じて、避難行動要支援者の把握や災害時に備えた体制づくりに町と連携して努めるものとする。

(3) 施設等管理者

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(4) 住民

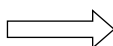
住民は、各自主防災組織において避難行動要支援者個別支援計画を整備し推進するなど、避難行動要支援者を支援できる地域の体制づくりに努める。

9 町における措置

(1) 避難行動要支援者の確認と措置

町は、災害発生直後、関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿や地図あるいは警察（特に交番）の情報を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

発見後の措置



- ・ 御嵩町老人憩いの家及び高齢者生きがい活動支援センターに避難行動要支援者用の区画を設け、収容するほか、福祉避難所一覧に掲げる民間施設への受入れを依頼
- ・ 居宅での生活が可能な場合には、在宅保健ニーズの把握

(2) 避難の長期化等の対処

ア 災害により、特に指定避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な要配慮者に対しては、指定避難所内又は福祉避難所に要配慮者用の区画を設け、必要

なスタッフを確保するものとする。

また、町内の民間介護福祉施設等との連携を強化するため、相互協定の締結を積極的に働きかけ避難行動要支援者の身体状態に応じたケアができる体制の確立を図る。

イ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

ウ 避難行動要支援者の仮設住宅への優先入居を図るが、高齢者のみの仮設団地にならないよう配慮する。

(3) 個別避難計画

町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

町は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

10 単身及び夫婦のみの高齢者世帯対策

(1) 緊急通報システム等の整備促進

災害時における単身及び夫婦のみの高齢者世帯の安全を確保するため、緊急通報システムを導入し、令和5年10月末現在64世帯に貸し出しを行っている。町はなお一層の整備、拡充の促進を図るとともに、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップシステム及び避難行動要支援者への情報提供設備の導入及び普及を図る。

(2) 防災知識の普及、啓発

町は、ひとり暮らしの高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

ア 在宅のお年寄り、障がい者等については、防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

イ 自治会（自主防災組織）等は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には避難行動要支援者対策を重点項目として設定する。

11 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1) 町

町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。実施した避難訓練について町長にその結果を報告するものとし、報告を受けた町長は訓練内容に係る助言・勧告を行うことができる。

12 施設、設備等の整備

(1) 町

町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップシステム及び避難行動要支援者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 要配慮者関連施設

町及び県は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

(3) 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

また、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努める。

(4) 二次避難の検討

町及び県は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。

さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先

での継続的な支援等についても検討するものとする。

13 外国人等に対する防災対策

町、県及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で避難行動要支援者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進
- (6) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (7) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

また、指定避難所等で必要な場合は、（財）県国際交流センター等の協力を得て通訳ボランティアを手配する。

《通訳ボランティアの主な活動》

- 1 負傷者の応急手当等の際の通訳
- 2 町が実施する各種応急対策の内容の説明
- 3 その他被災外国人の意思の伝達

14 人材の確保とボランティア活用

(1) 町及び県

町及び県は、要配慮者の支援にあたり、指定避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

15 社会福祉施設等との災害時における情報収集・伝達体制の確立

要配慮者関連施設への情報伝達方法については、第3章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」3「警報等の伝達」のとおりとするとともに、災害時における社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立に努める。

第13節 ボランティア活動の環境整備計画

1 方針

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、町は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、町は、日本赤十字社岐阜県支部、県及び御嵩町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）等やNPO・ボランティア等との連携を図り、平常時のボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

2 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、町及び県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

町及び県は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

3 ボランティアの組織化推進

町は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

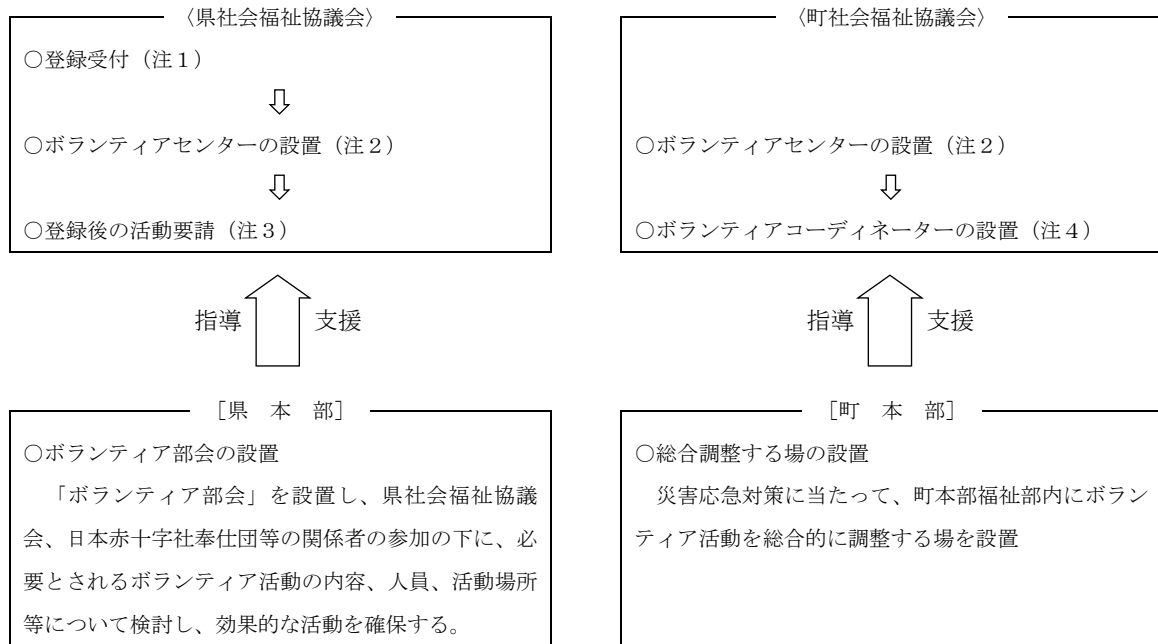
4 災害ボランティアの登録及び育成

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。

町は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。

さらに、災害時にボランティアを効果的に活用するため、町をはじめとする各機関は、次のとおりボランティアの登録及び養成を行う。

ボランティア活動における分担



注1：登録受付（県社会福祉協議会）

次の者を対象として、登録を行う。

- (1) 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者
- (2) 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - ア グループの活動であること。
 - イ グループに20歳以上の指導者がいること。
 - ウ 原則として県内の活動に限ること。
- (3) 災害救援活動を希望するグループ又は団体

注2：ボランティアセンターの設置（町及び県社会福祉協議会）

県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会はそれぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

注3：登録後の活動要請（県社会福祉協議会）

県社会福祉ボランティアは、次の場合にボランティア活動を要請する。

- (1) 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- (2) 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

注4：ボランティアコーディネーターの設置（町社会福祉協議会）

町社会福祉協議会は、震災時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置し、その育成に努める。

ボランティアコーディネーターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) ボランティアと要援護者との調整・連絡
- (2) ボランティア活動に関する助言・相談
- (3) ボランティアの発掘、登録、斡旋等

5 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をする。

町は、ボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

町は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

6 ボランティア活動拠点の整備

町及び町社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、準備等の整備を図る。

7 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

8 ボランティアの効果的活動の調整

町は、災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。

9 県社会福祉協議会（ボランティアセンター）の連絡先

岐阜市下奈良2-2-1 県福祉・農業会館内
☎058-273-1111(代) FAX058-275-4858

10 町社会福祉協議会（ボランティアセンター）の連絡先

御嵩町中切1437-1 御嵩町防災コミュニティセンター内
☎0574-42-8233 Fax0574-42-8232

第14節 広域応援体制の整備

1 計画の方針

大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられるため、速やかに災害対策活動等が実施できるようあらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付ける。

本節では、災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっせんについて定めるほか、消防・警察等が行う応援については、次のとおりである。

2 広域応援体制の整備

町は、町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

岐阜県災害時広域受援計画による町における「広域応援部隊の活動拠点」は以下のとおりである。

名称	所在地 (住所)	面積 (㎡)	管理者	指定避難所の 指定の有無	既に位置付け られている 用途	適用可能な用途 広域活動拠点		通信手段	駐車 スペース
						警察	自衛隊		
御嵩町立 上之郷中学校	御嵩町中切 1785	11,300㎡	御嵩町	○	応急仮設住宅 建設予定地・ ヘリ緊急離着 陸場	○	○	電話 FAX PC	11,300㎡
御嵩町立 向陽中学校	御嵩町御嵩 1306	16,589㎡	御嵩町	○	応急仮設住宅 建設予定地・ ヘリ緊急離着 陸場	○	○	電話 FAX PC	16,589㎡
御嵩町立 御嵩小学校	御嵩町中 2628	15,976㎡	御嵩町	○	応急仮設住宅 建設予定地・ ヘリ緊急離着 陸場	○	○	電話 FAX PC	15,976㎡
御嵩町 伏見グラウンド	御嵩町伏見 751-1	10,984㎡	御嵩町		応急仮設住宅 建設予定地・ ヘリ緊急離着 陸場	○	○		10,984㎡
御嵩町 防災コミュニ ティセンター	御嵩町中切 1437-1	2,806㎡	御嵩町		物資一時集積 配分拠点 ボランティア 活動拠点	○	○	電話 FAX PC	2,806㎡
新庁舎等建設 エリア (予定)	御嵩町中 58-1他	14,339㎡	御嵩町			○	○	電話 FAX PC	14,339㎡

3 県域を越えた相互応援

(1) 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

(2) 防災関係機関との協力体制

町は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておく。

(3) 町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方

法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 県内相互応援

(1) 町災害時相互応援協定

町は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努める。

(2) 広域消防相互応援協定

町は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

5 職員の派遣要請

(1) 県及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災対法第 68 条により県支部総務班（教職員は教育班）を通じ知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

(2) 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災対法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、県支部総務班（教職員は教育班）を通じ知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 15 条）

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第 16 条）

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

6 消防相互応援協定締結市町村への応援要請

災害が発生し、必要と認めた場合、町及び可茂消防事務組合は、応援協定締結市町村に消防業務の応援要請を行うものとする。

(1) 隣接市町村相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により隣接市町村相互に次のとおり消防相互応援協定を締結している。

- 土岐市（昭和47年2月1日締結）
- 瑞浪市（昭和45年2月6日締結）
- 可茂地区市町村消防相互応援協定
（美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・可児市・御嵩町）（平成11年4月30日締結）

(2) その他県内広域で締結しているもの

- 岐阜県広域消防相互応援協定（平成3年3月11日締結）
- 岐阜県水道災害相互応援協定（平成9年4月1日締結）
- 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（平成10年3月30日締結）

7 緊急消防援助隊等の要請

災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、知事は、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を総務省消防庁長官に要請する。（消防組織法第24条の3）

進出拠点から活動拠点への車両誘導のため、消防団等の誘導員を配置するものとする。

8 受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第15節 医療・救護体制の整備

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 大規模災害等医療救護計画の策定

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

(1) 救護所の設置

救護所の設置場所については、原則として医療法人忠知会桃井病院とするが、施設自体が被災した場合は、比較的被害の少ない地域の公共施設を指定する。

(2) 医療機関での対応

(3) 傷病人の搬送体制

ア 救護所、医療機関から他の医療機関への車両移送

イ 県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請による移送

(4) 医療関係ボランティアの受入体制

3 災害医療コーディネーターチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネーターチームを設置する。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。

4 トリアージ知識の普及・啓発

災害時には、重傷病者より治療に当たる必要があるため、負傷程度の判定を行うことが重要である。

したがって、町内医療機関及び医師会と協力してトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術の習得及びその体制の整備に努める。

《トリアージの基準例》

優先度	処置	識別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重傷熱傷、心障がい、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髓損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

5 医薬品等の確保体制の確立

町、県及び岐阜県赤十字血液センターは、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

6 広域搬送拠点の整備

町も地域の実状に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、広域医療搬送拠点には、関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構等）と協力しつつ、広域後方医療施設への重症者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や安定化措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

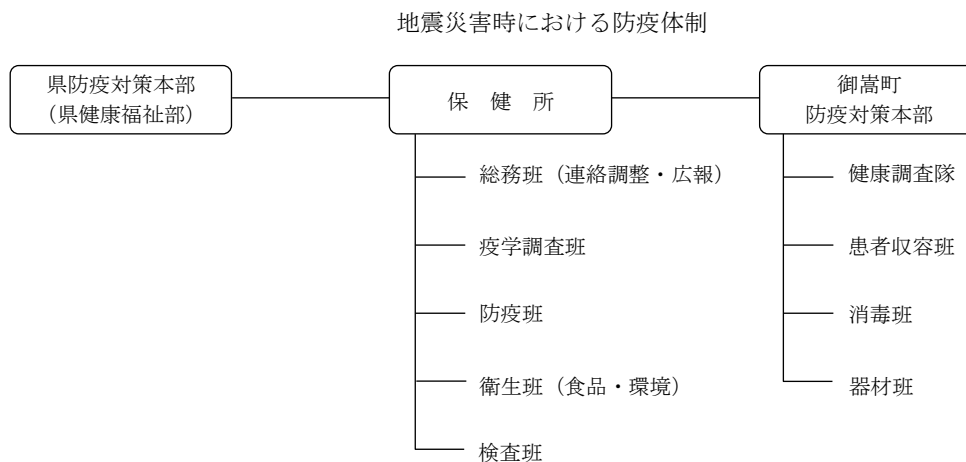
第16節 防疫対策

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確かつ迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図る。



3 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画を確立する。

4 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第17節 ライフライン施設対策

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

2 水道施設

上下水道課は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため水道施設の整備等を行う。

- (1) 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- (2) 排水施設等の耐震化等
 - ア 配水施設等の耐震性の強化
 - イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進＝貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置
- (3) 管路施設の整備
 - ア 送・配水管路の耐震性の強化 老朽管の布設替え、耐震性の高い管の採用
 - イ 配水系統の相互連絡 2 以上の配水系統を有する水道施設及び 2 以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備
- (4) 電力設備の確保 水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備
- (5) 緊急時給水拠点の設定
緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）を予め設定する。
- (6) 資機材の備蓄等
 - ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）
 - イ 応急給水用器材の備蓄 応急給水義務者である市町村の応急給水活動を支援するための給水タンク等の整備
- (7) 広域的相互応援体制の整備 「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備

3 下水道施設

本町においては、4 市 6 町を対象とした木曾川右岸流域下水道の整備計画に基づき、事業計画区域の整備を行っているが、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。また、木曾川右岸流域下水道施設について、関係市町村の協力のもと、災害発生時の下水道被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するための予防措置の実施について必要な対策を実施するよう要望するなどの対策をとるものとする。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の安全性の確保
 - ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の確保及び液状化対策
 - イ その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能の確保を図り、また補修の容易な構造にし、復旧対策に重点を置いて整備
 - ウ 緊急用として管渠及び処理場におけるバイパス等の整備
 - エ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備
 - オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備

- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- (4) 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- (5) 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- (6) 下水道台帳等復旧に不可欠な情報のバックアップシステムの確立
- (7) 他都市の下水道管理者及び関係機関との支援の方法、資機材の確保方法等の体制の確立

4 電気施設

電気事業者は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
 - ア 復旧用資材
 - イ 各種工具
 - ウ 無線
 - エ 車両・船艇
 - オ 高圧発電機車（都市被災を想定し、必要台数の充実）
- (3) 要員の確保
 - ア 緊急連絡体制の整備（自動参集基準の策定）
 - イ 交通途絶時の出動体制の確立
 - ウ 関連会社との連絡体制の確立（対策要員の再確認と連絡体制の整備）
- (4) 被害状況収集体制の整備
 - ア ヘリコプター緊急出動体制（緊急出動体制の整備）
 - イ 衛星通信回線の導入（移動無線、加入電話等に加え、衛星通信回線を確保）
- (5) 一般向け防災啓蒙活動、二次災害防止啓蒙活動の実施
- (6) 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

5 鉄道施設（名古屋鉄道）

鉄道施設等に対する対策は、本章第21節「鉄道災害対策」に定めるところによるものとする。

6 電話（通信）施設

電話（通信）事業者は、災害発生時に電話（通信）設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話（通信）の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 非常用電源の整備等による電話（通信）施設、設備の安全性の確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
 - ア 衛星用可搬形陸上無線機
 - イ ポータブル衛星通信搭載車
 - ウ 可搬無線機

- エ 可搬形小容量デジタル無線機
- オ 非常用可搬形遠隔収容装置（R T—B O X）
- カ 移動電源車
- キ 可搬形整流器
- ク 可搬形発動発電機
- ケ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等
- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
 - ア 災害時優先電話の確保
 - イ 通信の疎通が困難となった時、状況に応じ一般加入者等の使用を適宜制限する措置をとるものとする。
 - ウ 災害用伝言ダイヤル 171 の開設
- (6) 要員の確保

7 放送施設

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- (3) 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

8 電線類

道路管理者は、電線類の地中化を推進する。

また、町は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

9 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努め、指定避難所及び学校など大規模避難施設での自立型避難所の整備及びエネルギー重点供給施設の整備を図る。

- (1) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (2) 指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（岐阜県災害応援に関する協定）
- (5) 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- (6) 再生可能エネルギー（太陽光発電・太陽熱利用等）、革新的エネルギー（燃料電池・蓄電池等）、省エネルギー（LED照明等）、防災技術（貯水槽、ガスバルク等）を総合的に組み合わせ、災害時ににおいて一定期間エネルギーが自給できる「自立型の指定避難所」の構築
- (7) EV・可搬式蓄電池等を活用して指定避難所間の電気の融通を可能とするスマートコミュニティ構想策定と推進

10 連携体制の構築

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築する。

第18節 行政機関の業務継続体制の整備

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 行政における業務継続計画の策定

町は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資器材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、町機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

3 行政機関における個人情報等の分散保存

町及び県における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存を推進する。

4 公共施設等の長寿命化対策

町は、不特定多数の方が集まる公共施設や学校など多くの町有施設が老朽化し、更新時期を迎えることから、「御嵩町公共施設等総合管理計画」に基づき、必要性、有効性、効率性の観点から、統廃合等も含めた今後の施設のあり方について検討を行うとともに、「御嵩町公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組むものとする。

第19節 企業防災の促進

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を促進する必要がある。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定し適正に運用するなど、予防対策を進める必要がある。

町、商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めて、継続的に事業継続の取り組みを実施する。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

3 企業防災の促進のための取り組み

町、県、商工会等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企

業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1) B C Pの策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やB C Pの必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業がB C Pを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

第20節 航空災害対策

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

3 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

4 捜索、救急・救助、医療及び消火活動関係

(1) 救急・救助活動関係

町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救急救助用資機材の整備に留意するものとする。

(2) 医療活動関係

町、県及び可茂消防組合は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

町等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

(4) 捜索活動支援関係

町及び県は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄及びヘリポート

の整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

5 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

町及び県は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

町、県、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第21節 鉄道災害対策

1 方針

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及するものとする。

3 鉄軌道の安全な運行の確保

(1) 列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(2) 線路防護施設の点検等

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

4 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災

害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

鉄道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努める。

町及び県は、あらかじめ、鉄道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

町等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図る。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、町との連携の強化に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知する。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画する。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、町等の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

町、県、県警察、鉄道事業者、防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、鉄道事業者、防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(7) 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

(8) 防災資機材の整備点検及び要員の確保

ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備

イ 重機械類、その他必要な資機材、要員の確保体制の整備

6 鉄軌道交通環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実する。

町、県、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第22節 道路災害対策

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 道路交通の安全のための情報の充実

県、町及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

県警察は、道路交通の安全のための情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

(1) 道路施設等の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。

また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(2) 道路ネットワーク整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性及び信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に行う。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

町、県、及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを

作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

ウ 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

町は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町、県は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

道路管理者、町等は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図る。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設者との協定の締結に努める。

(5) 危険物等の流出時における防災活動関係

町、県及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努める。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画する。

5 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

町、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(3) 道路啓開訓練の実施

町は、国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時にお

ける実効性の向上に努める。

(4) 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握する。

(5) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

6 防災知識の普及

町及び県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第23節 大規模な火事災害対策

1 方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市計画道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、木造建物が密集している地域では、建て替え時に耐火性・耐震性の高い建物への誘導、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 建築物の安全対策の推進

ア 町及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

電話（通信）事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努める。

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知する。

(5) 避難収容活動関係

町は、指定緊急避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備する。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、県警察、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災関連設備等の普及

町及び県は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第24節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施責任者

県

町

防災関係機関

事業者

3 実施内容

(1) 事前防止対策

町、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

(2) 代替電源の確保

町、県及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

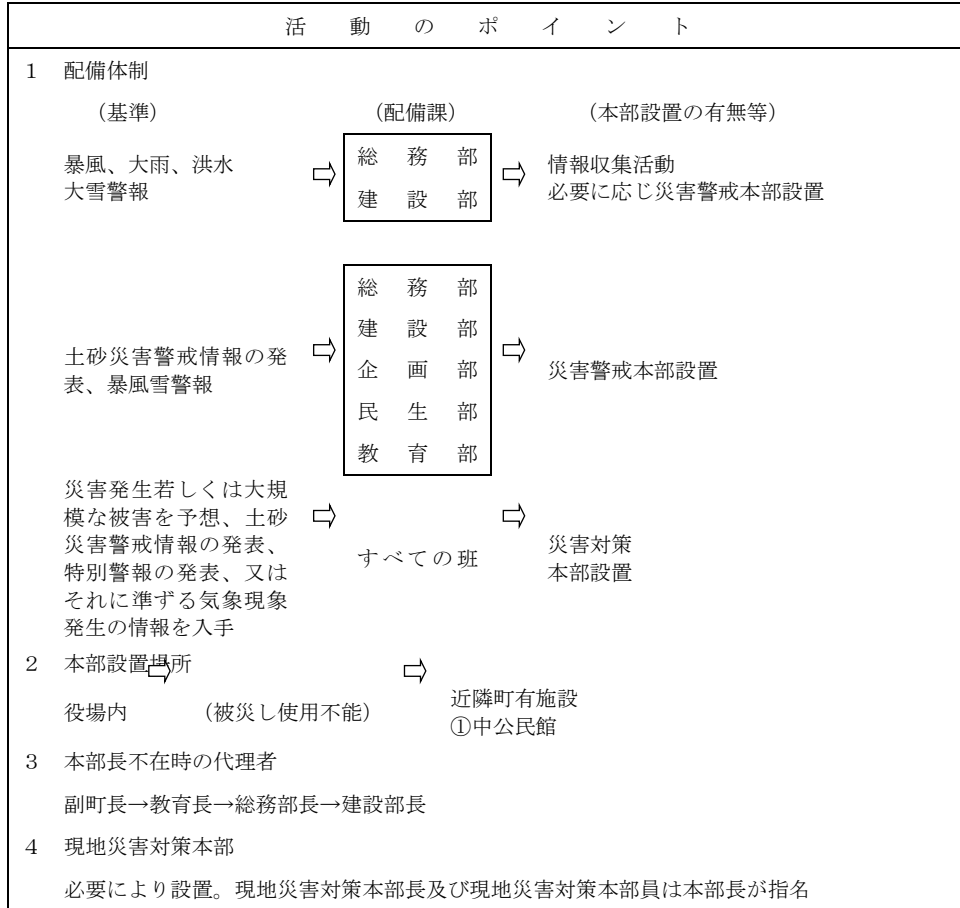
町及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 町本部活動体制

第1項 災害対策本部運用計画



1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「御嵩町災害対策本部」を置くものとする。

また、町地域内で大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合は、町本部を設置し、又は事態の推移に伴い速やかに町本部を設置するための警戒態勢をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。

なお、町本部は災害の規模、程度によって各々の体制をとるほか本部を置く程度にいたらない災害時には、平常時における組織をもって対処する。

2 体制等

警報が発表されたとき、あるいは町本部が設置されたときの体制等は次による。

種別	基 準	体 制 を と る 課 (班)	摘 要
準備体制	1 次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 大雨警報 暴風警報 洪水警報 大雪警報 2 その他町長がこの体制を命じたとき。	総 務 部 建 設 部	1 各種情報の収集及び連絡活動を行う。 2 必要に応じ企画部、民生部、教育部 3 必要に応じ災害警戒本部設置
警戒体制	1 暴風雪警報が発表されたとき。 2 その他町長がこの体制を命じたとき。	総 務 部 建 設 部 企 画 部 民 生 部 教 育 部	1 職員の増員を図り各種情報の収集及び連絡活動を行う。 2 災害警戒本部が設置される。 3 必要に応じ災害対策本部設置
非常体制	1 災害が発生し又は発生の危険性が切迫し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 特別警報が発表されたとき、又はそれに準ずる気象現象発生情報を入手したとき。 4 災害救助法を適用する災害が発生したとき。	す べ て の 班	1 災害対策本部が設置される。 2 各課の体制は、各々の計画による。 3 必要に応じ現地災害対策本部が設置される。
救助体制	災害救助法が適用される災害で、救助関係以外の組織は特に体制をとる必要がなくなったとき。	関 係 各 班	1 災害対策本部が引き続き設置される。 2 災害救助法が適用される。 3 分担任務は、第1章第6節に定める任務とする。

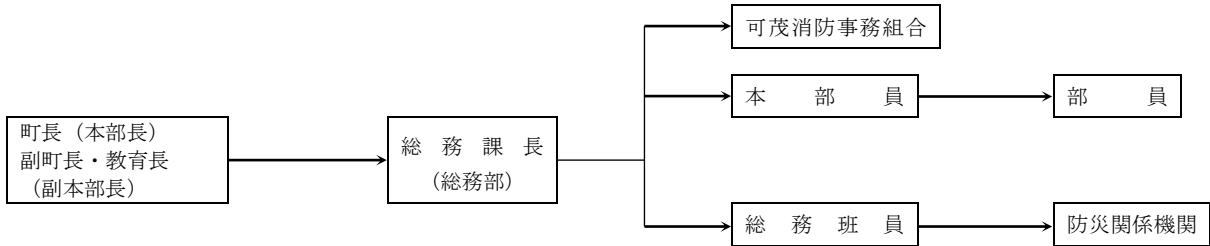
※ 気象庁は、3時間降水量であれば50年に一度の値を超過した5kmメッシュが10か所以上出現したときを特別警報の発表目安としている。しかし、県では「50年に一度」の値を超過した5kmメッシュが1か所でも出現する場合は岐阜地方気象台より情報を受け、災害対策本部を設置するとともに、市町村に対して「特別警報に準ずる気象現象発生情報」として県防災行政無線により伝達することとしている。そのため、県より「特別警報に準ずる気象現象発生情報」が発せられた場合についても非常体制とし、災害対策本部を設置する。

3 体制等の特例

町長（本部長）は、災害の種類、状況その他により2に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

4 体制等の伝達

災害対策本部の設置、閉鎖あるいは体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。ただし、準備体制については省略することができる。



(注) 庁内放送可能時における庁内各課への伝達は、放送によって行うものとする。

5 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町本部長（不在時は、副本部長又は代理者）が、その必要を認めるときは、「本部員会議」を開催し、おおむね次の事項を協議する。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、町本部長が決定する。

- (1) 災害対策本部の体制及び職員の動員、応援に関すること。
- (2) 必要により現地災害対策本部の設置及び現地指揮者の選定又は視察、見舞等に関すること。
- (3) 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- (4) 災者の救助、保護対策に関すること。
- (5) 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- (6) その他災害対策に関連した重要な事項

6 本部連絡員

本部連絡員は、おおむね次の事項を処理する。

- (1) 本部長等の命令指示等の伝達
- (2) 本部で掌握した情報等の関係部班への伝達
- (3) 各部班で掌握した情報等の本部への報告
- (4) 本部員への本部員会議開催の通知
- (5) 本部員会議の庶務及び会議結果の関係部班への伝達

7 職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は、町本部の設置又は配備のいかんにかかわらずそれぞれの任務につくものとする。各部は、職員別に配備場所を定めておくこととし、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ所属課において待機（勤務）する。

8 本部の設置、配置の基準及び廃止

- (1) 町本部の設置

災害警戒本部は、役場内に設置し、本部室は公室に置くものとする。

災害対策本部は原則として役場内に設置し、本部室は公室又は2階ロビーに設置する。

ただし、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、近隣町有施設（第1位 中公民館）を代替場所として使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

(2) 災害警戒本部から災害対策本部への移行

災害が発生し又は発生の危険性が切迫した場合は、災害対策本部へ移行する。

(3) 町本部の廃止

町本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

イ 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

(4) その他

災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

9 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

第1順位	副町長（副本部長）
第2順位	教育長（副本部長）
第3順位	総務部長
第4順位	建設部長

10 現地災害対策本部の設置

- (1) 被災地が限定された災害である場合等災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、現地における応急対策を実施する。
- (2) 現地本部には、被災地に近い公共施設を使用する。
- (3) 現地本部長及び現地本部員は、町長（又は代理者）が指名する職員をもって充てる。

11 本部職員の証票等

(1) 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「御嵩町職員証」をもって兼ねるものとし、災対法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）及び災害救助法第27条第4項（物資の保管場所等への立ち入り時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。（別表1）

(2) 腕章


町本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、腕章を着用するものとする。

（別表2）

(3) 標旗

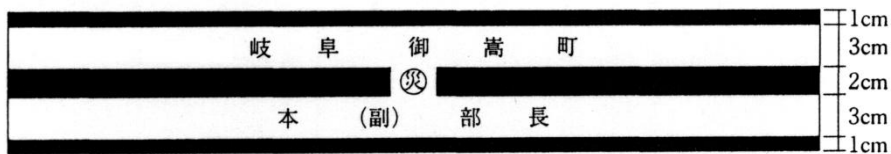
町本部を開設した場合は標旗を掲げ、町本部で災害応急対策に使用する自動車には標旗を付するものとする。（別表3）

別表1

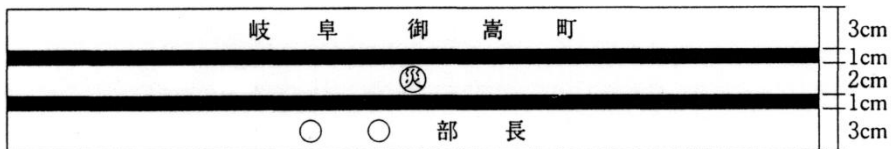
	<p>御 嵩 町 職 員 証</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、本町の職員であることを証明する。</p> <p>平 成 年 月 日</p>	<p>第 号</p>
<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div> <p>年 月 撮影</p>	<p>岐阜県可児郡御嵩町長</p>	<p>印</p>

別表2

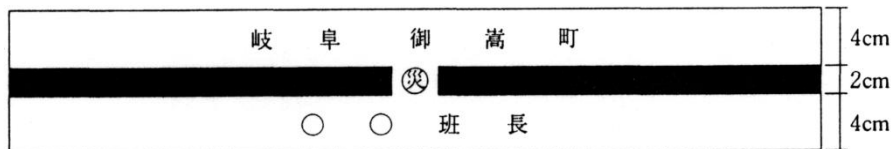
(1) 本部長及び副本部長腕章



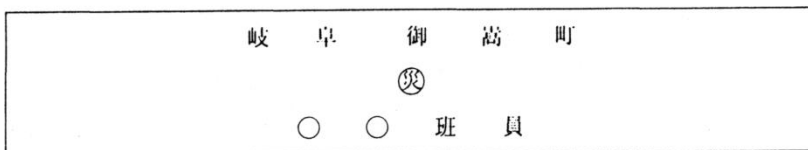
(2) 部長用腕章



(3) 班長用腕章

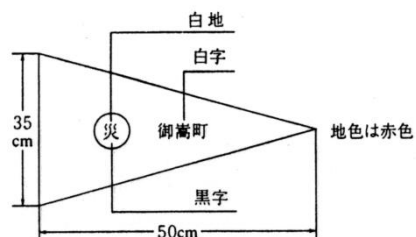


(4) 一般班員、支部員用腕章



- (注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
 2 生地は白色、線は赤色、文字は黒色とする。
 3 ホック止めとする。

別表3



第2項 動員計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	非常時における各自の役割の周知
2	配備基準に従った各課配備者の決定
3	連絡責任者 本部連絡員指名の場合 ⇨ 本部連絡員 その他の場合 ⇨ 部長
4	動員の伝達 本項2(2)のイに掲げる系統図のとおり
5	町で人員不足の場合の応援要請 本節3に掲げる系統図のとおり

1 計画の方針

災害応急対策活動の実施に必要な災害応急対策要員を招集し、その活動を確実にするため、各部班においてその実情に即した所要人員の動員を図るものとする。各班はあらかじめ動員の可能者、系統、順序、連絡の方法について具体的に計画を策定しておく。

2 動員計画

町本部における職員の動員は、次による。

(1) 職員の心得

町本部職員は、常に気象状況あるいは消防及び水防信号等に注意し、災害の発生を承知したとき、又は発生のおそれがあるときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、待機するものとする。

(2) 動員の方法

職員の動員は、各部において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときには、電話、町防災行政無線及び伝令によって動員する。なお、消防部における動員は、前記のほか消防及び水防信号によるサイレン又は防災行政無線によるものとする。

ア 連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各部ごとの業務連絡の責任者は、本部連絡員を各部より任命した場合は本部連絡員とし、特段指名しない場合は部長とする。

(イ) 連絡上の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

イ 動員の伝達

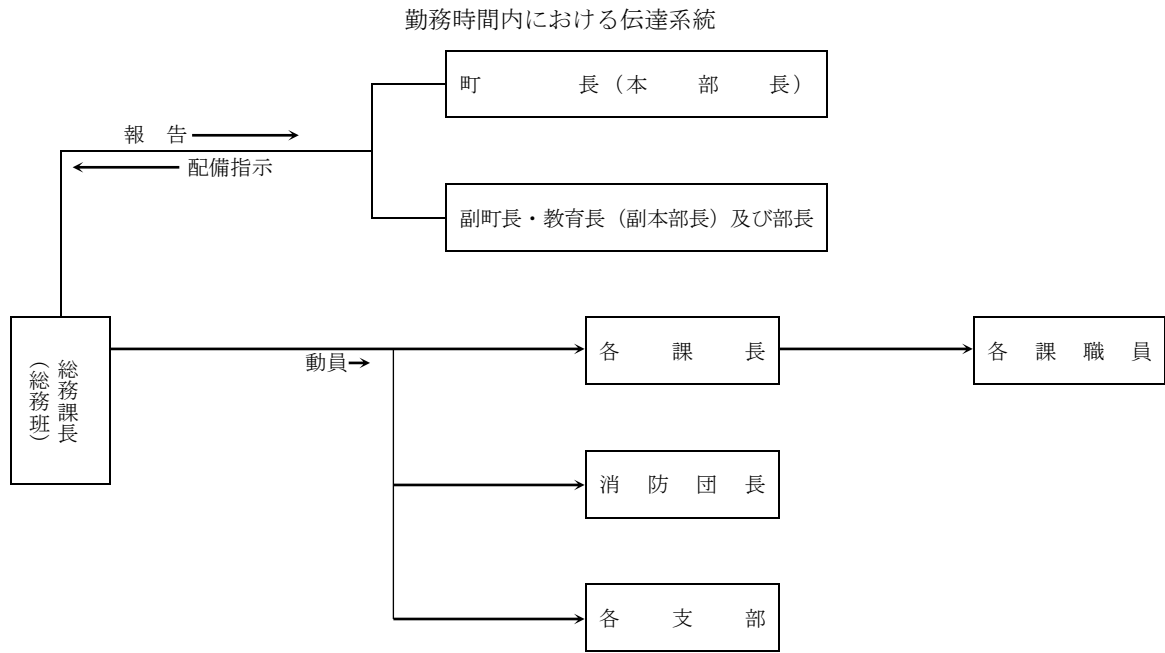
非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(ア) 勤務時間内における伝達

a 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務班長（総務課長）は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各班長（各課長）にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

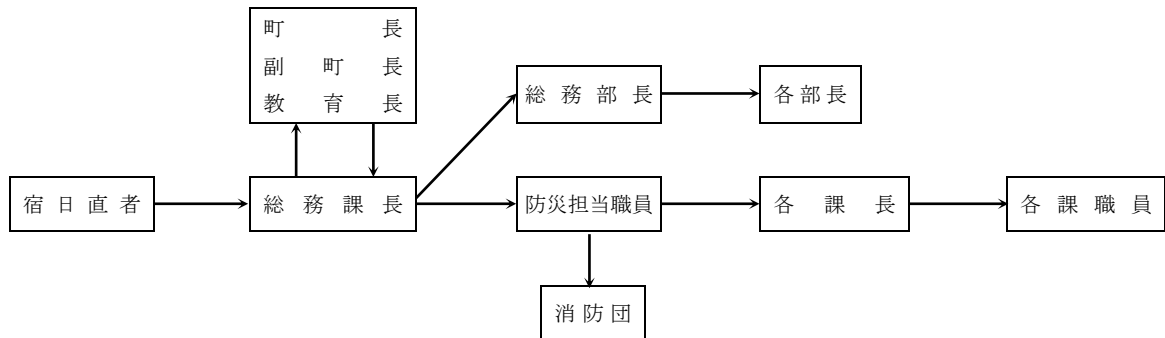
b 各班長（各課長）は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

c 総務課長は、可茂消防事務組合消防本部及び消防団長に非常配備を伝達する。



(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務課長に連絡するものとする。総務課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）に報告をし、配備体制の指示を受け、防災担当職員に伝達する。
- b 総務部長は、各部長に配備体制を伝達する。
- c 防災担当職員は、各課長及び消防団に配備体制を伝達する。
- d 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- e 職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。



ウ 警戒体制時の宿日直

気象警報のうち洪水、強風に関係のある警報が発せられた場合の宿日直等は、次により増員するものとする。

- (ア) 役場の宿日直者は、本部長が指名する防災関係職員を増員する。
- (イ) 各学校は、学校長が必要と認めるときは職員（必要人員）を待機させる。

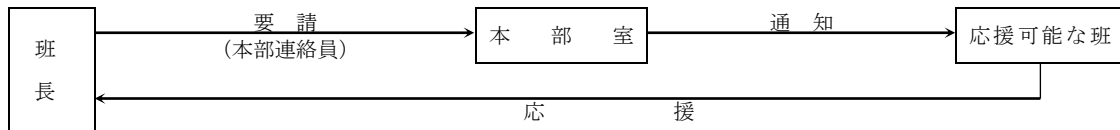
3 職員の応援

各班における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、本部連絡員を通じ本部室に職員の応援を要請するものとする。本部室は、本部員会議で決定された応援方針に基づき余裕のある班のうちから適当な班を決定し通知するものとする。

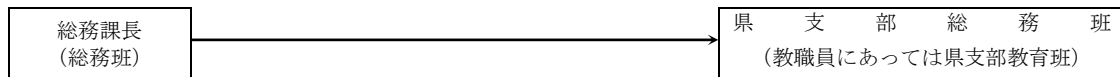
なお、町本部内における応援でなお不足するときにあっては、県支部総務班（教職員にあっては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請する。

その他応援に関する計画は、第2章第14節「広域応援体制の整備」に定めるとおりとする。

(1) 町内における応援要請系統



(2) 町内で不足する場合の県への応援要請



第2節 災害労務計画

第1項 災害応援要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	動員の順序（動員の担当） 職員の動員 ⇨ 奉仕団員の動員 ⇨ 労務者等の雇上げ （総務班） （関係各班） （関係事業主管班）
2	町内奉仕団の編成 本項3に掲げるとおり
3	県への応援要請（町内奉仕団で不足のとき。） (1) 要請者の種類及び要請先 本項5の(1)に定める県支部各班 (2) 要請時の明示事項 本項5の(2)に定める事項

1 計画の方針

災害応急対策実施のため必要な人員（労力）の動員は、次による。

2 動員の順序及び担当者（班）

- (1) 災害対策本部職員の動員（本部長又は副本部長）
- (2) (1)以外の職員の動員（総務班）
- (3) 奉仕団員の動員（関係各班）
- (4) 労務者等の雇上げ（関係主管班）
- (5) 労務者等の強制従事

応急対策の内容によっては、この順序を異にすることができる。

3 奉仕団の編成

- (1) 町地域における災害の奉仕団は、日本赤十字奉仕団、女性防火クラブ、婦人の会のほか、自治会の各団体をもち町奉仕団を編成する。
- (2) 奉仕団は、団体別等に編成する。

奉仕団に名称を付し、団長、副団長、班長等を置き、平常時の組織等を考慮して災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。例えば、〇〇町婦人の会による奉仕団の編成は、名簿は〇〇町婦人奉仕団とし、会長を団長に、副会長を副団長に、また各分会長を〇〇班長等として編成する。

4 奉仕団活動要領

奉仕団の動員及び活動は、次による。

(1) 動員

各団員の動員は、奉仕団長がその地域に災害が発生し、団員の動員が必要と認めたとき、又は町本部長から動員の要請があったとき、必要な人員を動員する。

団員の動員に当たっては、奉仕団長は、団の役員と協議し、被災世帯員は除くようにする等配慮する。

(2) 連絡及び状況の通報

ア 奉仕団は常に町本部、消防、警察等と連絡を保つとともに、それらの機関から要請のあったときは、積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

イ 奉仕団役職者は、町本部職員不在時にあっては、状況を速やかに、町本部に通報する。

(3) 従事作業

奉仕団が実施する作業は、おおむね次のとおりとする。

ア 炊き出しその他災害救助の実施

イ 清掃の実施

ウ 防疫の実施

エ 災害対策用物資の輸送及び配分

オ 上記作業に類した作業の実施

カ 軽易な事務の補助

(4) その他

ア 奉仕団の活動は、小規模災害時にあっては各奉仕団が従前からの慣習に従ってそれぞれに実施するが、大規模災害時にあっては、町本部（総務班）が連絡調整を行い、その要請に基づいて奉仕活動を行う。

なお、奉仕団員は、作業の実施に当たっては、その対策の実施責任者の指示に従って奉仕活動を行う。

イ 奉仕団の奉仕を受けた場合は、おおむね次の事項について記録し保管しておく。

(ア) 奉仕団の名称及び人員又は氏名

(イ) 奉仕した作業内容及び期間

(ウ) その他特記事項及び参考事項

5 県への応援要請

町内で動員した奉仕団のみでは必要数を確保できないときは、次の区分により県支部の担当班に応援を要請する。なお、緊急を要する場合にあっては、直接隣接市町村に応援を要請する。

(1) 要請者の種類及び要請先

●医療関係者	⇨	県支部保健班
●家畜医療関係者	⇨	県支部家畜保健衛生班
●土木建築関係者	⇨	県支部土木班
●水道関係者	⇨	県支部広域水道班
●その他奉仕団		
・所属奉仕団	⇨	県支部総務班
・日本赤十字社	⇨	県支部総務班
・青年及び婦人奉仕団	⇨	県支部教育班

(2) 要請時の明示事項

動員、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- イ 所要人員
- ウ 就労の期間（○日○時～○日○時）
- エ 集合の場所（要員移送の方法）
- オ 携行品その他必要事項

6 技術者等の雇上げ

災害応急対策の実施に当たって特殊な作業のため、技術者あるいは特別な労力を必要とするときは、その作業の関係事業主管部が行う。

7 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上げ地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

8 労務者従事記録

労務者を雇上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- (1) 労務者出役表（様式1号）
- (2) 賃金台帳（様式2号）

9 広域応援

町本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国（指定地方行政機関）又は指定公共機関の職員、県及び他市町村の職員の派遣をその町に対し要請し、又は知事に対し派遣のあっせんを要請する。

要請方法は、第2章第14節「広域応援体制の整備」に掲げるとおりである。

10 消防活動に関する応援要請

災害が発生し、必要と認めた場合、町及び可茂消防事務組合は、応援協定締結市町村に消防業務の応援要請を行うものとする。

要請方法は、第2章第14節「広域応援体制の整備」に掲げるとおりである。

11 災害救助法による基準等

災害救助法第30条第1項の規定により町が行う救助実施のための人夫雇上げの範囲その他の基準等は、岐阜県災害救助法施行細則第3条の規定による。

- (1) り災者避難のための人夫

原則としては認めないが、町本部の指示による避難で特に誘導人夫を必要とするとき。

- (2) 医療及び助産の移送人夫

医療班では処置できない重傷患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならぬ患者を病院、診療所に運ぶための人夫又は医療班の移動に伴う人夫（医療班員を背負って急流を渡るような人夫）を必要とするとき。

(3) 被災者の救出

被災者を救出するための人夫を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

(4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に人夫を必要とするとき。

(5) 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品（食料品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降し、上乘、運搬）又は配分に人夫を必要とするとき。

(6) 遺体の捜索

遺体の捜索に人夫を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に人夫を必要とするとき。

(7) 遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に人夫を必要とするとき、又は前記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外人夫についての要請をする。県本部健康福祉政策班は要請その他により範囲外人夫の必要を認めるときは、厚生労働大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 人夫の雇上げを要する目的又は救助種目

イ 人夫の所要人数

ウ 雇上げを要する期間

エ 人夫雇上げの理由

オ 人夫雇上げを要する地域

(8) 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(9) 費用の限度

7「給与の支払」による費用によるものとする。

(10) 報告その他事務手続

町本部は、人夫を雇上げたときは、「救助日報（様式3号）」により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。なお、人夫雇上げに関する記録は、8「労務者従事記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し、整理する。

第2項 技術者等の強制従事に関する計画

1 計画の方針

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないときは本計画の定めるところにより、強制命令を発する。

2 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところによる。

対象作業	命令区分	法律根拠	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	県知事 町長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災対法第71条	県知事 町長(委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第65条第1項	町長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

3 従事命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災対法による知事の従事命令)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災対法による町長、警察官、自衛官の従事命令)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
------------------------------	----------------------------

4 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

- (1) 災対法第65条第2項に基づいて執行したときは、町長に通知するとともに所轄警察署長に報告する。
- (2) 災対法第65条第3項に基づいて執行したときは、町長に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。
- (3) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。
- (4) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条第1項に基づいて執行したときは、部隊の指揮官に報告し、順序を経て当該自衛官の属する災害派遣命令者に報告する。

(注) 警察官、自衛官が執行する従事命令は、災対法を適用する程度の災害時にあっては、災対法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先する。

5 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取消すときは、次に定める「公用令書」を交付するものとする。なお、県知事（県知事が町長に委任をした場合は町長を含む。）が発する以外の従事命令については「公用令書」の交付は必要ないものとする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 災害救助法による従事命令（書） | 様式4号 |
| (2) 同上命令の取消命令（書） | 様式5号 |
| (3) 災対法による従事、協力命令（書） | 様式6号 |
| (4) 同上命令の変更命令（書） | 様式7号 |
| (5) 同上命令の取消命令（書） | 様式8号 |

上記「公用令書」を発したときは、従事者から令書の受領書を受け取る。

6 実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書（様式9号）により実費分を弁償する。

7 損害補償

町長の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者に対する損害補償は、御嵩町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第29号）による。

8 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、従事者台帳（様式10号）を整備し総務班に提出する。

9 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して町長に届け出るものとする。

10 惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3項 ボランティア受入れ計画

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、町災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行う。

2 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行う。

〈災害時のボランティア活動〉

- 1 被災者の人命救助や負傷者の手当て
これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
- 2 被災者の生活支援
これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。
 - (1) 指定避難所援助
食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、指定避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）
 - (2) 在宅援助
高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど
 - (3) その他
被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

3 町本部の活動

- (1) 災害直後の情報提供
町本部は、社会福祉協議会と連携しボランティア活動が円滑に行われるよう近隣の県・市町村、報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。
- (2) ボランティアを行っている者への配慮
町本部は、社会福祉協議会と連携しボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- (3) ボランティアからの情報・ニーズの収集
町本部は、社会福祉協議会と連携しボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努める。

(4) ボランティア活動拠点等

ボランティア活動拠点（ボランティアセンター）は、「御嵩町防災コミュニティセンター」とし、町本部は社会福祉協議会と連携して運営に必要な情報機器、設備等の確認を行う。

御嵩町防災コミュニティセンター施設概要

所在地	岐阜県可児郡御嵩町中切 1437-1		
敷地面積	3,498 m ²		
延床面積	952 m ²	(1階床面積 677 m ²)	2階床面積 275 m ²)

1階

フリースペース	屋根付きの半屋外多目的スペースとの一体利用が可能な災害ボランティア活動スペース
健康増進スペース	ボランティアの寝泊りスペースとして利用
厨房	3口コンロ 3台配備
消防団詰所・車庫	消防団第1分団詰所 ポンプ車2台配備

2階

大会議室・小会議室	一時避難所や寝泊りスペースとして利用
-----------	--------------------

主な設備

飲料水兼用貯水槽 60m ³ 、自家発電設備（タンク容量950L）、災害用LPガスユニット 300kg 太陽光パネル 15kw、蓄電池 15kw、燃料電池 0.7kw

第4項 自衛隊災害派遣要請計画

1 計画の方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条1項の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請する。

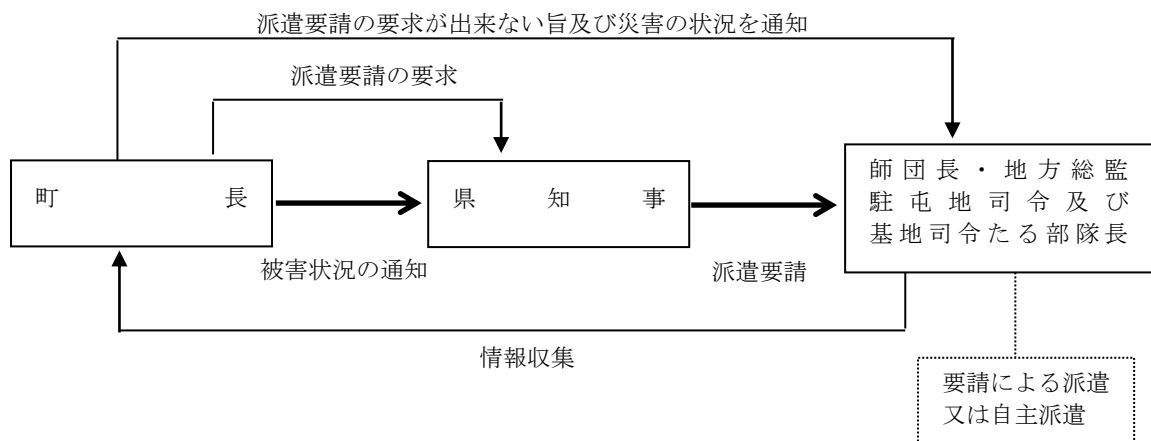
2 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

3 災害派遣要請を受けられることができる者

- (1) 陸上自衛隊第10師団長（陸上自衛隊第35普通科連隊経由）
- (2) 航空自衛隊第2補給処長

4 派遣要請の手続き



(1) 派遣要請の要求

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書（様式11号）」により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。

要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨及び該当町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

自主派遣の判断基準

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(3) 要請の窓口

・陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山）第3科

N T T 電 話 052—791—2191（内線461）（平日）～17:00

052—791—2191（内線477）（時間外）

F A X 052—791—2191（内線411）

防災行政無線 7—651—712

7—651—713（夜間）

651—710（F A X）

5 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

- (9) 給食及び給水
被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 入浴支援
被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (13) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 留意事項
 - ア 自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担への配慮を行う。
 - イ 諸作業に関係ある管理者の了解を得ることへの配慮を行う。
- (2) 具体的措置

●連絡場所の設置	⇒	速やかに連絡場所を設け、自衛隊及び県本部に通知する。
●窓口の統一	⇒	総務班に連絡責任者を定め、自衛隊と連絡窓口を統一する。
●協議体制の確立	⇒	作業の実施について現地指揮官と協議を行い、必要に応じ地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定める。
●作業計画及び資機材の準備	⇒	派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関連ある管理者等にも連絡しておくものとする。
●宿泊施設等の準備	⇒	派遣部隊の宿泊施設を小中学校等の公共施設に確保し、あるいは野営施設を準備する。あわせて駐車場等を確保する。
●臨時電話の架設	⇒	必要に応じて派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保する。
●住民の協力	⇒	派遣部隊の作業を傍観することなく、積極的に協力して作業を遂行する。
●知事への報告	⇒	町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

7 要請事項の変更

町長は、派遣に当たって、要請依頼した事項を変更する必要があるときは、県支部を通じ、県本部防災班に連絡する。連絡を受けた防災班は、陸上自衛隊第10師団長と協議して変更する。

8 経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費のうち町の負担区分は、原則として下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く）

- く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
- エ 県が管理する有料道路の通行料

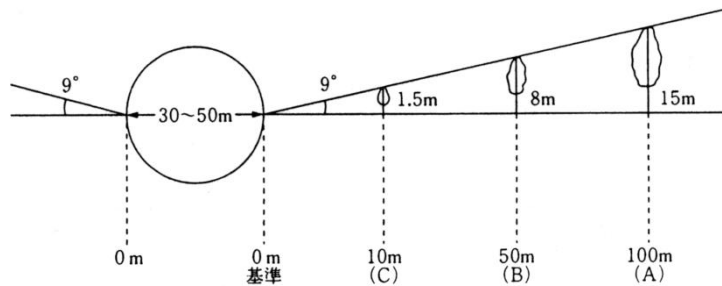
(2) その他前担区分に疑義が生じたときは、県本部に照会し、その都度決定する。

9 派遣部隊撤収時の手続

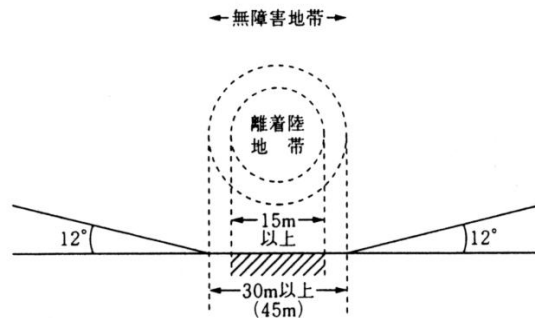
- (1) 自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式第12号）を依頼するものとする。
- (2) 県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、すみやかに自衛隊の撤収要請（様式第12号）により要請を行う。

10 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

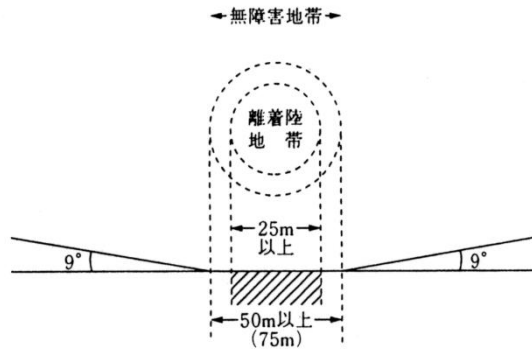
- (1) 派遣要請の依頼
 - ア 派遣要請の依頼は、様式11号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
 - イ 派遣要請の依頼は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行うこと。
 - (2) 発着場選定基準
 - ア 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
 - イ 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば次図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。
- 発 着 場



ウ (ア) 小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）

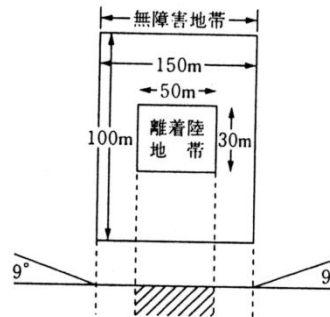
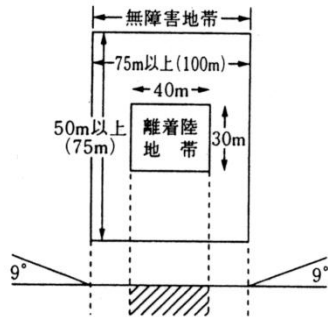


(イ) 中型機 (UH-1) の場合 (カッコ内は夜間)



(ウ) 大型機 (V-107) の場合

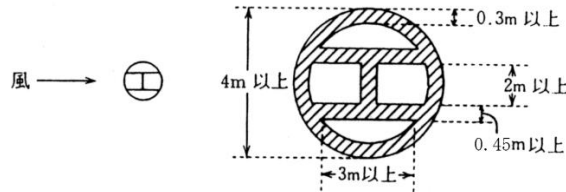
(CH-47J) の場合



(3) 離着陸場の標示

ア 風向きに対して、石灰等で⊕を書くこと。

標示図

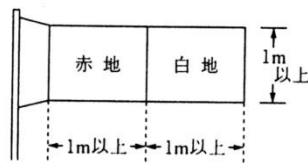
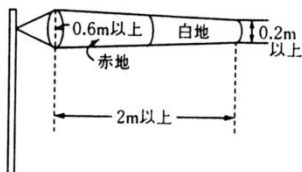


(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒 (積雪時は赤色又は着色したもの) を併用すること。

(吹き流し)

(旗)



(4) 離着陸における安全

ア 離着陸場は、平面にし、必要に応じて散水し、積雪時は踏み固めること。

イ 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。

(5) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(6) 町は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。

ヘリコプター離着陸可能な場所は、第2章第10節「避難対策」の防災拠点位置図に定めるとおりとする。

第5項 災害応援要請

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

2 広域応援

(1) 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行う。

(2) 県による応援要請

ア 応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定等又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

イ 他の市町村に対する応援要請

町は、当該町の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災町を応援することを求めるものとする。

県は、職員が被災町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 経費の負担

国から県又は町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

3 消防活動に関する応援要請

(1) 相互応援協定に基づく応援要請

町は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該町に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該町に応援を求めるものとする。

また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該町に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災町の指揮の下に行動するものとする。

4 応援職員の派遣及び受入対策

町及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣

期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第3節 交通通信計画

第1項 道路交通対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	建設部を中心に道路、橋梁等の被害調査
2	被害状況を警察等防災関係機関へ連絡
3	交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保
4	必要により建設班において通行禁止措置を実施
5	緊急通行車両の確認申請
申請先 ⇨ 県本部（防災班又は警察部交通規制班）又は県支部（総務班）又は可児警察署	

1 計画の方針

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本項において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、次によるものとする。

2 規制実施者

町地域内の道路施設にかかる規制は、次の区分によって行うものとするが、災害の状況によっては実施者（下記区分）による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、町本部（建設班）は、県支部土木班、県支部警察班（可児警察署）等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮するものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
道路管理者	国（多治見砂防国道事務所）	国道21号及び国道21号バイパス
	県（県支部土木班）	県道
	町本部（農林班） （建設班）	町地域内町道（林道、農道含む。）
警察機関	公安委員会（県本部） （警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1箇月を超えるもの
	可児警察署長（県支部） （警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1箇月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
自衛隊	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいる場合）

3 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後、緊急輸送道路を優先し、速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握する。

町、県、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3) 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

4 道路の巡視

災害のため道路、橋梁等の交通施設に被害あるいは危険が予想されるとき、町本部建設班は、部員を現地に派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて調査を実施する。

5 発見者の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は当該地域を所管する町本部又は消防本部にその旨を通報しなければならない。通報を受けた町本部は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関及び消防本部に速やかに通報する。

6 町本部における措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したとき、建設班は速やかに次により配置するものとする。

(1) 関係機関への通知

規制の必要を認めたときは、規制実施者のいかににかかわらず県支部土木班及び可児警察署にその旨を通知するものとする。なお、町において規制を行ったときは、関係機関への通知に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 禁止、制限の種類と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路、幅員、橋梁等の状況等

(2) 交通規制の周知徹底

町、道路管理者、県及び県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

(3) 規制の実施

町管理道路が被害を受けあるいは危険となったときは、町本部（建設班）は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条により交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。なお、県管理の道路施設についても、県支部土木班に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条から第6条による規制を実施し、又は町長が災対法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。ただし、急を要し、町長が指示するいとまがないと認めるときは、消防職員が行うものとする。この場合は、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制によるものとする。

〈警戒区域の設定権者、内容等〉

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠
町 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
知 事	災 害 全 般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法 第73条
警 察 官	災 害 全 般	災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第4条
自 衛 官	災 害 全 般	同上の場合において町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官が、その場にいない場合	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員又は 消 防 団 員	水 災 を 除 く 災 害 全 般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において 準用する同法第28条
水防団長、水防 団員又は消防機 関に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(4) 緊急交通路の確保

ア 交通規制の実施

県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施するものとする。

a 第1次

道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制、炎対法に基づく交通規制、道路交通法に基づく交通規制を実施

b 第2次

被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを実施

イ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

ウ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

エ 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がない場合、自衛官又は消防吏員は、上記(4)のイ及ウと同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知するものとする。

オ その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるものとする。

(5) 迂回路の確保

交通禁止等の規制に当たっては、できるだけ迂回路の設定を行うものとする。

その際、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(6) 規制の標識

町本部において道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制を行ったときは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条の2の定めにより、又は災対法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定めるところによって標識を設置し、特に危険を伴う場合等にあつては、必要に応じ遮断する措置等をとるものとする。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、次の事項を明示して必要な場所に標示するものとする。

ア 禁止、制限の対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ 指定迂回路（図示する。）

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、防災行政無線等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(7) 応急措置（応急復旧）

町及び町長が管理する道路施設が被害を受けあるいは危険になったときは、できる限り速やかに被害の拡大を防止し、あるいは応急的な復旧を行うものとする。特に重要道路で代替道路のない路線については、すみやかに措置し、交通を確保するものとする。

7 措置命令等

(1) 警察官

ア 措置命令等

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

(2) 自衛官又は消防吏員

警察官がない場合、自衛官又は消防吏員は(1)と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。

8 緊急通行車両の確認申請手続

(1) 使用者の申し出

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする者は、県又は県公安委員会に標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」）の交付を申し出るものとする。

標章及び証明書は、様式第13号及び様式第14号のとおりである。

(2) 標章及び証明書の交付

(1)に定める機関は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び証明書を交付するものとする。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

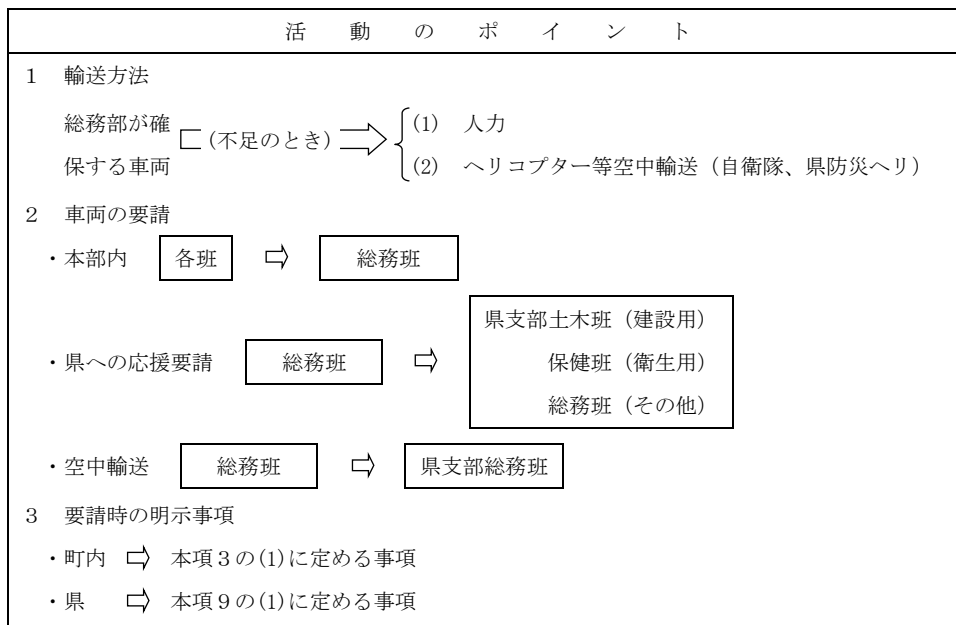
(4) 申請先

県、県公安委員会又は可児警察署

(5) 事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付するものとし、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付するものとする。

第2項 輸送計画



1 計画の方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 輸送種別

町本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で舟艇、人力等によることが適当なときはその方法によるものとする。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあつては、県に対して自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

3 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両等の確保及びその使用に当たっての調整は、次によるものとする。

(1) 自動車等確保の要請

町本部各部は、災害輸送のため、車両等借上を要するときは、総務班に車両等確保の要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等
- ウ 車両等集合の場所及びその日時
- エ その他の条件

(注) 各部の所属車両をその目的業務に使用する場合は、必要としない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務班は、輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行うものとする。

(3) 輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上等は、次の方法により行うものとする。

ア 自動車輸送

- a 町本部所属の車両
- b 農業協同組合等の所有車両
- c 輸送業者の車両
- d その他

車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げるものとする。

イ 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県支部に自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターの空中輸送を要請する。ヘリコプター離着陸可能な場所は、第2章第11節「緊急離着陸場等の整備」に定めるとおりとする。

町は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(指定避難所、避難場所を除く。)を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

ウ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員(消防団員を含む。)、奉仕団員等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

4 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

町及び県は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

(1) 取り扱い物資

- ア 被災町からの救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から被災市町村に配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 一時集積配分拠点における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 指定避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として一時集積配分拠点までとする。

イのウ、エについては、ボランティアを積極的に活用するものとする。

(3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける被災町が実施する。

5 物資の引継ぎ等

災害輸送に当たって、総務班長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等の確かな輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。なお、物資授受の記録は、「救助用物資引継書（様式15号）」によるものとする。

本章第6節第7項「生活必需品供給活動」参照。

6 応援の要請

町本部総務班は、自動車等が確保できず、あるいは空中輸送を必要とするときは、輸送条件を明示して次により県支部に応援を要請するものとする。

- 建設事業用車両 県支部土木班
- 衛生事業用車両 県支部保健班
- 自衛隊ヘリコプター又は県防災ヘリコプターその他輸送車両 県支部総務班

7 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておくものとする。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送は判然と区分整理しておくものとする。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、車両使用書（様式16号）を作成し総務班長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送担当責任者は、輸送記録簿（様式17号）を備え付け車両の使用状況を記録し、整備保管するものとする。

(3) 救助実施記録日計票

輸送担当責任者は、救助実施記録日計票（様式18号）を作成し、整備保管する。

(4) 自動車等の燃料及び修繕料等

自動車燃料、消耗品その他は救助の種目別物資受払状況（様式19号）を備え付け、その出納状況を明らかにしておくものとする。

8 費用の基準及び支払

運送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付等）とし、運送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書（様式20号）を請求書に添付して提出するものとする。

9 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア リ災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

重傷患者で救護班で処理できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

ウ リ災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出したり災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送等

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

リ災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

カ 遺体捜索のための輸送

遺体捜索のための必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるための必要な人員、遺体の移送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に範囲外輸送についての要請をするものとする。県本部健康福祉政策班は、要請その他により範囲外輸送の必要を認めるときは、厚生労働大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請及び申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 輸送の種類及び輸送物資の内容等
- (イ) 輸送区間又は距離
- (ウ) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- (エ) 輸送を実施しようとする期間
- (オ) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- (カ) 輸送を要する理由
- (キ) その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中

(3) 費用の限度

8「費用の基準及び支払」に定める費用の基準によるものとする。

(4) 報告その他事務手続

町本部は、輸送及び移送を実施したときは「救助日報（様式3号）」により毎日その状況を県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、輸送に関する記録は7「輸送の記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分整理するものとする。

庁 用 車 一 覧

	担 当 課	車 種	ナ ン バ ー	備 考
1	議会事務局	ヴェルファイア	岐阜302 せ 5752	議長車
2	総務課	クラウン	岐阜303 た 9982	町長車
3		日野 リエッセⅡ	岐阜200 さ 952	小型バス(28人乗)
4		日野 メルファ	岐阜200 は 295	中型バス(53人乗)
5		アウトランダー	岐阜800 そ 8998	消防指令車
6		エヴリィバン	岐阜480 と 4812	防災コミュニティセンター
7		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 ち 2018	電気自動車マルモビライト
8		ハイエーススーパーロング	岐阜100 つ 1604	マルモビ
9		亜炭鉱廃坑対策室	N-VAN	岐阜480 に 8793
10	税務課	マーチ	岐阜502 さ 3246	
11	住民環境課	プロボックスHV	岐阜400 は 9006	
12		キャリィ(軽トラ)	岐阜480 な 2148	
13		デュトロ	岐阜400 ひ 6799	
14	保険長寿課	エヴリィバン	岐阜480 え 7837	
15		アルト	岐阜480 つ 889	
16		アイミーヴ	岐阜581 あ 2989	電気自動車
17		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 そ 9412	電気自動車
18		エヴリィバン	岐阜480 ね 937	
19		ハイエース	岐阜800 す 2709	
20	福祉子ども課	フィット	岐阜502 ま 2405	保健センター
21		ハイゼットカーゴ	岐阜480 て 5707	日赤車
22		エキスパート	岐阜400 た 226	日赤車
23		ムーヴ	岐阜582 す 8648	
24	農林課	プロボックス	岐阜400 な 8870	
25		ジムニー	岐阜582 き 4671	
26		エヴリィバン	岐阜480 う 2771	8号車
27	建設課	ミニキャブバン	岐阜480 こ 1932	
28		プロボックスバン	岐阜400 と 8844	
29		ハイゼット(軽トラ)	岐阜480 つ 8527	
30		ハイゼット(軽トラ)	岐阜480 う 7652	
31		N-VAN	岐阜480 に 8784	
32	上下水道課	ミニキャブバン	岐阜480 こ 1933	
33		ハイゼットカーゴ	岐阜480 ほ 5156	
34		ダイナ	岐阜400 ひ 8725	
35		ハイゼット(軽トラ)	岐阜480 ふ 7572	
36		エヴリィバン	岐阜41 ま 9184	
37	学校教育課	日野 メルファ	岐阜200 は 584	スクールバス①
38		日野 リエッセ	岐阜200 さ 2804	スクールバス②
39		いすゞエルフ	岐阜100 つ 1587	給食センター おやどり

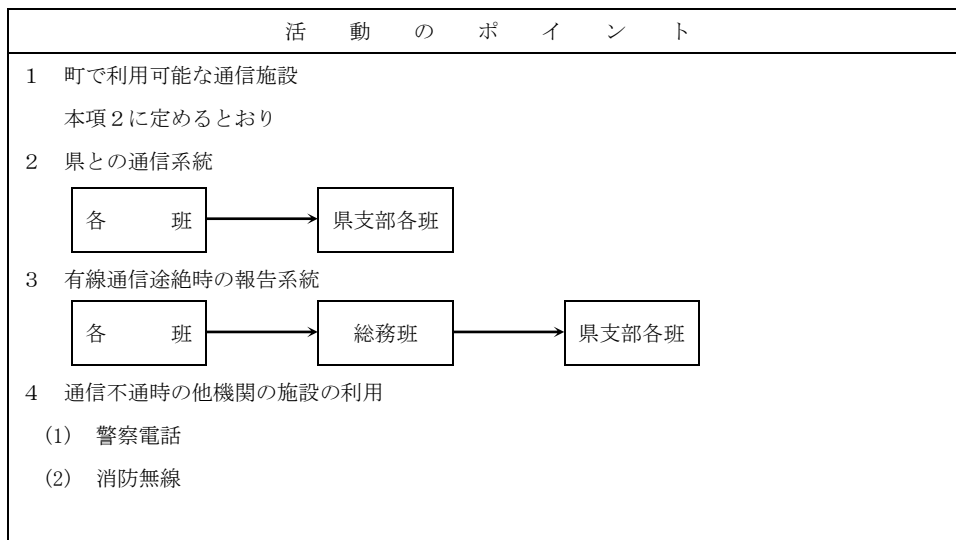
40		日野 デュトロ	岐阜100 ち 8006	給食センター 冷蔵冷凍車
41	生涯学習課	プロボックスバン	岐阜400 ぬ 2066	中山道みたけ館
42		エヴリイバン	岐阜480 か 5309	海洋センター
43		アクティ (軽トラ)	岐阜41 け 2244	上之郷公民館
44		ミニキャブバン	岐阜480 こ 1931	御嵩公民館
45		アクティ (軽トラ)	岐阜41 さ 4500	中公民館
46		キャリー	岐阜41 に 548	伏見公民館
47		共用車	エヴリイバン	岐阜480 こ 6082
48	プロボックスバン		岐阜400 な 9108	2号車
49	プロボックスバン		岐阜400 な 9109	3号車
50	カローラフィールダー		岐阜503 そ 6361	4号車
51	ヴォクシーHV		岐阜503 み 6681	5号車
52	プロボックスバン		岐阜400 の 5402	6号車
53	リーフ		岐阜303 つ 7398	7号車 (電気自動車)
54	エヴリイバン		岐阜480 ね 936	9号車
55	e-NV200		岐阜100 た 3295	11号車 (電気自動車)
56	ヴォクシーHV		岐阜503 ね 8044	12号車
57	コムス		御嵩町 い 76	14号車
58	キャンター 2t ダンプ		岐阜400 せ 4545	20号車
59	ミニキャブ ミーブトラック		岐阜480 つ 5359	21号車 (電気自動車)
60	消防車	ダイナ	岐阜800 せ 4705	第1分団1号車
61		日野	岐阜800 す 5168	第1分団2号車
62		ダイナ	岐阜800 せ 6428	第2分団
63		日野	岐阜800 そ 3919	第3分団1号車
64		ニッサン	岐阜800 そ 3511	第3分団積載車
65		ダイナ	岐阜800 せ 2396	第4分団
66		ダイナ	岐阜800 さ 2527	常備消防

10 輸送等に当たっての留意事項

災害の輸送及び移送に当たっては、次の事項に留意し又は参考として行うものとする。

- (1) 自動車等の借りに当たっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。
- (2) 災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の確な輸送に努めるものとする。
- (3) 災害輸送のうち、機関相互における物資の輸送に当たっては、「救助用物資引継書 (様式15号)」を作成し、授受を明確に記録しておくものとする。
- (4) 自動車の確保に当たっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借り上げ (雇上げ) るものとする。
- (5) 土木建設業者所有建設車両については、土木関係応急対策事業用に優先する等、その所属、車両の特殊性等を考慮して実際に即した作業のための確保について留意するものとする。

第3項 災害通信計画



1 計画の方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

町、県、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

NTT西日本株式会社は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種通信メディアの活用

町、県及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

イ 非常通信の利用

町、県及び防災関係機関は、加入電話及び町防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うものとする。

3 利用可能な通信施設及び方法

第2章第9節「防災通信設備等の整備計画」に定めるとおり、次の施設が利用可能である。

(1) 関係機関との連絡手段

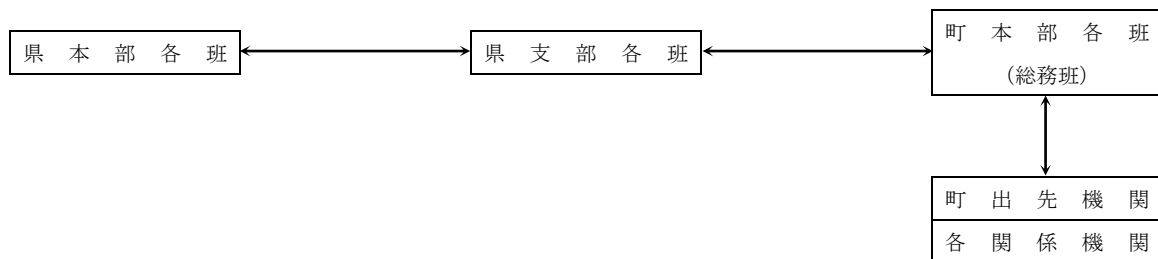
町←→可茂消防事務組合	電話、消防無線（受令機）、県防災行政無線、衛星通信回線、防災相互通信用無線
町←→可児警察署	電話、防災相互通信用無線
町←→御嵩町消防団	電話、防災行政無線（移動系）
町←→住民（自主防災組織）	電話、防災行政無線（同報系）

(2) 利用可能な通信種別

- ア 岐阜県防災行政無線による方法
- イ 御嵩町防災行政無線による方法
- ウ 電話による方法
- エ 電報による方法
- オ 防災相互通信用無線による方法
- カ 信号による方法
- キ インターネット等による方法
- ク 携帯電話による方法

4 情報（通信）の系統

情報、命令の伝達あるいは被害状況の収集、報告等町本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設等の被害の状況により一定ではないが、普通電話可能時にあっては、平常時に各課又は係において行政上連絡する県機関及び町内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。なお、有線通信途絶時における県機関等町外機関への通信に当たっては、できるかぎり総務班においてまとめ一括して行うこと。



5 通信の調整

災害のため平常の方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、総務班は優先順位その他について確認を行うものとする。

調整に当たっては、次の点に留意を要する。

(1) 通信の調整

総務班は多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ、災害の防除と救助の通信に限定するものとする。

(2) 報告等の統制実施

有線通信途絶時の被害報告あるいは現地連絡に対する指示連絡等にあっては、各部門別の通信を避け、できる限りまとめて一括して行うようにするものとする。特に、急使（伝令）派遣時等にあっては、総務班は町本部各部のほか警察機関等にも連絡し、一括通報するものとする。

6 専用施設利用の要請

- (1) 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項を限定してできるだけ簡略に要点を明示して施設機関に要請するものとする。
- (2) 要請に当たっては、様式21号により、又は同様式に明示した書類によるものとする。
- (3) 通信の要請は、通信を行おうとする班が総務班に協議し、その結果に基づき、その班が直接又は総務班がまとめて一括要請するものとする。

7 施設別通信方法等

災害時における各施設別の通信方法は、次によるものとする。

(1) 普通電話による非常電話

災害時優先電話から行うものとする。

本町においては、あらかじめ総務課等の電話を災害時優先電話としてNTT西日本株式会社岐阜支店に登録申請済である。

なお、一般加入電話による通信（非常通話）については、災害時においても、通常の使用法により一般加入電話を利用するものとするが、市外通話が困難になった場合は、市外通話が優先的に利用できる「非常通話」により通信を行うものとする。なお、「非常通話」は、102番申込みにより非常扱いの通話である旨を告げて行うが、「非常通話」として扱われる通信の内容及び通信の発着機関は、次の通りである。

- ア 気象機関
- イ 水防機関
- ウ 消防救助機関
- エ 輸送確保関係機関
- オ 通信確保関係機関
- カ 電力供給関係機関
- キ 警察機関
- ク 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

災害時優先電話一覧

(平成25年4月1日現在)

No.	電話番号	住 所	設 置 場 所
1	67-2113	御嵩町御嵩1239-1	御嵩町役場
2	67-2114	〃	〃
3	67-2115	〃	〃
4	67-2116	〃	〃
5	67-1999	〃	〃 (本庁2階防災FAX)
6	67-2322	御嵩町中切1359-2	上之郷保育園
7	67-2324	御嵩町中1977	中保育園
8	67-5221	御嵩町顔戸1176-2	ぼっぼかん
9	67-2325	御嵩町伏見751-1	伏見保育園
10	67-1338	御嵩町宿2002	上之郷小学校
11	67-1191	御嵩町中2628	御嵩小学校
12	67-0530	御嵩町伏見489	伏見小学校
13	67-0431	御嵩町中切1785	上之郷中学校
14	67-1332	御嵩町御嵩1306	向陽中学校
15	67-2105	御嵩町伏見1875-1	共和中学校
16	67-0017	御嵩町中切874-4	上之郷出張所
17	67-4841	御嵩町中2171-1	中出張所
18	67-0502	御嵩町伏見990	伏見出張所
19	67-0238	御嵩町中2628-40	学校給食センター
20	67-0507	御嵩町御嵩626-1	御嵩公民館
21	67-0191	御嵩町上之郷7112-1	綱木グラウンド管理棟
22	67-2558	御嵩町御嵩1502	みたけ会館
23	67-2477	御嵩町中2098-5	老人憩いの家
24	67-5196	御嵩町中2777-28	B&G海洋センター
25	67-0400	御嵩町中1960-3	中児童館
26	67-3625	御嵩町伏見1311-1	伏見児童館
27	68-1877	御嵩町御嵩1239-10	社会福祉協議会

(2) 岐阜県防災行政無線及び町防災行政無線による通信

ア 県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

イ 町防災行政無線

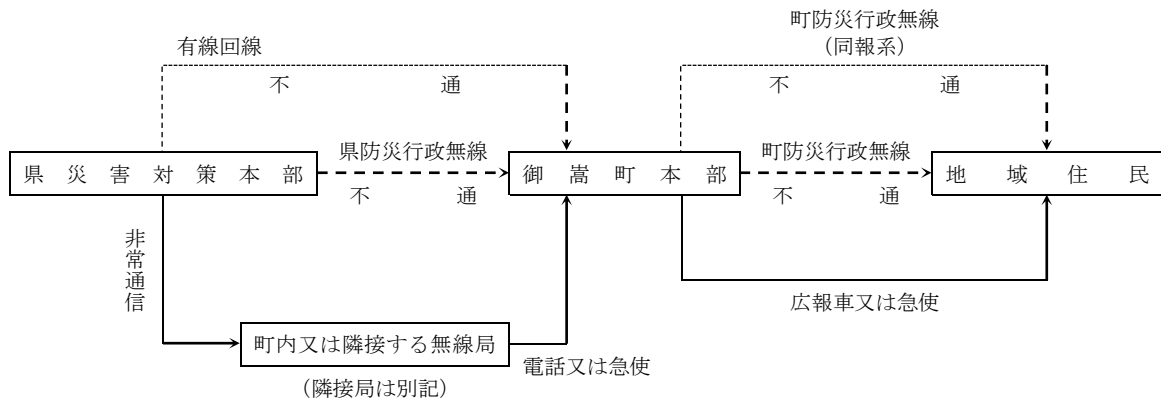
被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

(ア) 同報系固定局(戸別受信機含む。)による通報

(イ) 陸上移動局による通信

ウ ア及びイの不通時

町防災行政無線及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



(3) NTT西日本株式会社の災害対策用無線電話による通信

NTT西日本株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。

(4) 防災相互通信用無線による通信

町、県及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要がある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

(5) 非常通信による通信

町、県及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

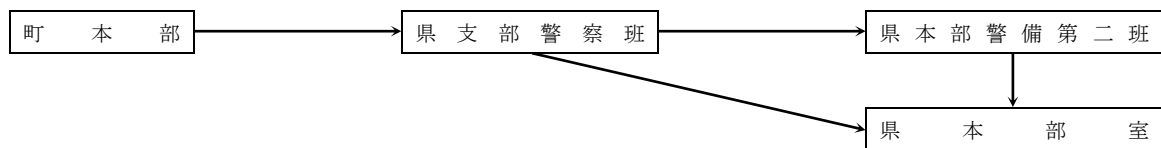
(6) 防災情報通信システム

県は、災害発生時における迅速・的確な情報の収集、共有、提供等の機能を強化し、県全体の防災力の向上を図ることを目的に、「防災情報通信システム」を構築し、平成17年6月から運用を開始している。このシステムでは、被害情報、避難情報、気象情報、地震（余震）情報、河川情報、道路情報等の防災情報を一元的に収集し、処理している。

町でも、このシステムを十分に活用し、情報の収集、共有、提供等に当たるものとする。

(7) 警察電話利用による通信

有線通信途絶時で警察電話による通信を必要とするときは、最寄警察機関に通信の要請をする。要請に当たっては、町本部の通信事項と警察機関の通信事項は、重複することが少なくないので、警察機関にその内容を示し重複を避けるようにするものとする。



(8) 鉄道電話による通信

上記(7)と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

(9) 可茂消防事務組合消防無線による通信

普通通信途絶時で可茂消防事務組合消防無線を利用した通信を必要とするときは、可茂消防事務組合に通信を要請する。

(10) 電報による方法

災害時の通信をN T T西日本株式会社の非常電報によるときは、依頼に当たって発信紙の余白欄に「非常」と朱書して申し込む。

(11) インターネット等通信による方法

多角的通信手段の確保を図るため、インターネット、携帯電話等の活用を積極的に検討し、より有効的な災害時通信体制の確保を図る。

(12) 信号による方法

消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン等の信号によるものとする。

(13) 広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、町広報車によって広報する。

(14) 急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないときは、伝令等急使を派遣して行う。町本部からの急使は、総務班の伝令が当たるものとするが、各地域における急使（伝令）は、消防団員等が当たる。

(15) 文書による方法

郵送あるいは伝令が持参する等により書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行う。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、重ねて文書によって提出する。発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

(16) 通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を様式22号に記録し保管する。

第4節 情報計画

第1項 警報・注意報・情報等の計画

1 計画の方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する警報、注意報、情報及び災害に関する異常現象の通報、伝達等の取扱いは、次によるものとする。

2 気象警報等の種別

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第14条及び第14条の2の規定により、気象警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

(1) 気象警報等の種類

御嵩町	府県予報区	岐阜県
	一次細分区域	美濃地方
	市町村等をまとめた地域	中濃
特別 警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	大雪	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。	
	低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	
警報	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で、実効湿度 60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合	
	低温	冬期：最低気温-9℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

注：警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(3) 地形による区分は、次のとおり。

地 域 名	範 囲
平 野 部	起伏の極めて少ない地帯。盆地を除く。
山 間 部	山と山間の地域。 (1)「山沿い」、「山間部」ともに霜、なだれ、気温、雨、雪の分布に用いる用語である。季節によっては人々の活動範囲が広がるため、注意報・警報では予報の「山沿い」、「山間部」などよりも対象高度を上げなければならないことがある。 (2)「平地」に対しては「山地」、「平野部」に対しては「山岳部」と「山間部」が相対する。「平地」には「平野」と「大きな盆地」が含まれるので、「平地」は「平野部」よりは適用範囲が広い。 (3)「山地」は「山岳部」と「山間部」を含み、このうち人が定住し、活動の多いところが「山間部」である。また、「山沿い」は「平地」から「山地」へ、あるいは「平野部」から「山岳部」へ移る地帯をいう。
山 岳 地 帯	平野部に対して山地の部分。
平 坦 地	概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域
平坦地以外	平坦地以外の地域

注1 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

注2 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

注3 発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(4) 土砂災害警戒情報

岐阜県地方气象台と県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

ア 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

イ 対象とする土砂災害は技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としない。

(5) 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であり、大雨、洪水各注意報（同警報）の発表をもって、この発表がなされたこととする。

(6) 水防警報等

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報をいう。

その種別と内容は次表のとおりである。

区 分	警 報 等 の 内 容
1 水 防 情 報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報の関係機関に徹底する必要があるとき。

2 水 防 警 報	水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達するか、又ははん濫注意水位（警戒水位）を超えて危険が予想されるとき。
-----------	--

ア 都道府県が行う水防警報

県は、水防法第16条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

(7) 指定河川洪水予報等

ア 都道府県が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

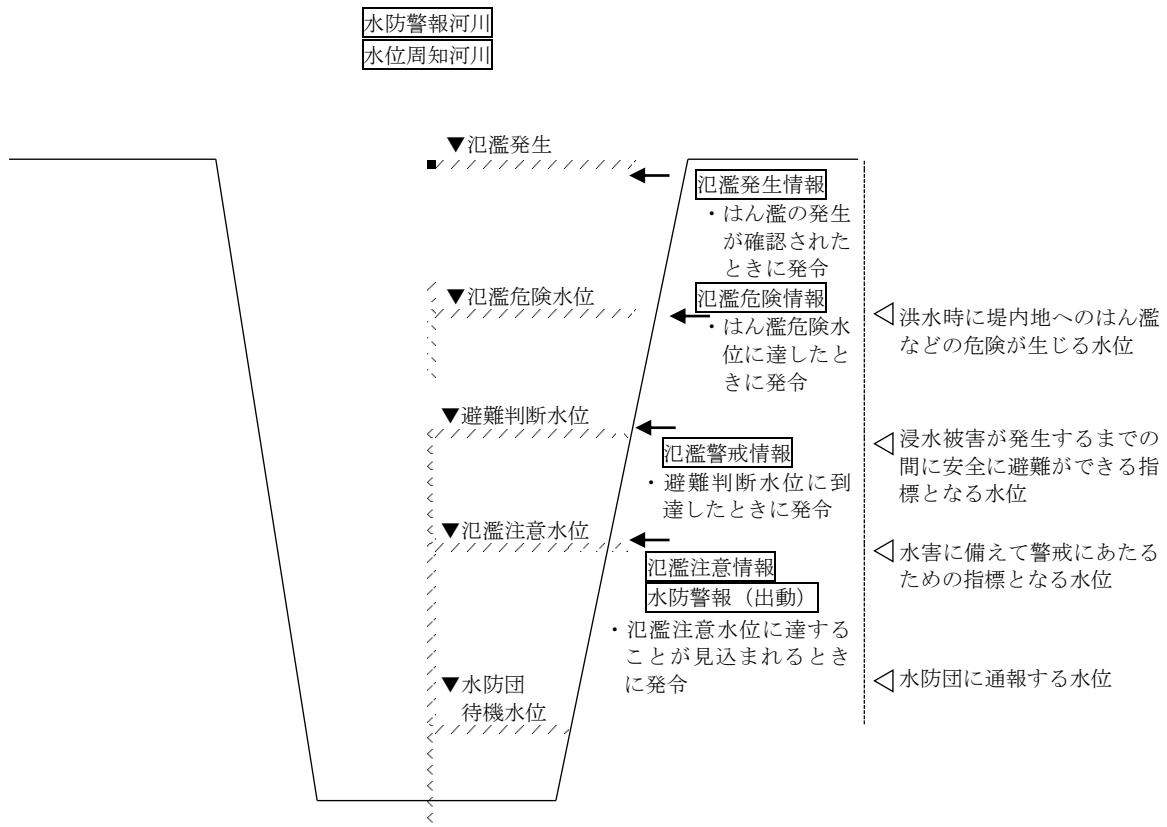
県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険水位到達情報（氾濫危険情報）として水位又は流量を周知させる。氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

〈危険レベルごとの標題と水位の基準等〉

洪水の危険レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等	※ 基準水位 (m)
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民は垂直避難なども検討	—
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難を開始	2.0
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	水防団出動 市町村は高齢者等避難の発令を判断 住民は避難を判断	1.4
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	水防団待機水位 はん濫注意水位	水防団待機 水防団出動準備 住民ははん濫に関する情報に注意	0.9 1.2
レベル1	(発表なし)	—	住民ははん濫に関する情報に注意	—

※水位観測局名：門前橋 地域名：中濃 水系名：木曽川水系 河川名：可児川 所在地：御嵩町中

(水防警報、洪水予報等の発表と水位の関係)



※1 洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川において洪水のおそれがあると認められるときに、気象庁長官と共同して、その状況を雨量・水位又は流量を示して直ちに水防管理者等に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知すること。

※2 避難判断水位

はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

河川の水位がこれに達した場合には、その状況を水防管理者等に通知するとともに、一般に周知しなければならない。

※3 水位周知河川と洪水予報河川

平成17年度から可児川が水位周知河川に指定されている。

(8) 火災警報

ア 消防法第22条第3項の火災に関する警報は、火災予防上可茂消防事務組合管理者が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。

(ア) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が30パーセント以下であるとき。

(イ) 実効湿度が65パーセント以下で、最小湿度が35パーセント以下であって、かつ、現に、風速7メートル以上であるとき又は風速7メートル以上になると予想されるとき。

(ウ) 現に、風速10メートル以上であるとき又は風速10メートル以上になると予想されるとき。

イ (ウ)の場合において、降雨若しくは降雪のとき又は実効湿度が70パーセント以上で最小湿度が50パーセント以上であるときは、同項の規定を適用しない。ただし、台風時はこの限りでない。

3 警報等の伝達

気象警報等の伝達及びその周知徹底は次の方法によるものとする。

(1) 伝達系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

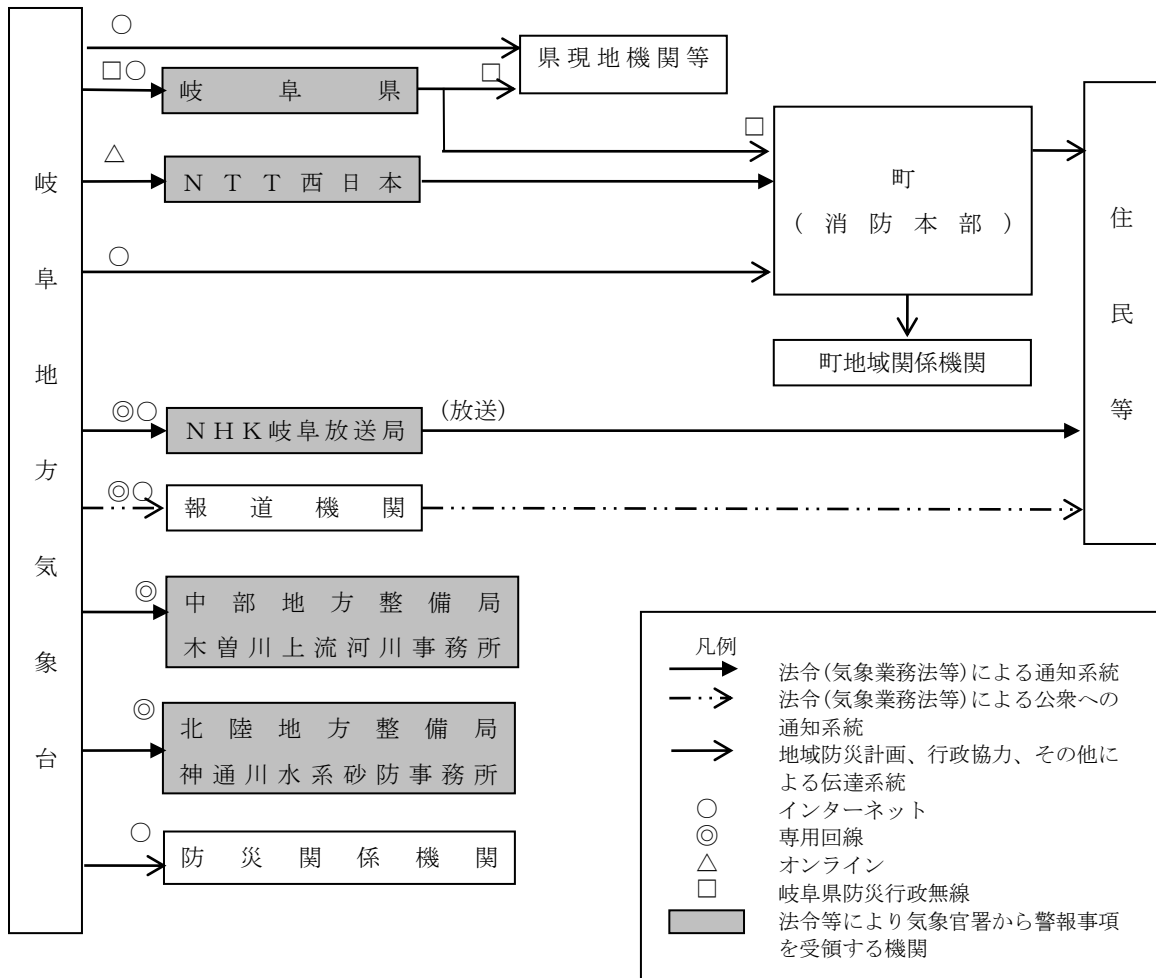
警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・危険度分布（災害切迫）	・大雨特別警報（土砂災害） ・危険度分布（災害切迫）
レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布 (危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害） の危険度分布（危険）
レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害） の危険度分布（警戒）
レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布 (注意)	大雨警報（土砂災害） の危険度分布（注意）
レベル1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能性)			

なお、県、町及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

岐阜地方気象台は、警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

ア 気象警報等



※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

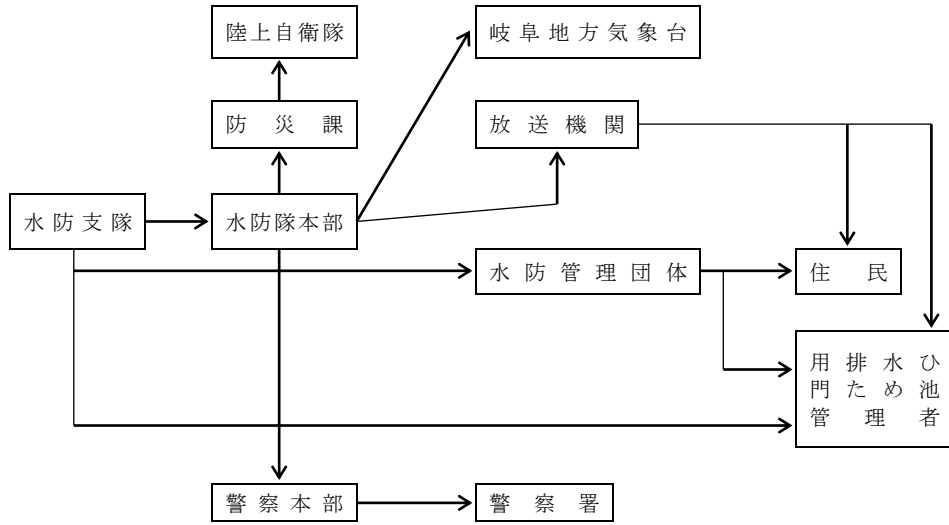
※ 岐阜地方気象台からの伝達(代替経路)

機 関 名	岐阜県防災行政無線番号
岐 阜 県	400 - 2- 2742 400 - 2- 2747
N H K 岐 阜 放 送 局	654 (FAX 兼用)
株 式 会 社 岐 阜 放 送	655 (FAX 兼用)

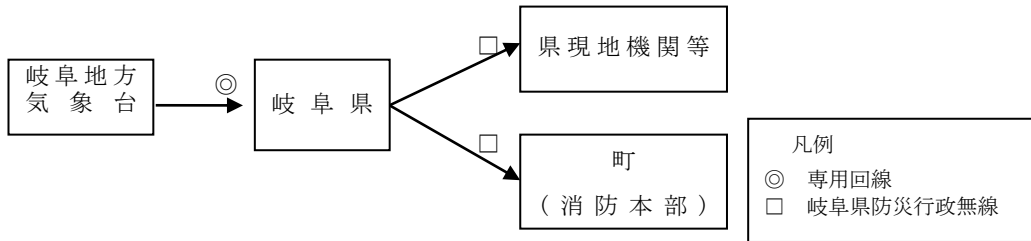
イ 水防活動予警報等

関係機関への伝達はアによる。

ウ 水防警報等



エ 火災気象通報



(2) 伝達の方法

警報等の伝達は、それぞれの通信計画に基づいて伝達するものとする。

(3) 岐阜県防災行政無線及び町防災行政無線による通信

ア 県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

イ 町防災行政無線

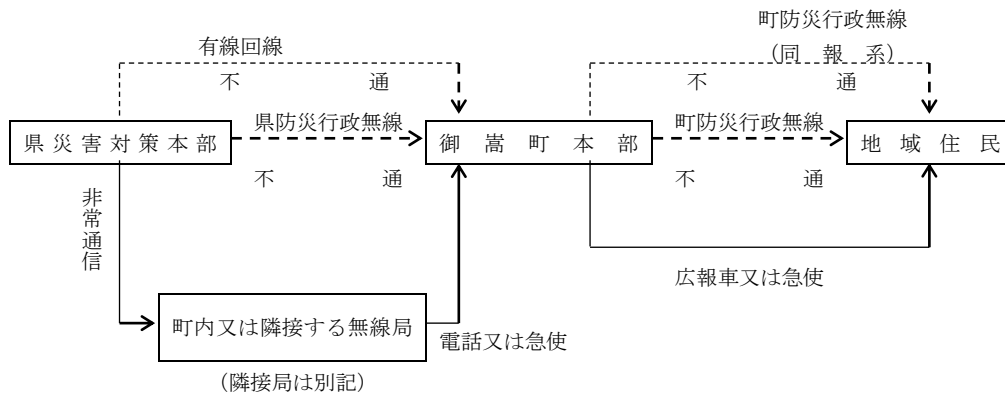
被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

(ア) 同報系固定局（戸別受信機含む。）による通報

(イ) 陸上移動局による通信

ウ ア及びイの不通時

町防災行政無線及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



(4) 警報等の住民等への周知徹底

町は、警報等の発表を知ったときは、関係地域住民等に対し、その内容を徹底する必要があるときは、緊急速報メール、町防災行政無線（同報無線）又は広報車等多様な手段により、その周知徹底を図るものとする。

土砂災害警戒情報は、住民の自主避難の判断を支援する情報であることから、町防災行政無線（同報無線）、広報車により、その徹底を図るものとする。

町は、警報等を住民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。

4 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図るものとする。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、次の区分により関係の機関（職員）に通報しなければならない。

また、その他の現象の場合は、町長又は警察官に通報するものとする。

●火災に関する現象	⇨	消防本部、町本部総務班
●水防に関する現象	⇨	消防本部、町本部総務班、町本部建設班、可児警察署
●土砂災害に関する現象	⇨	消防本部、町本部総務班、町本部建設班、可児警察署
●その他に関する現象	⇨	町本部総務班、消防本部又は可児警察署

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに当該地域を所管する市町村長に通報するとともに、当該地域を所管する警察署長に通報する。

(3) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置をとるとともに、総務班に通報するものとする。

5 町の対策

警報等の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象の承知をしたときは、次の方法により

管内の住民及び関係機関に対しその周知徹底と対策等を講ずるものとする。

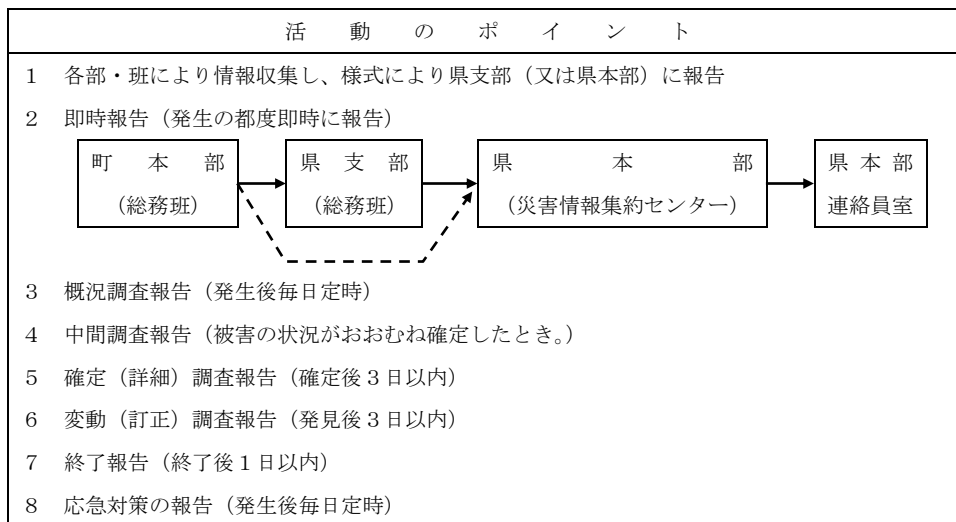
- (1) NTT西日本株式会社からの伝達は、警報の種類のみであるから、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄りの警察機関、水防機関等の連絡を密にし、管内の的確な気象情報の把握に努めるものとする。
- (2) 異常現象を発見し又は通報を受けたときは、岐阜地方気象台に通報するとともにその現象によって予想される災害と関係のある県支部あるいは隣接市町村本部に連絡するものとする。
- (3) 県本部防災班から火災気象通報の伝達を受けたときは、本章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」に定めるところに従い、その地域の条件を考慮して火災警報を発するものとする。
- (4) 警報等を住民等に周知徹底するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努めるものとする。

なお、3(4)「警報等の住民等への周知徹底」によるほか、災害の発生が予想される地区等については、特に消防団員地区会等の組織をもって周知するよう具体的に町地域防災計画に明記しておき、避難の時機を失しないよう十分留意するものとする。（できれば当番制による住民全体の防災体制を実施することが望ましい。）

6 雨量観測による気象状況の把握

町本部は、注意報、警報発令時においては、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努めるとともに、県のぎふ土砂災害警戒情報ポータル等により情報を収集し、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとり、必要に応じて県本部（防災班担当）に連絡するものとする。

第2項 災害情報収集等の計画



1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 情報の収集・連絡手段

(1) 情報の収集

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、町及び県は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

(2) 情報の整理

町及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3) 情報の連絡手段

町及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

3 被害状況等の調査・報告

(1) 被害状況等の報告方法

町は、地域内に災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその

状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大でその町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその町単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力あるいは立会させ、被害情報等の把握に努めるものとする。

(2) 一定規模以上の災害

町は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、町は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

4 被害状況の調査機関

被害状況その他災害に関する情報は、次の機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告するものとする。また、町本部は、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県支部等）等に応援を求めて行うものとする。県本部及び県支部においては、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会させるものとする。

被害等の区分	担当部	調査機関		協力機関
		調査事項	調査機関	
住家等一般被害	総務部	住家等一般被害	税務班	民生委員、自治会長
町有財産被害		町有財産被害	総務班	
総合被害		総合被害	総務班	
火災等の発生		火災被害	総務班	自主防災組織
亜炭鉱廃坑被害		亜炭鉱廃坑被害	亜炭鉱対策班	
社会福祉施設被害	民生部	保育施設	福祉班	医師会、歯科医師会
医療衛生施設被害		医療施設、福祉施設	福祉班	
		衛生施設	住民環境班	
商工業関係被害	建設部	商工業被害	まちづくり班	商工会、商工業組合
上下水道施設被害		上下水道施設	上下水道班	
農林業被害		農作物被害	農林班	農業協同組合
		耕地被害		農業委員会
		林業被害		可茂森林組合
土木被害		土木被害	建設班	御嵩町安全協議会
水害・土砂災害の情報		水防異常地面現象等に関する情報	建設班	
教育被害	教育部	学校被害	学校教育班	教育委員会
		その他教育被害	生涯学習班	

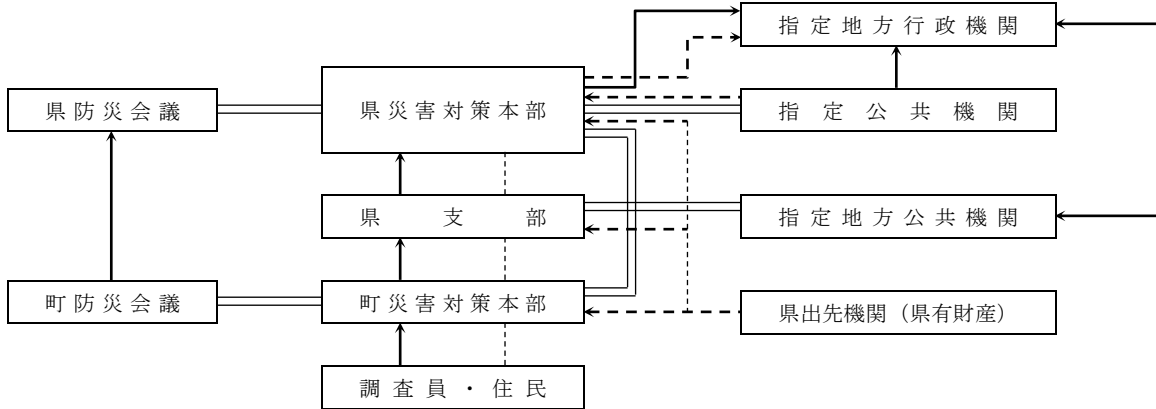
火災等の発生	消防部	火災被害	消防班	自衛消防隊（自主防災組織）
水害・土砂災害の情報		水防異常地面現象等に関する情報	消防班	

5 被害状況等の報告系統

← 被害報告・業務連絡を示す。 ← - - 即時報告を示す。 = 災害情報交換を示す。

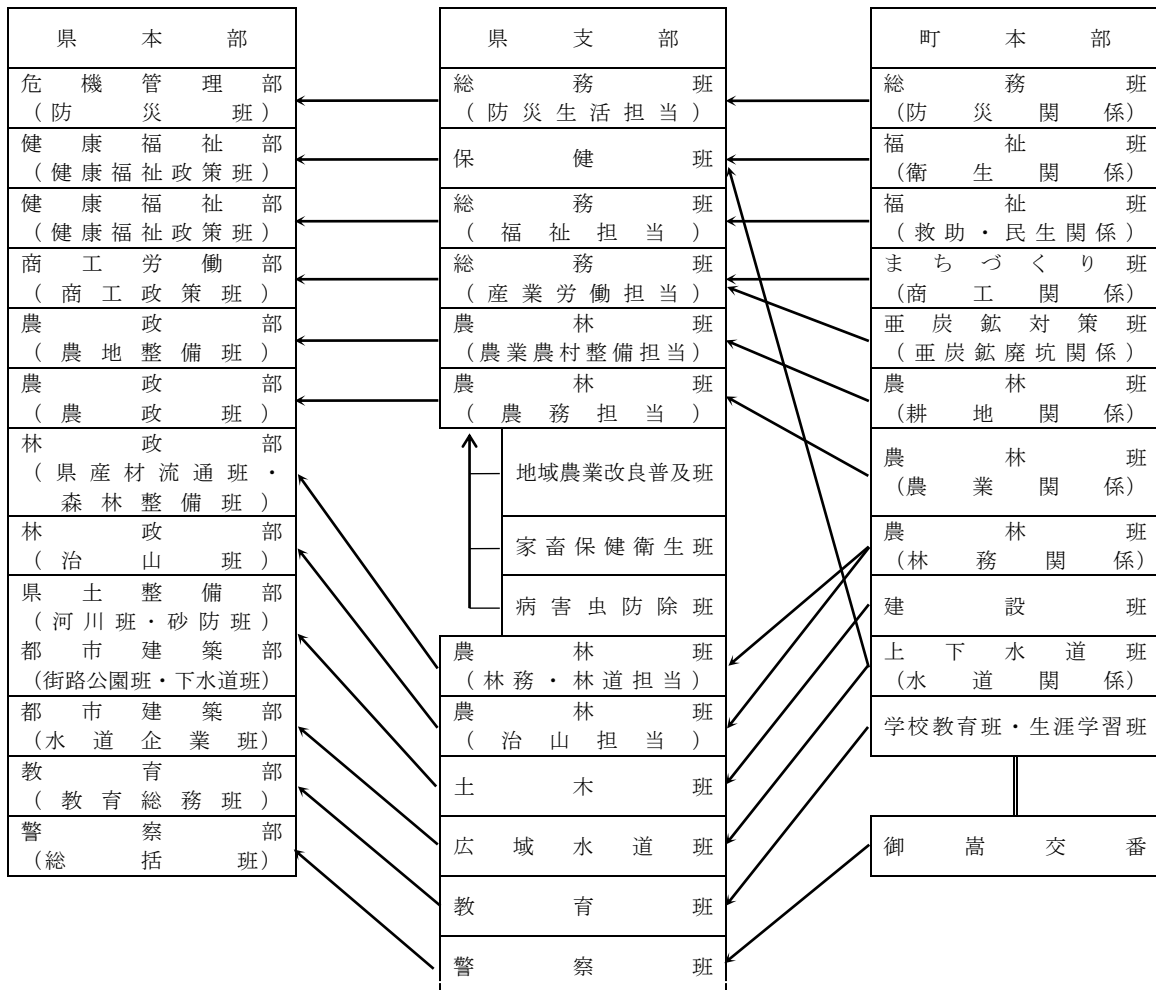
(1) 一般的報告系統図

被害状況等の一般的な報告の系統はおおむね次のとおりとする。



(2) 県内部門別系統図

警戒体制・非常体制・救助体制をとった場合（県が災害対策本部を設置したとき。）



(注) () の班・担当が窓口となって報告事項を一本化する。

6 被害状況等の調査及び報告

町本部における被害状況、その他の災害情報の調査、収集及び報告は、おおむね次の区分によって行うものとする。町本部において掌握した情報は、関係の県機関等にそれぞれ報告を行うものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式23号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式24号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね 確定した時 (様式24号)
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了 した後20日以内 (様式24号)

- (注) 1 毎日定時に報告を必要とする場合は、総務班においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。
2 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また2以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

7 被害状況等の調査報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、町本部においては、人的被害（行方不明者の数を含む）と直接つながる被害すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

8 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 本章第1節第1項により準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

9 調査の事前準備

町本部は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、下記のことを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県本部に報告すること。

- (1) 火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する火災・災害等
- (2) 町の対応のみでは十分な対応を講じることが困難な火災・災害等
- (3) 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- (4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

消防庁報告先

回線別		平日 (9:30~17:45) ※ 震災等応急室	左記以外 ※ 宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	選択番号：048-500-7527	選択番号：048-500-7782
	FAX	選択番号：048-500-7537	選択番号：048-500-7789

10 火災等報告

- (1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

ア 航空機火災

イ トンネル内車両火災

ウ 列車火災

- (2) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5人以上発生したもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等漏えい事故で次に該当するもの

(ア) 河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

オ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ 市街地において発生したタンクローリーの火災

11 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) テロ等による救急・救助事故
- (4) 駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

12 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

また、町は、県が自ら実施する応急対策の活動状況等について、県から連絡を受けるものとする。

13 情報の共有化

町及び県は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

14 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他状況の調査、収集及び報告は、次に定める要領、様式により各々関係県支部へ速やかに報告するものとし、各種応急対策の資料及び情報は、次によるものとする。

(1) 即時報告

報告の要領	町本部（総務班）は、住民若しくは関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について次の系統で報告する。なお、直接県本部（災害情報集約センター）に報告したときは遅滞なくその内容を所轄する県支部総務班に通報する。
系統図	<pre> graph LR A[町本部 (総務班)] <--> B[県支部 (総務班)] B --> C[県本部 (災害情報集約センター)] C --> D[県本部連絡員室] A -.- B subgraph "防災情報システム" A B end </pre>
報告事項	様式23号に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、防災情報システム無線電話、有線電話及びインターネット等により報告するものとする。

(2) 亜炭鉱廃坑の被害

<p>調査、報告の要領</p>	<p>亜炭鉱廃坑関係の被害と思われるものの被害状況を掌握し、応急対策等の資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
<p>系統図</p>	
<p>調査、報告事項</p>	<p>旧鉱物採掘区域復旧事業業務規程第3条に基づく「被害概要書」を経済産業省中部経済産業局、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課、岐阜県産業経済振興センターへ速やかに送付する。</p>

(3) 住家等一般被害状況等の調査報告

<p>調査、報告の要領</p>	<p>人命、住家の被害あるいは、これに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
<p>系統図</p>	
<p>調査、報告事項</p>	<p>「住家等一般被害状況等報告書 (様式25号)」に定める各事項について調査報告する。 詳細 (確定) 調査に当たっては、「住家等一般被害調査表 (様式25の2号)」により世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。防災情報システム等で報告する。</p>

(被害状況判定の基準)

被害等区分	判定基準
死者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在不明となり死亡した疑いのある者 2 家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1 カ月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1 カ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
滅失 (全壊、全焼、全流失)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 3 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用出来ないもの
半失 (半壊、半焼)	1 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 3 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舎等を1世帯とする。）

(注) (1) 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損

(2) 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

(3) 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が滅失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）。

(4) 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で被災地が明確でない場合にはその者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。

(5) 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

ア 調査の方法等

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

(ア) 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が

不可能な場合が少なくない。かかる場合は、浸水地域（自治会等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえその地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、またり災人員についてもその地域（自治会）の平均世帯人員によって計算する等の方法もやむを得ない。

- (イ) 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表（様式25の2号）」によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、適確を期するものとする。
- (ウ) 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示等を行った場合は、本章第6節第4項の規定にもとづき、これらの情報をとりまとめ、町本部等に通知する。
- (エ) 「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

イ 報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (ア) 本報告は、町本部（総務班）の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延ともなるので速やかに行うものとする。
- (イ) 中間報告を要する災害にあつては、少なくとも毎日午前10時までに報告するものとする。
- (ウ) 総務班は、報告責任者を定めておくとともに毎年度4月30日までに、次の事項を県本部健康福祉政策班に報告するものとする。
 - a 救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
 - b 報告責任者の所属、職名、氏名
 - c 報告副責任者の所属、職名、氏名

(4) 社会福祉施設の被害等

の要領	調査報告 社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設の応急対策の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[町本部総務班] --> B[県支部 (県所管事務)] B --> C[県本部 (県所管部)] C --> D[県本部 (県災害情報集約センター)] E[保育園 児童館 社会福祉施設] --> A F[町本部福祉班] --> A G[県有施設] --> H[県本部 (県総務部)] H --> D I[町本部福祉班] -.-> D J[県本部福祉班] -.-> D </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。</p>
施設対象	町立保育園、児童館及び各社会福祉施設について行う。

調査、報告事項	<p>「社会福祉施設等被害状況等報告書（様式26号）」に定める各事項について行う。</p> <p>保育所その他施設の管理者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに町本部に報告する。なお、被害が確定したときは、「社会福祉施設被害調査表（様式26の2号）」によって調査表を作成し町本部に提出する。</p>
---------	--

(5) 医療衛生施設の被害等

調査報告の要領	<p>医療衛生施設の被害状況を掌握し、医療救助その他衛生対策の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<pre> graph LR A[診療施設 福祉班] --> B[町本部 総務班] C[上下水道施設 上下水道班] --> B D[清掃施設 住民環境班] --> B B --> E[県支部 (県所管事務所)] E --> F[県本部 (県所管部)] F --> G[県本部 (県災害情報集約センター)] H[県有施設] --> I[県本部 (県総務部)] I --> G A -.-> G </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくこと。</p>
調査、報告事項	<p>「医療衛生施設被害状況等報告書（様式27号）」に定める被害その他の事項について調査、報告する。</p> <p>町本部福祉班の保健衛生施設の各管理人（責任者）は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し各班に報告する。なお、被害が確定したときは、「医療、衛生施設被害状況報告書（様式27の2号）」に準じて調査表を作成し、町本部各班に提出する。また、その他医療機関等に被害があったときは、福祉班は調査員を派遣し、医師会等の協力を得て調査するものとする。</p>

ア その他留意事項

- (ア) 被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況等報告書（様式25号）」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものの棟数は、本被害には計上せず施設数と被害額のみを計上する。
- (イ) 応急対策その他の状況の記載に当たっては、町内医療機関も含めたその地域における総合的な状況によるものとする。

(6) 商工業関係の被害等

調査、報告の要領	<p>商工業関係の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、報告事項	<p>「商工業関係被害状況等報告書 (様式28号)」に定める事項、区分に従って調査、報告する。</p>

ア 調査、計上に当たっての基準

- (ア) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- (イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は () 外書として計上する。
- (ウ) 建物、施設の滅失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- (オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

イ その他留意事項

- (ア) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書 (様式25号)」の非住家と重複計上されるものである。
- (イ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は次による。
 - a ア、イ、ウ……
 - b ア、イ、ウ……
- (ウ) 町営施設等の調査に当たっては、「町営施設被害調査表 (様式26の2号「社会福祉施設被害調査表」に準じて作成)」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。
- (エ) 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、もれの防止に努めること。(例、材木、農産加工製造品等)

(7) 観光施設の被害等

調査、報告の要領	観光施設の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph TD S[調査員] --> T[町本部 (まちづくり班)] T --> T2[町本部 総務班] T --> C[県支部 (県所管事務所)] C --> P[県本部 (県所管部)] F[県有施設] --> P2[県本部 (県総務部)] P --> R[県本部 (県災害情報集約センター)] P2 --> R </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、報告事項	「観光施設被害状況等報告書 (様式29号)」に定める事項、区分に従って調査、報告する。

ア 調査、計上に当たっての基準

- (ア) 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- (イ) 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- (ウ) 滅失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

イ その他留意事項

- (ア) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書 (様式25号)」と重複計上されるものである。
- (イ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は次による。
 - a ア、イ、ウ……
 - b ア、イ、ウ……

ウ 町営施設等の調査に当たっては、「町営観光施設被害調査表 (様式26の2号「社会福祉施設被害調査表」に準じて作成)」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(8) 農業関係の被害等

調査、報告の要領	農業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部農林班] B --> C[町本部総務班] B --> D[県支部 (県農林事務所)] D --> E[県本部 (県農政部)] E --> F[県本部 (県災害情報集約センター)] B -.-> E </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、報告事項	様式30号～様式30の12号までに定める事項、区分に従って調査、報告する。

ア 調査方法

(7) 農作物等

農作物、飼料作物及び桑園の被害は、農林班が各地区別に調査員を派遣し、被害の田畑等について直接に被害率の認定調査を行い、作付面積を乗じて被害数量及び被害額を算出するものとする。調査に当たっては、農業協同組合職員（農事改良組合長）等の協力を得るとともに、普及指導員等県支部農業関係職員の立会いを求めて次の事項を調査する。

農作物（含果樹）関係の被害

飼料作物及び牧草被害

(4) 農地等

農地（含牧草地）及び農業関係施設の被害については、農林班が各地域別に調査員を派遣して土地改良区、農事改良組合等の協力を得、あるいは必要に応じ県支部耕地関係職員の立会いを求めて調査する。

(5) その他農業被害

その他の農業関係の被害については、農林班及び農業協同組合の職員、農事改良組合の役員等の協力を得て、各地区別に班を設けて各農家（酪農、養蚕家を含む。）及び各施設について次の事項を調査する。

- a 共同利用施設の被害
- b 家畜等の被害
- c 飼料、肥料、農作物の貯蔵品、加工品等の被害

イ 調査基準

(7) 農地等の被害区分

流 失 その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。

埋 没 土砂が耕地を被履し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

(4) 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を推定して計上する。

(5) 冠水

作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

ウ 電話等による報告

電話、電報等によって報告するときの略記号は、次の要領によるものとする。

- (ア) ア、イ、ウ……
- (イ) ア、イ、ウ……
- (ウ) ア、イ、ウ……

エ 報告書記載作成の方法

町営施設の被害については、「町有財産被害状況報告書（様式35号）」によって町有財産として報告する。

(9) 林業関係の被害

調査、報告の要領	<p>林業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、報告事項	<p>様式31号～様式31の10号までに定める各事項、区分について調査し、報告する。</p>

ア 調査、報告の方針等

- (ア) 調査は、農林班が調査員を現地に派遣し、森林組合員の協力を得て、必要に応じて県支部関係職員の立会いを得て行う。
- (イ) 林業被害のうち、次の被害については県支部農林班が行うので、その被害を承知したときは、その旨を県支部農林班に連絡しておくものとする。
 - a 施行中の県営事業及び補助事業に関連のある被害
 - b 県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害
 - c 県有種地の苗木等の被害
- (ウ) 立木被害については、利用伐期以上のものは林産物の木材関係欄に、その他の立木は造林地被害として扱う。

(10) 土木施設の被害

調査、報告の要領	土木施設の被害状況を掌握するとともに水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 報告の内容が緊急を要するときは、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、報告事項	「土木施設被害状況等報告書（様式32号）」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

ア 調査報告の方法

- (ア) 調査は、建設班が被害区域に職員を派遣して行うものとするが、調査に当たっては、県支部県土木事務所員と共同して町道のほか県維持管理の土木施設についても行うものとする。
- (イ) 地域内の国直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告に当たっては（ ）外書して行うものとする。
- (ウ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。
 - a ア、イ、ウ……
 - b ア、イ、ウ……
- (エ) 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報する。

(11) 都市施設関係の被害

調査、報告の要領	都市施設の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph TD S[調査員] --> T1[町本部 (建設班)] T1 --> T2[町本部 (総務班)] T1 --> C1[県支部 (県土木事務所)] T1 -.-> C2[県本部 (県県土整備部)] C1 --> C2 C3[中部地方整備局] --> C2 C4[中日本高速道路株] --> C2 C5[運送関係機関] --> C2 C2 --> C6[県本部 (県災害情報集約センター)] P[県警察] --> C6 </pre> <p>(注) 報告の内容が、緊急を要するときは、町本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告する。</p>
調査、報告事項	「都市施設被害状況報告書 (様式33号)」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

(12) 教育・文化関係施設の被害

調査、報告の要領	教育・文化関係施設等の被害を掌握するとともに施設の応急復旧等応急的な対策実施資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph TD S[各施設管理者 (各学校)] --> T1[町本部 (学校教育班) (生涯学習班)] T1 --> T2[町本部 総務班] T1 --> C1[県支部 (県教育事務所)] T1 -.-> C2[県本部 (県教育委員会)] C3[県立文教施設] --> C1 C1 --> C2 C2 --> C3[県本部 (県災害情報集約センター)] </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し同時に県支部に報告すること。</p>
調査、報告事項	「教育関係被害状況等報告書 (様式34号)」に定める各事項区分について調査し、報告する。

ア 調査、報告の方法

- (ア) 調査、報告は町立の教育施設及び町地域内の文化財について行う。
- (イ) 学校の被害は、各学校の調査責任者が、文化財についてはその管理責任者が調査報告し、公民館については施設管理者が直接調査し計上する。

(13) 町有財産の被害等

の要領	町有財産の被害を掌握し、その応急対策樹立の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[各施設管理者] --> B[町本部] A --> C[各班] </pre>
事項	「町有財産被害状況報告書（様式35号）」の事項区分に準じて調査し報告するものとするが調査・報告に当たっては、「町有財産被害調査票（様式35の2号）」により、施設別の状況を添えて行う。

ア 調査の範囲

次の被害については別途にそれぞれの施設管理機関において調査する。

- (ア) 公営住宅及び敷地
- (イ) 庁舎及び出先機関並びにその敷地
- (ウ) その他の財産、物品

(14) 消防団員の活動

の要領	災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[消防団各分団] --> B[町本部総務班] C[消防機関] --> B B --> D[県支部(県事務所)] D --> E[県本部(県災害情報集約センター)] F[警察署] --> E G[警察本部] --> E </pre>
事項	「消防職団員活動状況報告書（様式36号）」に定める様式事項区分について調査し、報告する。

ア 調査、報告の方法

- (ア) 活動状況については出動月日につき1枚とする。
- (イ) 「消防団」であることを明記する。(消防本部と区別するため)

(15) その他の被害

その他、火災、水害等により被害が発生したときの災害情報は、別に定める「消防計画」及び「水防計画」の定めるところによる。

(16) 総合被害

総合被害は、次の方法によってとりまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び住民に徹底する。

ア 収集の系統

災害状況等の収集（集計）は次の系統によって行う。

住家等一般被害及び応急救助の情報	→	税務班
社会福祉施設の被害等の情報	→	福祉班
医療衛生施設の被害等の情報	→	福祉班、上下水道班、住民環境班
商工業関係の被害等の情報	→	まちづくり班
観光施設の被害等の情報	→	まちづくり班
農業関係の被害等の情報	→	農林班
林業関係の被害等の情報	→	農林班
土木・都市施設の被害等の情報	→	建設班
上下水道施設被害等の情報	→	上下水道班
教育・文化関係施設の被害等の情報	→	学校教育班、生涯学習班
町有財産の被害等の情報	→	総務班
消防に関する情報	→	消防部
水防に関する情報	→	建設班、消防部

イ 被害の集計

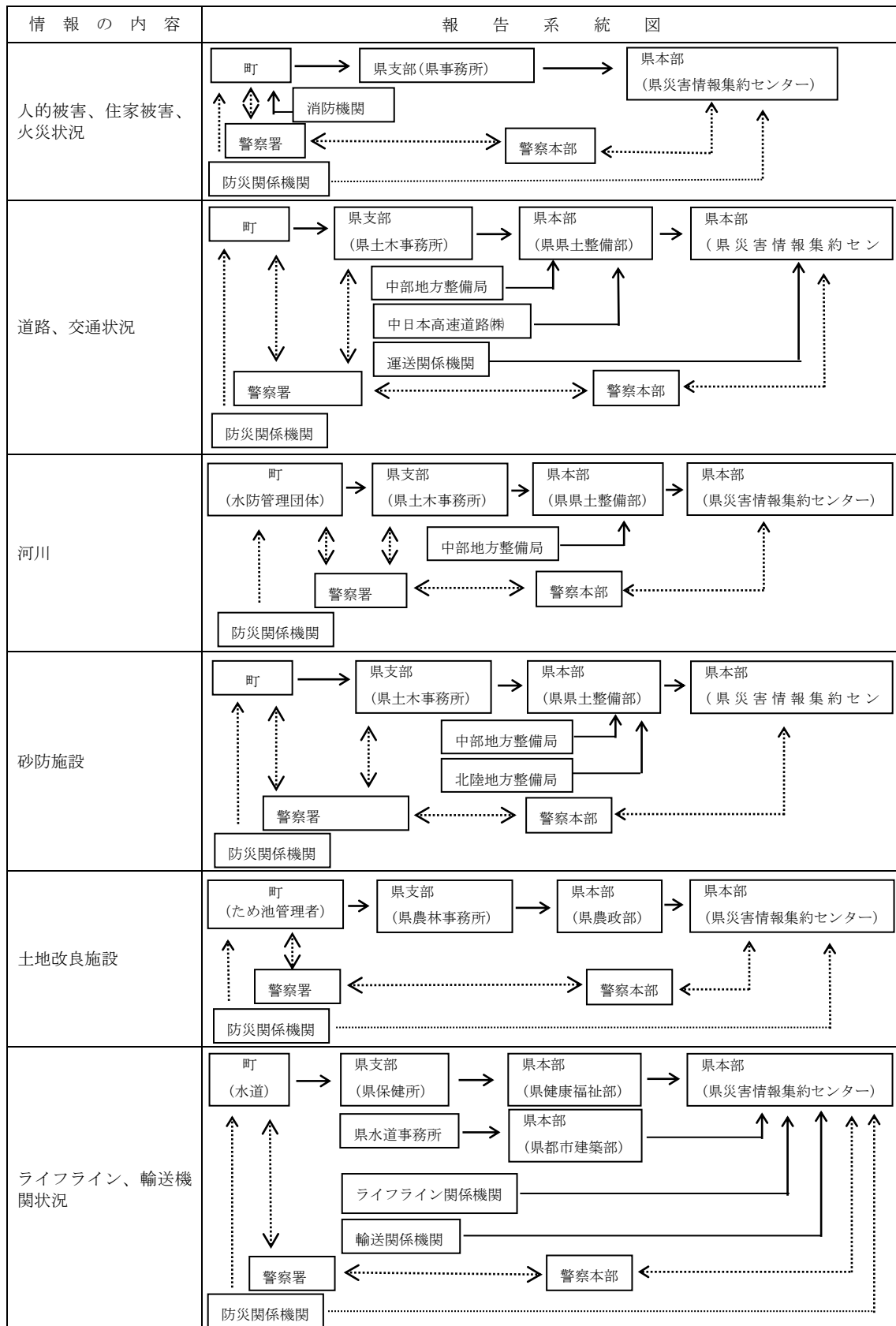
町本部における被害の集計は、「総合被害状況調（様式37号）」の各項目に分類して集計する。

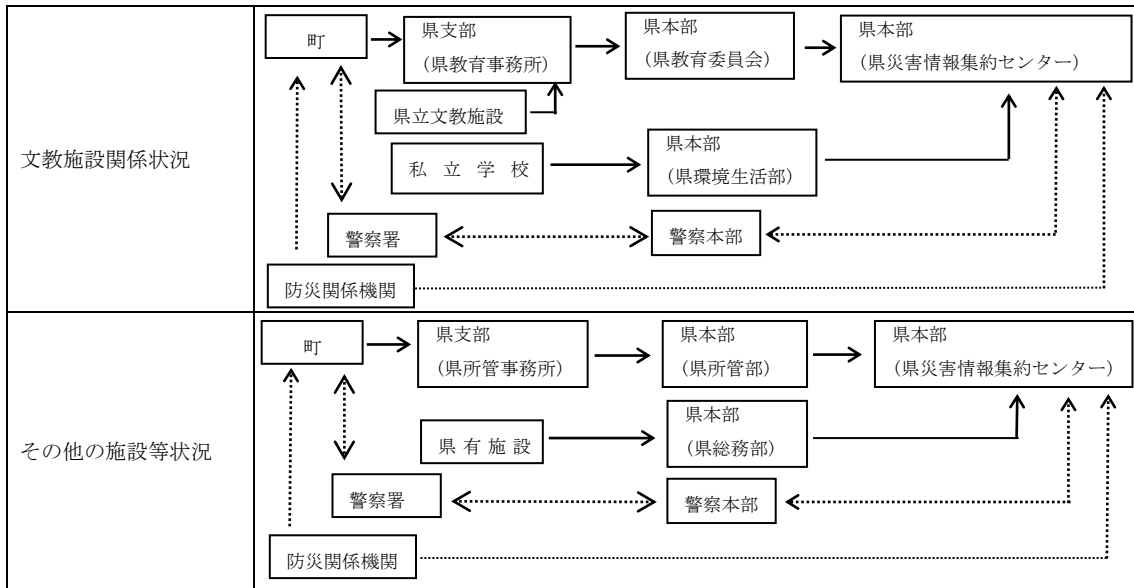
ウ 被害の通報

総合被害をとりまとめたときは、次の各機関に通報する。なお、住民等に対する広報は、本節第3項「災害広報計画」の定めるところによる。

- (ア) 防災会議構成委員の所属機関
- (イ) 町内各課
- (ウ) 県防災課
- (エ) 報道機関

別表 1





→ 報告
→ 情報収集

別表2

情報の内容	報告系統
住民避難の状況	町 → 県支部(県事務所) → 県本部(県災害情報集約センター) 警察署 ↔ 警察本部
救援物資、指定避難所運営、ボランティアの受入状況	町 → 県支部(県事務所) → 県本部(県災害情報集約センター)
治安の状況	警察署 → 警察本部 → 県本部(県災害情報集約センター)
その他の対策の状況	町 → 県支部(県事務所) → 県本部(県災害情報集約センター) 関係機関 → 各部 → 県本部

→ 報告
→ 情報収集

第3項 災害広報計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	部内の役割分担の決定
2	問い合わせ電話への対応
3	被害状況調査結果及び応急対策状況の把握
4	広報事項の整理（緊急広報事項の決定）
5	広報車両、掲示板等の確保
6	防災関係機関との連絡（情報の入手）

1 計画の方針

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

2 災害広報の実施

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

(1) 町及び県の広報する災害に関する情報

ア 町と県との役割分担

(町の役割)

- ・地域住民に向けての広報

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

3 広報実施機関

町本部における被害状況その他の災害情報の収集は総務班が、その広報は企画班が担当する。

4 災害情報の収集

- (1) 企画班は、写真担当者を指定し、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。その際、デジタルカメラ及び携帯電話等を積極的に活用する。
- (2) 関係機関その他住民等が撮影した写真の収集を図る。
- (3) その他現地における資料の収集を図る。

5 広報の手段

報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFMやケーブルテレビの放送、インターネット（SNSを含む）、エリアメール、携帯電話による情報提供、広報紙等の配布、広報車の巡回、掲示板への貼紙、その他広報手段を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。

被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙「ほっとみたけ」やチラシの配布、役場又は各地区

の掲示板への掲示を通じて周知する。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話、FAX
各 防 災 関 係 機 関	電話、広報車、連絡員の派遣、町及び県防災行政無線、FAX
一 般 住 民、り 災 者	広報車、町防災行政無線（同報系）、広報紙、インターネットホームページ（SNSを含む）、すぐメール
庁 内 各 課	庁内放送、電話、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

6 広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（指定緊急避難場所又は指定避難所、避難情報）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

《 広 報 事 項 》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 「事前情報の広報」 <ul style="list-style-type: none"> ア 気象に関する情報 イ 河川の水位の情報 ウ 公共交通機関の情報 エ その他の情報 (2) 「災害発生直後の広報」 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の発生状況 イ 住民のとるべき措置 ウ 避難に関する情報（避難場所、避難指示等） エ 医療・救護所の開設状況 オ 道路情報 カ その他必要情報 (3) 「応急復旧時の広報」 <ul style="list-style-type: none"> ア 公共交通機関の状況 イ ライフライン施設の状況 ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況 エ 公共土木施設等の状況 オ ボランティアに関する状況 カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報 キ 被災者相談窓口の開設状況 ク その他必要事項 |
|---|

7 防災関係機関が広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、住民等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて町及び県と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

8 報道機関との連携

(1) 情報の提供及び報道の要請

町及び県は、災害、復旧に関する情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供及び報道を要請する。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

9 デマ（風評）等の発生防止対策

町、県及び防災関係機関は、デマ（風評）等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ（風評）等の事実を確認したときは、その解消のため適切な措置を講ずる。

10 被災者等への広報の配慮

町等は、文字放送、外国語放送等の多様な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。

11 住民の安否情報

町は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

電話（通信）事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

12 住民に対する広報

民心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

13 総合的な情報提供・相談窓口の設置

町等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

14 安否不明者等の氏名等公表

町は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、県等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。

第5節 災害防除計画

第1項 消防・救急・救助活動計画

火災その他災害に際しての消防機関の災害応急対策は、県計画第3章第11節「消防・救急・救助活動」に定めるもののほか本計画によるものとする。

1 方針

災害発生に伴う火災から住民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

町は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

(3) 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に努める。

町は、火災の状況が町の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行う。

3 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者の措置

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときの消防、警察及び町への通報、付近住民への避難の周知

エ 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(2) 消防機関及び警察の措置

ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施

エ 警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

4 負傷者等の救出及び救急活動

(1) 消防機関、警察等による救出・救急活動

消防機関、警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

ア 救出活動

(ア) 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。

(イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。救助を行う警察又は消防その他これに準ずる機関は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用するものとする。

イ 救急活動

(ア) 消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。

(イ) 道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

(ウ) 相互協力

消防機関及び警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

(3) 応援要請

県は、町の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

町は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(4) 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

6 火災警報発令計画

消防法第5章第22条第3項の規定により、次の火災警報発令基準の適合する気象条件に際して、火災警報を発令する。(可茂消防事務組合管理者又は本部長が火災予防上危険であると認め、かつ、気象状況が本章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」2(8)「火災警報」に定めるいずれかに該当するときに発令することができる。)

(1) 火災警報発令信号

打 鐘 信 号	余いん防止付サイレン信号	そ の 他 の 信 号		
1点と4点の斑打 ○ ○—○—○—○	30秒 ○—6秒—○—	掲示板 火災警報発令中	吹流し 赤・白	旗 赤・白

(2) 火災警報伝達、徹底計画

- ア 火災警報発令信号
- イ 電話通報（消防関係者、町内官公署、その他主要防火対象物）
- ウ 広報宣伝車の巡回
- エ 防災行政無線による広報（同報無線）

7 出動計画

- (1) 第1出動
- (2) 第2出動

8 消防（防ぎよ）計画

各種防御に関する計画は、おおむね次の事項について別に定めるところによるものとする。

- (1) 特殊建築物消防計画
 - ア 木造建築物
 - イ 耐火、防火建築物
 - ウ 重要建築物
- (2) 特殊地域消防計画
 - ア 傾斜地域
 - イ 危険地域
 - ウ 危険物件密集地域
- (3) 異常時消防計画
 - ア 烈風時火災
 - イ 乾燥時火災
 - ウ 多発、続発火災
 - エ 地震火災
- (4) 特殊火災消防計画
 - ア 地下建築物及び無窓建築物火災
 - イ 油火災
 - ウ LPガス充てん所及び運搬車両火災
 - エ R・I（ラジオ・アイソトープ）施設火災
- (5) その他火災消防計画
 - ア 山林火災
 - イ 車両火災

9 警戒計画

- (1) 火災警報下の警戒計画
 - ア 出動態勢の強化
 - イ 火災の早期発見、警報発令下の措置
- (2) 特別警戒計画
 - ア 歳末特別警戒
 - イ その他異常気象下の特別警戒

10 断減水時の計画

消火栓の断水及び減水

- (1) 事前計画
 - ア 防火水槽を始め、自然水利、人工水路の点検整備も強化し、水利確保に努める。
 - イ 防災行政無線（同報系、戸別受信機）を活用して防火PRを強化する。
 - ウ 断減水地域の防御計画を協議し対策を講じる。
- (2) 消防（防ぎよ）計画
 - ア 消防車の有効な活用
 - イ 遠距離の水利より中継放水が予想されるので第2、第3出動措置を迅速に実施する。

11 風水害等警防計画

- (1) 消防団員の招集
- (2) 配備計画（警戒巡視）
- (3) 資機材の配備
 - ア 資機材の備蓄
 - イ 資機材の配備活用
- (4) 事前措置

12 応援部隊誘導計画

応援部隊を要請したときは、指令する消防団員又は本部付員をもって応援部隊の到達する主要道路に誘導員として待機し、防御部署について現場本部の指令を伝達し誘導する。なお、防御部署完了後は、応援部隊の総指揮者並びに伝令要員を現場本部へ誘導する。

13 相互応援計画

本章第2節第1項「災害応援要請計画」に定めるところによる。

14 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

15 その他の計画

- (1) 火災通報計画
 - ア 消防部は、火災専用電話119番の活用PRに努める。
 - イ 警察機関、電力会社、上水道、その他必要な官公署へ通報連絡する。
 - ウ 県消防政策課に対する火災即報
- (2) 災害広報計画
 - ア 消防部所属広報車並びに町本部住民班と協力して広報周知に努める。
 - イ 町全域は、防災行政無線（同報系、戸別受信機）を活用する。

第2項 水防計画

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

町地域における水防に関する応急対策は、次によるものとする。河川の水防及びため池の水防は、消防部及び建設班において対策を立て応急の措置をする。

1 組織運用計画

(1) 配備計画

ア 警戒配備（水防情報が発せられたとき。）

イ 巡視配備（水防警報が " ）

ウ 非常配備（危険な状態になったとき。）

(2) 動員計画

消防部は建設班と協議のうえ各分団長、班長に電話連絡をし、第1次出動により動員する。また、非常配備については、消防部はその状況に応じ第2次出動により動員する。

2 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害個所、水衝部その他特に重要な個所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、県知事）及びため池管理者（町長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

3 情報計画

(1) 警報等の伝達

消防部は、各分団長及び班長に注意報以上の警報を電話又は電子メールにて連絡する。

(2) 雨量、水位の観測情報等

雨量は、町が設置する雨量計により、水位は、岐阜県川の防災情報により広見観測点を観測した情報を町本部長に報告する。

(3) 信号標識

出動信号	サイレン信号	
第1次	○—∧	○—
	5秒	6秒休止
第2次	同 上	
第3次	○—∧	○— ○—
	3秒	2秒休止

(4) 異常現象発見時の処理

通報を要する異常現象の範囲は、次のとおりとする。

- ア 急激に増水して溢水のおそれのあるとき。
- イ 堤防等に亀裂が生じ破堤のおそれがあるとき。
- ウ ろう水甚しく破堤のおそれがあるとき。
- エ その他巡視中に特に水路上重要な事項を発見したとき。

巡視員は、異常現象を発見したら、直ちに町本部（消防部）に連絡するとともに、直接付近の住民にその状況を伝える。

4 ため池等の管理

(1) ため池等の管理

各消防分団は、区域内にあるため池の管理状況を把握しておくとともに溢水、ろう水等が生じた場合は、付近住民に周知することとする。なお、本部にも連絡し万全を期する。

(2) ダム、ため池、水門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作に万全を期するものとする。

5 既存ダムの事前放流時の情報共有

既存ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する体制に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体との間で情報を共有する。

6 水防作業

水防管理者は、河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となる場合、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施工する。

7 水防機材の調達

(1) 資機材の調達

不足する資機材の調達は、速やかに建設班において行うこと。

(2) 建設機械の借上

建設機械の必要を生じたときは、県支部建設班に要請するとともに、なお不足するときは、民間業者より借り入れる。

8 水防情報

水防管理団体、河川管理者及び関係機関は、適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となる河川の情報について、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に努める。

9 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者等は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理団体等に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

10 湛水排除

町又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、町は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路等の下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

11 その他の計画

その他水防活動については、それぞれが定める水防計画等によるものとする。

(1) 活動の安全

現地指揮者は、細心の注意をもって従事者の安全を確保する。

(2) 活動状況により一定しないが長時間にわたるときは、隊員の休養を取るようにし交替をすること。

(3) 炊き出し確保の方法

本章第6節第5項「食糧計画」による。

(4) 一般住民等に対する協力要請の方法

町内各自治会長に要請する。

(5) 警察機関等との連絡協調方法

消防部長は、出動の警察官と連絡をとるとともに町本部を通じて連絡協調する。

第3項 県防災ヘリコプター活用計画

1 計画の方針

町本部は、災害が発生した場合、住民の生命、身体、財産を保護するため、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターによる支援を要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 要請方法

(1) 消防組織法上の活動に係る支援要請

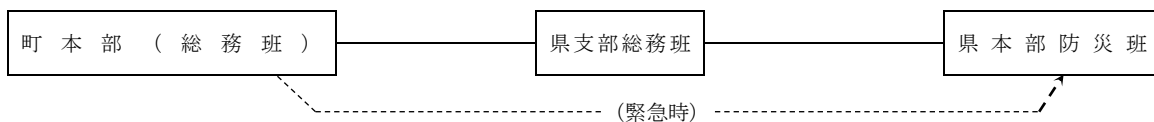
消防組織法上の災害に係る活動について、町長から知事に支援を要請する場合は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」の定めるところによる。

要請は、可茂消防本部消防長から岐阜県防災航空センターに電話及びファクシミリを行う。

[岐阜県防災航空センター第1事務所 電話 0583-85-3772 F A X 0583-85-3774]

(2) 災対法第68条に基づく支援要請

物資及び負傷者等の輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、次の系統で出動要請を行う。



(3) 防災ヘリコプター支援要請時に明らかにしておく事項

町が防災ヘリコプターの支援要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- オ その他必要事項

第4項 孤立地域対策計画

1 計画の方針

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握したうえで応急対策を立案する必要がある。

このため、災害により孤立地域が発生した場合には、関係機関と連携、協力し、救出等の応急活動を実施する。

2 孤立応急対策の実施順位

孤立地域における災害応急対策は、次の優先順位をもって当たる。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

3 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、町災害対策本部から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

4 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、県、消防等関係機関と協力して早急な救助・救出活動を実施する。

5 通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第3節第3項「災害通信計画」に定めるところにより通信手段の確保を図る。

6 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、県防災ヘリコプターや自衛隊の派遣要請による空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

7 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

8 その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第6節 災害対策

第1項 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速かつ的確な法の適用を図る。

2 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、町及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。

また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 被害状況の把握及び報告

(1) 被災状況等

町域において被災した場合町は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、町は、直接、国に対して緊急報告を行うものとする。

4 災害救助法の適用

町長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請するものとする。

県知事は、町長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

5 その他

災害救助法の適用等の詳細については、本節第3項「4 災害救助法適用基準、5 災害救助法による救助の種類と実施者」、岐阜県災害救助法施行細則及び別に定める災害救助の手引によるものとする。

第2項 災害救助法非適用地域に対する県の財政援助

1 方針

災害救助法の適用に至らなかった地域について、一定の基準に該当する場合は、県における救助に対する助成措置を要請する。

2 県の財政援助

町は、災害救助法の適用に至らなかった地域について、次に該当する場合は助成措置を行うよう県に要請する。

(1) 適用地域

県内1以上の市町村に災害救助法による救助が実施された場合、災害救助法適用市町村に近接し、被害の規模が災害救助法施行令別表第1に掲げる3分の1以上の被害があった場合

(2) 助成の対象となる救助の種類

助成の対象となる救助の種類は、災害救助法第23条第1項の規定による救助とする。

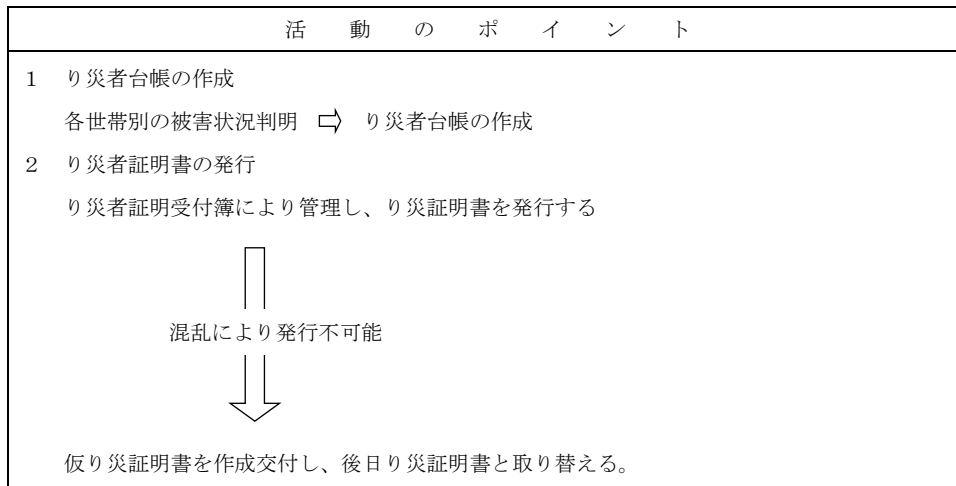
(3) 助成の対象となる救助の程度等

助成の対象となる救助の程度、方法及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則別表第1の基準による。

(4) 助成の対象となる費用

上記(2)、(3)に要した経費を補助金として交付を受ける。

第3項 り災者の救助保護計画



1 計画の方針

災害時におけるり災者の救助及び健康の保持又は救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等は、次によるものとする。

2 り災者台帳の作成

町本部（税務班）は被害状況の把握につき総務班との連絡を密にし、かつ、関係各班の協力を得て、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに「り災者台帳（様式38号）」を作成する。

作成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 「り災者台帳」は、できるだけ速やかに作成するが、災害時の混乱等により作成が遅れるときは、「住家等一般被害調査表（様式25号の2）」又は「救助用物資割当台帳（様式50号）」を一時的に利用するが、この場合にはできるだけ早い時期に「り災者台帳」を作成する。
- (2) 「り災者台帳」の作成に当たっては、「被害状況即報、中間調査報告、確定調査報告」に基づくことはもちろんであるが、戸籍（住民登録）あるいは食料配給事務等の係と連絡し正確な情報を整理する。
- (3) 「り災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておく。

3 被災に関する証明書の発行

被災に対する証明書の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なく証明書を交付する。そのため、速やかに、り災証明書等の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法について習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。

(1) り災証明書、被災届出書

町本部（税務班）は、「り災証明書交付申請書（様式39号）」又は「被災届出書（様式40号）」の申請者に対し、「り災証明書（様式39号の2）」又は「被災届出書（様式40号）」を交付するものとする。証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

ア 「り災証明書」は、住宅（居住あり）を対象として発行する。

「被災届出書」は、住宅以外（納屋、車庫、空き家等）を対象として発行する。

- イ 「り災証明書」及び「被災届出書」は、り災証明受付簿（様式39号の4）を整備し発行する。
- ウ り災証明書は、可能な限り救助用物資支給前に発行し、物資支給時には、「り災証明書」の掲示を
求めるようにする。
- エ 申請者が代理人の場合は、委任状（様式39号の3）と共に申請を受け付ける。

(2) り災者旅行証明書

町本部（税務班）は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときには、「り災者旅行証明書（様式41号）」を作成し交付する。

4 災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用は、町本部（税務班）が作成し総務班が報告する「住家等一般被害状況等報告書（様式25号）」による被害及び応急対策実施状況に基づき県本部長が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

(1) 適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

- ア 住家の滅失世帯が50世帯以上に達したとき。
 - イ 県地域の滅失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害が25世帯以上に達したとき。
 - ウ 県地域の滅失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町地域内で救助を要する被害が発生したとき。
 - エ 多数の者が災害により生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- (注) 前記被害に達しないときでも災害が隔絶した地域に発生し、災害にかかった者の救助がいちじろしく困難とする特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき等にも適用される。

(2) 被害計算の方法

適用基準である滅失世帯の換算等の方法は、次によるものとする。

- ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、滅失世帯の1/2、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は1/3として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。
したがって、例えば被害家屋は1戸であっても、3世帯が居住していれば、3世帯として計算する。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即して決定する。
- エ 災害の種類については、限定はしない。
したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

5 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 の 区 分
指定避難所の開設及び収容	7 日 以 内	町本部
炊き出し及び食品の給与	7 日 以 内	町本部
飲料水の供給	7 日 以 内	町本部

被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10 日 以 内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
医 療	14 日 以 内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、町本部
助 産 救 助	分べんした日から7日以内	その他＝町本部
学 用 品 の 給 与	教 科 書 1 箇 月 以 内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
災 害 に か か っ た 者 の 救 出	3 日 以 内	町本部
埋 葬 救 助	10 日 以 内	町本部
仮 設 住 宅 の 建 設	着 工 20 日 以 内	町本部
住 宅 応 急 修 理	1 箇 月 以 内	町本部
遺 体 の 捜 索	10 日 以 内	町本部
遺 体 の 処 理	10 日 以 内	町本部
障 害 物 の 除 去	10 日 以 内	町本部

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。
- 2 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、町本部の行う救助活動は災害救助法第30条第1項の規定による知事の町長に対する職権委任に基づくものである。
- 3 救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡をするものとする。ただし、実施に当たって連絡しその指示を得るいとまのないときは、町本部で実施した結果を報告するものとする。
- 4 実施期間は災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

6 町本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町本部は、本計画の定めるところにより、り災者の救出、指定避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産の応急救助を実施する。また、その状況を速やかに県本部健康福祉政策班（県支部総務班経由）に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、町本部単独の救助として処理するものとする。

7 救助実施状況の報告

町本部（福祉班）は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには以下の様式により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。報告事項		様式No.	様 式 名 称	そ の 都 度 報 告	日 報	期 間 指 定 報 告
被害避難所設置	概 況 報 告	25	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中 間 報 告			○		
	確 定 報 告					○2日以内
	開 設 報 告	—	—	○		
	収 容 状 況 報 告	3	救 助 日 報		○	
住宅	閉 鎖 報 告	—	—	○		
	住 宅 対 策 報 告	53	住 宅 総 合 災 害 対 策 報 告 書			○5日以内

	入居該当世帯報告	54	応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着工報告(町委託分)	3	救助日報		○	
	竣工報告(町委託分)	3	救助日報		○	
	入居報告	—	—	○		
	炊出状況報告	3	救助日報		○	
	飲料水供給状況報告	3	救助日報		○	
被災者 支援 生活	世帯構成員別被害報告	51	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支給状況報告	3	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	○		
医療・ 助産	医療班出動要請	—	—	○		
	医療班出動報告	58の2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	3	救助日報		○	
	り災者救出状況報告	3	救助日報		○	
住宅 応急 修理	住宅対策報告	53	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	55	住宅応急修理該当世帯調			○5日以内
	着工報告(町委託分)	3	救助日報		○	
	竣工報告(町委託分)	3	救助日報		○	
学用品 支給	被災教科書報告	3	被災教科書報告書			○5日以内
	学用品支給状況報告	3	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	○		
	埋葬救助状況報告	3	救助日報		○	
	遺体捜索状況報告	3	救助日報		○	
	遺体処理状況報告	3	救助日報		○	
障害物 除去	住宅対策報告	53	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	56	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	3	救助日報		○	
	障害物除去完了報告		—	○		
	輸送、人夫雇上状況報告	3	救助日報		○	
	救助期間、程度、方法、特例申請	—	—			(期間特例) 各救助実施 期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

8 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は、次によるものとする。

- (1) 救助実施記録日計票(様式18号)
- (2) 救助の種目別物資受払状況(様式19号)

第4項 避難計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	災害の状況により避難の指示を実施 県⇨報告 指示の内容 → 避難対象地域、避難時間、避難場所、避難経路、誘導者、避難理由等注意事項
2	避難の周知徹底 町防災行政無線、広報車、信号、口頭等のうち最も適切な方法
3	指定避難所の開設 ⇨ 県に報告（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込等） 大雨・暴風警報発令時 → 第一次避難所開設 避難指示時 → 第一次、第二次避難所開設 (1)避難施設への移送、(2)職員の派遣、(3)世話人の設置とボランティアの協力依頼、(4)資機材の確保、(5)水、食料等物資の確保
4	避難行動要支援者の保護 避難誘導にあたっては避難行動要支援者を優先し、御高町老人憩いの家等に避難行動要支援者専用の区画を設け、収容する。
5	県、他市町村への応援要請 明示事項 → 応援要請の内容及び理由、対象人員、移送方法等

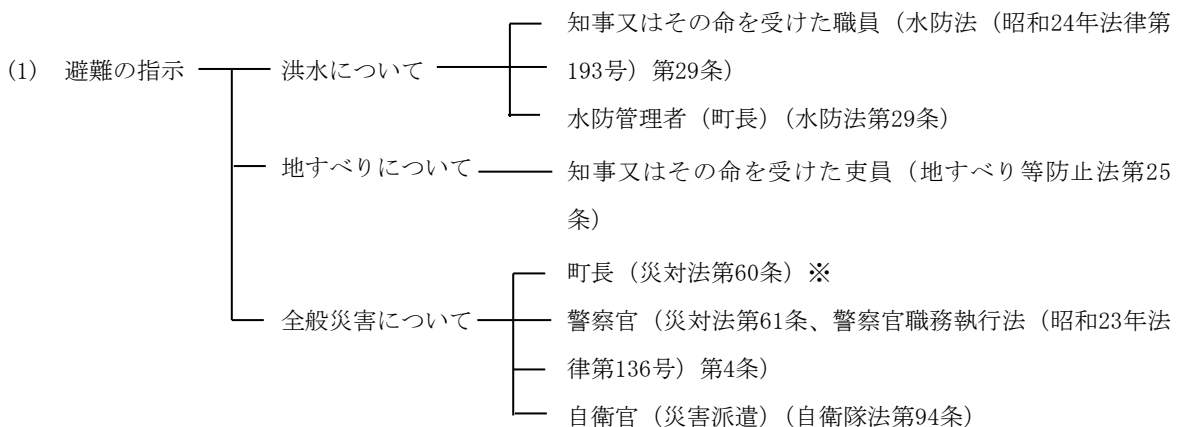
1 計画の方針

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、町長を中心として防災関係者が相互に連携をとり住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

また、避難のための立退きの指示及び誘導並びに指定避難所の開設、収容は、次によるものとする。

2 実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護は、次の者が行う。



(2) 指定避難所の開設、収容——町長

避難の指示から指定避難所への誘導までは、避難の指示者が行い、誘導に際してり災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び指定避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあっては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあっては町独自の応急対策として町

長が実施するものとするが、関係機関と緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。

3 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル、県から提供される水害危険情報図等に基づき、住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

(1) 町長の措置

町長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示を行う。（災対法第60条第1項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第60条第3項）

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、当該町長に代わってその事務を行う。（災対法第60条第5項）

(3) 県知事等の措置

県知事等は、洪水あるいは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(4) 警察官の措置

警察官は、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行う。（災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）

(5) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行う。（自衛隊法第94条第1項）

(6) 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くことを指示する（水防法第29条）

4 避難の実施

避難に関する対策の実施は、次の区分によるそれぞれの機関が行う。

(1) 避難の指示者

ア 町本部長（町長）

(ア) 洪水及び地すべりに伴う避難（総務班、消防部、建設班）

(イ) その他の災害に伴う避難（消防部及び警察署）

ただし、緊急を要する場合等で現地において直接指示を行う必要があるときは、その場所で

活動中の本部職員、消防職員及び消防団員等が直接行う。

イ 県本部及び県支部（県知事又はその命を受けた土木関係職員）

洪水及び地すべりに伴う避難指示

ウ 警察官

全災害についての避難指示

エ 災害派遣中の自衛官

全災害についての避難指示（その場に警察官がいない場合）

(2) 関係機関への通知

町長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知する。

ア 町長の措置

町長→県知事（防災課）

イ 警察官又は自衛官の措置

(7) 災対法に基づく措置

警察官→警察署長→町長→知事（防災課）

(4) 職権に基づく措置

警察官→警察署長→警察本部長→知事（防災課）→町長

(7) 自衛官の措置

自衛官→町長→知事（防災課）

(3) 避難の周知徹底者

町本部における避難の周知徹底は、企画班（広報担当）が各避難の指示者の通知に基づいて行う。ただし、現地において指示を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は、指示者が直接行う。

(4) 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防部が消防職員、警察官と協力して行う。ただし、消防部員が防除活動等のため誘導できないときは、町本部職員等のうちから町本部長が命じた者が当たるものとする。

(5) 指定避難所の開設及び収容

指定避難所の開設及び収容は、福祉班及び学校教育班及び生涯学習班各班が使用する施設の管理者その他関係者の協力を得て行う。

(6) 特定施設（個人）の行う避難

特定の施設あるいは個人が単独で行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うが、多人数を収容する施設等にあつては、平常時からその対策を樹立しておく。

5 指示の発表

(1) 災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるときは、指示者は避難のための立退きの指示を行う。なお、指示に当たっては、次の事項（以下本節において「指示・条件」という。）を明示する。

ア 発令者

イ 発令日時

ウ 避難情報の種類

エ 対象地域・対象者

オ 予想される災害の概要と見通し（避難しなければならない理由）

カ 避難場所、避難経路及び避難誘導者

キ 避難の時期・時間（直ちに、等）

ク 避難にあたっての留意事項

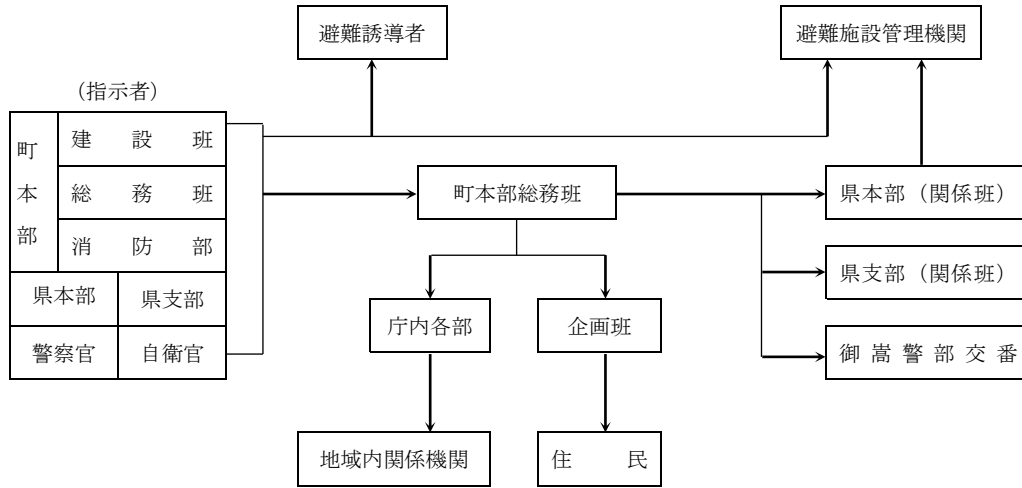
(2) 避難情報の基準は、おおむね次のとおりとする。

種別	発令時の状況	拘束力	住民に求める行動
高齢者等避難	○避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○事態の推移によっては避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかけるもの	○避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、あらかじめ定められた避難場所への避難行動を開始（避難支援者も避難行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○岐阜県及び岐阜地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された状況 ○大雨警報発表後、土砂災害の前兆現象が確認された状況 ○洪水警報発表後、水位周知河川においてはん濫警戒情報が発令された状況	○指示に従わない者に対する直接強制までは行われない。	○未だ避難していない対象住民は、あらかじめ定められた避難場所へ直ちに避難行動を開始
緊急安全確保	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は既に人的被害が発生している状況 ○堤防の隣接地等地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○洪水警報発令後、水位周知河川においてはん濫危険情報が発令された状況	○命の危険があるため、安全確保を呼びかけるもの	○避難情報の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

6 機関相互の連絡

避難の指示者は、指示を行ったときは、直ちに町本部総務班に通知する。なお、関係機関に対する通知（連絡）は、次の系統によって行うが、通知に当たっては、できる限り指示条件あるいは災害の状況等を明示するように努める。



7 避難の周知徹底

総務班は、避難の指示を承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民、その他関係機関に指示の徹底を図る。なお、現地で直接避難の指示をしたときは、指示者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等に徹底を図る。

(1) 周知徹底事項

避難の周知徹底に当たっては、できる限り必要な事項を具体的に示すこととし、避難までに時間的余裕があるとき等にあつては、次の事項のうち特に必要な事項について徹底できる範囲の対策を行う。

- ア 避難の指示者及び避難誘導者（機関）
- イ 避難場所及び経路
- ウ 予想される災害の概要と見通し
- エ 避難に当たっての留意事項

(2) 周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示は、次の方法のうちから最も適切な方法で行うが、特に短時間にその徹底を図るため必要に応じて下記の方法を併用する等十分な対策を講じる。

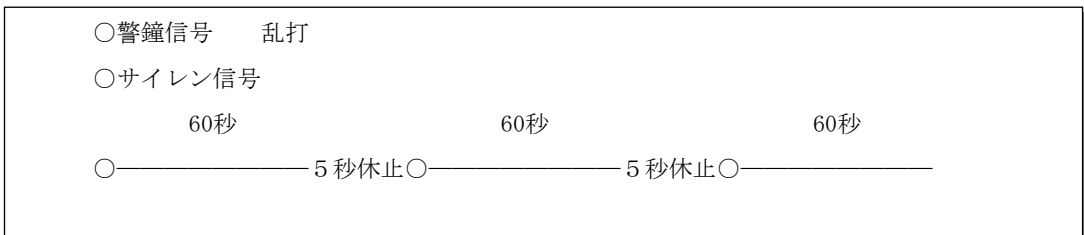
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

- ア 町防災行政無線（同報系）による徹底

町防災行政無線（同報系）によりその地域の徹底に当たる。
- イ 広報車による徹底

町有広報車を当該地域に派遣し、拡声機によりその徹底に当たる。
- ウ 信号による徹底

消防（水防）機関に連絡し、信号により徹底する。使用する信号は、次によるが、信号の発信については、適当な時間継続することとし、必要に応じて警鐘とサイレンを併用する。



エ 口頭による徹底

電話又は伝令により各自治会長等に伝達し、自治会長は自治会の班長等の協力を得て、地域内の各世帯まで大声で呼びかける等その徹底に当たる。

オ インターネット等の活用による徹底

登録制メールや町ホームページ等のインターネットの活用によりその徹底するものとする。

カ 関係機関への伝達

避難の指示地域の次の機関に対しては、一般の伝達徹底のほか直接電話又は伝令をもって徹底するものとする。

各保育園、児童館	福祉班
社会教育施設	生涯学習班
小中学校及び幼稚園	学校教育班

8 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

9 避難の誘導

避難誘導者は、指示者から通知を受け、あるいは本部長から命ぜられたときは、直ちに避難者の誘導に当たるものとするが、避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるとともに、10「避難に当たっての留意事項」の内容に留意する。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない。）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

また、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の現地本部等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

10 避難に当たっての留意事項

(1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- ア 頭に座布団、ヘルメット（保安帽）等をつけること。
- イ 夏季等でも身体の裸出をさけ、できるだけ厚着をすること。
- ウ 夜間は、懐中電灯を携行すること。
- エ ロープ、紐等を携行すること。

(2) 携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最小限度に止め自力で所持でき避難に際して障害にならない程度とすること。

○ 携帯（所持）すべき主なものは、おおむね次のとおりである。

- ア 主食（にぎり飯、パン等）2～3食分程度
- イ 副食（かん詰、漬物等携帯可能なもの）若干
- ウ 飲料水（水筒、携帯ポット等による。）
- エ 貴重品（現金、印鑑等）
- オ 肌着等衣類（雨具のほか気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）
- カ その他（タオル、チリ紙、携帯ラジオ、救急薬品等）

(3) 避難後の戸締り等

避難の際に戸締りを行うことや余裕がある場合は家屋に補強を施す等の指示を行う。

(4) 避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に留意すること。

ア 避難の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、傷病者、身体障がい者、高齢者、幼児等を先にし、一般青壮年男子は後にすること。

イ 集団避難

避難は集団で行い、できるだけ単独行動は避けること。

ウ 誘導者の補助

誘導補助者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等の内から壮健なものが誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり安全を期すこと。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに脱落等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列に当たっては、高齢者や子供は中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

カ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障がい者、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

キ その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

- (7) 台風時にあっては雨風をよけるため家屋の軒下を通るようなことは避け、建物が倒れても下敷にならないようにすること。
 - (イ) 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は、絶対にふれないこと。
 - (ウ) 自動車交通のひんぱんな道路を避難するときは、交通事故の防止に努め必要に応じ警察機関と連絡し避難者の安全を確保すること。
 - (エ) 避難のために家屋等を空けるときの等にあつては、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあつては家財を高い所に移す等）をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じ家族のうち青壮年者が居残る等の対策を講じること。
- (5) 自主防災組織による避難活動
- 自主防災組織は、自ら又は町等の指示、指導により、次のとおり避難活動を実施する。
- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
 - イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
 - ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
 - エ 防火、防犯措置の徹底
 - オ 組織的な避難誘導、指定緊急避難場所又は指定避難所への収容
 - カ 地域内居住者の避難者の把握

11 避難先の安全管理

町及び県警察は、指定緊急避難場所及び指定避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

12 指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施する。

（大雨・暴風警報の発令と同時に第一次指定避難所を開設する。その他の警報発令時は開設を検討する）

(1) 指定避難所の開設場所

町は、災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して指定避難所を開設する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促す。

町及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所の周知

町長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 収容者

指定避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者
- イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者
 - 上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

(4) 避難施設への移送

指定緊急避難場所が野外のため収容保護することが困難なとき等にあつては、集团的に収容保護できる適当な施設へ避難者を移送して保護する。

(5) 野外仮設

避難者を収容する適当な既存施設がないときは、テント等を使用して野外に避難施設を仮設するものとする。

(6) 本部職員の駐在

指定避難所を開設したときは、本部職員を派遣駐在させるものとする。駐在員は、福祉班の指示に従い、指定避難所の管理と収容者の保護に当たり次の事務を処理する。

- ア 避難所設置及び収容状況（様式42号）並びに収容者名簿の記録整備
- イ 救助実施記録日計票（様式18号）を記録整備し、福祉班に報告すること、並びに避難所用施設及び器物借用整理簿（様式43号）、救助の種目別物資受払状況（様式19号）を記録整備すること
- ウ 飲料水、食料、生活必需品等の配分
- エ 指定避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(7) 指定避難所の適切な運営管理

町は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

さらに、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の

視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

町は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。

町は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

町本部は特に以下の事項に留意し、適切な運営管理を行う。

ア 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、指定避難所、住民、自主防災組織等の自主的な運営を基本とし、対応が困難な場合は、他の提携市町村、県支部総務班に連絡及び応援要請すること。

イ 指定避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つつ、特に負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保護を講じること。

ウ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めること。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮すること。

エ 要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮すること。

(8) 指定避難所開設状況の報告

福祉班は、指定避難所を開設したときは、速やかに県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日、「救助日報（様式3号）」により報告する。

なお、報告は、次の事項について電話等によって行う。

総務班は、岐阜県被害情報集約システムに入力する。

ア 開設状況の報告

(ア) 開設日時

(イ) 開設場所及び施設名

(ウ) 収容状況（うち、避難指示による者）（施設別に）

(エ) 開設期間の見込

イ 収容状況の報告

(ア) 収容人員

(イ) 開設期間の見込

ウ 閉鎖報告

閉鎖日時（施設別に）

(9) 世話人の設置

- ア 指定避難所を開設したときは、駐在員を補佐するため避難者のうちから世話人若干名を置く。
- イ 世話人及びボランティアは、駐在員の指示に従って指定避難所の運営に協力する。

(10) 資機材の確保等

避難施設の状態に応じ、収容保護に必要なろうそく、燃料等の確保はまちづくり班が、仮設便所の設置については上下水道班及び住民環境班が行う。

(11) 指定避難所開設の労力

指定避難所の開設その他収容保護に必要な労力は、世話人等収容者の奉仕によるが、不足するときにあつては日本赤十字奉仕団、その他NPO・ボランティア団体の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

(12) 収容期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了する。ただし、開設期間中に、り災者が住居あるいは仮住居を見い出すことができずそのまま継続するときは、その数が少数であれば以降の収容は災害救助法によらず町本部独自の収容として行うものとし、また8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後5日以内に県支部（総務班）を通じて県本部に開設期間の延長を要請する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由
- エ 延長を要する指定避難所名及び収容人員
- オ 延長を要する期間内の収容見込
- カ その他

(13) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

(14) 所要物資の確保

指定避難所開設及び収容保護のための所要物資は、原則として町本部において確保する。ただし、町本部において確保できないときは、県支部（総務班）に指定避難所用物資の確保について連絡し、県本部（健康福祉政策班及び商工政策班等）又は県支部（総務班）に物資の確保及び輸送を要請する。

(15) 施設使用の強制

指定避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、県支部（総務班）を通じ県本部に強制命令の執行を要請するものとし、県本部はこれにより調査・検討をし、その必要を認めるときは公用令書による強制命令を執行する。

(16) 応援の要請

広範かつ大規模な災害のため、御嵩町の地域内において収容保護ができないときは、福祉班は総務班と協議して県支部（総務班）に応援の要請をする。ただし、緊急を要する場合は、県本部（健康福祉政策班）又は近隣市町村、県支部（警察班）に応援の要請をする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 応援を求める内容及び理由

- イ 対象人員
- ウ 移送の方法
- エ その他必要な事項

(17) 福祉避難所の開設

災害により、特に指定した避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者等に対して、第2章第10節「避難対策」に定める福祉避難所に要配慮者用の区画を設置し、町社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て、移送、収容の上、運営する。

13 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む。）の提供

町及び県は、学校等が指定避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、指定避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

応急仮設住宅を提供する必要があるときは、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

14 要配慮者への配慮

町及び県は、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

15 広域避難

(1) 町の役割

町は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。町及び県は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、行政区外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常災害本部等を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

(2) 県の役割

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

県は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。

(3) 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

(4) 関係機関の連携

国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

16 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

17 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第5項 食糧計画

活 動 の ポ イ ン ト
1 災害時の米穀、乾パンの調達
(1) 県に米穀、乾パン等のあっせんを依頼
(2) 副食、燃料等は町において業者から購入
2 炊き出しの実施
(1) 予定施設—集団給食施設、被災をまぬがれた家庭等及び米飯業者への委託
(2) 配分—指定避難所駐在員、自治会等ボランティアの協力を得て実施
(3) 実情により米飯業者等に炊き出しの基準を明示して購入する。
3 災害救助法による基準（本項12参照）

1 計画の方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

災害時における被災者及び災害防護活動者等に対する炊き出し及び食品の給与は、「災害救助法及び国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号農林水産省総合食料局長通知。以下「緊急引渡要領」という。）「災害時における乾パンの取扱要領」（平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知）、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡に関する協定書」、「県民食料備蓄事業実施要綱」、「災害時における精米の供給等の協力に関する協定」（以下「精米供給協定」という。）及び「災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」に基づき、本計画の定めるところによる。

2 実施体制

(1) 実施体制

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、町本部福祉班及び学校教育班が担当するが、食料供給のため必要な原材料及び燃料にあってはまちづくり班が、配布作業にあっては福祉班が、それぞれに分担協力する。なお、小規模災害時において地区単位に実施する炊き出しにあっては、その程度に応じ各自治会単位においてそれぞれに実施する。ただし、町において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町村本部が応援又は協力をして実施する。

災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて町長が実施する。

ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施する。

(2) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 実施場所

炊き出しの実施は、指定避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

4 炊き出しの方法

炊き出しは、町本部が奉仕団等の労力により給食施設等既存の施設を利用して行う。

実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。
- (3) 炊き出し場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、指定避難所に派遣の職員が兼ねて当たる。

5 主食料の一般的確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として町本部において、管内の米穀販売業者から米穀を購入するものとする。

6 主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記5の食糧の一般的確保が困難な状況において主食料の確保は次による。

(1) 食料緊急引渡要請

町本部は、前記5の方法による米穀の確保が困難な場合若しくは政府所有の乾パンの配給を受ける必要がある場合は、県本部（農産園芸課）に所要数量及び引渡希望事項を示して申請書を提出する。

(2) 引渡品目

緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）又は乾パンとする。

(3) 引渡数量

緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	米 穀	乾 パ ン
被災者供給用	精米1人1食当たり 200g	1人1食当たり 115g
	又は 玄米1人1食当たり 220g	
災害救助従事者供給用	精米1人1食当たり 300g	1人1食当たり 115g
	又は 玄米1人1食当たり 330g	

(4) 引渡場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災 害 の 状 況	引 渡 場 所	引 渡 品 目	引 渡 し を 受 け る 者
知事と町長の連絡ができる場合	岐阜地域センター	乾パン	知事又は町長
	岐阜県の指定する場所	米穀（精米）	町長
交通、通信の途絶等のため知事と町長の連絡がつかない場合	東海農政局指定倉庫	米穀（玄米）	町長

(5) 引渡手続

災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

ア 知事と町長の連絡ができる場合

(ア) 米穀（精米）

- a 町長は、知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助食糧（米穀・乾パン）緊急引渡申請書（様式44号）を1部提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。
- b 知事は、町長の申請に基づき東海農政局岐阜地域センター長と協議のうえ、引渡数量を決定し、米穀卸業者の所在地と町との距離、農林水産省指定倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀卸業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給者」という。）を選定し、災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式46号）により精米の供給の要請を行う。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。
この際知事は、供給業者以外の米穀卸売業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制をとるよう要請する。
- c 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、町長へ引渡しを行う。
- d 町長は、精米の引渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助食糧（精米）受領書（様式44の2号）を1部提出する。
- e 町長へ引渡しを行った供給業者は、災害救助用食糧（食糧）引渡報告書（様式45号）に災害救助食糧（精米）受領書の写しを添えて、速やかに知事に1部提出する。

(イ) 乾パン

- a 町長は、知事に災害用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助食糧（米穀・乾パン）緊急引渡申請書（様式44号）を1部提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕のないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。
- b 知事は、町長の申請に基づき引渡数量を決定し東海農政局岐阜地域センター長に対し、緊急引渡要領第3に準じ乾パンの引渡しを要請する。
- c 知事は、東海農政局岐阜地域センター長の指示に従い、乾パンを町に引き渡す。
- d 町長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助食糧（乾パン）受領書（様式44の3号）を1部提出する。

イ 交通、通信の途絶等のため知事と町長の連絡がつかない場合

（町長がアの規定による災害救助用食料の引渡しを受けることができない場合）

- (ア) 町長は、東海農政局岐阜地域センター長（センター長に連絡のとれないときは、当該総合食料局指定倉庫等の保管指導担当者である地域センター職員（以下「所長等」という。）に対し、災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式46号）を提出し災害救助用米穀受領書（様式46の2号）と引換えに農林水産省指定倉庫において米穀を受領する。ただし、所長等に対して連絡のとれないときは、農林水産省指定倉庫の責任者に対して、直接、前記の手続きを行うことができる。
- (イ) 町長は、農林水産省指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式46の3号）を提出する。

(6) 買受手続等

知事は、町長が(5)のアの(ア)により災害救助用食料を受領したときは精米供給協定第3条の規定に基づ

き価格の決定を(5)のアの(イ)、又は(5)のイによる引渡手続きにより災害救助用食料を受領したときは、緊急引渡要領第4及び第5の規定に基づき買受手続きを、速やかに行う。

(7) 代金納付

買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。

ア 町長は、県が発する納付書により指定する期日までに県金庫に払い込むものとする。

イ 知事は、災害救助用食料を町長が受領したその日から起算して30日以内に東海農政局岐阜地域センター長に、精米供給協定に基づく請求のあったときから起算して30日以内に供給業者に、それぞれ納付する。

7 副食等の確保

副食及び副食の原材料並びに炊き出しのため必要な燃料等の確保は、福祉班の要請に基づいてまちづくり班が購入する。ただし、災害の規模その他により町内において確保することができないときは、県支部総務班又は隣接市町村確保輸送し、あるいは確保のあつせんをする。また、必要に応じて町は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

8 配分

炊き出し品その他食品の給与は、次による。

(1) 引継ぎ

連絡責任者は、炊き出し品の配分条件を示して、次の者に引き継ぐ。

ア 指定避難所施設にあつては、指定避難所駐在員、避難者による自治組織役員及びボランティア

イ 災害応急対策従事者にあつては、その部隊（団体）の指揮者

ウ 分散収容されているり災者にあつては、その地区の奉仕団役員（自治会長又は民生委員）

(2) 配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するものとするが、災害救助法に基づく炊き出し品の配分は、次による。

ア 指定避難所における配分は、駐在員が世話人及びボランティアの協力を得て各世帯別に配分する。

イ この場合は、その状況を収容者名簿に記録する。

ウ 分散収容者に対する配分に当たっては、配分責任者は、名簿（収容者名簿に準ずる。）を作成し、これに配分の状況を記録する。

エ 前記の記録は救助終了後、町本部福祉班に引き継ぐ。

9 食品衛生

町本部は、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給すること。

(2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。

(3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

(4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。

(5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い保管にも注意すること。

(6) 炊き出し施設は、給食センター又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

(7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ要員を

固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。

- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。
- (10) 臨時に仮設便所を設置するような場合にあっては、湿地、排水の悪い場所、じんあい及び汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

10 炊き出し労力

炊き出しに関連した作業に必要な労力は、奉仕団及びボランティアによるものとする。

11 応援の要請

町域内において炊き出し等食品の供給ができないとき、または物資の確保ができないとき、福祉班及び学校教育班は、総務班と協議し、県支部総務班に次の条件を明示し、応援の要請をする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接に近隣市町村に応援の要請をする。

(1) 炊き出しの要請

炊き出し食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項

(2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

12 災害救助法による基準

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は次のとおりである。

(1) 対象者

ア 炊き出し

炊き出しは、次の者に対して行う。

(イ) 指定避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

(注) 1 床下浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき指定避難所に収容した者は対象とする。

2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、町本部による救助の対象とする。

イ 食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象とならない。）に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、町本部は期間内に県支部総務班を経由して、県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。期間延長の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の期間
- (イ) 延長を要する地域及び対象人員
- (ウ) 延長を要する理由
- (エ) その他

イ 食品の給与

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない。

(注) 「り災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。

(3) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

- (注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含まれない。
- 2 費用の基準は、1人1日分であって、1食分については、1日の費用の3分の1としなければならない。
- 3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。
- 4 り災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は3日分以内とする。

(4) 費用の範囲種別

支出できる費用は、次の範囲とする。

ア 主食費

- (ア) 販売業者から購入した主食代（小売価格）
- (イ) 知事が岐阜農政事務所から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）
- (ウ) 配給食料のほか一般食料品店等から購入したパン、うどん、乳児用ミルク等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限はない。

ウ 燃料費

品目、数量については制限はない。

エ 雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体からの借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

オ その他

人夫費、輸送費は、特別の場合を除き原則として認められない。

(5) その他事務手続

町本部（福祉班及び学校教育班）は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊き出しの状況を報告する。

ア 作成記録

- 救助実施記録日計票（様式18号）
- 炊き出し給与状況（様式47号）
- 救助の種目別物資受払状況（様式19号）
- 炊き出し協力者、奉仕者名簿（様式48号）

イ 炊き出し状況報告

炊き出しの実施状況は、毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）報告する。報告は電話等によるものとし、「救助日報（様式3号）」による。

13 その他

- (1) 災害救助法により災者の炊き出しは、特別の場合を除いて7日間以内とされるので、8日以降は、自力で炊事ができるように物資の配分その他について配慮する。
- (2) 災害救助法による以外の炊き出し等に当たっては、災害救助の基準等を参考にして町本部において計画し実施する。なお、防護活動者に対する米の炊き出し量は1食300gとして実施する。

第6項 給水計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	水道施設の被害調査と応急復旧の実施
2	給水箇所 ⇨ 指定避難所、炊き出し場所、病院、社会福祉施設、断水地域
3	給水方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ容器・給水タンクによる運搬給水（応援要請） ・臨時給水栓の設置 ・県、他市町村等に応援要請
4	給水量 <ul style="list-style-type: none"> 1人1日3リットルを目安とする。
5	災害救助法による基準（本項10参照）

1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

災害救助法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。

2 実施体制

(1) 実施主体

給水の実施主体は、町であり、県はこれを応援する。

飲料水の供給は、上下水道班が担当し、災害救助による給水は、福祉班と上下水道班が連絡を保って実施し、その他の場合の給水は、上下水道班において直接実施する。

ただし、町本部において自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。

他には、隣接市町村本部が応援又は協力して実施する。

なお、災害救助法による給水については、県本部健康福祉政策班が担当し、県支部保健班、県本部薬務水道班の協力を得て実施する。

(2) 給水活動における配慮

町は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

3 取水方法

町は、取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保する。

4 給水の目安

- ・給水量：おおむね1人1日3リットル
- ・給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間
(震災時においては7～15日程度)

5 給水の方法

(1) 飲料水の供給は、地上式消火栓等適当な水源からポリ容器（20リットル入）により輸送し配分するものとするが、不足する場合は調達し、また自動車等が利用できないときは、適当な容器を使うなど、臨機に対応し、奉仕労力によって輸送配分する。

給水は公平に行うものであるが、医療機関や指定避難所等を優先的に行うよう配慮する。

飲料水の配分は、各世帯のバケツ等に注水するが、炊き出し場所や指定避難所には貯水槽、ポリ容器等を備え付けできるだけ十分に供給する。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曽川水系緊急水利調整協議会と緊密な連絡をとり実施する。なお、木曽川水系以外の水系についても、木曽川水系に準じて実施する。

輸送に必要な一般の自動車、舟艇は契約管財班に連絡して確保する。

(2) 給水拠点を含め、給水拠点における水の確保の方法を定める。このとき、給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮する。

(3) 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法を定める。

(4) 必要となる資機材の確保の方法を定める。

(5) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。

6 自衛隊による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないとき、町は本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

7 給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、次の順序で行う。

- (1) 指定避難所及び炊き出し場所
- (2) 病院（手術、入院施設のあるものを優先する。）
- (3) 社会福祉施設
- (4) 断水地域の住民、施設

8 応援要請

町本部において飲料水の供給ができないときは、岐阜県水道災害相互応援協定、その他の規定に定めるところにより、上下水道班は総務班と協議し、県支部保健班に応援等の要請をする。

応援要請に際し示すべき事項

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水場所
- 4 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

9 水道の対策

上下水道班は、災害による水道事故に対処するため、緊急時の対応方針をあらかじめ定めておくものとする。対処方針は、主として次の事項について定める。

- (1) 災害時の連絡体制
- (2) 被災状況の確認、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等
- (3) 「5 給水の方法」に定める応急給水の方法
- (4) 必要な復旧用及び給水用資機材の備蓄、手配等の方法
- (5) 水道水等の衛生確保の方法

10 災害救助法による基準

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対して行う。ただし、本救助は他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは本救助の対象とはしない。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要のなくなったときはその日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、町本部及び上下水道班は、期限内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に次の事項を明示して期間延長の申請をする。

- ア 延長を要する期間
- イ 延長を要する地域及び対象人員
- ウ 延長を要する理由

(3) 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

- (ア) 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等をいう。
- (イ) 器具とは、バケツ、樽、瓶、水のう等をいう。

イ 浄水用薬品及び資材費

- (ア) 薬品とは次亜塩素酸ナトリウム（カルキ）等をいう。
- (イ) 資材とはろ水に必要なネル、布、ガーゼ等をいう。

ウ 飲料水の輸送費及び供給のための賃金職員等雇上げ費

エ 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するのに必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

町本部は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに飲料水の供給状況を報告する。

ア 作成記録

救助実施記録日計票（様式18号）

飲料水の供給簿（様式49号）

救助の種目別物資受払状況（様式19号）

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日県支部総務班経由県本部健康福祉政策班に給水地区、対象人員、供給水量、供給方法等を報告する。報告は、電話等によるものとし、報告は「救助日報（様式3号）」によって行う。

御嵩町管工事組合一覧

名 称	所 在 地	自 治 会	電 話
(有) 田 口 プ ロ パ ン	御嵩1376番地	昭 和 町	67-0271
(有) 三 嶋 設 備 工 業 所	中2229番地3	南 町	67-0125
河 村 電 機	顔戸387番地2	顔 戸 南	67-0246
土 屋 管 工 設 備	伏見928番地	西 本 町	67-0516
大 東 商 店	中切1115番地	平	67-0402
大 朽 工 業	伏見722番地4	伏 見 台	67-6516

第7項 生活必需品供給活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	物資の確保 小売業者、商工会等に供給を依頼
2	生活必需物資の供給
(1)	物資集積場所 ⇨ 御嵩町防災コミュニティセンター 配分場所 ⇨ 被害の少ない公共施設
(2)	上記場所が被災した場合 ⇨ 代替場所を指定
(3)	物資配分の流れの周知（本項5参照）
3	災害救助法による基準（本項9参照）

1 計画の方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、町が町計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、町が実施する。ただし、町は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、町における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、町に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

3 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭等）

4 物資の確保

(1) 備蓄品の放出

本町においては、防災倉庫内に毛布、懐中電灯等の備蓄を行っており、災害初期には備蓄品の放出を行う。

(2) 町内業者等からの調達

まちづくり班は、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行う。

(3) 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、福祉班の要請に基づき、まちづくり班が行い、指示条件に従って町地域内あるいは隣接市町村において購入確保する。

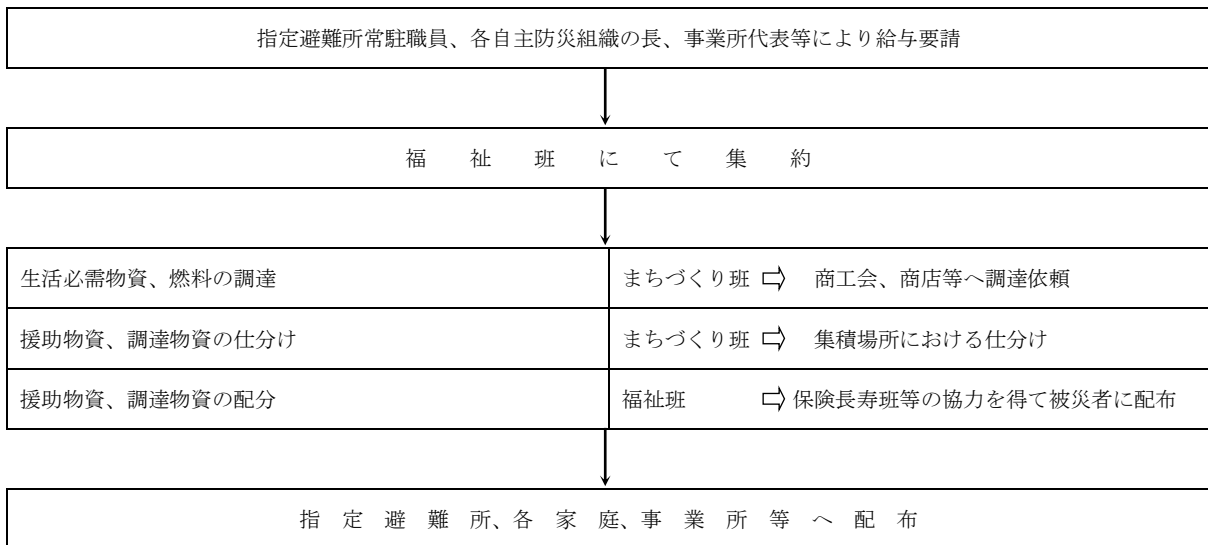
5 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係班以外の班の応援を行うほか、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。また、災害救助法が適用された場合の物資の調達は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次により行う。

また、生活必需品の調達及び輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。



6 物資の集積及び配分場所

災害時における物資の集積及び配分場所は、第2章第8節5「物資の集積場所」の定めるところによる。

7 物資の割当

物資の割当では、町本部が次の方法で行う。

(1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳（様式50号）」により、滅失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

(2) 割当の基準

物資の世帯別の割当では、災害救助法に基づく応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」による。ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準によるものとする。

(3) 注意事項

物資の割当では、次の事項に注意して行う。

ア 割当ての基準（県本部長が指示したときはその指示）を変更してはならないこと。（余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。）

イ 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定されるものは除かれること。

ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれること。

エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡した上割り当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

8 物資の保管

町本部は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をする。なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合残余物資の生ずるように輸送される。）、町本部は厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）する。

災害発生時に緊急物資を迅速に指定避難所まで届ける手段として、町は、県と連携して、御嵩町防災コミュニティセンターに一時集積配分拠点施設を設置する。

一時集積配分拠点施設については、道路の交通混乱を避け、被災地内の指定避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点としての役割を果たし、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して活用する。取り扱い物資については、食料、医薬品、生活必需品等の被災者支援のために緊急に必要なとされる物資とする。

一時集積配分拠点における業務は次のとおりとする。

- (1) 一時集積及び分類
- (2) 指定避難所等の物資需要情報の集約
- (3) 配送先別の仕分け
- (4) 小型車両への積み替え、発送

9 災害救助法による基準

(1) 対象者

ア 住家が滅失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。）並びに床上浸水した世帯（床上浸水には、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯

ウ 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態に

ある世帯

(2) 世帯構成の調査報告

町本部は、「住家等一般被害調査表（様式25の2号）」による調査を終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況（様式51号）」を作成し、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、本報告に当たっては緊急を要するので文書の提出に先立って電話によって行う。

(3) 物資の支給の基準額

支給する物資は、り災者が一時的に急場をしのごとができる程度のものとし、応急救助業務計画の基準の範囲内において、物資を現物により支給する。

(4) 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、期限内に支給することができないと認めるときは、町本部は、期間内に速やかに県支部総務班を経由し、県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。県本部健康福祉政策班は、要請を受け、あるいは県本部における確保輸送が不可能なときは、速やかに厚生労働大臣に期間延長の申請をし、その承認を待って必要最小限度の期間を延長することができる。

ア 延長する期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由

エ 延長を要する地域ごとの世帯数

(5) 物資の輸送

物資の輸送は、県本部健康福祉政策班が、直接町本部まで行うものとする。ただし、県本部長が確保場所まで引取りを指示したときは、町本部が、その場所で引継ぎを受け輸送する。

ア 輸送に当たっての荷造りは、市町村ごとに行い授受を便利にすること。

イ 県内の輸送は、原則として自動車輸送とすること。

ウ 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し輸送の的確を期すること。

エ 引継に当たっては、「救助用物資引継書（様式15号）」を作成し、授受の関係を明確に記録しておくこと。

(6) その他事務手続

町本部は、物資支給についての責任者を定め、さらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、適確な配分を期するとともに物資の保管及び配分の状況を「救助日報（様式3号）」により毎日県支部総務班を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

ア 救助用物資引継書（様式15号）

イ 救助用物資割当台帳（様式50号）

ウ 救助実施記録日計票（様式18号）

エ 物資の給与状況（様式52号）

オ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第8項 要配慮者対策

1 方針

災害時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者、特に避難行動要支援者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

2 在宅の要配慮者対策

町及び県は、要配慮者を支援するため、できるだけきめ細やかな対策を講ずる。

- (1) 要配慮者が必要とする支援内容の把握（時系列で）
- (2) 要配慮者のニーズに応じた救援、救護
 - ア 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
 - イ 要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
 - ウ ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣
 - エ 情報提供
 - オ 人工透析及び難病患者等への医療の確保など
- (3) 指定避難所での要配慮者への配慮
- (4) 要配慮者向け相談所の開設
- (5) 二次指定避難所としての社会福祉施設の活用検討
- (6) 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

3 町の対策

- (1) 町は、要配慮者であって、特に避難行動要支援者名簿に掲載されている者について地図等を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

また、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効率的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

- (2) 避難行動要支援者を発見した場合は、
 - ア 指定避難所への移動
 - イ 施設緊急入所等の緊急措置
 - ウ 居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

4 避難支援等関係者の連携

町は、避難支援等関係者と連携して、予め定めた避難計画に従い、自主防災組織が避難行動要支援者とともに避難するよう配慮する。

5 自主防災組織等の対策

自主防災組織等は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、予め定めた避難計画に従い、避難行動要支援者班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

6 社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、予め定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育園にあつては、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、障がい者支援施設等の通所施設についても、保育園に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町本部、県支部総務班に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町本部、県支部総務班に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できない時は、不足が予想される物資の内容や程度について町本部、県支部総務班に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（二次指定避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等支援の必要性の高い者を優先する。

7 災害時における要保護児童対策

町は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

- (1) 指定避難所の管理者・リーダーを通じ、指定避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について児童相談センターに対し通報がなされるようにする。
- (2) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、町は保育園に入園させ保育するものとする。

8 外国人対策

- (1) 各種通訳の実施

通訳が必要となる場合町は、通訳ボランティアの派遣を県に要請する。

- (2) 正確な情報の伝達

町及び県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、指定避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第9項 帰宅困難者対策

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、指定避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 住民、事業所等の啓発

町及び県は、町の区域において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

3 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、指定避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

4 徒歩帰宅困難者への情報提供

町及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第10項 応急住宅対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	用地の選定 (1)公共用地を優先、(2)飲料水等の入手、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮
2	建設資機材及び業者の確保
3	要配慮者の優先入居等に配慮
4	災害救助法が適用された場合又は町のみでは行うことが困難な場合は、県支部総務班に応援を要請

1 計画の方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本章第6節第4項「避難計画」の定める指定避難所の開設及び収容によるものとする。

2 実施担当者

町本部における住宅の対策は、次の区分で分担するものとする。

(1) 応急住宅対策

建設班が関係部と協議して行う。

(2) 仮設住宅の建設

建設班が行う。ただし、町本部において仮設住宅を建設する場合にあつては、建設班の要請によりまちづくり班が協力する。

(3) 住宅の応急修理

建設班が行う。ただし、町本部において修理を行う場合にあつては、建設班の要請によりまちづくり班が協力する。

(4) 障害物の除去

消防部が行うが、団員が不足する時は、他班、奉仕労力の応援を得て、防疫、清掃と併せ一括実施する。

3 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなったり災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 象 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設	り災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既 存 建 物 の 改 造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災 害 復 興 住 宅 融 資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
地 す べ り 等 関 連 住 宅 融 資			

住宅の修繕	4 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による仮設住宅建設供与		生活能力が低い世帯のため町が仮設の住宅を建設する。
	1 自費修繕		り災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
(2)その他公費融資		生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。	
3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のため市町村が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1 自費除去		り災者が自力(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち3の融資、4の建設及び5の供与は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

4 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。町及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施する。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

5 住宅対策等の調査報告

建設班は、関係各班と協力して、次の方法により総合及び各種対策を講ずる。

(1) 住宅復興方針の決定

住宅復興及び住宅に関する応急対策の基本方針は、総合的な災害復興計画の中で審議する必要があるため、町の本部員会議に諮って決定する。

(2) 希望調査

り災者に対し住宅に関する諸制度及びその内容を徹底するため、建設班は住宅対策の種別及びその概略を伝える説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するとともに各制度別の希望世帯をとりまとめる。

- ア 公営住宅入居希望者
- イ 国庫資金借入希望者
- ウ 生活融資資金借入希望者
- エ 母子福祉資金借入希望者
- オ 寡婦福祉資金借入希望者
- カ 社会福祉施設入居希望者
- キ 仮設住居入居対象者
- ク 住宅応急修理対象者
- ケ 障害物除去対象者

(3) 調査の留意点

調査に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- ア 制度種別が極めて多くかつその内容がそれぞれ相当に異なるので、り災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。
- イ 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。
- ウ 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- エ 各制度種別のうち次の制度間については、重複して差し支えないこと。
 - (ア) 応急仮設住宅と各種公営住宅
 - (イ) 応急仮設住宅と各種資金融資
 - (ウ) 住宅の応急修理と各種資金融資
 - (エ) 障害物の除去と各種資金融資
- オ 各制度別の調査方法は、本計画及び県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによること。

(4) 仮設住宅建設予定世帯等の選定

建設班は、仮設住宅の建設及び住宅の応急修理並びに障害物の除去を希望する世帯をとりまとめ、該当地域の民生委員及び自治会長の意見を参考にして、その予定者を選定し順位を決めるものとする。

(5) 対策の決定

住宅対策のうち特に次の対策は、本部員会議に諮って決定するものとするが、災害復興住宅建設補修資金の債務保証については、町議会の議決を得るものとする。

- ア 総合住宅対策の樹立
- イ 応急仮設住宅建設予定世帯の選定
- ウ 住宅応急修理予定世帯の選定
- エ 障害物除去予定世帯の選定
- オ 公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定
- カ 災害復興住宅建設補修資金の債務保証の可否

(6) 報告

建設班は、住宅対策が決定したときは、「住宅総合災害対策報告書（様式53号）」により県支部総務班を経由して、県本部健康福祉政策班に報告するものとする。報告は、災害発生後5日以内に行うものとする。

6 応急仮設住宅の建設及び入居

町は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、町において決定するものとする。

なお、町及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。

建設及び入居等については、次の方法による。

(1) 実施者

仮設住宅の建設は、町本部が直接又は建設業者に請負わせて実施する。ただし、町本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施する。

ア 町本部は、県支部総務班に仮設住宅建設の応援を要請する。

イ 町本部は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調（様式54号）」に略図（適宜No等を付し、入居該当者調と対照できるようにする。）を添えて県支部総務班に提出するものとする。敷地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる公共地等から優先して選ぶものとする。

なお、選定した敷地については、契約期間3箇月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して保管し、その「写し」を県本部健康福祉政策班に提出する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、前記「応急仮設住宅入居該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

ア 住家が滅失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 生活程度が低く、自己の資力では、住宅を確保することができない世帯であること。

選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聴き生活能力が低く、かつ、住宅に必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠も選定しておくものとする。

(3) 建設基準

ア 面積の程度 29.7㎡以内

イ 費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等を含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年岐阜県規則第67号）（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

ウ 必要に応じ、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

（注） 面積に応じ建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、町本部は県本部健康福祉政策班に連絡する。

(4) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。なお、20日以内に着工できないときは、県本部健康福祉政策班に、その理由を付して厚生労働大臣あて着工期間延長の協議をし、その同意を得て必要最少限度の期間を延長する。申請に当たっては次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの設置戸数
- オ その他

(5) 建設資材及び用地の確保

ア 建設資材

建設のための資材は、原則として請負業者が確保するが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県本部（商工労働部及び林政部その他の機関）が確保についてのあっせんを行い又は確保して資材を供給するものとする。

イ 用地

町は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性を配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

(6) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性や子どもの参画を推進し、女性や子どもを始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

ア 家賃及び維持管理

- (ア) 家賃は、無料とする。
- (イ) 維持補修は、入居者において負担する。
- (ウ) 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
- (エ) 維持補修に当たって原形が変更される場合は、町に届出て実施するものとする。町長は、承認に当たっては県の意見に従って承認するものとする。

イ 入居台帳の作成

町本部は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは「応急仮設住宅入居者台帳（様式54の2号）」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておくものとする。なお、町本部は、前記入居者台帳を作成したときは、その写しを県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出する。

ウ 貸与期間その他

町本部は、り災者を応急仮設住宅へ入居させるに当たっては、応急仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等も指示し、「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式54の3号）」を徴する。

(7) 着工及び竣工届

町本部は、着工報告及び竣工報告（写真添付）を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出する。

(8) 備付帳簿等

応急仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し、警備保管しておく。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳（様式54の2号）及び災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式54の3号）
- イ 応急仮設住宅入居該当世帯調（様式54号）及び入居該当者選考関係書類
- ウ 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類
- エ 救助実施記録日計票（様式18号）
- オ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

7 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

8 住宅の応急修繕

災害により住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、災害救助法により住宅の応急処理を行う。

修繕は、次の方法による。

(1) 実施者

住宅の応急修繕は、町本部が行うものとする。

(2) 修繕対象世帯の選定

町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから修繕予定者を選定し、「住宅応急修理該当世帯調（様式55号）」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策に報告する。

ア 災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、住宅の応急修繕を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聴き、生活機能が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(注) 住宅の修繕については、借家は家主が、社宅、寮については会社が、公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主に修繕能力がなく、かつ、借家人にも修繕能力がないような場合は本救助の対象とする。

(3) 経理基準等

住宅の修繕箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修繕箇所

応急修繕は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。すなわち、個々の修繕部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急修繕で、例えば、土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等のいかに問わないものである。

イ 費用の基準

1世帯当たりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

(4) 修繕期間

災害発生の日から3箇月以内とする。ただし、3箇月以内に修理することができないと認められたとき

は、町本部は、県支部総務班に期間延長を要請し、県本部健康福祉政策班は、厚生労働大臣に期間延長の協議をし、その同意を得て必要最少限度の期間を延長するものとする。期間延長の申請に当たっては、次の事項を明記して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間延長を要する地域の応急修理戸数
- オ その他

(5) 修繕資材の確保

住宅修繕のために必要な資材は原則として修繕を請け負った業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、町本部は県支部を経由して県本部に要請し、県本部の商工労働部、林政部その他関係機関において、その確保についてのあっせんを行い又は確保して資材を供給するものとする。

(6) その他

町本部は、修繕についての着工報告及び竣工報告を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

(7) 備付帳簿等

住宅の応急修繕に関し、次の帳簿類を作成し、警備保管しておくものとする。

- ア 住宅応急修理該当世帯調（様式55号）
- イ 住宅応急修理記録簿（様式55の2号）
- ウ 修理請負契約関係書類
- エ 住宅応急修理該当者選考関係書類
- オ 救助実施記録日計票（様式18号）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

9 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して災害救助法により次の方法で除去するものとする。

(1) 実施者

障害物の除去は、町本部が奉仕労力又は人夫を雇い上げ、機械器具を借り上げて直接実施し又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、町本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施する。

ア 町本部は、県支部総務班に障害物除去の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては相互応援協定に基づき、隣接市町村本部に直接応援の要請をする。

イ 応援の要請を受けた県支部総務班は、管内の隣接する市町村本部に応援の連絡調整をし、又は県支部において直接実施（業務請負を含む。）する。

ウ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (7) 応援を要する地域（作業場所）
 - (4) 障害物の除去を要する戸数及び状況
 - (7) 応援を求める内訳（人員、機械、器具）
 - (エ) 応援を求める期間
 - (オ) その他
- (2) 除去対象世帯の選定
- 町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調（様式56号）」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。
- ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に選ばれ日常生活に著しい障害を示している世帯であること。
 - イ 生活程度が低く自己の資力では、障害物を除去することのできない世帯であること。
 - ウ 老人世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で自力で除去することができない世帯であること。対象世帯の選定にあたっては、民生委員その他関係機関の意見を聴き、能力が低く、かつ、除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておくものとする。
- (3) 除去する基準等
- 障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は、一世帯あたりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し本章第6節第19項「環境衛生・廃棄物処理」に準じて実施する。
- (4) 除去する期間
- 障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは期間内に町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長を要請する。県本部健康福祉政策班は、要請を受けその必要を認めるときは厚生労働大臣に期間延長の申請をし、その承認を受けて必要最少限度の期間を延長する。期間延長の協議、同意に当たっては次の事項を明示して行う。
- ア 延長を要する期間
 - イ 期間の延長を要する地域
 - ウ 期間の延長を要する理由
 - エ 期間の延長を要する地域ごとの戸数
 - オ その他
- (5) 報告事務手続
- 町本部は、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日「救助日報（様式3号）」により県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するとともに次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア 障害物除去該当世帯調（様式56号）
- イ 障害物除去記録簿（様式56の2号）
- ウ 除去工事その他関係書類
- エ 障害物除去対象生態選考関係書類
- オ 救助実施記録日計票（様式18号）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

10 低所得世帯数に対する住宅融資

町及び県は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資する。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

各資金の貸付条件等は、本章第6節第14項「災害援護資金等貸与計画」の定めるところによる。

11 生活保護法による家屋修理

町及び県は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

(1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

12 社会福祉施設への入所

町は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。

町及び県は、被災者の避難状況等をかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

13 適切な管理のなされていない空家等の措置

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

14 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第11項 医療・救護計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	医療・助産の実施
(1)	現地救護所の開設 ⇨ 医療班の現地派遣
(2)	医療機関による実施 ⇨ 福祉事務所長の医療券の交付による診療
2	移送・収容
(1)	自動車 ⇨ 総務班へ要請
(2)	ヘリコプター ⇨ 県、自衛隊へ出動要請
3	県、他市町村への応援要請（明示事項）
(1)	医療班の派遣要請 ⇨ 救助実施場所、救助対象者及び医療機関の状況、実施方法及び程度等
(2)	医薬品、衛生材料 ⇨ 品名及び数量、送付場所、送付期限等
(3)	重傷病患者の移送救助要請 ⇨ 患者数及び傷病程度、希望施設名、移送の時期及び方法等
4	災害救助法による基準（本項9参照）
5	町内医療機関
	本節末に定めるとおり

1 計画の方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

2 実施責任者

災害時において平常時の医療が不可能又は困難となったときの医療及び助産は、災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町長（知事の補助執行者としての町長をいう。以下本節において同じ。）が、また同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として町長が実施するものとする。ただし、町本部限りで実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部、県本部あるいは日本赤十字社及び岐阜県医師会その他がそれぞれの医療班を派遣する等の方法によって実施する。

町においては、具体的には福祉班が担当する。

（注） 災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

3 医療班の編成

被災現場等における応急医療等の実施のため、可児医師会及び可児歯科医師会との協定により、福祉班は現地に出動を要請するものとする。

4 県等における医療班の編成

県及び日本赤十字社等においては、医療班を編成し、出動する。

5 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者に対して実施するものとする。

(1) 医療救助

- ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず災害のため医療の途を失った者
- イ 災害時における異状な状況のストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的な配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産も含む。）

6 実施の方法

医療の実施は災害の条件によって一定できないが、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 町の医療救護活動

町は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請するものとする。

(2) 医療救護班の派遣による方法

被災現地において医療の必要があるときは、福祉班は、医療救護班を現地に派遣して実施する。

医療救護班は、現地（指定避難所又は災害現地）の近くの適当な施設を利用して診療に当たるものとするが、適当な施設がない場合にあっては天幕等により野外に現地救護所を開設する。なお、医療救護班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは、県支部保健班に派遣を要請する。

(3) 医療機関による方法

被災地又は隣接地域の医療機関（医療施設）によって救助することが適当なときは、福祉班は、医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施する。この場合、患者は医療機関に医療券を提示して診療を受ける。

(注) 1 医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含むものとする。

2 医療券は、町長の要請に基づき県事務所長が、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。

なお、町長は県事務所長に医療券の発行を要請するいとまのないときは、連絡票（診察依頼書）を発行し、「災害」と朱書して直接救助対象者に交付するとともに、その旨を県事務所に連絡するものとする。

(4) 医療等関係機関による方法

ア 日本赤十字社岐阜県支部

県の要請に基づき、医療救護班を派遣し、救護活動を行う。医療救護班の業務内容は、災害救助法による救助委託協定書の定めるところによるものとする。

イ 岐阜県医師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、日本医師会が派遣するJMA Tの調整を行う。

ウ 岐阜県病院協会

医療救護班等の派遣に協力する。

エ 岐阜県歯科医師会

医療救護班の派遣に協力する

オ 岐阜県精神科病院協会
心のケアチームの派遣に協力する。

カ 岐阜県薬剤師会
医療救護班の派遣に協力するとともに、救護所、指定避難所等への薬剤師の派遣に協力する。

キ 岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会医薬品、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部
医療資機材の調達に協力する。

(5) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、県との調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

(6) 移送、収容

ア 医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療救護班、医療機関又は発見者は福祉班に通知、協議し、町内医療機関又は近隣市町村の医療機関に搬送、収容するものとする。

イ 消防機関の救急車両が確保できない場合など、患者の移送に当たって自動車等を必要とするときは、移送をしようとする者は、直ちに総務班に対して車両等の確保を要請する。

ウ 道路の損壊等の場合、遠隔地への搬送を必要とする場合、または早急に医療を施さなければならない場合で、空中輸送を必要とするときは、県支部総務班に県防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

(7) トリアージ実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

町、県は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に係る調整及び活動場所（医療機関、救護所など）の確保は、県が行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

(9) 後方医療活動の要請

ア 広域後方医療活動の要請

町、県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

イ 広域搬送拠点の確保、運用

町及び県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠

点を確保、運営するとともに、町内が被災している場合は医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

なお、町内が被災しなかった場合には、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施する。

7 医薬品、衛生材料等の確保

(1) 基本方針

ア 基本方針

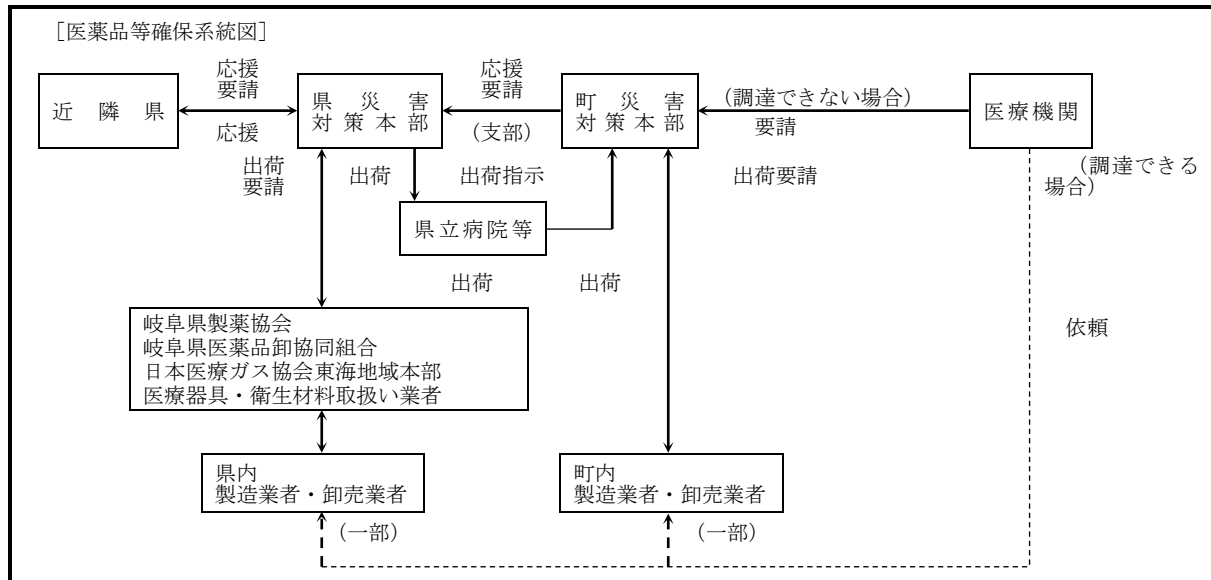
町、県及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。

医療救護班が行う医療及び助産救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療救護班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰り替え使用し、後日それを補てんし、又は代価を支払うものとする。ただし、手持品がなく、又は不足した場合は薬店より調達し、なお確保不可能又は困難なときは、福祉班は県支部保健班に報告し確保する。

イ 医薬品等（血液を除く。）の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき様式57号により調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請する。

具体的な方法は、次のとおりとする。

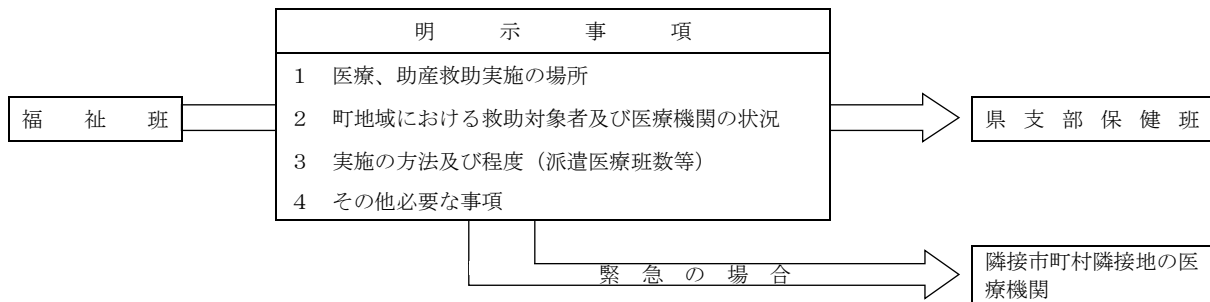


- (注) 1 確保要請等の手順等は8に定める計画に準ずる。
2 医療機関における救助等に当たって医薬品等の確保ができない場合もこの手続に準ずる。

8 応援の要請

福祉班は町本部において医療等救助の実施が不可能又は困難なとき、あるいは医薬品等の確保ができないときは、次の方法によって応援あっせん等の要請をするものとする。

- (1) 福祉班は、県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは隣接市町村の市町村本部又は医療機関に対して応援の要請をするものとする。



- (2) 医薬品、衛生材料確保あつせんの要請は、次の事項を明示して行う。
- ア 品名（規格）数量
 - イ 送付場所
 - ウ 送付期限
 - エ その他必要な事項
- (3) 重傷病患者の他地区病院等へ移送救助を要請する場合は、次の事項を明示して行う。
- ア 患者数及び傷病程度の概要
 - イ 希望施設名
 - ウ 移送の時期、方法
 - エ その他必要な事項

9 災害救助法による基準

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 医療の範囲
- ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (2) 助産の範囲
- ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度のものとする。

(4) 期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内
- イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分べんしたもの）
- ウ 前記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、町本部は県支部保健班（総務班と連絡）、県本部医療整備班経由県本部健康福祉政策班に実施期間延長の要請、連絡をするものとする。
- エ 県本部健康福祉政策班は救助期間を打ち切ることが困難と認めたときは厚生労働大臣（社会・援護局総務課）に対して期間の延長を申請し、その承認を待って延長するものとする。
- オ 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - (ア) 延長を要する期間
 - (イ) 期間延長を要する地域
 - (ウ) 期間延長を要する理由
 - (エ) 救助を要する理由
 - (オ) その他

(5) 費用の基準

- ア 医療救護班の費用
 - (ア) 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う。）
 - (イ) 事務費 医療班員の派遣旅費
- イ 日本赤十字社救護班の費用
 - 要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく。）
- ウ 医療機関による費用
 - 国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）
- エ 助産の費用
 - 産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費、また助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

(6) 費用の請求

医療救護班費用の請求は、様式58号により、また医療機関費用の請求（助産を含む。）は、医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書）に所要事項を記載し、関係機関を経由して県本部健康福祉政策班に提出する。

10 医療機関における対策

町内医療機関においては、次の対策をたてるとともに災害時の応急措置を実施するものとする。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆、毛布等を準備し看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

(2) 応急治療

指定避難所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、町本部等に連絡して適宜の処置を行うものとする。

(3) 転送

施設の被害が甚大なため等により継続診療が長期間見込みがないときは、他の適当な施設に転送するよ

うにするものとする。適当な施設がないときは町本部その他関係機関にそのあっせん等を要請するものとする。

(4) 給食

患者給食は、できる限り収容機関において実施するものとする。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、福祉班等が実施する被災者の炊き出し給付を受ける等応急的な給食を実施するものとする。

(5) 災害救助法患者の切替

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打切となるので保険制度等への切替指導を行うものとする。

(6) 救急病院の責務

救急病院は、常に消防機関と連絡を密にし、被災者（負傷者）の収容診断に万全を期するものとする。

(7) その他

各施設は地域環境その他の条件を考慮して実情に即した対策の樹立と実施に当たるものとする。

11 保険制度等への切替

医療及び助産の救助は、原則的には14日以内で打ち切れ、平常時の医療機構にもどるものとする。従って次の各制度を所管する関係機関は、継続診療を要する者について速やかにこれらの制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努めるものとする。

国民健康保険	町
健康保険	社会保険事務所
日傭労働者健康保険	社会保険事務所
労働者災害保険	労働局
生活保護	県事務所福祉課
児童福祉	施設経営者
身体障害者福祉	県事務所福祉課
戦傷者戦没者遺族援護	県事務所福祉課
未帰還者留守家族支援	県健康福祉政策課
結核予防	中濃保健所
精神衛生	中濃保健所
医療費融資	町社会福祉協議会

12 診療記録

医療班が出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し、福祉班に提出するものとする。

- (1) 医療班出動編成表（様式58の2号）
- (2) 医療救護活動報告書（様式58の3号）
- (3) 医療班医薬品衛生材料使用記録（様式58の4号）
- (4) 病院診療所医療実施状況（様式59号）
- (5) 助産台帳（様式60号）
- (6) 救助実施記録日計票（様式18号）及び救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第12項 救助活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	住民による初期救出
2	救出作業は総務班、消防部及び消防本部が連携して実施
3	救出に必要な資機材 ⇨ 現地等において確保（借上げ）
4	必要により県、自衛隊等への応援要請

1 計画の方針

町及び警察は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

2 実施担当者

町本部における救出は、消防部が当たるものとするが、実施に当たっては消防本部及び警察機関と連絡を密にし相互協力して行うものとする。ただし、町本部において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町村本部に応援を要請する。

3 救出の対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施する。

- (1) 災害のため、次のような生命身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ウ がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
 - エ 登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので町本部が協力する。）
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

4 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあっては、町本部（消防部又はその所属班員）及び消防本部又は警察官に通報しなければならない。

5 救助活動

町及び警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。

6 救出の方法

- (1) 町本部における救出作業は総務班、消防部及び消防本部がその対策をたて、作業は消防部長又はその代

理者が指揮するものとする。

- (2) 救出の具体的な方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）あるいは機械器具等の確保は、次による。

ア 活動組織等

救出作業は消防部員を動員して行うものとするが、不足するときはその場に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とする作業のため技術者を要する場合は、救出指揮者は町本部にその旨連絡し応援を得るものとする。連絡を受けた部は、総務班と協議し、町本部職員あるいは奉仕団員を動員派遣し、若しくは技術者を動員（雇上げ）する。

イ 救出用資機材等

救出に必要な機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するものとするが、確保できないときは、現地指揮者は町本部に連絡し関係各班（自動車等にあつては総務班、建築用資機材にあつては建設班）と協議して確保する。

ウ 県防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により速やかに行う。

7 応援の要請

町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（可茂消防事務組合を含む。）は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

また、緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

8 災害救助法による基準

災害救助法に基づき災者救出の実施基準その他は、次のとおりである。

(1) 費用の範囲

救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 借上費

救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

ウ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため必要な照明用の灯油代金等

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、町本部は、法定の救出期間内に県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。なお、延長の要請に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 延長を要する予定期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由又はその状況
- エ 救出を要する人数

(3) 事務手続

町本部は、救出に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、町本部は救出期間中は、その状況を毎日「救助日報（様式3号）」により、県支部総務班経由県本部健康福祉政策班に電話等によって報告する。

- ア 救助実施記録日計票（様式18号）
- イ り災者救出状況記録簿（様式61号）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第13項 学用品等支給計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	実施事項 (1) り災児童生徒等の調査報告 (2) 教科書等の確保 (3) 学用品等の割当 (4) 物品の直接支給
2	災害救助法による学用品の支給期間 (1) 教科書：災害発生の日から1箇月以内 (2) 文房具・通学用品等：災害発生の日から15日以内
3	教科書及び文房具の調達、輸送 ⇨ 県本部からの指示条件、各学校の意見により調達

1 計画の方針

災害により住家の被害を受け、学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等の生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給し、教育活動の確保に努めるものとする。

2 実施担当者

町本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあつては福祉班の要請に基づいて次の区分で分担して実施するものとする。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書のあつせんは、学校教育班又は各小・中学校が実施する。

区 分	担 当 班	摘 要
被災児童、生徒の調査	各小・中・高等学校	取りまとめ及び県支部への報告は学校教育班
被災教科書の調査報告	各小・中・高等学校	〃
教科書及び文房具の調達	学校教育班	県本部 ただし、県本部が指示したときは、県支部又は町本部
調達物資の輸送	学校教育班	県本部が町本部まで輸送
教科書及び文房具の配給	学校教育班	

3 支給の種別

学用品等の支給又はあつせんは、災害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

(1) 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

ア 支給対象者

学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援諸学校の中学部の生徒を含む。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行う。

注1 支給対象者は、町本部におけるり災者台帳に登載されている児童生徒等であること。

注2 災害救助法が適用されなかったとき、及び住家の被害が対象基準に達しなかった者には、教科書についてののみあつせんされる。

イ 費用の基準

(7) 教科書代

a 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費

b 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(4) 文房具及び通学用品等

小学校児童

中学校生徒

高等学校等生徒

岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

ウ 支給期間

(7) 教科書は災害発生の日から1箇月以内

(4) 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内。ただし、期間内に支給することが困難なときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間の延長を要請する。要請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

a 延長の見込期間

b 期間延長を要する地域

c 期間延長を要する理由

d 延長を要する地域ごとの児童生徒等数

e その他

(2) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあつせん

災害救助法は適用されたが、教科書等を失った児童生徒等の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人の負担とする。調達については災害救助法適用分と併せて調達する。

(3) 近隣市町村に災害救助法が適用された場合のあつせん

同一時の災害において近隣市町村に災害救助法が適用されたが、町においては適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、支給の必要があるときは前項に準じ、一括あつせんする。

(4) その他の場合のあつせん

災害救助法の適用を受けない程度の災害時にあつては、平常時におけるあつせんの方法による。

4 り災児童、生徒及び教科書等被災状況の調査、報告

福祉班は、災害が発生し、学用品等の支給の必要があると認めたときは、学校教育班、各小・中・高等学校等に調査、報告を要請するものとする。調査、報告の方法等は、次のとおりである。

区 分	調 査、 報 告 の 方 法	各小・中学校における期限	各小・中・高等学校等から学校教育班への提出期限	学校教育班から県支部への提出期限
り災児童、生徒等の調査	災害終了後速やかに児童、生徒（又は保護者）について被災児童生徒名簿（様式62号）を作成する。なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査作成する。	2日以内	—	—
被災教科書等調査集計	被災児童生徒名簿により被災教科書等を調査集計し、被災教科書一覧表を作成する。	3日以内	—	—
被災教科書等の報告	被災教科書報告書（様式63号）を作成し、提出する。	—	3日以内	5日以内 (3部)

(注) 1 災害救助法が適用されない災害時にあつては、各小・中・高等学校等において適宜に実施する。

2 県支部に対する報告に当たっては、学校教育班は各小・中・高等学校等校長と合議する。

5 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書及び文房具の輸送は、県本部で行うが、災害救助法が適用されない場合及び災害救助法による学用品等の確保を県本部から指示されたときは、福祉班は学校教育班と協議し、町地域又は近隣市町村において確保するものとする。なお、町本部において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従い、おおむね次のとおりとするが、各学校の意見を聴き、できるだけ必要なものを調達するものとする。

(1) 教科書

被災教科書の報告数に基づき調達する。

(2) 文房具（ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（町教育委員会で承認した学用品を含む。））

災害救助法適用時のみ調達する。

(3) 通学用品（雨具、カバン、履物等）

災害救助法適用時のみ調達する。なお、物資輸送に当たっての授受は、「学用品引継書（様式64号）」によって記録を残すものとする。

注 教科書の輸送は、販売取扱店から直接町本部へ送付することがある。この場合は、納品書を県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

6 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、学校教育班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当てをし、支給するものとする。

(1) 割当て

学校教育班、各小・中学校は、県本部からの学用品支給基準（1人当たりの量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況（様式64の2号）」により割当てをするものとする。

(2) 支給

学校教育班、各小・中学校長は、受領書と引換えに学用品を各児童、生徒に支給するものとする。なお、り災児童、生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、学校教育班又は各小・中学校において

保管し、本人の登校を待って支給するものとする。

(3) 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

7 その他の事務手続

学校教育班及び各小・中・高等学校等校長は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日救助日報（様式3号）により各小・中・高等学校等は学校教育班へ、学校教育班は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班報告する。また、救助終了後は福祉班に引き継ぐものとする。

- (1) 被災児童生徒名簿（様式62号）
- (2) 被災教科書報告書（様式63号）
- (3) 学用品引継書（様式64号）
- (4) 学用品の給与状況（様式64の2号）
- (5) 救助実施記録日計票（様式18号）
- (6) 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第14項 災害援護資金等貸与計画

1 計画の方針

り災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他少額融資は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）の規定によるほか、本計画の定めるところによるものとする。

2 実施担当者

町本部における災害援護資金等の融資希望世帯の調査（選考）とりまとめは、福祉班が民生委員等の協力を得て行うものとする。

3 資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種別は、次のとおりである。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金
- (3) 母子福祉資金
- (4) 寡婦福祉資金
- (5) その他一般資金

災害の規模その他により、り災者用として前記資金の融資を受けられないとき、又は前記以外の一般融資を希望する世帯に対して、次の一般資金を融資する。

- ア 特別給付金国庫債券担保貸付金
- イ 恩給担保貸付金
- ウ 特別弔慰金国庫債券担保貸付金

4 貸付条件等の概略

各資金別の貸付その他の条件等の概略は、次のとおりである。ただし、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区分	災害援護資金	生活福祉資金 (災害援護資金)	母子福祉資金 寡婦福祉資金
対象者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	り災低所得世帯	り災母子世帯 り災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	特別制限なし	特別制限なし
資金種別	特になし	事業住宅等資金	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有 350万円 住宅損害無 250万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付は350万円	事業開始 283万円 事業継続 142万円 住宅 200万円
貸付期間	10年	7年	事業開始 7年 事業継続 7年 住宅 7年
償還方法	年賦等	月賦等	月賦等
貸付利率	無利子 (住宅資金のみ年3%)	無利子 (住宅資金のみ年3%)	無利子 (住宅資金のみ年3%)

(注) 各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによるものとする。

5 災害援護資金の貸付

町は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付機関

町本部とする。

(2) 貸付対象世帯

町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主

(3) 資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、4「貸付条件等の概略」に示すほか、次のとおりである。

ア 保証人 1人

イ 違約金 延滞元利金額につき年3パーセント

(5) 提出書類 災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

6 生活福祉資金の貸付

り災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の災害援護資金の貸付は、次のとおりである。

(1) 貸付機関

生活福祉資金（災害援護資金）の貸付は、県社会福祉協議会が行う。なお、次の各機関は、本貸付に当たってはそれぞれ協力をする。

ア 民生委員

イ 町社会福祉協議会

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。

ア 低所得の世帯であること。

イ 融資によって独立自活できると認められる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

注1 世帯の被災の程度については、特別の制限はないが少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

2 貸付世帯数については特別制限はないが、資金保有高の範囲内において実施される。

3 対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

(3) 資金の内容

災害援護資金は、特別に資金種別の制限はなく、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は4「貸付条件等の概略」に示すほかは、次の条件のとおりである。

- ア 保証人 1人以上
保証人は原則として本町に居住しその世帯の更生に熱意があり、かつ、返済資金のある者
- イ 延滞利子 延滞元金1年につき10.75パーセント

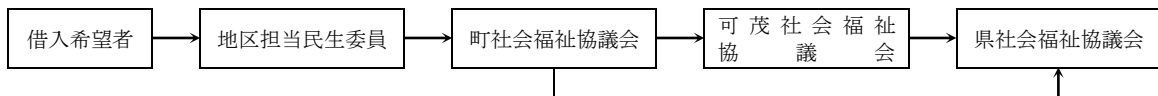
(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入の希望者の居住地を担当区域とする民生委員に提出する。

- ア 借入申込書（用紙は、町社会福祉協議会備付）
- イ 借入希望者及び保証人の所得証明書（町長の証明書）
- ウ り災証明書（町長の証明書）
- エ 必要経費の見積書

(6) 申込書等の提出経由機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。



7 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

り災母子世帯及びり災寡婦世帯に対する母子福祉資金及び寡婦福祉資金の融資は、次の方法によるものとする。

(1) 貸付機関

県本部こども家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付けるものとする。なお、申込その他に当たっては、町本部及び県支部総務班（母子自立支援員）及び民生児童委員が協力する。

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して融資する。

(3) 資金の種別

本資金の融資は次のものとする。

- ア 事業開始資金及び事業継続資金
- イ 住宅資金（新築は除く。）

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、4「貸付条件等の概略」に示すほかは、次の条件のとおりである。

- ア 保証人 1名以上
- イ 違約金 延滞元利金につき年10.75パーセント

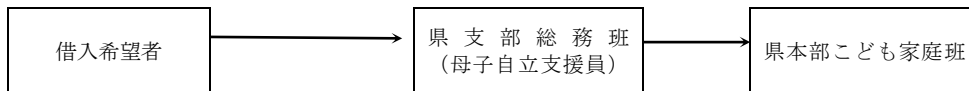
(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

- ア 貸付申請書（県の様式）
- イ 戸籍謄本
- ウ り災証明書
- エ 税額及び資産等証明書
- オ 事業計画書（事業開始・事業継続資金について）
- カ 補修計画書（住宅資金について）

(6) 申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出するものとする。



8 融資希望世帯の調査

福祉班は、民生委員等の協力を得て各制度の条件をり災者に説明し、その徹底を図るとともに融資希望者の相談に応じ適当な資金の選択について指導を行い、災害発生後5日以内に資金別融資希望のとりまとめを行うものとする。ただし、災害救助法による援護資金は、他の援助と異なり、県支部総務班から指示があったときに限りその希望をとりまとめるものとする。

9 対象者の選考

災害救助法による援護資金の希望をとりまとめたとき、福祉班は、災害発生後7日以内に選考順位を決定する。なお、決定に当たっては、社会福祉協議会及び自治会長の意見を聴く等慎重に対応する。

10 融資希望世帯の報告

福祉班は、融資希望のとりまとめ及び援護資金についての選考順位を決定したときは、県支部総務班に災害発生後10日以内に報告する。

第15項 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

活 動 の ポ イ ン ト
1 行方不明者の捜索 (1) 捜索の届出の受理（必要事項—住所、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等） (2) 警察、消防署、消防団、奉仕団の他、県支部総務班に応援を要請
2 遺体の収容・処理 (1) 消防機関、警察に協力を要請 (2) 福祉班が処理場所を確保
3 埋火葬の手配 遺族等により火葬を行うことが不可能な場合は、町において実施

1 計画の方針

災害に際し、行方不明又は死亡者が発生したときは、捜索、見分、取り扱い、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関との連絡を密にし、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行い、民心の安定を図るものとする。

2 遺体の捜索

町は、警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

(1) 捜索の方法

ア 福祉班は遺体捜索の必要があるときは、総務班、消防部と協議してその対策をたて、その実施を消防部又は奉仕団に要請する。

イ 捜索作業は、消防部長（消防団長）又はその代理者の指揮により実施する。なお、捜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、本節第12項「救助活動」に定める方法によって行うものとする。

(2) 応援の要請

ア 福祉班は災害条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により町本部においてその実施ができないときは、県支部総務班に応援を要請する。ただし、急を要する場合等で下流の市町村に応援を求めることが適当なときは、直接市町村に応援を要請する。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
- (ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

(3) 災害救助法による場合の基準等

ア 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において捜索を打切ることができないときは、福祉班は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長を要請する。

なお、要請に当たっては次の事項を明示して行う。

- (7) 延長の見込期間
- (4) 期間の延長を要する地域
- (7) 期間の延長を要する理由
- (エ) 延長することによって搜索されるべき遺体件数
- (オ) その他

イ 費用の範囲

費用の範囲は次のとおりである。

- (7) 借上費又は購入費
- (4) 修繕費
- (7) 燃料費

ウ 報告及び事務手続

福祉班は本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に次の事項を「救助日報（様式3号）」により報告するものとする。

- (7) 記録
 - a 遺体搜索状況記録簿（様式65号）
 - b 救助実施記録日計票（様式18号）
 - c 救助の種目別物資受払状況（様式19号）
 - d 遺体搜索機械器具修繕簿（様式66号）
- (4) 報告
 - a 実施月日
 - b 実施の地域
 - c 実施の状況及び方法
 - d 搜索対象遺体数
 - e その他

3 遺体の見分、処理

(1) 福祉班は、災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見し、あるいは承知したときは、速やかに県支部警察班（警察官）に連絡し、県支部警察班（警察官）は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。

(2) 身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合の遺体の処理は、町本部（福祉班）が処理場所を借上げ（仮設）し、医療班により遺体の識別のため、遺体の洗浄縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて撮影を行う。その後、寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。また、この時医師による死因その他についての検査を行う。

これらの措置が町本部において実施できないときは、県支部総務班に医療班の応援出動を求める等によって実施する。

(3) 遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう町及び県、指定公共機関等と密接に連携する。

(4) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準等は、次による。

ア 遺体処理を行う場合

遺体の処理は、災害により社会混乱を来し、その処置を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施する。

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(4) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬ができない場合等において遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(4) 検視

遺体についての死因その他について医学的検査をする。

ウ 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請をするものとする。県本部健康福祉政策班、要請等により、その必要を認めるときは、厚生労働大臣に期間延長の申請をし、その承認を得て延長する。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(7) 延長の見込期間

(4) 期間の延長を要する地域

(4) 期間の延長を要する理由

(4) 延長することによって処理されるべき遺体件数

(4) その他

エ 費用の範囲及び限度

遺体の処理に要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(4) 遺体の一時保存のための費用

a 既存建物利用の場合は、当該施設の借上実費

b 仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

c ドライアイスの購入費等

(4) 検案料

医療を実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 報告及び事務手続

町本部は、本救助を実施したときは、「救助実施記録日計票（様式18号）」、「救助の種目別物資受払簿（様式19号）」及び「遺体処理台帳（様式67号）」を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に「救助日報（様式3号）」により報告するものとする。なお、遺体の処理を医療班が実施したときは「医療救護活動報告書（様式58の3号）」

によりその実施状況を報告する。

- (5) 町は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

4 遺体の埋葬等

災害の際死亡したもので町本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下「埋葬」とは原則として火葬することをいう。）を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋葬の実施は、町本部において直接火葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 火葬能力の範囲内の場合は、次の施設に分散して行うものとするが、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画（県計画添付資料参照）に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

また、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。

エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(2) 広域調整

町及び県は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

(3) 遺体安置所の確保

町は、指定避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。

(4) 応援協力

町は、自ら遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

県は、町の実施する遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力する。

(7) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における遺体埋葬の実施基準等は、次によるものとする。

ア 埋葬は、次の場合に行うものとする。

(ア) 災害の混乱時に死亡した者であること。（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）

(イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。

a 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合

b 墓地又は火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合

c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合

d 埋葬すべき遺族がないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

- (ウ) 法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合にも行う。ただし、このような場合は、原則として遺族、縁故者又は被災地の町本部が引取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため引取りが困難なときに限って漂着地の市町村本部が実施する。なお、この場合の経費は、実施市町村本部が県本部に求償する。

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋葬救助を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。県本部健康福祉政策班は、要請等によりその必要を認めるときは、厚生労働大臣に期間延長の協議をし、その同意を得て延長する。なお、延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長を要する期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 埋葬を要する遺体件数
- (オ) その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費で、埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含むものとするが、埋葬に当たっての供花代、酒代等は含まないものとする。

(イ) 費用の限度

埋葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内とする。

なお、大人、小人の別は、満12歳に達したものから大人として扱うものとする。

エ 報告及び事務手続

町本部は、埋葬救助を実施したときは、「救助実施記録日計票（様式18号）」、「救助の種目別物資受払状況（様式19号）」及び「埋葬台帳（様式68号）」を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に「救助日報（様式3号）」により報告する。

第16項 防疫計画

活 動 の ポ イ ン ト							
1	知事の指示に従い感染症予防法第35条第1項職員を選任						
2	防疫班の編成 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tbody> <tr> <td>班 長（町本部の衛生担当者）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>班 員（福祉班内職員による事務担当）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>作 業 員（奉仕団の男子団員）</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>	班 長（町本部の衛生担当者）	1名	班 員（福祉班内職員による事務担当）	1名	作 業 員（奉仕団の男子団員）	3名
班 長（町本部の衛生担当者）	1名						
班 員（福祉班内職員による事務担当）	1名						
作 業 員（奉仕団の男子団員）	3名						
3	防疫上の留意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定避難所等を優先的に実施 (2) 家屋の周辺は、原則として各個人が行う。 (3) 食中毒症状を示す者 ⇨ 医師の診察と保健所への通報 						
4	応援要請 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">福 祉 班</td> <td style="text-align: center;">⇨</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本 部 室</td> <td style="text-align: center;">⇨</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県 支 部 保 健 班</td> </tr> </tbody> </table>	福 祉 班	⇨	本 部 室	⇨	県 支 部 保 健 班	
福 祉 班	⇨	本 部 室	⇨	県 支 部 保 健 班			

1 計画の方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受容し衛生状態が悪化しやすい指定避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

2 実施担当者

災害時における防疫の実施は、県本部、県支部が実施するもののほか、町本部福祉班が、県支部保健班の指導、指示に基づき地域住民、可茂衛生施設利用組合等関係団体の協力を得て行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみでは実施が不可能又は困難な場合は、県支部保健班及び他市町村に応援の要請をする。

3 防疫の実施組織

各種作業実施の直結組織として次の班等を編成しておくものとする。

- (1) 感染症予防法第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員を選任

知事の指示に従って、上記職員を選任し、防疫活動に従事させる。

- (2) 防疫班の編成

福祉班は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

防疫班の編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、次のとおりとする。

・班 長	1名
・班 員（事務職員）	1名
・作業員	3名

- 注 防疫班
- 1 班長は、町本部の衛生担当者をもって当てる。
 - 2 事務職員は、福祉班内職員をもって当てる。
 - 3 作業員若干名は、奉仕団の男子団員をもって当てる。

4 防疫措置の指示命令等

感染症予防上必要がある場合は、県本部長に災害の規模、態様などに応じその範囲と実施方法などを報告し、指導を受けるものとする。

5 防疫活動の内容

町は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- (1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- (2) ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- (3) 指定避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- (4) 感染症予防法第35条第1項の規定による当該職員の選任
- (5) 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- (6) 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

6 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行うものとする。

作 業 区 分	県 機 関	実 施 内 容 (町 機 関)	備 考
検 病 調 査	検 病 調 査 (県 支 部 保 健 班)	情 報 提 供 等 協 力	患者発生の届出 (医師)
健 康 診 断	健 康 診 断 (県 支 部 保 健 班)	対 象 人 員 把 握 等 協 力	
臨 時 予 防 接 種	予 防 接 種 の 命 令 (県 本 部 保 健 医 療 班)	予 防 接 種 の 実 施 (福 祉 班)	
清 潔 方 法	清 潔 方 法 の 指 示 (県 本 部 保 健 医 療 班) 清 潔 方 法 の 指 導 (県 支 部 保 健 班)	1 公 共 施 設 の 清 掃 2 ごみ、し尿等の収集、処分 (住 民 環 境 班)	
消 毒 方 法	消 毒 方 法 の 指 示 (県 本 部 保 健 医 療 班) 消 毒 方 法 の 指 導 (県 支 部 保 健 班)	内 容 下 記	
内 飲 料 水 の 消 毒 記	井 戸 水	井 戸 の 滅 菌 (上 下 水 道 班)	
	水 道 水	水 道 水 の 滅 菌 (上 下 水 道 班)	
	町 本 部 供 給 水	供 給 水 の 滅 菌 (上 下 水 道 班)	
	家 屋 の 消 毒	家 屋 内 の 消 毒 (福 祉 班)	
	便 所 の 消 毒	便 所 の 消 毒 (福 祉 班)	
	芥 溜、溝 渠 等 の 消 毒	芥 溜、溝 渠、そ の 他 周 辺 の 消 毒 (福 祉 班)	
	患 者 運 搬 用 器 具 等 の 消 毒	患 者 運 搬 用 器 具 等 の 消 毒 (福 祉 班)	
ね ず み 族 昆 虫 等 の 駆 除	ね ず み 族 昆 虫 等 の 駆 除 指 定 (県 本 部 感 染 症 対 策 推 進 班) ね ず み 族 昆 虫 等 駆 除 の 指 導 (県 支 部 保 健 班)	ね ず み 族、昆 虫 駆 除 等 の 実 施 (福 祉 班)	

生活用水の供給	生活用水供給の指示 (県本部業務水道班) 生活用水供給の指導 (県支部保健班)	生活用水の供給 (上下水道班)	
患者等に対する措置		収容、診療 (福祉班)	感染症患者又は無症状病原体保有者の隔離収容
患者等に対する医療及び看護	医療看護の応援 (県支部保健班) 県支部不能時の応援 (県本部医療整備班)	医療、看護 (福祉班)	感染症患者又は無症状病原体保有者の医療及び看護
指定避難所の防疫指導等	指定避難所の防疫の指導 (県支部保健班) (県本部感染症対策推進班)	指定避難所の防疫 (福祉班)	衛生に関する自治組織の設置

7 防疫業務実施の基準

消毒方法の基準等は、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」に定めるとおりとする。

8 防疫活動上の留意事項

- (1) 多数の人々が利用する場所（指定避難所等）を優先して実施する。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害の状況に応じ、福祉班は、的確な指導及び指示を行う。
- (3) し尿処理は、できる限り可茂衛生施設利用組合の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。
- (4) 食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

9 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

(1) 被害状況の報告

福祉班は、防疫を必要とする災害が発生したときは、医療、衛生施設被害状況等報告書（様式27の2号）により、防疫に関する情報を県支部保健班を経由して、県本部健康福祉部に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫所要見込額の報告

福祉班は、災害防疫に関する所要見込額を災害防疫経費所要額調（様式69号）により作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出する。なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告する。

(3) 災害防疫完了報告

福祉班は、災害防疫を完了したときは、完了の日から20日以内に災害防疫業務完了報告書（様式69の2号）を県支部保健班を経て県本部保健医療班に提出する。

10 応援等の要請

福祉班は、被害が甚大で町本部のみで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、県に次の事項を明示して、他の市町村又は県からの応援を得て実施するものとする。

- (1) 要請する作業内容
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

11 記録の整備

町本部において、防疫に関し整備、保管すべき書類は、次のとおりである。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 生活用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

12 経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算するものとする。

消毒用器具、器材（防疫用機器）一覧

種 類	数
手動式肩かけ噴霧器	5 台
クレゾール 500ml	20 本
逆性石けん 500ml	50 本

第17項 食品衛生活動

1 方針の方針

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 食品関連施設に対する監視指導

町は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

また、炊き出し施設等の食品関連施設に県から派遣された食品衛生監視員と連携を図りながら、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を受ける。

3 食中毒発生時の対応

町は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

第18項 保健活動・精神保健

1 方針の方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、町、県、関係機関が協力し、指定避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 保健活動

(1) 体制

町は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めるときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

(2) 活動内容

町及び県は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画のほか、災害救急医療マニュアルに定める。

(3) その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによる。

町及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

3 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

第19項 環境衛生・廃棄物処理

活 動 の ポ イ ン ト					
1	<p>清掃班の編成</p> <p>可茂衛生施設利用組合と連携し、ごみ収集運搬班とし尿処理運搬班に区分して、次のとおり編成する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>班 長 (住民環境班員)</td> </tr> <tr> <td>(上下水道班員)</td> </tr> <tr> <td>運 転 手</td> </tr> <tr> <td>作 業 員 (職員のほか許可業者※)</td> </tr> </table> <p>※ ごみ処理班は、上表のほかボランティア、人夫の雇い上げ等により充てる。</p>	班 長 (住民環境班員)	(上下水道班員)	運 転 手	作 業 員 (職員のほか許可業者※)
班 長 (住民環境班員)					
(上下水道班員)					
運 転 手					
作 業 員 (職員のほか許可業者※)					
2	<p>ごみ処理</p> <p>(1) 災害廃棄物の分別を住民に徹底する。</p> <p>(2) 本項4のフローによりシミュレーションを行う。(平常時)</p>				
3	<p>し尿処理</p> <p>(1) 原則として、し尿処理は可茂衛生施設利用組合の処理施設で行うが、処理しきれない場合は、県支部総務班の指示に従う。</p> <p>(2) 必要に応じて、指定避難所や下水道利用住宅に仮設トイレを設置する。</p>				

1 計画の方針

災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。

2 実施担当者

災害時における被災地の道路、溝渠、公共施設の清掃と、し尿、ごみ等の収集処分は、可茂衛生施設利用組合等関係団体と連携し住民環境班が行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみで実施できないときは、県支部総務班に応援の要請をする。

3 清掃班の編成

住民環境班は、可茂衛生施設利用組合と連携して清掃班を編成し、災害時におけるごみ又はし尿を収集・運搬する。

清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成し、清掃班を構成する人員、資機材等は次のとおりとするが、災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び装備を決定する。

	班 員	作 業 機 具	車 両
清 掃 班	<ul style="list-style-type: none"> ・班 長 ・運転手 ・作業員 	<ul style="list-style-type: none"> ・スコップ ・クサミ ・トラクターショベル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町有車両 ・業者保有車両

(1) ごみ収集運搬班

ア 班長は、住民環境班員とする。

イ 作業は、職員のほか、許可業者が行い、災害の状況によってはボランティアの動員又は人夫の雇い上げ等により実施する。

- (2) し尿収集運搬班
 - ア 班長は、住民環境班員とする。
 - イ 作業は、職員のほか、許可業者が行う。

4 清掃方法

清掃の実施については、次の方法によって行う。

(1) ごみの処理

町は、ごみ収集車の確保について、県支部総務班と連絡を密にし、清掃事業団体の協力を得ることとする。

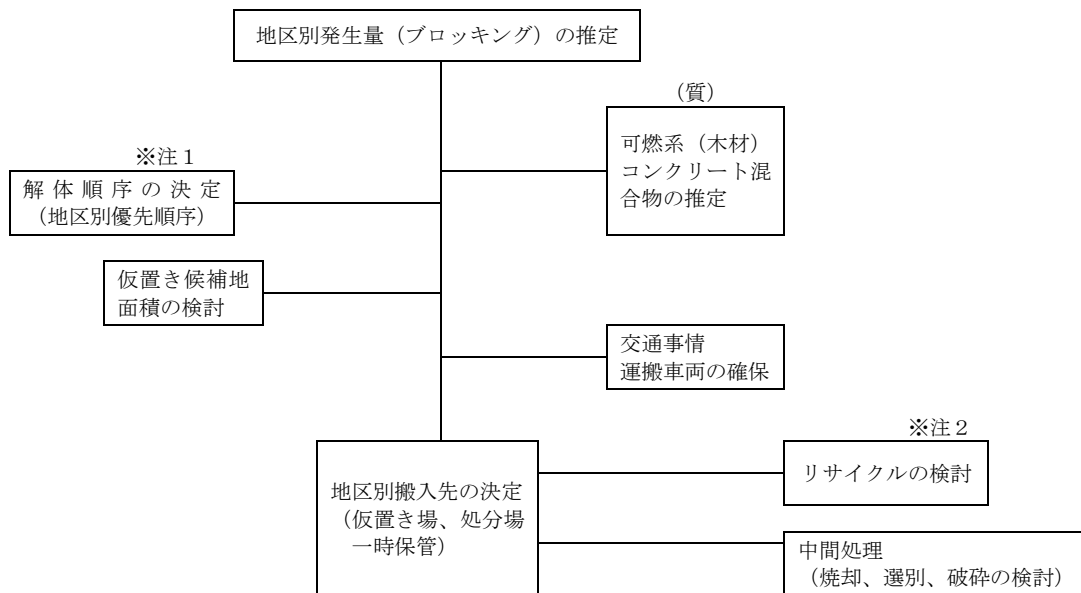
ア ごみの収集順序は、住民環境班が被災地の状況（水位減水状況）及び被災世帯における屋内清掃状況等を考慮し、緊急に清掃を有する地域から順次決めるものとする。ただし、当初は、災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努め、感染症発生のおそれがある地域については、これを優先する。

イ 収集に当たっては、各班の収集担当地域を明確にし、災害廃棄物の分別の徹底を災住民に広報し、ごみ収集運搬班に浸透させる。

ウ 必要に応じて設定する災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、別図「災害廃棄物の処理計画フロー」により、予めシミュレーションしておく。特に、仮置き場は、各地区ごとの指定を検討しておくものとする。収容したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は、可茂衛生施設利用組合の焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分に付する。

また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。なお、フロン使用機器の廃棄処分に当たっては、町・住民・回収業者が連携してフロンの適切な回収・処理を行う。

《災害廃棄物の処理計画フロー》



※注1 優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

注2 リサイクルの検討一例—木くず：チップ化による利用
 コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
 金属：製鋼原料等による再生利用
 量：コンポスト化し、肥料化

(2) し尿の処理

ア し尿収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力を得ることとする。

イ し尿の汲取は、ごみ収集に準じてその順位を決定し、収集したし尿の処理は、原則として可茂衛生施設利用組合の処理施設において処理するものとする。ただし、処理できないときは、県支部総務班に報告し、その指示に従い行うものとする。

(3) がれき等の災害廃棄物の処理

町は、がれき等の災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。また、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(4) 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、御嵩町災害廃棄物処理計画等において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

町及び県は「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図るものとする。

5 大規模災害における応援要請

大規模災害のため、又は清掃施設被災のため町において清掃の実施ができないときは、住民環境班は県支部総務班に応援を要請する。

6 清掃の事務

住民環境班は、災害時における廃棄物処理事務、廃棄物処理施設の被害状況等について必要により清掃等の対応状況について県支部総務班に報告するものとする。

7 その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次によるものとする。

(1) 仮設トイレ（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含む。）の設置

ア 上下水道班及び住民環境班は、指定避難所、下水道利用住宅に必要な応じて、仮設トイレを設置する。

イ 避難所施設等に伴う仮設トイレの設置は、原則として、し尿貯留槽が装備されたものを配置する。

ウ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定

し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。

エ 仮設トイレは、当初は、町備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

なお、町においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

犬、ねこ等の遺体処理は、処理施設を確保し、住民環境班が行う。

(3) 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により流失した埋葬遺体の処理については、漂着地市町村が本節第15項「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」に定める方法に準じて処理する。

第20項 家庭動物の救援

1 計画の方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 被災地域における動物の保護

町及び県は、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。

3 動物の適正な飼養体制の確保等

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

町は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

第21項 義援金品の募集配分

1 計画の方針

町民のほか、県内及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を确实迅速に被災者に配分するため、募集、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等、あるいは町長見舞金の支給等必要な措置を実施する。

2 災害義援金品の募集、配分計画

町内において大規模災害が発生した場合に、町本部（会計班及び福祉班）が中心になり、次の関係機関の協力を得て協議会を構成し、被災者のニーズ、状況等を考慮しながら、義援金品の募集、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等を実施する。

(1) 協議会構成機関

- ア 御嵩町社会福祉協議会
- イ 御嵩町民生委員児童委員協議会
- ウ 小・中学校生徒会
- エ 御嵩町婦人団体協議会
- オ 自治会長会

(2) 公表する事項

- ア 受入窓口（集積場所）の担当者、住所、連絡先等
- イ 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- ウ 受入を希望する物資のリスト
- エ 受入場所と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等
- オ その他必要な事項

3 義援物資の募集、管理等

義援物資を募集、配分しようとするとき、町本部は、関係機関の代表者を集め「義援金品募集配分協議会」を開催し、次の事項を決定するものとする。

(1) 義援物資の募集に関する事項

- ア 参加団体
- イ 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- ウ 受入を希望する物資のリスト（被災者への供給状況を勘案し、リストを逐次改定するものとする。）
- エ 集積、輸送の場所、方法、期間等
- オ その他必要な事項

(2) 義援物資の受入に関する事項

町本部は、義援物資を募集し受入れたときは、義援金品受払簿（様式72号）に記録する。

(3) 義援物資の引継ぎ、集積に関する事項

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書（様式70の2号）を作成し、その授受の関係を明らかにする。

(4) 義援物資の配分に関する事項

ア 義援物資の配分基準に関する事項

受入れた義援物資の配分にあたっては、「義援金品募集配分会議」に諮り決定するが、おおむね次

の基準により実施する。

a 一般家庭用物資

滅失世帯	1
半失世帯	$\frac{1}{2}$
床上浸水世帯	$\frac{1}{3}$

(注) 1 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資の配分は、半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

イ 義援物資の配分時期に関する事項

受入れた義援物資の配分の時期は、受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資が少量の場合の配分は、輸送あるいは、労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したときに行い、腐敗、変質のおそれがある物質については、すみやかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱うなど配分の時期については、十分配慮して行う。

ウ 義援物資の管理に関する事項

義援物資の管理については、義援金品受払簿（様式72号）及び義援金品引継書（様式70の2号）により受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録し管理する。

エ 義援物資募集等の費用

義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするものとするが、輸送、その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は、整備保管しておくものとする。

4 義援金の募集、管理等

義援金を募集、配分しようとするとき、町本部は、関係機関の代表者を集め「義援金品募集配分協議会」を開催し、次の事項を決定するものとする。

(1) 義援金の募集に関する事項

ア 振込金融機関の口座

イ その他必要な事項

(2) 義援金の受入に関する事項

町本部は、義援金を募集し受入れたときは、義援金品受払簿（様式72号）に記録する。

(3) 義援物資の引継ぎ、集積に関する事項

受入れた義援金の引継ぎにあつては、県、町、その他義援金の募集機関等で構成する配分委員会組織の銀行口座へ振込みの方法により行い、義援金品引継書（様式70の2号）を作成し、その授受の関係を明らかにする。

(4) 義援金の配分に関する事項

ア 義援金の配分基準に関する事項

受入れた義援物資の配分にあつては、「義援金品募集配分会議」に諮り決定するが、おおむね次の基準により実施する。

なお、特定用途義援金及び配分先指定機縁金については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

a 無指定金銭

死者（含行方不明で死亡と認められる者）	1
重傷者	$\frac{1}{2}$
滅失世帯	1
半失世帯	$\frac{1}{2}$
床上浸水世帯	$\frac{1}{3}$

(注) 1 床上浸水10日以上在世帯にあつては、物資の配分は、半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

イ 義援物資の管理に関する事項

義援金の管理については、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿（様式72号）及び義援金品引継書（様式70の2号）により受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録し管理する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

ウ 義援金募集等の費用

義援金の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするものとするが、送金、引継ぎに要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は、整備保管しておくものとする。

5 事務手続

募集あるいは任意拠出される義援金品の募集、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

- ア 義援金品拠出者名簿（様式70号）
- イ 義援金品引継書（様式70の2号）
- ウ 義援金品受領書（様式70の3号）
- エ 現金出納簿（様式71号）
- オ 義援金品受払簿（様式72号）

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 災害弔慰金 | |
| ア 主として生計を維持していた者が死亡した場合 | 500万円 |
| イ その他の場合 | 250万円 |
| (2) 災害障害見舞金 | |
| ア 当該障がい者が主として生計を維持していた場合 | 250万円 |
| イ その他の場合 | 125万円 |

7 在宅の避難行動要支援者対策

大規模災害時には、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の支援を失って自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障を生じるなどにより、新たな避難行動要支援者が発生する。町本部（保険長寿班）は、これら避難行動要支援者の対策を発災直後より、時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて、的確に講じるものとする。

- (1) 発災直後には、町本部（保険長寿班）は、関係機関の協力を得て直ちに、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者名簿）や地図を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。
- (2) 避難行動要支援者を発見した場合は、①指定避難所への移動、②施設緊急入所等の緊急入所、③居宅での生活が可能な場合には在宅福祉ニーズの把握等を実施する。
- (3) 指定避難所に移動した避難行動要支援者については、発災直後においては、町本部は、県本部、国を通じた応援職員等の協力を得つつ、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的な避難行動要支援者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。このため、災害発生後2～3日目より、すべての指定避難所を対象として避難行動要支援者の把握調査を開始するものとする。

8 要保護児童の措置

町本部（福祉班）は、災害地域において保育に欠ける児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1号及び第2号で定める児童をいう。以下本節で同じ。）があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

- (1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設して保育するものとする。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する児童相談所に連絡して収容施設に収容保護する。

なお、すでに収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがあるものとする。

9 り災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後14日以内）を待って平常医療制度に移行されるものである。したがって災害によって被保険者証を紛失し又は使用不能となった者に対しては、町本部その他関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり保険証のないまま給付ができるように努めるとともに、できる限り速やかに被保険者証の再交付を行う。

10 町長見舞金の支給

住民が風水害、火災等により被災したときは、見舞金を支給することができる。ただし、本町に災害救助法が発動されたときは、支給しない。

11 知事見舞金の支給

災害により多数のものが被害を受けたときは、次により知事見舞金を災者に支給する。

(1) 適用する災害

町管内の被害が同一災害により次の各号の一に該当するときで、知事が必要と認めたときに支給するものとする。

ア 被害が甚大で、災害救助法を適用したとき。

イ 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号による被害で、本章第6節第3項「り災者の救助保護計画」4「災害救助法適用基準」に定める基準）の3分の1以上の被害があったとき。

ウ 住家の被害のあった世帯のうち生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯が5世帯以上（滅失換算）の被害があったとき。

エ 前各号の被害には達しないが、特に知事が見舞いの必要を認めたとき。

注 被害世帯数の計算は、住家の全焼、全壊、流失は1世帯を1世帯に、半焼、半壊は2世帯をもって1世帯に、床上浸水は3世帯をもって1世帯として計算する。

(2) 適用する世帯等

見舞いは、次の世帯等に対して行うものとする。ただし、知事がその必要を認めないときはこの限りでない。

ア 災害の規模が(1)のア又はイに該当するときは、り災した全世帯

イ 災害の規模が(1)のウに該当するときは、り災した世帯のうち現に生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯

ウ 前各号のほか、知事が見舞いの実施を適当と認めた世帯

エ 災害の規模が(1)のア、イ又はエの場合に死亡し、又は重傷を負った者については、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

オ (1)のア、イ又はエの災害復旧に従事中死亡し、又は重傷を負った者について、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

12 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたときは、町は、支援金支給のための事務を迅速に行うものとする。

町は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

13 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の交付

岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する自然災害により、町に補助金の支給の必要が生じた場合には、被災者の生活・住宅再建支援のために積極的にこの制度を活用することとする。

町は、住家被害の認定、被災者への支援金の申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行うものとする。

第7節 産業応急対策

第1項 商工業の応急対策

1 計画の方針

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

2 災害融資計画

被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、事業資金の融資についてあつせん、あるいは助成に関して県が開設する相談窓口を紹介する。

3 復旧資材等の調達

町は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんについて、県内の組合又は適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんに努めるよう県に要請する。

第2項 観光客等の応急対策

1 計画の方針

災害時における観光客の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

2 観光客の応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設（旅館等）、運動施設（ゴルフ場等）、公園、博物館等（以下この項において「観光施設」という。）の観光客等にかかる災害時の応急対策は、次による。

(1) 応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館等）、運動施設（山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）（特に運動施設）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たるものとする。

(2) 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに町本部（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をする。この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

第3項 農作物の応急対策

1 計画の方針

災害時における農作物に係る応急的な対策は、本計画に定めるところによるものとする。

2 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、町本部（農林班）は、水陸稲、麦類、雑穀、緑肥作物、園芸作物、工芸作物、いも類、豆類等については県へ確保あっせんを要請する。要請を受けた県は、主要農作物については岐阜県米麦改良協会、野菜等については県内種苗業者（日本種苗協会備蓄部会傘下）と連絡し確保の調整をするものとするが、県内において確保できないときは、主要農作物については東海農政局、野菜等については日本種苗協会に要請し確保あっせんする。

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の防除対策は、次による。

(1) 病虫害防除指導の徹底

災害により病虫害の発生が予想され、又は発生したときは、農林班は、病虫害の発生予察情報に基づき、県支部病虫害防除班その他県支部関係機関、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底に当たるものとする。なお、病虫害発生予察情報は、県本部農政部から県支部病虫害防除班を経由して、町本部に伝達される。

(2) 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、農林班は、県支部病虫害防除班を経由し、県本部農政班に確保あっせんを要請する。

(3) 防除器機具の整備

町、県、関係機関は、病虫害防除機具の整備に努めるものとするが、その整備について指導に当たるものとする。なお、町は、緊急防除に当たって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県支部病虫害防除班を経由し、県本部農政班に応援の要請をするものとする。要請を受けた県は、近隣の地域から県有農機具を移動する等その応援の調達をする。

4 肥料等の確保

農林班は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部農政班に確保あっせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、県内関係機関と連絡をとり必要に応じ他県に要請し、確保あっせんに努める。

第4項 畜産の応急対策

1 計画の方針

災害時における家畜その他畜産に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによる。

2 家畜の診療

災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、農林班において診療するものとする。なお、農林班において実施ができないときは、県支部家畜保健衛生班又は農林班に家畜の診療について要請する。要請を受けた県は、現地に職員を派遣し応急診療を実施するとともに、必要に応じ、被災地域内に常時待機する。

3 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され又は発生したときには、農林班は、県支部農林班その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導に協力するものとする。農林班は、県支部農林班から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

4 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、県支部農林班に確保あっせんについての要請をする。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 要請をする飼料の種類及び数量
- (2) 納品及び引継ぐ場所及び時期
- (3) その他必要事項

5 青刈飼料等の対策

飼料作物、牧草等が風水害により被害を受けたときは、次の応急措置を実施する。

- (1) 全壊又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- (2) 一部分の被害で回復の見込みのあるものは、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導する。

なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、農林班は県支部農林班を經由して県本部農政班に確保あっせんを要請する。

第5項 林地、林産物等の応急対策

1 計画の方針

災害時における林地あるいは林産物、林産施設等の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

2 林地の対策

農林班は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

3 造林木の対策

風水害等により造林木が被害を受けたときの対策は、次による。

(1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、農林班は、県支部農林班及び森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導に協力する。

(2) 資材等の調達

災害多発地域にあつては、農林班あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部治山班に確保あつせんを要請する。

4 苗木等の対策

風水害等により苗木が被害を受けあるいは種子、苗木が不足する場合等の対策は、次による。

(1) 苗木種子の確保

災害により苗木、種子の確保が困難なときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部森林整備班に、その確保あつせんを要請する。

(2) 病害虫の防除

苗木は、長雨、冠疫水等の災害により赤枯病、ベスタロチャ病等の発生が予想されるが、農林班は、森林組合等と協力しその防除について指導を徹底する。

5 一般林産物及び施設の対策

災害時における薪炭及び木材並びにその施設の対策は、次による。

(1) 被害木の処理

農林班及び県支部農林班は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。

(2) 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失のおそれのある場所へ貯木を避け、あるいは出水により流失のおそれがあるときは、木材を緊結する等貯木には十分な配慮をするものとする。

(3) 浸水製材施設の処理

浸水等により製材施設が被害を受けたときは、農林班は、県支部農林班、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たるものとする。

6 特用林産物及び施設の対策

災害時におけるしいたけ等の特用林産物及びその施設の対策は、次によるものとする。

(1) 復旧用原木ほだき等の確保

災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木等あるいは種菌等が不足し確保できないときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部県産材流通班にその確保について要請するものとする。

(2) しいたけ等の病虫害対策

農林班は、県支部農林班、森林組合等と協力して、災害時における「あなたけ」「しわたけ」等の雑菌防止についてその指導徹底に当たるものとする。なお、雑菌防止のために薬品については、災害多発地域に当たっては、森林組合あるいは生産者は、薬品を備蓄しておくように努めるが、災害が発生しその確保ができないときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部県産材流通班に確保、あっせんについて要請する。

7 災害時における緊急復旧事業

災害に際し町が管理する施設で緊急復旧を必要とするものについては、御嵩町林地崩壊防止施設維持管理条例（昭和51年御嵩町条例第5号）により復旧を図るものとする。

8 復旧資金の融資

林産物に関係した災害対策のために必要な資金の融資は、県計画第4章第3項「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除」の定めるところによるものとする。

第6項 干害応急対策

1 計画の方針

干害に伴う農地等の応急対策は、次による。

2 干ばつ被害の報告

水田及び一般畑については、連続干天日数（日雨量5mm未満を含む。）が20日以上又は30日間の総雨量が100mm以下、果樹園については、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60mm以下に及び、干ばつ被害が発生したときは、農林班は、「干害被害報告書（様式73号）」により県支部農林班に即報する。

3 応急対策

農林班は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずるものとする。

4 応急対策用ポンプ

町及び県は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する農業用応急ポンプを利用してその対策に当たるものとする。

第8節 公共施設の応急対策

1 計画の方針

公共施設は、災害発生後において、医療、給食、防疫等住民の生命の安全を守り、災害復旧の際の中核として、重大な役割をもっている。すなわち、公共施設への被害が災害時における避難、救急救護活動などに大きな障害となるといえるので、公共施設についての応急対策を速やかに行えるよう努めるものとする。

2 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平常時における実質上の管理者が行うものとする。

3 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため施設の巡視、補修、補強その他必要な措置をとるものとする。

4 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障が生じ、又はそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置をとるものとする。

5 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 応急対策実施の状況を所管の長に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係各班に連絡協議して行うこと。
- (2) 被災施設の応急復旧又は取除きに当たっては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

6 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設ごとに応急対策に関する実施の要領を定めておくものとする。

実施要領の作成に当たっては、特に次の点を明示するものとする。

- (1) 実施者又は実施の組織
- (2) 対策実施の方法
- (3) 被害防止上特に重点を置くべき箇所等
- (4) 応急措置用資機材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要な事項

7 施設別応急対策

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

(1) 道路施設の応急対策

ア 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生日域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川施設の応急対策

県、町、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

町は、県と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

町は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を図る。

(5) 公共建築物の応急対策

町等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

8 町有財産の対策

各施設の応急対策の実施は、2から7までに定めるほか次によるものとする。

(1) 応急対策の実施者

災害時における町有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の管理者が行うものとする。

(2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防及び財産の善良な維持管理に努めるとともに、台風発生時において、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し、被害の予防に努めるものとする。なお、物品についても保管（所属）物品の保全に努め浸水のおそれがあるときは、高所へ移動させる等その対策を講ずる。

(3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受けそのまま放置することは、財産の維持管理上又は業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係各部に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行うものとする。なお、物品についても被災後直ちに修繕、手入れ等の処置を要するものがあるときは実情に即して適宜の処置をするものとする。

第9節 ライフライン施設の応急対策

1 計画の方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

2 水道施設

(1) 水道事業者の応急復旧対策

ア 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

イ 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

ウ 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

エ 県等への応援要請

水道事業者は、水道事業体による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

オ 重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

3 下水道施設

(1) 下水道管理者の応急復旧対策

ア 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて岐阜県下水道連絡会を通じ他の下水道管理者に応援を要請する。

イ 被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ場施設等について、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施する。

4 電気施設

(1) 町及び県の応急対策

ア 連絡調整

町及び県は、災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いるものとする。

エ 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずるものとする。

オ 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるものとする。

カ 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

キ 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努めるものとする。

5 都市ガス施設（東邦ガス株式会社）

(1) 町及び県の応急対策

ア 連絡調整

町及び県は、災害発生時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

(2) 東邦ガス株式会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

東邦ガス株式会社は、災害の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

東邦ガス株式会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

東邦ガス株式会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

東邦ガス株式会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努めるものとする。

オ 緊急措置

東邦ガス株式会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図るものとする。

カ 復旧支援要請

東邦ガス株式会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請する。

キ 臨時供給

東邦ガス株式会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行うよう努めるものとする。

ク 災害時における広報活動

東邦ガス株式会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

ケ 重要施設への優先的復旧

東邦ガス株式会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

6 鉄道施設（名古屋鉄道株式会社）

(1) 町及び県の応急対策

ア 連絡調整

町及び県は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保するものとする。

(2) 名古屋鉄道株式会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

名古屋鉄道株式会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

名古屋鉄道株式会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

名古屋鉄道株式会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行うものとする。

エ 駅構内等の秩序の維持

名古屋鉄道株式会社は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

オ 輸送の確保

名古屋鉄道株式会社は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるものとする。

カ 資機材及び車両の確保

名古屋鉄道株式会社は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

キ 応急復旧

名古屋鉄道株式会社は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

ク 災害時における広報活動

名古屋鉄道株式会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

7 電話（通信）施設

(1) 町及び県の応急対策

ア 連絡調整

町及び県は、災害発生時には電話（通信）事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を電話（通信）事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

(2) 電話（通信）事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電話（通信）事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

電話（通信）事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電話（通信）事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ 通信の非常そ通措置

電話（通信）事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

オ 資機材及び車両の確保

電話（通信）事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不

足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努めるものとする。

カ 応急復旧

電話（通信）事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。

キ 災害時における広報活動

電話（通信）事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

ク 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

8 放送施設

(1) 町及び県の応急対策

町及び県は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

(2) 放送事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

オ 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

第10節 文教関係の応急対策

第1項 文教対策

活 動 の ポ イ ン ト
1 災害が予想されるとききの措置 (1) 登校前 ⇨ 休校の連絡徹底 (2) 授業中 ⇨ 下校。小学校においては地域別に教師が引率 ⇨ 待機。各施設管理者等の判断により、学校等に待機させる
2 被災時の措置（校舎の確保） (1) 応急修理により使用できる場合 ⇨ 応急修理 (2) 一部校舎が使用不能 ⇨ 特別教室、屋外施設のほか、二部授業の実施 (3) 全部又は大部分の校舎が使用不能 ⇨ 公民館等公共施設又は近隣学校の校舎 (4) 特定の地区が被災した場合 ⇨ 被災を免れた公民館等公共施設の利用又は仮校舎の建設
3 施設利用及び教職員確保の応急要請 県支部教育班に要請する。

1 計画の方針

災害時における児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、速やかに被災地の教育機能を回復させ、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 気象予警報等の把握、伝達

各学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）の施設管理者は、災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

(1) 学校等

町本部及び各施設管理者は、学校等における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、本章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」に基づき町に伝達されるため、学校教育班及び福祉班は、必要な情報を各施設管理者に対し伝達するものとし、各施設管理者は町より情報の伝達を受けた場合は、テレビ・ラジオ等の放送機関及び防災関係機関より自らも情報を収集するなど災害対策の実施に努める。

(2) 休校等の措置

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合には、休校、下校、待機等の措置に関し、学校施設は学校教育班長（学校教育課長）と、保育園は福祉班（福祉子ども課長）とそれぞれ協議し必要な対策をとるものとする。なお、休校、下校、待機等の措置を決定したときは、学校等は直ちに防災行政無線（同報無線）、緊急速報メール等によって各家庭まで徹底するものとするが、防災行政無線が使用できないときは別に定める連絡系統によって徹底する。

また、組合立中学校については、町本部は可児市・御嵩町中学校組合教育委員会と連絡をとり合い、中学校の休校等の措置についても伝達を行うものとする。

なお、具体的な判断基準については、各地域の実情を考慮して、学校等ごとに定めるものとする。

休校措置児童生徒等の登校前に、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合は、休校又は授業開始時間の変更等により被害の防止に努める。

3 下校時の措置

児童生徒等の登校後、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、休校を決定し帰宅させるときは、中学校においては下校に当たっての注意事項を十分に徹底し、また小学校児童については地域別に教師が引率して帰宅させるものとするが、保護者等の迎えにより帰宅させようとするときは、迎えに来るまで又は帰宅中に二次被害を発生させないよう状況を十分に精査し、注意しなければならない。

4 待機時の措置

児童生徒等の登校後、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合で、下校等の措置により二次被害の発生が予想されるときは、児童生徒等を学校に待機させる。

5 施設等の被害調査計画

学校その他文教関係施設の被害状況の調査及び報告は、県計画第3章第36節「文教災害対策」によるほか、この計画による。なお、文教関係の報告事項は、次のとおりである。

- (1) 学校施設の被害状況報告書（様式74号）
- (2) 被災児童生徒数調（様式75号）
- (3) 学校給食用物資被害状況報告書（様式76号）
- (4) 児童生徒被災状況報告書（様式77号）

6 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用する。

ア 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎等を利用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄の学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときはプレハブによる応急仮校舎の建設をする。

前記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底するものとする。

7 文教施設の応急復旧

学校教育班は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため又は授業実施のため必要な範囲において応急処置を行うものとする。ただし、処置（応急復旧）をする場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存に留意する。

なお、学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによる。

(1) 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

(2) 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

(3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全に万全を期するものとする。

清掃に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 浸水した校舎等はなるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、でい土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する。

イ でい水などで汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

ウ 浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（石炭酸3：水7の割合）、クレゾール水若しくはフォルマリンをもって拭浄し、又はこれを散布し、便池には 製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

(4) 施設利用の応援要請

隣接学校等他市町村の公共的施設を利用して授業を行う場合には、県支部教育班に対して施設利用の応援を要請するものとする。

応援に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 応援を求める学校名

イ 予定施設名又は施設種別

ウ 授業予定人員及び室数

エ 予定期間

オ その他の条件

なお、応援に当たっては、学校教育班長（学校教育課長）は、本部長（町長）と協議して決定するものとする。

8 被災教育職員の調査報告

町本部長（町長）は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を「公立学校共済組合員被害状況報告書（様式78号）」により調査し、県本部教育部に報告させるものとする。なお、県本部への報告は、県支部教育班を経由して行うものとする。

9 教育職員の対策

(1) 教員の確保

町教育委員会は県教育委員会とともに、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

(2) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

(3) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、学校教育班に派遣の要請をするものとする。教育班は、町内の学校間において操作するものとする。

(4) 応援要請

町において解決できないときは、学校教育班は県支部教育班に教職員派遣の応援要請をするものとする。要請を受けた県支部は、管内の適当な市町村本部に対して教職員派遣のあつせんをするものとする。教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 応援を求める学校名

イ 授業予定場所

ウ 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）

エ 派遣予定期間

オ 派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、学校教育班長（学校教育課長）は、本部長（町長）と協議して決定するものとする。

10 児童生徒等の安全確保

学校等は、第2章第6節「文教関係の予防計画」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努めるものとする。

11 教育活動の早期再開

町教育委員会は県教育委員会とともに、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

(2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

イ 公立学校の相互利用

ウ 仮設校舎の設置

エ 公共施設の利用

オ 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

(4) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

12 応急教育実施上の留意事項

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、他施設の利用やオンライン授業の実施等によりできるだけ速やかに応急授業の実施に努めるものとする。

応急教育実施に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒等が負担にならないように留意する。
- (2) 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が指定避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童生徒等に対し、それぞれに支障とならないように充分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童生徒等との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておく。

13 被災児童生徒等の調査報告

町本部は、施設責任者の協力を得て、県の様式に定める事項につき速やかに調査し、県支部教育班に報告するものとする。

14 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を県教育委員へ報告する。県教育委員会は調査の結果、学用品の確保が困難な町に対して給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童生徒等に対する支給及びあつせんは、本章第6節第13項「学用品等支給計画」の定めるところによるものとする。

(2) 就学援助

町及び県は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

(3) 授業料の減免又は猶予

高等学校等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとるものとする。

(4) 育英資金の特別貸付

高等学校等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとるものとする。

(5) 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあつては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努めるものとする。

15 学校保健対策計画

災害時における学校給食及び児童生徒等の保健対策は、この計画によるものとする。

(1) 被害状況等の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童生徒等給食補助の国庫負担のため次の事項を速やかに調査し、報告するものとする。

ア 学校給食用物資の被害状況調

各学校は、学校給食用物資の被害を教育班に報告し、教育班はこれを集計して県支部教育班へ報告するものとする。

イ 児童生徒被災状況調

各学校は、児童生徒等の属する世帯の被害状況を調査し、教育班に報告し、教育班はこれを集計して県支部教育班へ報告するものとする。

(2) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するものとする。

イ 施設、原材料等の被害のため実施ができないときは、速やかに応急措置を考慮して実施するよう努めること。

ウ 学校が指定避難所として使用される場合は、給食センター施設は災害用炊き出し施設に利用されることが多いが、学校給食と災害用炊き出しとの調整に留意するものとする。

エ 従事者の保健

調理及び配分等給食従事者に対しては、健康診断を実施し、下痢状態にある者は従業を禁止し、検便を行うものとする。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

オ 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いづれについても当分の間、煮沸したものを用いること。浸水した井戸については井戸ざらいを行い、クロール、石灰等を用いて十分消毒を行うこと。

カ 食品衛生

災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法（献立）、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させるものとする。

キ 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する等衛生管理に配慮するものとする。

ク その他

(ア) 炊き出しとの調整

学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災用炊き出し施設に利用されるときが少なくないが、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

(イ) 被害物資対策

町本部は、県本部から指示があるまでの間被害を受けた給食用原材料品を保管しておくものとする。

(3) 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町本部、県支部保健班、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本章第6節第16項「防疫計画」の定めるところによるが、特

に次の点に留意するものとする。

ア 県支部保健班あるいは学校医の意見を聴き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進に当たる。

イ 保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。

ウ 児童生徒等の食生活について十分な注意と指導を行う。

エ 感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努める。

(4) 児童生徒等の安全措置

各学校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童生徒等を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の質に応じた救急処置及び安全措置を講ずるものとする。

ア 登下校

地域やその時の状況判断により町本部等との関係を密にしながら登下校の可否を決めるものとする。

緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できるだけ家庭との連絡をとりながら、小集団で下校するなど指示し、児童生徒等の安全を確保するものとする。

イ 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行うものとする。

ウ 死傷者等の報告

災害による児童生徒等の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、教育委員会及び教育事務所へ速やかに報告するものとする。

(5) 転出、転入の手続

町教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

(6) 心の健康管理

町教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

16 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 計画の方針

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 所有者又は管理者への指導

被災文化財については、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう被害文化財個々についてその対策を所有者又は管理者に指示し、指導するものとする。なお、町地域の文化財の現況は、次のとおりである。

御 嵩 町 の 文 化 財 一 覧

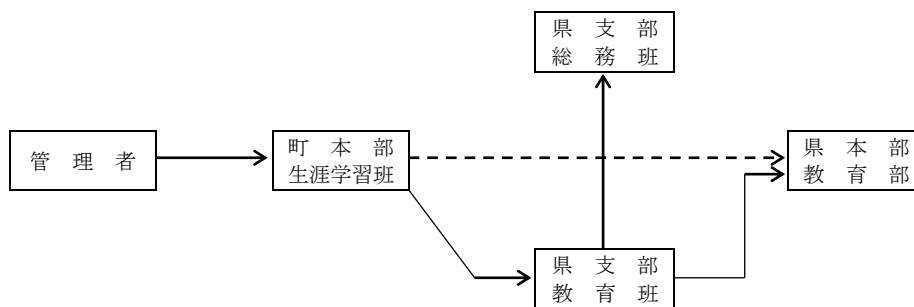
平成25年4月1日現在

区分	文化財の名称	所在地	備考
無形民俗	御嵩薬師祭礼	御嵩1306	県重文
	顔戸八幡神社祭礼	顔戸1194	町重文
	比衣日吉神社祭礼	比衣1236—1・2	町重文
有形民俗	白山神社祭礼屋形	中西屋敷	町重文
史跡	中切古墳	中切984—1ほか	県重文
	宝塚古墳 1基	中2635—1ほか	県重文
	東寺山古墳 2基	伏見505	県重文
	山田横穴古墳群 6基	伏見1376ほか	県重文
	和泉式部廟所	井尻106	町重文
	薬師御宝前 2か所	御嵩1377—1	町重文
	在原行平卿墳	顔戸368—2	町重文
	鬼の首塚	中1954—2	町重文
	ニヶ池	中263—1	町重文
新村湊	上恵土128—4	町重文	
名勝天然記念物	鬼岩	次月3421—4・日吉	国指定
天然記念物	大銀杏樹	宿(小泉神社)	町重文
建造物	願興寺本堂	御嵩1377—1	国重文
	願興寺鐘楼門	御嵩1377—1	県重文
	愚溪寺多宝塔	中1236—1	町重文
	御嵩宿商家竹屋	御嵩1406ほか	町重文
工芸	鱒口(天正銘)	御嵩1377—1	県重文
	本尊内蔵聖観音立像 1躯	中切1244—1	町重文
	狛犬 1対	中切	町重文
	瓦(願興寺出土軒丸瓦) 3点	御嵩1377—1	町重文
	願興寺梵鐘	御嵩1377—1	町重文
考古資料	天神ヶ森古墳出土品	御嵩1389—1	県重文
歴史資料	御嵩宿制札 1点	御嵩1389—1	町重文
	御嵩宿問屋千木秤 1式	御嵩1389—1	町重文
彫刻	木造薬師如来及両脇侍像 3躯	御嵩1377—1	国重文
	木造阿弥陀如来立像 1躯	御嵩1377—1	国重文
	木造阿弥陀如来坐像 1躯	御嵩1377—1	国重文
	木造釈迦如来及両脇侍像 3躯	御嵩1377—1	国重文
	木造四天王立像 4躯	御嵩1377—1	国重文
	木造十二神将立像 12躯	御嵩1377—1	国重文

	木造恵比寿（夷）立像 1 軀 長岡十一面観音像 1 軀 十一面観世音菩薩坐像 1 軀 天王庵本尊 1 軀	御嵩1377—1 御嵩2741 中切1244—1 宿2249	町重文 町重文 町重文 町重文
絵画	絵馬群 十六善神掛軸 弁財天女掛軸 愛染明王掛軸 三宝大荒神掛軸 明叔慶浚頂相	御嵩1377—1 御嵩1377—1 御嵩1377—1 御嵩1377—1 御嵩1377—1 中2635—1	町重文 町重文 町重文 町重文 町重文 町重文
典籍	大般若波羅蜜多經 600巻	御嵩1377—1	県重文
書跡	官宣旨	中2095	県重文
古文書	慶長時代古文書 4通 左弁官下文 大久保石見守寺領安堵状 徳川義直寺領安堵黒印状 検地に関する折紙 森忠政寺領安堵状 義政御教書 覚書 1巻 土岐政房禁制外 寄進状 1巻 西町組御日待帳	御嵩1405 御嵩1405 御嵩1377—1 御嵩1377—1 御嵩1377—1 御嵩1377—1 中2635—1 中2635—1 中2635—1 中2635—1 伏見西町・西本町	県重文 町重文 町重文 町重文 町重文 町重文 町重文 町重文 町重文 町重文

3 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等に被害が発生したときはその管理者は、次の系統により被害の状況を報告するものとする。なお、町本部は、報告を受けあるいは承知したときは、「教育関係被害状況等報告書（様式34号）」により報告する。



4 公民館その他社会教育施設の対策

町は、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行うものとする。なお、被災時においては、公民館等の施設は、災害応急対策のため(特に指定避難所、災害対策本部等)に利用される場合も少なくないので、設置管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

5 文化財の対策

町及び県は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第11節 その他応急対策

第1節から第10節までに定める以外の次の災害応急対策は、県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施するものとする。

- 1 公共施設の応急対策（県計画第3章第34節）
- 2 災害警備活動（県計画第3章第37節）

第4章 事故災害対策

第1節 航空災害対策

1 計画の方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

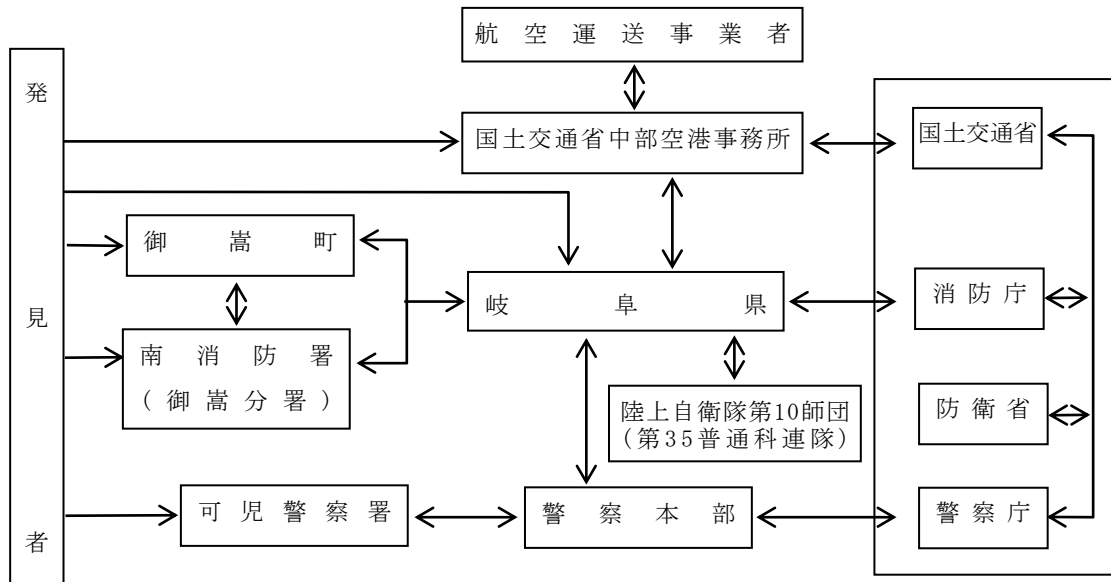
一般災害対策に定めるもののほか、航空災害に対する対策については、本計画に定めるところによる。

2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

ア 民間航空機の場合



(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」による。

(3) 消火活動

ア 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 町が発災現場でない場合、発災現場の市町村からの要請又は「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき、町による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

なお町は、交通規制に当たって、警察と密接な連絡をとる。

(5) 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

5 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、航空運送事業者、県その他防災関係機関と連携して、被災者等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、航空運送事業者、県その他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努める。

第2節 鉄道災害対策

1 計画の方針

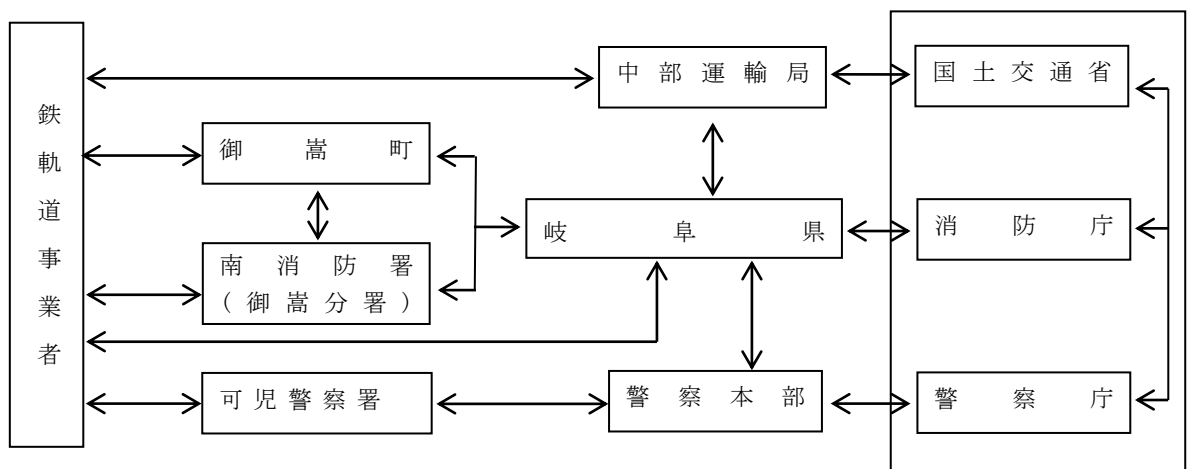
一般災害対策に定めるもののほか、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、町、県及び警察等が情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。



(2) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

町は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

3 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町長は、町独自では十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援のあつせんを要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、詳細については、第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 町による救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により、県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお町は、交通規制に当たって、警察と密接な連絡をとる。

6 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、鉄道事業者及びその他防災関係機関と連携して、被災者等のニーズを十分に把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療検閲などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

7 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、町、県、警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。なお、事故災害の原因が判明した場合には、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第3節 道路災害対策

1 計画の方針

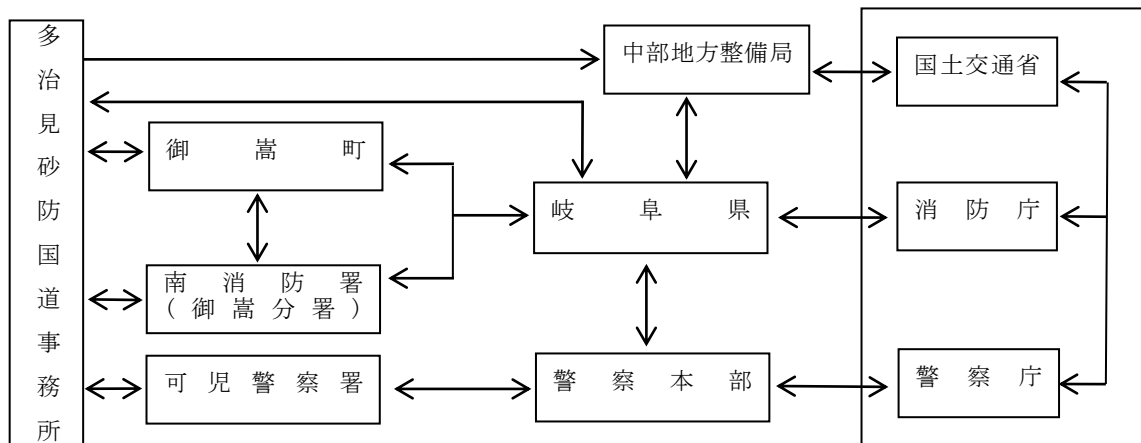
一般災害対策に定めるほか、トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

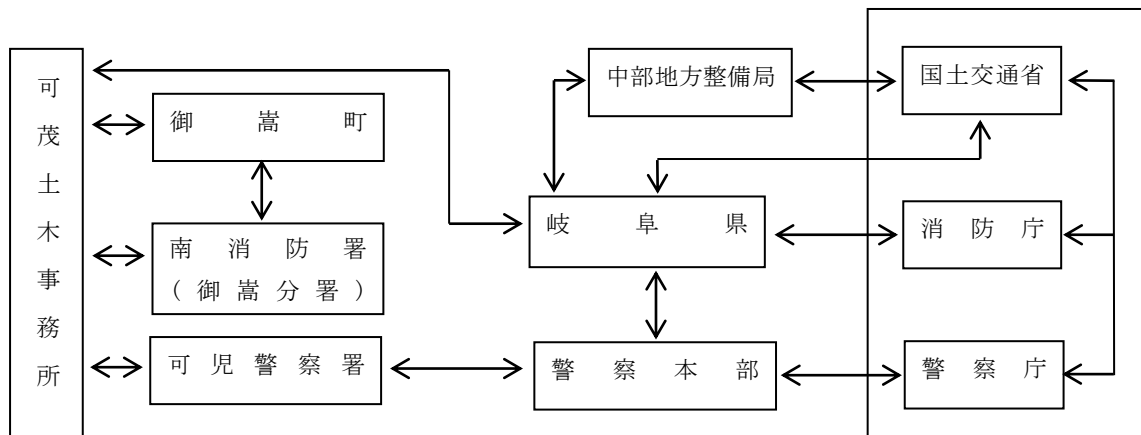
道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、町は、情報収集をするに当たって、必要に応じ、県及び警察に要請し、ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。

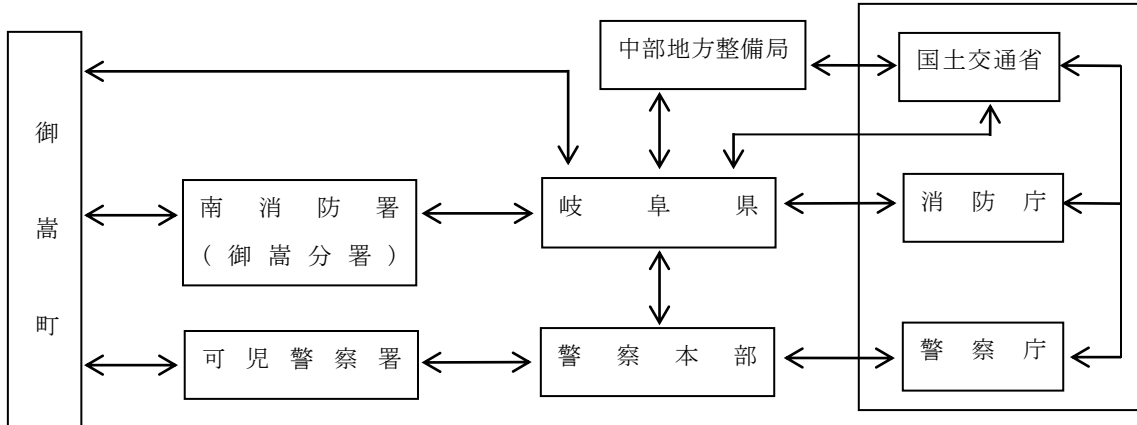
(1) 国の管理する道路



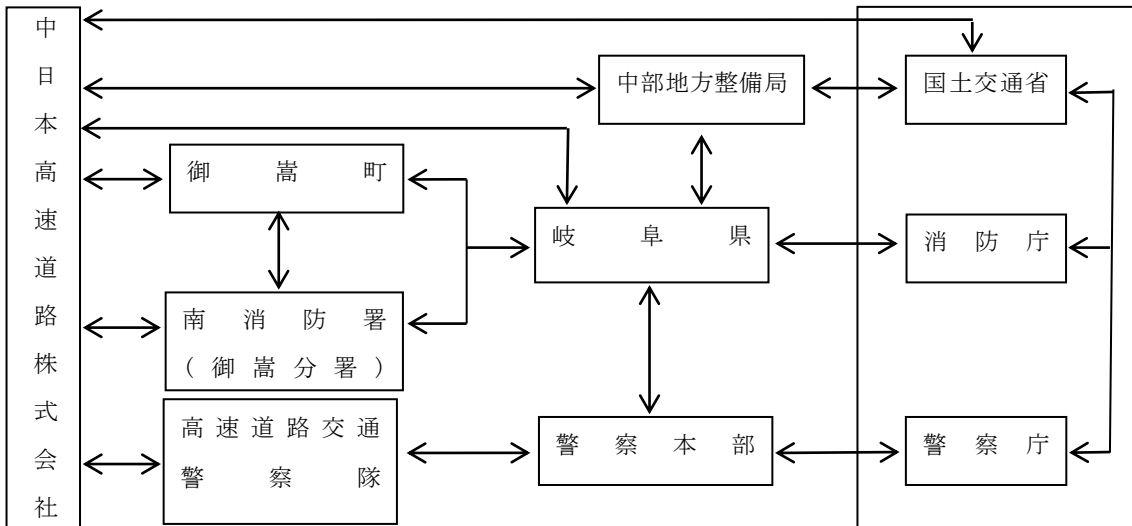
(2) 県の管理する道路



(3) 町の管理する道路



(4) 中日本高速道路株式会社の管理する道路



(5) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(6) 通信手段の確保

災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

3 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、詳細については、第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 緊急輸送のための交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

町は、交通規制に当たって、県警察と密接な連絡をとる。

6 危険物の流出に対する応急対策

(1) 町は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 町は、危険物の流出が認められた場合、県警察と連携して直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

7 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 町は、町が管理する道路について、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

(2) 町は、町が管理する道路について、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

8 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、県及びその他防災関係機関と連携して、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、県その他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

9 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

10 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需用マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。

県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需用マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や平準化などの交通需用の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

第4節 原子力災害対策

第1項 総則

1 計画の目的

本項は、平成23年3月に発生した福島第一原発の事故を受け、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下、「原災法」という。）並びに原子力防災指針（以下）に基づき策定された、岐阜県地域防災計画原子力災害計画で対象とする原子力災害及び、本町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備並びに岐阜県原子力災害に係る岐阜県広域避難計画の定めるところにより、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧及び県内避難者の受入りに係る必要な対策について、町及び防災関係機関、並びに住民がとるべき措置を定め、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

本節は、町における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上でまとめたものである。町及び防災関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

3 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、住民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成するものとする。

4 計画の基礎とするべき災害の想定

県が行った放射性物質の拡散シミュレーションの結果（平成24年9月発表・同11月追補版公表）では、大垣市、関ヶ原町、揖斐川町では外部被ばく実効線量が年間100 mSv以上となる可能性が示され、隣接の可児市の一部でも年間20 mSv以上となる可能性が示されたものの、御嵩町には年間20 mSv以上となる可能性は示されていない。

- (1) 本町は最寄りの原子力事業所から最短距離で約101 kmに位置しているが、岐阜県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、岐阜県内、特に西濃地域においてその直接的な影響が及ぶ可能性があることから、県の地域防災計画を踏まえ、対象とする原子力事業所を以下の通りとし、必要な対策を進める。

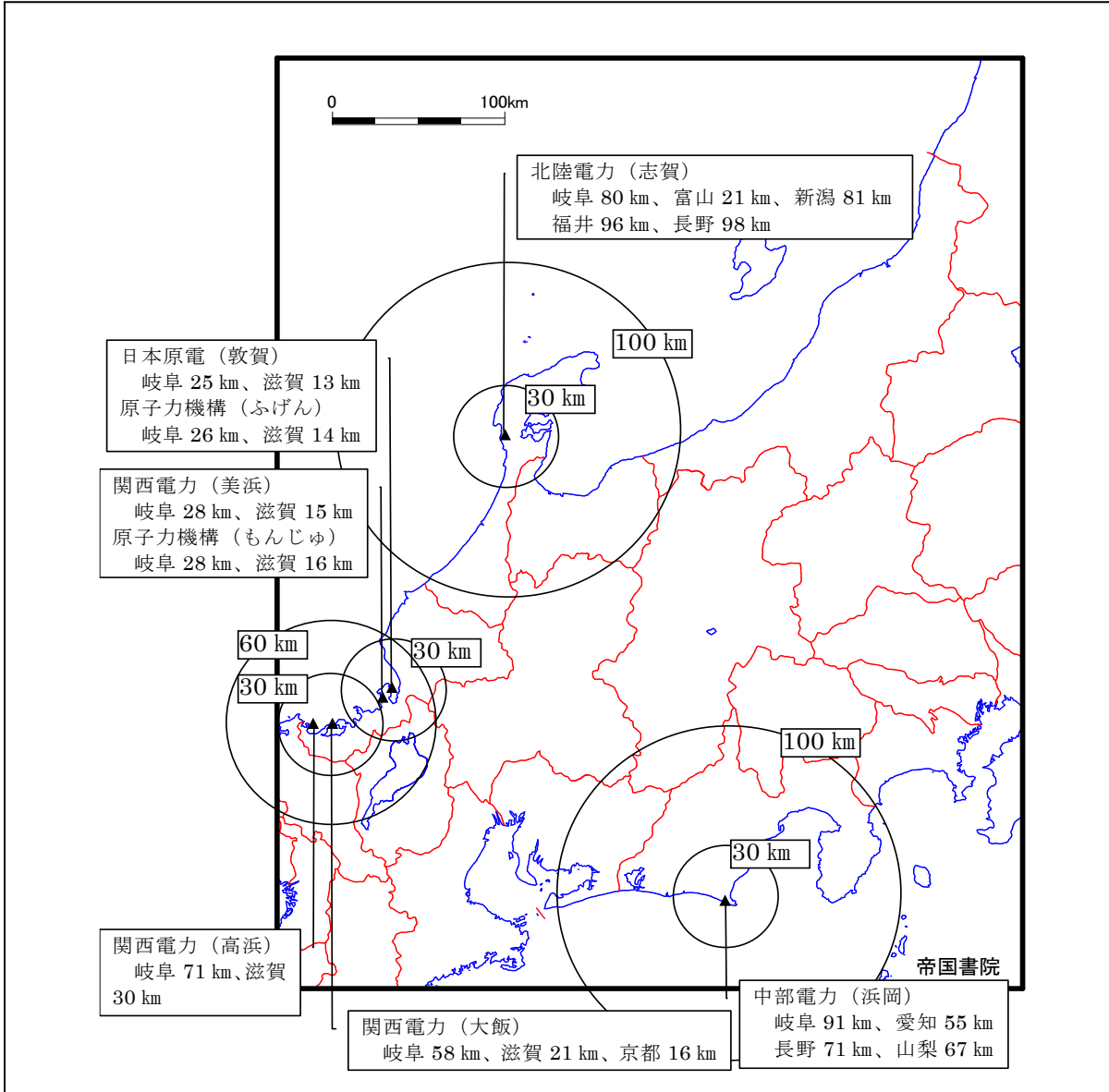
事業者名	日本原子力発電株式会社
発電所名	敦賀発電所

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）

事業者名	関西電力株式会社
発電所名	美浜発電所

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



- (2) 御嵩町内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15 m程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

第2項 災害予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、その他防災関係機関との原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町（住民環境課）は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他防災機関との情報収集・連絡体制を確保する。

(2) 機動的な情報収集体制

町（住民環境課）は、機動的な情報収集活動を行えるよう車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

一般対策編第2章第9節「防災通信設備等の整備計画」及び第3章第1節第3項「災害通信計画」に定めるところによる。

3 組織体制等の整備

町は、原子力災害時に応急対策活動が必要となった場合に備え、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

町の体制（動員基準）

種別	基準	体制をとる課	摘要
準備体制	1 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生連絡があったとき 2 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生連絡があったとき 3 その他町長がこの体制を命じたとき	総務部 民生部	1 各種情報の収集及び連絡活動を行う。 2 必要に応じ教育部 3 必要に応じ災害警戒本部設置
警戒体制	1 県から、対象とする原子力事業所における特定事象発生連絡があったとき 2 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象発生連絡があったとき 3 その他町長がこの体制を命じたとき	総務部 民生部 教育部	災害対策本部が設置される。

非常体制	<p>1 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</p> <p>2 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合</p> <p>3 その他町長がこの体制を命じたとき</p>	全 職 員	災害対策本部が設置される。
------	---	-------	---------------

4 屋内待避等活動体制の整備

町（総務課）は、原子力緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした県が策定する防護措置に係る計画等を踏まえた屋内退避等を行えるよう、体制の整備等に努める。

また、原子力災害時の屋内退避等の方法や留意事項等について、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

5 住民への情報提供体制の整備

町（企画課）は県と連携し、住民及び報道関係機関に対しの確な情報を継続的に提供できるよう、提供すべき情報項目の整理や、多様なメディアの活用等情報提供体制の整備に努める。

情報提供体制の整備にあたっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

第3項 核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

1 計画の方針

町内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、町の地域を通過し、又は町の地域において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、町及び県、警察署、消防等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

2 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

事故時の措置

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①町、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報②消火、延焼防止の措置③核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置④モニタリングの実施⑤運搬に従事する者や付近にいる者の退避⑥核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去⑦放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置⑧その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置 等 |
|--|

3 町及び県の体制

町及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の住民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

4 警察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

5 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図り、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4項 災害応急対策

1 計画の方針

本項は、県から警戒事象及び特定事象の発生の連絡があった場合、及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に定めたものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本項に準じて対応する。

2 通報連絡、情報収集活動

町は、県から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

(1) 警戒事象・特定事象発生情報等の通報

ア 警戒事象の通報があった場合

町本部は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

イ 特定事象の通報があった場合

町本部は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

町本部は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るものとする。

イ 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

町本部は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行うものとする。

3 屋内退避、避難等の防護活動

県が行った放射性物質拡散シミュレーションの結果によれば、外部被ばく実効線量が年間20 mSv以上となる可能性は示されていないが、県に特定事象の通報があった場合、県の総合的な判断を踏まえ、段階に応じて予防的対応（屋内退避準備等）を行う。

また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

(1) 屋内退避・避難等に係る判断、指示

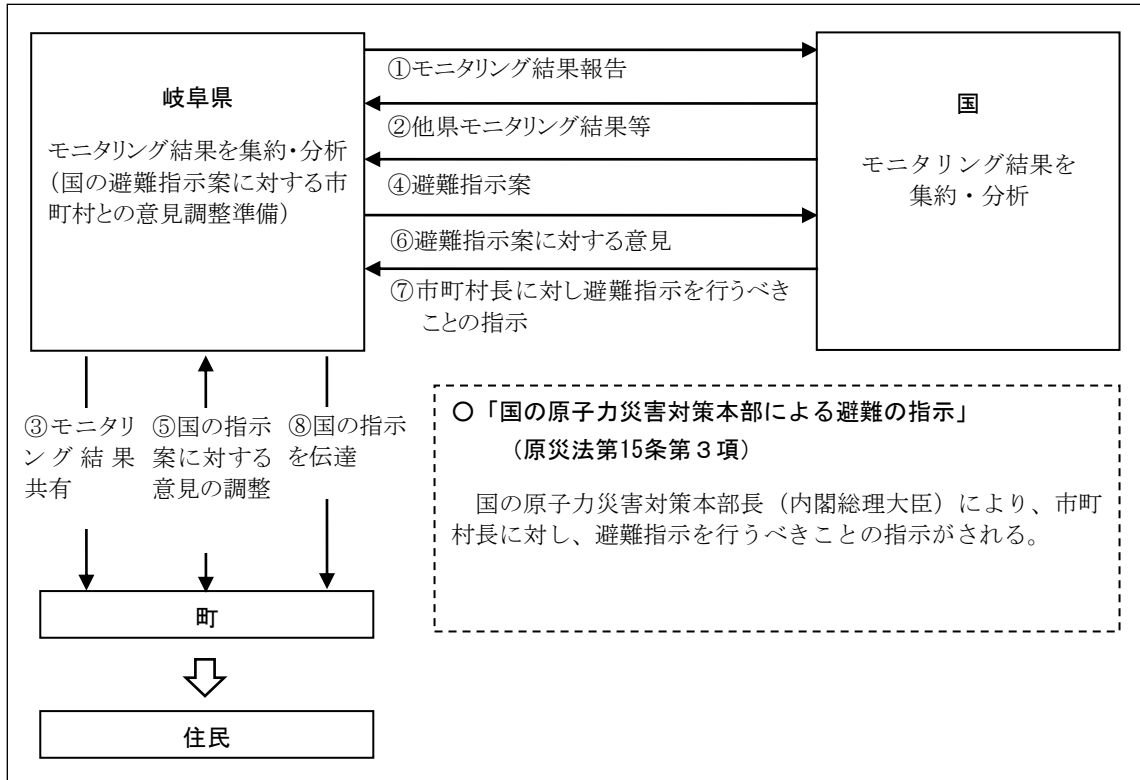
町本部は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、避難指示等の判断を行う。

指 針 の 指 標

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時500 μ Sv （マイクロシーベルト）	毎時20 μ Sv （マイクロシーベルト）

※地上1mで計測した場合の空間放射線量率

国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ



(2) 避難者の受入れ

町本部及び県は、県の広域避難計画等に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図った上で避難先を決定する。同計画による御嵩町の受入人数は2,400人で受入れ予定施設等については以下のとおりとする。

県外への避難が必要となった場合には、県地域防災計画及び県広域避難計画等に基づき対応するとともに、他県との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

広域避難の実施に当たって、町、県、国は「岐阜県地域防災計画（一般対策編）」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等に当たって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。

受入れ予定施設等

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容可能人数	摘要
1	上之郷公民館	中切874-4	67-0017	67-0017	150	
2	上之郷小学校	宿2002	67-1338	67-6438	197	
3	上之郷中学校	中切1785	67-0431	67-6432	332	
4	網木グラウンド管理棟	上之郷7112-1	67-0191		36	
5	御嵩公民館	御嵩626-1	67-0507	67-0507	198	
6	向陽中学校	御嵩1306	67-1331	67-1332	333	
7	東濃高校	御嵩2854-1	67-2136	67-6204	602	
8	中公民館	中2171-1	67-4841	67-4841	177	
9	御嵩小学校	中2628	67-1191	68-0062	286	
10	ぽっぽかん	顔戸1176-2	67-5221	67-5221	143	
11	B&G海洋センター	中2777-28	67-5196	67-5196	376	
12	伏見公民館	伏見990	67-0502	67-0502	138	
13	伏見小学校	伏見489	67-0530	67-6430	268	
14	共和中学校	伏見1875-1	67-2105	68-0066	303	
15	東濃実業高校	伏見891	67-0504	68-6412	873	

(3) 避難者に対するスクリーニング

スクリーニング実施場所については、被災市町村及び本町とのスペースとし、場所の選定については、駐車場の有無等について県等と協議・確認するとともに、避難者数及び派遣・確保できる医療従事者等を総合的に勘案した上で決定する。

第5項 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

1 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を町及び関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 町及び県の対応

町及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民の避難の指示等必要な措置を講じる。

3 警察

警察署は、最寄りの警察機関として事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 消防機関

消防は、最寄りの消防機関として事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第5節 危険物等災害対策

1 計画の方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

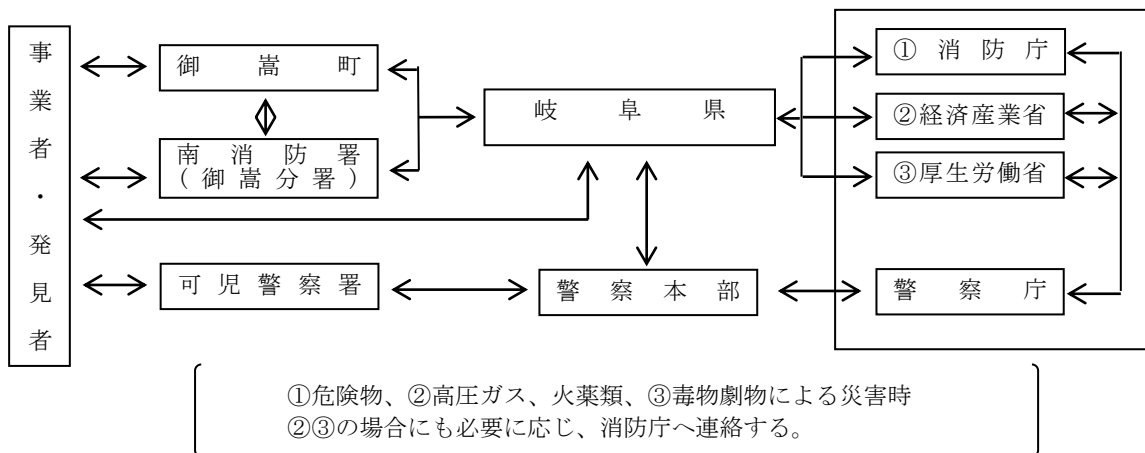
危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町等へ連絡するものとする。

町は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、町等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空観察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

危険物等取扱事業者は、町及び県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

町は、危険物等取扱事業者、県及び防災関係機関とともに、災害発生直後直ちに発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電話（通信）事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

3 活動体制の確立

(1) 危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等

必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 町及び県の活動体制

町及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、詳細については、第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(6) 防災業務関係者の安全確保

町等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

4 災害の拡大防止活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるものとする。

町及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を

考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制に当たって、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

6 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者等は、直ちに防除措置を講ずる。

消防機関及び県警察は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

町及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応する。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

町は、危険物等災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所又は指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章第6節第4項「避難計画」の定めるところによる。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第6節 林野火災対策

1 計画の方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

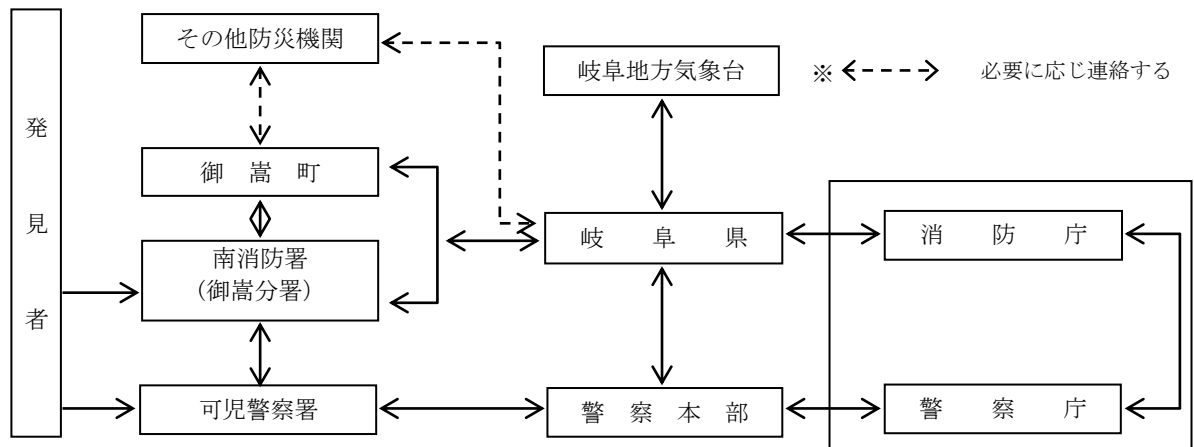
(1) 災害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、町等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

町及び県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電話（通信）事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

(5) 活動体制の確立

ア 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

イ 町及び県の活動体制

町及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、町本部の設置等必要な体制をとる。

(6) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(7) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、林野火災防衛図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努める。

住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路の交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

4 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

町は、林野火災により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所又は指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、詳細については、第3章第6節第4項「避難計画」の定めるところによる。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを充分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

6 二次災害の防止活動

町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第7節 大規模な火事災害対策

1 計画の方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

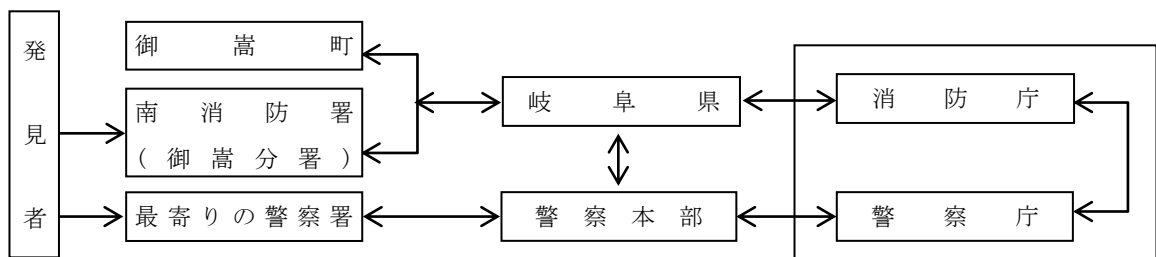
2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電話（通信）事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

3 活動体制の確立

(1) 町及び県の活動体制

町及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、町本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救

助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

5 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

町は、大規模な火事により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所又は指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章第6節第4項「避難計画」の定めるところによる。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第8節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施責任者

県

町

防災関係機関

事業者

3 実施内容

(1) 広報

県、町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ その他必要な事項

(2) 応急対策

県、町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図る。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。

(4) 通信機器等の充電

県、町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。

第5章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2項 迅速な現状復旧

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

国（国土交通省）は、県道又は町道について、県又は町から要請があり、かつ県等又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

県は、町が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、当該町から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、町長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、か

つ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は町長から要請があり、かつ当該県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国（林野庁）は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該県の知事から要請があり、かつ当該県の工事の実施体制等を勘案して、当該県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。

第3項 復旧・復興の基本方針の決定

1 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

2 復旧・復興計画の策定

町及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

第4項 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町及び県は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。

県は、県及び町の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案等を支援するため、必要に応じて県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地に派遣する。

第5項 その他

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 災害復旧計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた公共施設の復旧、被災産業の復興あるいは民生安定のための諸対策等復旧に関する計画は、次によるものとする。

2 災害復旧のための被害報告

災害復旧のため必要な産業及び施設の被害の調査及び報告は、県計画第4章第2節「公共施設災害復旧事業」の定めるところによる。なお、被害状況調査の実施者等は、第3章第4節第2項「災害情報収集等の計画」の定めるところによる。

3 住宅復興に関する計画

被災者の住宅対策は、県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによる。

4 公共施設の復旧計画

被災した土木、農業その他公共施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行い、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、実情に即した復旧計画を策定する。

第3節 公共施設災害復旧事業

1 計画の方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

2 実施内容

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - カ 道路災害復旧事業
 - キ 下水道災害復旧事業
 - ク 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 計画の方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町等は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

2 実施内容

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

ア 法律

- (7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (4) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (7) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (キ) 予防接種法
- (ク) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (コ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- (7) 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- (4) 都市災害復旧事業国庫補助
- (7) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (7) 公共土木施設災害復旧事業
- (4) 公共土木施設災害関連事業
- (7) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (オ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防施設事業

- (ヌ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - (セ) 湛水排除事業
 - イ 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 森林災害復旧事業に対する補助
 - ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ その他の特別の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - (オ) 水防資材費の補助の特例
 - (カ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) 暴力団の排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第5節 被災者の生活確保

1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 実施内容

(1) 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった町及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援及びサービスを提供する。

(2) 個人被災者への資金援助等

ア 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障がい見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

イ 被災者生活再建支援金

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ リ災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査やリ災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にリ災証明を交付する。リ災証明の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なくリ災証明書を交付する。そのため、速やかに、リ災証明書の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法について習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、周知するものとする。

エ 災害ケースマネジメント

町及び県は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(3) 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町民税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

(4) 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

なお、町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

(5) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

(6) 原子力災害対策

ア 各種制限措置の解除

(7) 核燃料物質の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除

町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置を解除する。

(4) 県外原子力災害に係る各種制限措置の解除

町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置を解除する。

第6節 被災中小企業の振興

1 計画の方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 自立の支援

町、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 各種対策

ア 株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置

イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ

ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置

エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

オ 貸付事務等の簡易迅速化

カ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置

キ 租税の徴収猶予及び減免

ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置

ケ その他各種資金の貸付け等必要な措置

第7節 農林漁業関係者への融資

1 計画の方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 災害関連資金の融資等

町、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金ほか
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金